

法務総合研究所

研究部報告

68

精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する研究

2025

法務総合研究所

は し が き

令和3年3月、政府は、第4次犯罪被害者等基本計画を閣議決定し、同計画において、法務省は、「性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施する。」こととされた。そこで、法務総合研究所は、同計画に基づき、「犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究」の一環として、「第6回犯罪被害実態（暗数）調査」とともに、性犯罪被害者のうち、特に被害が潜在化しやすいとされる精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条）の実情を明らかにすることにより、被害を防止し被害者支援策等を検討するための基礎資料を提供することを目的として、本研究を実施した。

本研究においては、まず、性犯罪に関する刑法の規定の概要についてまとめた上で、主として、不同意性交等及び不同意わいせつについて、各種統計資料を調査した。そして、刑事事件の確定記録を調査することにより、精神障害を有する性犯罪被害者の被害の実態について調査・分析を行った。また、それとの比較のため、精神障害を有しない性犯罪被害者についても調査・分析の対象としたが、その際、16歳未満の年少者の性犯罪被害者は、性被害について適切に認識できていないことなどから被害の潜在化が懸念されるため、16歳未満の年少者の被害者と16歳以上の被害者とを分けて調査・分析することとした。さらに、警察、検察、裁判、矯正、保護の刑事司法の各段階における犯罪被害者に配慮した施策等、その他関係機関において取り組んでいる犯罪被害者支援策等についても調査した。

本報告書が、精神障害を有する者の性犯罪被害を防止し、その支援策を充実・強化するための基礎資料として、広く活用されることとなれば幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御協力を頂いた内閣府及び警察庁のほか、最高検察庁、法務省刑事局、矯正局、保護局及び司法法制部の皆様に、心より謝意を表する次第である。また、帝京平成大学大塚淳子教授、理化学研究所仲真紀子理事、お茶の水女子大学高橋哲准教授には、本研究を進めるに当たり多大な御示唆と御教示を頂いた。厚く御礼を申し上げる。

令和7年3月

法務総合研究所長 森 本 加 奈

要 旨 紹 介

本研究は、法務総合研究所が「犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究」の一貫として実施したものであり、性犯罪被害者のうち、特に、被害が潜在化しやすいとされる精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条）の実情を明らかにすることにより、被害を防止し、被害者支援策等を検討するための基礎資料を提供することを目的としている。性犯罪被害に関する各種統計資料を用いた調査のほか、特別調査として、精神障害を有する者を主な対象として、刑事確定記録の精査を中心とした調査を実施し、それらの結果を分析した。併せて、法務省及び関係機関における犯罪被害者等に係る施策等の現状や課題についても調査を行った。

1 統計調査（第2章）

（1）性犯罪に関する刑法の概要

性犯罪に関する刑法（明治40年法律45号）の規定のうち、個人の性的自由に対する罪（不同意わいせつ罪、不同意性交等罪、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪、不同意わいせつ等致死傷罪、16歳未満の者に対する面会要求等罪、強盗・不同意性交等及び同致死罪）について、近年の法改正及び各罪の概要をまとめた。

（2）検挙

不同意性交等の認知件数・検挙件数・検挙人員を見ると、昭和40年前後をピークにおおむね減少傾向にあったが、平成29年以降は増加傾向にあり、令和5年は、いずれも前年よりも増加した。検挙率は、平成27年から令和3年までは90%であったが、令和5年は70%台に低下した。

不同意わいせつの認知件数を見ると、平成15年をピークにおおむね減少傾向にあったが、令和3年に再び増加に転じており、同年以降、検挙件数及び検挙人員も増加している。検挙率は、平成15年以降上昇傾向にあり、令和5年は80%近くに上った。

性犯罪被害者に係る各種指標を見ると、不同意性交等の被害発生率は、女性では、令和5年は平成16年以降最高の4.1であった一方、男性では、29年以降0.2未満で推移している。不同意わいせつの被害発生率は、女性では、28年以降10.0未満で推移しており、男性では、16年以降0.5未満で推移している。被害者の年齢層別人員の推移を見ると、不同意性交等では、女性は、17年以降20～29歳が最も多く、男性は、29年から令和4年まで13歳未満が最も多いなどの傾向が見られ、不同意わ

いせつでは、女性は、26年以降20～29歳が最も多く、男性は、16年以降13歳未満が最も多いなどの傾向が見られた。被害者と被疑者の関係別検挙件数の推移を見ると、不同意性交等及び不同意わいせつのいずれにおいても、被害者と被疑者に面識がある場合の構成比が上昇傾向にあった。

(3) 検察

刑法犯全体の起訴・不起訴人員等の推移を見ると、起訴人員は、平成20年以降10万人を下回って減少傾向にあり、起訴猶予人員は16年以降6万8,000人台から7万9,000人台でおおむね横ばいで推移し、嫌疑不十分人員は、27年以降2万3,000人前後で推移し、その他の不起訴人員は、16年以降1万2,000人台から1万8,000人台でおおむね横ばいで推移していた。

不同意性交等の起訴・不起訴人員等の推移を見ると、起訴人員は、30年以降400人台から500人台で推移していたが、令和5年は600人を超えた。起訴猶予人員及び嫌疑不十分人員は、平成29年以降増加傾向にあり、令和5年にはそれぞれ400人弱、800人台まで増加した一方、その他の不起訴人員は、27年のピーク以降大幅に減少し、30年以降50人未満で推移していた。

不同意わいせつの起訴・不起訴人員等の推移を見ると、起訴人員は、平成19年以降増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和5年は1,400人であった。起訴猶予人員及び嫌疑不十分人員は、29年以降顕著な増加傾向にあり、令和5年にはそれぞれ1,400人台、1,100人台まで増加した一方、その他の不起訴人員は、28年のピーク以降大幅に減少し、令和5年は113人であった。

(4) 裁判

不同意性交等の通常第一審における有罪人員（懲役）の推移を見ると、令和5年は、平成16年の約2分の1であり、刑期別構成比の推移では、16年以降、「5年を超え10年以下」の割合が上昇傾向にあり、「3年以下（実刑）」の割合が低下傾向にあった。

不同意わいせつの通常第一審における有罪人員（懲役）の推移を見ると、令和5年は、平成16年の約9割であり、刑期別構成比の推移では、16年以降、「2年以上3年以下（全部執行猶予）」の割合が上昇傾向にあり、「1年以上2年未満（実刑）」の割合が低下傾向にあった。

2 特別調査（第3章）

調査対象事件は、精神障害を有する者が被害者である場合には、平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に、強制性交等、準強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれかを判決言い渡し罪名に含んで有罪判決が下された事件とした。精神障

害を有しない者が被害者である場合には、4年1月1日から同年12月31日までの間に、強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれかを判決言い渡し罪名に含んで有罪判決が下された事件とした。前記事件について、刑事確定記録の精査による調査を実施し、調査対象被害者のうち精神障害を有する者176人、精神障害を有しない者349人を分析の対象とした。

調査内容は、被害者及び加害者の属性、調査対象事件の特徴のほか、被害の認識及び潜在化に関する事情、被害申告・捜査機関への犯行発覚の経緯及び状況、被害者保護に関する措置及び被害後の状況等である。分析に当たっては、各調査項目について、被害者の属性別（精神障害あり群・精神障害なし（16歳未満）群・精神障害なし（16歳以上）群）に傾向・特徴を比較したほか、精神障害の種類・程度別、年齢別及び加害者との関係別に被害の潜在化リスクを捉えるという観点からの分析も行った。

（1）被害者の属性別

ア 基本的属性及び調査対象事件の特徴等

被害者の性別については、全体的に女性の割合が高かったが、精神障害を有する被害者及び精神障害を有しない被害者のいずれにおいても、16歳未満の方が男性の割合が高い傾向が見られた。精神障害の種類等を調査した結果では、精神障害を有する者のうち7割以上が知的障害に該当した。

また、最初に受けた被害の態様については、精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれも、「強制わいせつ等」が7割を超え、最初の被害の場所については、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群では、屋外が最も多く、精神障害あり群では、学校・就労先・療養所・デイケア施設等が最も多かった。

イ 加害者の属性等

精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者のいずれも、ほぼ全員が男性であり、同種前歴を有している者は1～2割程度にとどまるという傾向であった。一方、加害者の年齢層には顕著な差が認められ、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者には、20～30歳台等の比較的若い年齢層が多い一方、精神障害あり群に対する事件の加害者は、65歳以上の高齢者層が多いという傾向がうかがえた。また、被害者から見た加害者の立場について、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件では、面識がない者が加害者であることが多い一方、精神障害あり群に対する事件の加害者は、支援関係者が最も多く、面識がない者を上回っているという特徴が見ら

れた。

ウ 被害の認識及び潜在化に関する事情等

被害当時の被害認識について、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、精神障害なし（16歳以上）群と比べ、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、同行為が犯罪行為の被害であると明確に認識できていなかったりする傾向があった。このように被害認識が十分でないことは、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由や捜査機関への犯行発覚までに長期間を要した理由とも関連していることが示唆された。また、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、犯行発覚までの期間が長期間に及ぶ傾向や、同一被害者に対する犯行が複数回に及ぶケースも比較的多く見られ、被害が発覚するまでの間に複数回犯行が重ねられている状況もうかがえた。

エ 被害申告・捜査機関への犯行発覚の経緯及び状況等

精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、被害申告がないケースや、最初に被害を伝える相手が親族や支援者・学校関係者等の身近な者であることが多い傾向が見られたほか、特に、精神障害あり群においては、被害を伝えられた親族等が、まずは内部的な聞き取り等を実施したり、捜査機関以外の医療機関・支関機関への連絡等を優先したりする傾向が見られた。

オ 被害者保護に関する措置及び被害後の状況等

精神障害あり群については、そもそも精神障害の影響により供述困難なため取調べが実施されていないケースも多数あることなどを踏まえれば、比較的高い割合で司法面接的手法による取調べが実施されている状況が明らかになったほか、精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれにおいても、証人出廷した際には、大半の事例において、遮へい及びビデオリンク等を中心とした措置が採られている状況等が明らかになった。

(2) 被害の潜在化リスクに関する分析

ア 精神障害の種類・程度別潜在化リスクに関する分析

精神障害の種類・程度別に、それぞれ被害の潜在化リスクに差が見られるかを検討したところ、発達障害又は軽度の知的障害を有する被害者においては、加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できている場合が多かった一方で、認知症、重度又は最重度の知的障害を有する被害者においては、

加害者から行われた行為自体を認識できていない場合や、その行為の意味内容をほとんど理解できていない場合が多く、被害申告がないケースも多いなどの傾向が見られ、より被害が潜在化しやすい可能性が示唆された。

イ 年齢別潜在化リスクに関する分析

年齢別に、被害の潜在化リスクに差が見られるかを検討したところ、被害当時の被害認識において、精神障害なし群は、15歳以上になると全員が加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できているなど、明確な年齢による差が見られた。一方、精神障害あり群は、いずれの年齢でも、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、同行為が不快感等を伴うものと認識しつつも犯罪行為による被害であるとは明確に認識できていなかったりする者が一定数おり、特定の年齢との関係性は必ずしも明確ではないという特徴が見られた。

ウ 加害者との関係別潜在化リスクに関する分析

加害者との関係別に、被害の潜在化リスクに関する分析を行ったところ、判決書で認定されていない犯行に関する供述では、加害者が親族や教師・雇用主・支援関係者等である場合において、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、件数が多い傾向が見られ、日常的に接する身近な者が加害者である場合において、複数回の性被害に遭う傾向が高く、被害が潜在化しやすい可能性が示唆された。また、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由では、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、加害者が親族等である場合に、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」を理由とする割合が高く、加害者が教師・雇用主・支援関係者等である場合に、「被害に関する認識が欠如・不足していた」を理由とする割合が高い傾向が見られるなどの特徴的な違いがうかがえた。

(3) 総合考察

特別調査の結果から明らかとなった精神障害を有する者等の性犯罪被害の傾向・特徴及び潜在化リスクについて概観し、それらを踏まえて考察を行った。

3 施策調査及び被害者支援の実情（第4章）

刑事司法の各段階及び関係機関における犯罪被害者に係る施策等の現状や課題等を把握するため、警察、検察・裁判、矯正、更生保護、法テラス、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援セ

ンターのそれぞれについて、①被害者等に配慮した制度、②被害者等施策推進のための取組、③被害者等に対応する職員の育成という3つの観点から調査を行い、その結果を取りまとめた。

4 まとめ（第5章）

特別調査や施策調査等の結果を踏まえて、精神障害を有する性犯罪被害者等が置かれた環境等及び精神障害を有する性犯罪被害者等の特性という二つの観点から考察を行うとともに、精神障害を有する性犯罪被害者等に対する支援の更なる強化・充実に向けた提言として、以下三点について指摘した。

（1）これまでの施策の在り方の検討、各種制度の運用及び取組の実施を継続することの重要性について

性犯罪被害者支援のための各種制度の運用及び取組の実施を着実に推し進めていくことが重要であることについて指摘した。

（2）司法面接的手法を用いた代表者聴取について

司法面接的手法が、性犯罪被害の事実解明を促進して被害者を保護し、ひいては、加害者に対する適正処罰の実現にも資するものであることを指摘した上で、検察官に対する司法面接的手法の研修等を重ねることの重要性や、これらの研修等を受けた者が、性犯罪被害を受けた被害者の聴取に当たっていることを広く周知することの重要性について指摘した。

（3）被害者等の心情等の聴取・伝達制度等について

矯正施設、保護観察所及び地方更生保護委員会における被害者等の心情等の聴取・伝達制度等について、精神障害を有する性犯罪被害者や16歳未満の性犯罪被害者にとっては、精神障害を有しない16歳以上の性犯罪被害者よりも、利用のハードルが一層高いことを指摘した上で、制度利用促進のための情報提供の充実化の必要性について指摘した。

研究部長 野 原 一 郎

精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する研究

総括研究官	青木朝子
総括研究官	石井智之
研究官	芦沢和貴
研究官	河原塚泰
研究官	松本誠司
研究官	永石聡
研究官	藤井景子
研究官	中沢綾子
研究官	佐藤未央
研究官補	金綱祐香
研究官補	田中梨子
研究官補	黒川友里加
研究官補	太田弦
研究官補	森本朝香
(前総括研究官)	伊瀬知陽平
(前総括研究官)	門脇甲太郎
(前研究官)	村橋摩世
(前研究官)	椎原啓介
(前研究官補)	鈴木愛弓
(前研究官補)	藤林慧

目 次

要 旨 紹 介	i
第1章 はじめに	1
1 本研究の意義	1
2 本報告書の構成	2
第2章 統計調査	3
第1節 性犯罪に関する刑法の概要	3
1 近年の法改正	3
2 性的自由に対する罪	4
第2節 検挙	7
1 不同意性交等の認知件数等	7
2 不同意わいせつの認知件数等	8
3 性犯罪被害者	10
第3節 検察	16
1 刑法犯の起訴・不起訴人員等の推移	16
2 不同意性交等の起訴・不起訴人員等の推移	17
3 不同意わいせつの起訴・不起訴人員等の推移	18
第4節 裁判	20
1 不同意性交等の通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移	20
2 不同意わいせつの通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移	21
第3章 特別調査	22
主な調査結果	22
第1節 調査の目的	23
第2節 調査の概要	24
1 調査方法	24
2 分析方法	25
3 倫理的配慮	26
第3節 調査の結果（被害者の属性別）	27

1	基本的属性	27
2	調査対象事件の特徴等	30
3	加害者の属性等	41
4	被害の認識及び潜在化に関する事情等	51
5	被害申告・捜査機関への犯行発覚の経緯及び状況等	59
6	被害者保護に関する措置及び被害後の状況等	66
第4節	調査の結果（被害の潜在化リスクに関する分析）	75
1	精神障害の種類・程度別潜在化リスクに関する分析	76
2	年齢別潜在化リスクに関する分析	94
3	加害者との関係別潜在化リスクに関する分析	106
第5節	総合考察	126
1	被害者の属性別に見た性犯罪被害の傾向・特徴	126
2	被害の潜在化リスクに関する分析結果から見た性犯罪被害の傾向・特徴	129
第4章	施策調査及び被害者支援の実情	131
第1節	警察	131
1	警察における被害者等に配慮した制度	131
2	警察における被害者等施策推進のための取組	132
3	被害者等に対応する職員の育成	134
第2節	検察・裁判	136
1	捜査公判段階における被害者等に配慮した制度	136
2	捜査公判段階における被害者等施策推進のための取組	139
3	被害者等に対応する職員の育成	143
第3節	矯正	144
1	矯正段階における被害者等に配慮した制度	144
2	矯正段階における被害者等施策推進のための取組	147
3	被害者等に対応する職員の育成	152
第4節	更生保護	154
1	更生保護段階における被害者等に配慮した制度	154
2	更生保護段階における被害者等施策推進のための取組	160
3	被害者等に対応する職員の育成	163

第5節 関係機関における取組	165
1 法テラス（日本司法支援センター）	165
2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	168
第5章 まとめ	173
1 本研究により明らかとなった精神障害を有する者等の性犯罪被害の実態等に 関する考察	173
2 精神障害を有する性犯罪被害者等に対する支援の更なる強化・充実に向けた 提言	176
引用・参考文献	179
寄稿	183

第1章 はじめに

1 本研究の意義

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪であり、被害者の心身に対して、長期間にわたり多大な苦痛を与え続ける悪質な犯罪である。

法務総合研究所は、これまで、「犯罪被害実態（暗数）調査」を行い、警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法（受理統計）では把握することができない「暗数」、すなわち、認知件数と実際に発生している事件数との間の差を、一般国民を対象としたアンケートにより定期的に調査し、結果を公表してきた。同調査においては、性的事件の被害に関しても調査しているところ、過去の調査結果から、同被害については潜在化の可能性が高いことが示唆されている。

また、「はしがき」においても記載したとおり、第4次犯罪被害者等基本計画において、法務省は、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を行うこととされているところ、過去に法務総合研究所において行った研究では、性犯罪に特化して被害実態を詳細に明らかにした例はなく、かつ、障害を有する犯罪被害者に焦点を当てた研究の実績もない。

さらに、法務総合研究所以外の国内の先行研究を見ても、精神に障害を有する性犯罪被害者の研究は限られている。

そこで、法務総合研究所では、性犯罪被害者のうち、特に、精神に障害を有する者に焦点を当てて調査・分析を行うこととした。その調査手法としては、刑事事件の判決書及び確定記録を用いることにより、被害者の属性や被害当時の状況等について詳細に調べるとともに、被害者の供述から被害認識や被害申告の契機等を読み解くなどし、被害の実態を明らかにした。そして、精神に障害を有しない性犯罪被害者についても、同じ調査項目で調査を実施することにより、精神に障害を有しない性犯罪被害者と比較して、精神に障害を有する性犯罪被害者の傾向・特徴の分析も行った。

さらに、本研究の一環として、刑事司法の各段階における犯罪被害者に配慮した施策等、その他関係機関において取り組んでいる犯罪被害者支援策等についても調査を行い、その現状等を整理してまとめている。これらにより、法務省を始めとする関係府省庁において、今後の犯罪被害者支援施策の在り方を検討することはもとより、大学等の研究機関、医療機関その他精神に障害を有する性犯罪被害者の支援に携わる様々な関係機関において、犯罪被害者支援策を検討するために有用な基礎資料を提供することとした。

2 本報告書の構成

本報告書の構成は、以下のとおりである。

第2章では、性犯罪に関する刑法の規定の概要についてまとめた上で、各種統計資料に基づき、刑事司法の各段階における性犯罪の動向等を概観する。

第3章では、精神障害を有する性犯罪被害者を対象として行った刑事確定記録調査の結果を示し、分析により得られた知見を示す。

第4章では、刑事司法の各段階における被害者に配慮した各種施策等及びその他関係機関において取り組んでいる犯罪被害者支援策等について、調査した結果を紹介する。

第5章では、第2章から第4章までに明らかとなった調査結果等を踏まえ、性犯罪被害の防止や被害者支援等の検討に資する知見を示す。

第2章 統計調査

本章では、第1節において、性犯罪に関する刑法の規定の概要についてまとめた上で、第2節以降において、各種統計資料に基づき、主として不同意性交等（平成29年法律第72号による改正前は強姦（準強姦を含む。）をいい、同改正後、令和5年法律第66号による改正前は強制性交等（準強制性交等を含む。）、強姦及び監護者性交等をいい、同改正後は不同意性交等、強制性交等、強姦及び監護者性交等をいう。以下本章2節以降において同じ。）及び不同意わいせつ（平成29年法律第72号による改正前は強制わいせつ（準強制わいせつを含む。）をいい、同改正後、令和5年法律第66号による改正前は強制わいせつ及び監護者わいせつをいい、同改正後は不同意わいせつ、強制わいせつ及び監護者わいせつをいう。以下本章2節以降において同じ。）について、認知件数等の推移のほか、被害者の属性等の推移、起訴・不起訴人員の推移、通常第一審における有罪人員の刑期別構成比の推移等を取り上げ、性犯罪の動向について概観する。

第1節 性犯罪に関する刑法の概要

刑法（明治40年法律45号）は、性犯罪に関し、個人の性的自由に対する罪と性風俗に対する罪を規定しており、本節では、前者につき、近年の法改正に触れた後、各罪を概説する。

1 近年の法改正

平成29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、①従来の強姦が強制性交等に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられ、②監護者わいせつ・監護者性交等が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、また、③親告罪であった強姦、強制わいせつ等（同法による改正前の刑法176条、177条及び178条に規定する罪）が非親告罪化された。

さらに、令和5年6月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、①強制わいせつ及び準強制わいせつ並びに強制性交等及び準強制性交等をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて不同意わいせつ及び不同意性交等とす

るとともに、②性交、肛門性交及び口腔性交のほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入する行為であってわいせつなものについても、不同意性交等の対象である「性交等」に含めることとし、③13歳以上16歳未満の者に対して当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為又は性交等をした場合に不同意わいせつ又は不同意性交等により処罰することを可能としたほか、④16歳未満の者に対する面会要求等の罪を新設するなどの処罰規定の整備等が行われた。

2 性的自由に対する罪

刑法が規定する主な性的自由に対する罪には、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪、監護者わいせつ罪、監護者性交等罪、不同意わいせつ等致死傷罪、16歳未満の者に対する面会要求等罪、強盗・不同意性交等及び同致死罪がある。

(1) 不同意わいせつ罪

不同意わいせつ罪は、次の①から⑧までの行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者につき、婚姻関係の有無にかかわらず、成立する（刑法176条1項）。①から⑧までの行為又は事由とは、①暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと、②心身の障害を生じさせること又はそれがあること、③アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること、④睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること、⑤同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと、⑥予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること、⑦虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること、⑧経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していることである。

また、同罪は、行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者にも成立する（同条2項）。

さらに、同罪は、16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）にも成立する（同条3項）。

これらの未遂も処罰される（刑法180条）。

(2) 不同意性交等罪

不同意性交等罪は、前記①から⑧までの行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下本節において「性交等」という。）をした者につき、婚姻関係の有無にかかわらず、成立する（刑法177条1項）。

また、同罪は、不同意わいせつ罪と同様、行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者についても、成立する（同条2項）。

さらに、不同意性交等罪は、不同意わいせつ罪と同様、16歳未満の者に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）についても、成立する（同条3項）。

これらの未遂も処罰される（刑法180条）。

(3) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪

監護者わいせつ罪は、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者につき、成立する（刑法179条1項）。

また、監護者性交等罪は、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者につき、成立する（同条2項）。

これらの未遂も処罰される（刑法180条）。

(4) 不同意わいせつ等致死傷罪

不同意わいせつ等致死傷罪は、不同意わいせつ罪又は監護者わいせつ罪（いずれも未遂を含む）を犯し、よって人を死傷させた者につき、成立する（刑法181条1項）。

また、不同意性交等致死傷罪は、不同意性交等罪又は監護者性交等罪（いずれも未遂を含む）を犯し、よって人を死傷させた者につき、成立する（同条2項）。

(5) 16歳未満の者に対する面会要求等罪

16歳未満の者に対する面会要求の罪は、わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、次の①から③までのいずれかの行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生

まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)につき、成立する(刑法182条1項)。(1)から(3)までの行為とは、(1)威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること、(2)拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること、(3)金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求することである。

また、16歳未満の者に対する面会要求の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該16歳未満の者と面会をした者については、当該面会をしたことにつき罪が成立する(同条2項)。

さらに、16歳未満の者に対し、次の(1)又は(2)の行為(2の行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)については、当該要求をしたことにつき罪が成立する(同条3項)。(1)又は(2)の行為とは、(1)性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとってその映像を送信すること、(2)(1)のほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。)を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢をとってその映像を送信することである。

(6) 強盗・不同意性交等及び同致死罪

強盗・不同意性交等罪は、強盗罪(未遂を含む。)を犯した者が不同意性交等罪(未遂を含む。)をも犯したとき、又は不同意性交等罪(未遂を含む。)を犯した者が強盗罪(未遂を含む。)をも犯したときに成立する(刑法241条1項)。

強盗・不同意性交等致死罪は、強盗・不同意性交等罪に当たる行為により人を死亡させた者につき、成立する(同条3項)。

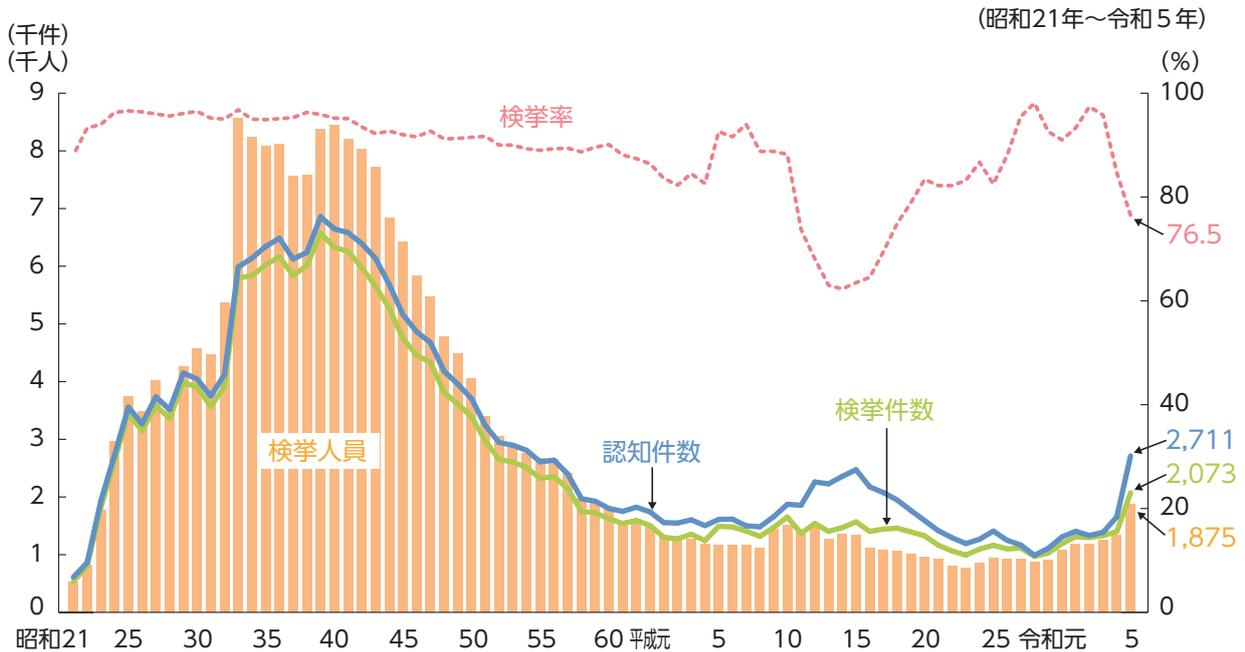
第2節 検挙

1 不同意性交等の認知件数等

不同意性交等の認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（昭和21年以降）を見ると、2-2-1 図のとおりである。認知件数は、昭和39年に戦後最多を記録した6,857件をピークに減少傾向にあったが、平成9年から増加傾向を示し、15年には2,472件となった。その後は、減少傾向にあり、28年は昭和57年以降で最少の989件であったが、平成29年から再び増加傾向に転じた。令和5年は2,711件で前年より大幅に増加したが（前年比1,056件（63.8%）増）、ピーク時の約4割であった。なお、前記平成29年法律第72号による改正（同年7月施行）によって対象が拡大した点及び前記令和5年法律第66号による改正（同年7月施行）によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。また、検挙件数も、昭和39年の6,575件をピークに減少傾向にあったが、平成29年から増加傾向にあり、令和5年は2,073件（同672件（48.0%）増）であったが、ピーク時の約3割であった。検挙人員は、昭和33年に戦後最多を記録した8,569人をピークに、その後7,500人から8,500人までの間で推移していたが、41年以降おおむね減少傾向にあり、平成23年には戦後二番目に少ない768人を記録した。29年以降は再び増加傾向にあり、令和5年は1,875人（前年比536人（40.0%）増）であったが、ピーク時の約2割であった。検挙率は、戦後一貫して80%以上であったが、平成10年から低下し続け、14年に62.3%と戦後最低を記録した後は上昇傾向にあり、27年から令和3年までは、いずれの年も90%台と高水準で推移していた。5年は前年に引き続き低下し、76.5%（前年比8.2pt低下）であったが、戦後最低を記録した平成14年の約1.2倍であった。

2-2-1 図

不同意性交等 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移



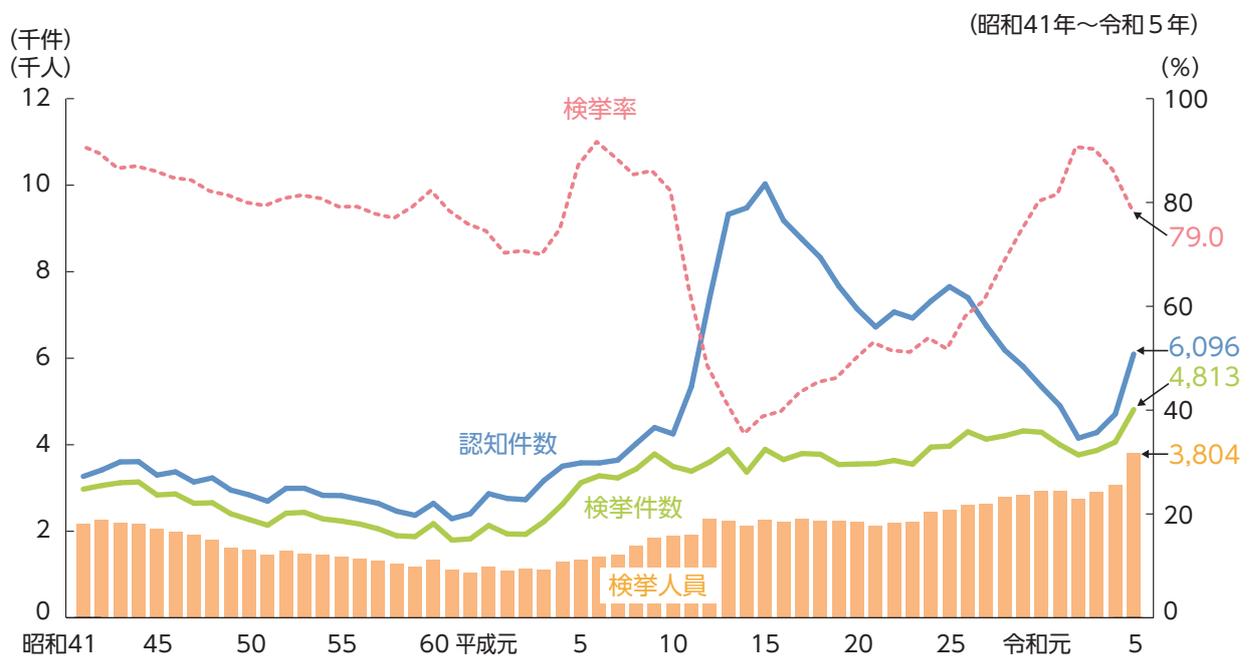
注 1 警察庁の統計による。
2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。

2 不同意わいせつの認知件数等

不同意わいせつの認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（昭和41年以降）を見ると、2-2-2図のとおりである。認知件数は、昭和45年から61年までなだらかな減少傾向にあったところ、62年以降増加傾向にあり、特に平成11年から13年にかけて著しく増加したが、15年の1万29件をピークに減少に転じた。22年から25年までは増加傾向にあり、26年から令和2年まで減少し続けた後、3年に再び増加に転じ、5年は6,096件（前年比1,388件（29.5%）増）であったが、ピーク時の約6割であった。なお、前記平成29年法律第72号による改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が強制性交等の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつが新設された。）した点並びに前記令和5年法律第66号による改正によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。また、検挙件数は、昭和45年から平成4年までは1,000件台後半から2,000件台、5年から25年までは3,000件台、26年から30年までは4,000件台前半、令和元年から3年までは3,000件台後半でそれぞれ推移していたが、4年は4,000件を超え、5年は、昭和41年以降最多の4,813件（同751件（18.5%）増）であった。検挙人員は、昭和43年以降なだらかな減少傾向にあり、62年に41年以降最少の1,046人を記録した後、1,100人前後で推移していたが、平成4年から増加傾向を示し、12年

から23年までは2,100人から2,200人台で推移した。その後、24年から再び増加傾向にあり、令和5年は昭和41年以降最多の3,804人（同737人（24.0%）増）であり、41年以降最少であった62年の約3.6倍であった。検挙率は、41年以降一貫して70%以上であったものの、平成11年に前年比18.9pt、12年に同14.8pt低下し、14年には35.5%と昭和41年以降最低を記録した。その後は上昇傾向にあり、令和5年は79.0%（同7.3pt低下）で、昭和41年以降最低を記録した平成14年の約2.2倍であった。

2-2-2図 不同意わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移



注 1 警察庁の統計による。
 2 強制わいせつと公然わいせつを分けて統計を取り始めた昭和41年以降の数値を示した。

3 性犯罪被害者

(1) 被害の発生状況

不同意性交等及び不同意わいせつの認知件数・被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。）の推移（最近20年間。ただし、男性を被害者とする不同意性交等は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月以降）を男女別に見ると、**2-2-3図**のとおりである。

このうち、不同意性交等については、**2-2-3図①**のとおりである。女性を被害者とする認知件数は、平成16年（2,176件）以降おおむね減少傾向にあり、28年には16年の約2分の1である989件まで減少した。その後、29年からは再び増加傾向にあり、令和5年は、平成16年以降最多の2,611件（前年比64.1%増）であった。女性の被害発生率は、16年の3.3以降減少し、20年に2.5を下回ってからは令和4年まで1.5から2.5までの間で推移していたが、5年は、平成16年以降最高の4.1（前年比1.6上昇）であった。男性を被害者とする認知件数は、30年から令和4年までは50人台から70人台で推移していたが、5年は増加し、100件（前年比56.3%増）に達した。男性の被害発生率は、平成30年以降0.08から0.12までの間で推移していたが、令和5年は0.17（同0.06上昇）であった。

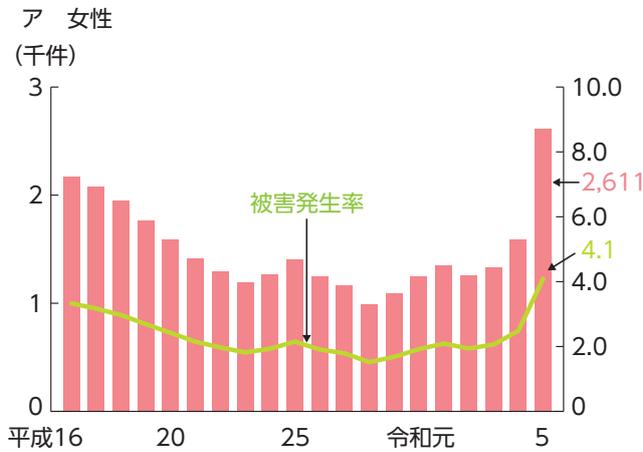
次に、不同意わいせつについては、**2-2-3図②**のとおりである。女性を被害者とする認知件数は、平成16年（8,917件）以降減少傾向にあり、22年から25年まで一旦増加傾向にあった後、再び減少が続き、令和2年には平成16年の約5分の2である3,995件まで減少した。その後は増加に転じ、令和5年は5,840件（前年比29.7%増）であった。女性の被害発生率は、平成16年（13.6）以降低下傾向を示し、28年以降は10.0未満で推移している。令和2年には6.2まで低下したが、3年からは増加し、5年は9.1（前年比2.1上昇）であった。男性を被害者とする認知件数は、平成16年（267件）以降減少傾向を示し、21年には16年の約5分の2である111件まで減少した。その後は、おおむね150件から200件の間で増減を繰り返して推移していたが、28年及び令和5年は250件前後に上った。男性の被害発生率は、平成16年以降0.18から0.43までの間で推移しており、令和5年は0.42（前年比0.09上昇）であった。

2-2-3 図

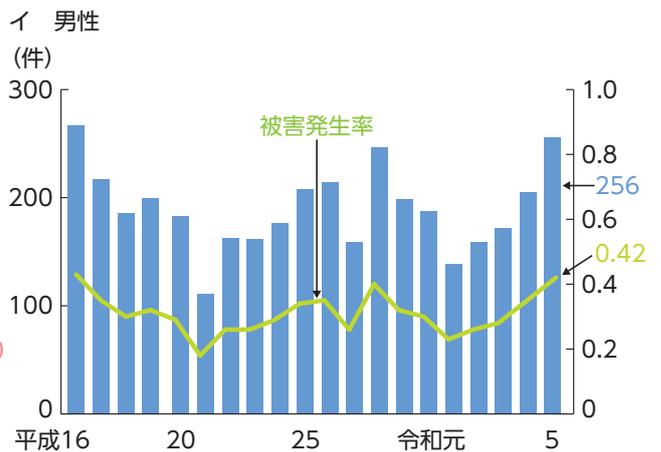
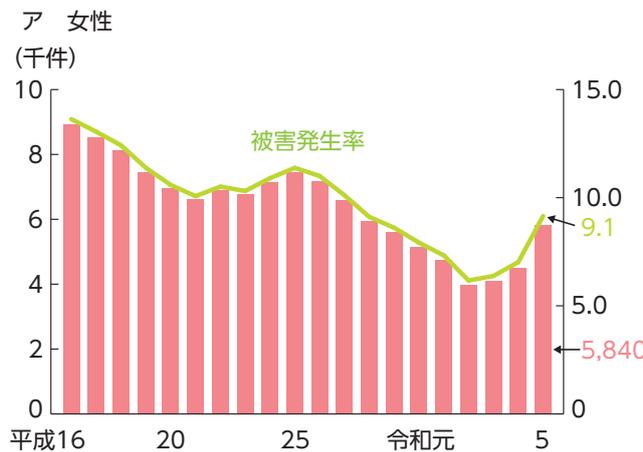
不同意性交等・不同意わいせつ 認知件数・被害発生率の推移 (男女別)

(平成16年～令和5年)

① 不同意性交等



② 不同意わいせつ



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数(男女別)をいう。
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 4 男性を被害者とする「不同意性交等」は、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)が施行された平成29年7月以降のものである。

(2) 被害者の年齢層

不同意性交等及び不同意わいせつの被害者の人員の推移（最近20年間。ただし、男性を被害者とする不同意性交等は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月以降）を男女別・年齢層別に見ると、**2-2-4図**のとおりである。

このうち、不同意性交等については、**2-2-4図①**のとおりである。女性では、13歳～19歳及び20～29歳は、平成16年（912人、906人）以降減少傾向を示し、28年に16年のそれぞれ約10分の3（288人）、約2分の1（449人）まで減少した後、29年から増加傾向を示し、令和5年は、13～19歳で833人（前年比80.3%増）、20～29歳は1,017人（同61.2%増）と、平成16年と比べおおむね同水準ないしやや増加した（約0.9倍、約1.1倍）。他方、13歳未満では、16年（74人）以降減少傾向を示し、21年に16年の約10分の7まで減少した後、増加傾向にあり、令和5年は、平成16年の約2.9倍である216人（前年比18.0%増）まで増加した。また、年齢層別の構成比の推移を見ると、16年以降一貫して30歳未満（13歳未満、13～19歳及び20～29歳の合計）で約8～9割とその大半を占めているところ、その内訳で推移を見ると、13歳未満は、16年から22年まで3～4%台、23年から29年まで5～7%台、30歳以降は8～11%台と上昇傾向にあるのに対し、13～19歳は、16年から24年まで38～41%台、25歳以降は29～34%台と低下傾向にあり、20～29歳は16年以降39～45%台とおおむね横ばいであった。また、30～39歳及び40～49歳は、16年（8.6%、2.1%）以降、ゆるやかな上昇傾向にあり、令和5年は、それぞれ12.1%、5.6%であった。

男性では、平成29年から令和4年までは、他の各年齢と比べて13歳未満（7～36人）が最も多かったが、5年は13～19歳（47人）が最も多く、次いで、13歳未満（23人）が多かった。また、年齢層別の構成比の推移を見ると、平成29年以降一貫して20歳未満（13歳未満及び13～19歳の合計）で約6～8割、30歳未満（13歳未満、13～19歳及び20～29歳の合計）では約8～9割とその大半を占めている。また、13歳未満の男性の構成比（23.0～51.6%）は、13歳未満の女性の構成比（3.4～11.5%）と比べて一貫して高い。

次に、不同意わいせつについては、**2-2-4図②**のとおりである。女性では、13歳未満及び13～19歳は、平成16年（1,519人、3,763人）以降減少傾向にあり、令和2年に平成16年の約3～4割（614人、1,112人）まで減少した後、令和3年からは増加し、5年は、13歳未満で790人（前年比16.9%増）、13～19歳で1,619人（同29.5%増）であり、いずれも平成16年の約4～5割であった。20～29歳は、18年に16年以降最多の2,878人を記録した後減少傾向にあり、令和3年には平成18年の約5割（1,436人）まで減少した後、令和4年から増加し、5年は2,124人（前年比30.5%増）であった。30～39歳は、平成16年（610人）以降おおむね減少傾向にあり、令和3年には404人まで

減少したが、4年に増加に転じ、5年は平成16年以降最多の674人（前年比33.5%増）であった。40～49歳及び50～59歳は、16年（168人、63人）以降、増減を繰り返しながらも、25年以降はゆるやかな増加傾向にあったところ、令和5年は前年比で大幅に増加し、40～49歳が374人（前年比53.3%増）、50～59歳が170人（同39.3%増）であり、平成16年比では、それぞれ約2.2倍、約2.7倍であった。65歳以上は、16年（18人）以降、おおむね10～20人台で推移していたところ、30年以降はおおむね40～50人台で推移しており、令和5年は、56人（同7.7%増）と、平成16年の約3.1倍であった。また、年齢層別の構成比の推移を見ると、16年以降一貫して30歳未満（13歳未満、13～19歳及び20～29歳の合計）が約8～9割と大半を占めるところ、13～19歳は、16年から25年までは37～42%台、26年から29年までは31～35%台、30年以降は27～29%台と低下傾向にあるのに対し、13歳未満は10～17%台、20～29歳は31～38%台とそれぞれおおむね横ばいで推移している。他方、30～39歳、40～49歳は、16年（6.8%、1.9%）以降上昇傾向にあり、令和5年は、それぞれ11.5%、6.4%であった。

男性では、平成16年以降一貫して13歳未満（69～160人）が最も多かった。また、年齢層別の構成比の推移を見ると、16年以降一貫して20歳未満（13歳未満及び13～19歳の合計）で約7～9割、30歳未満（13歳未満、13～19歳及び20～29歳の合計）では約9～10割とその大半を占めている。さらに、13歳未満の男性の構成比（41.0～64.0%）は13歳未満の女性の構成比（10.9～17.0%）と比べ一貫して高い。

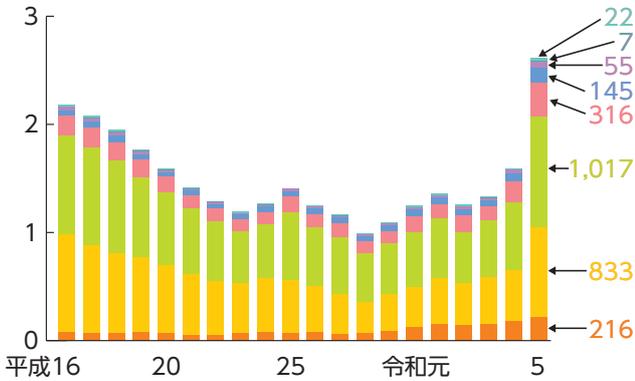
2-2-4図

不同意性交等・不同意わいせつ 被害者の人員の推移 (男女別・年齢層別)

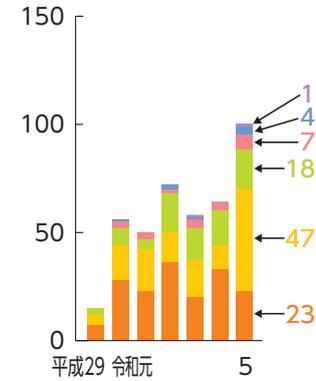
(平成16年～令和5年)

① 不同意性交等

ア 女性
(千人)

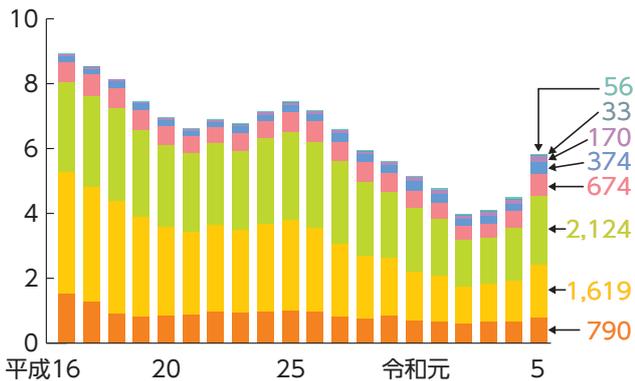


イ 男性
(人)

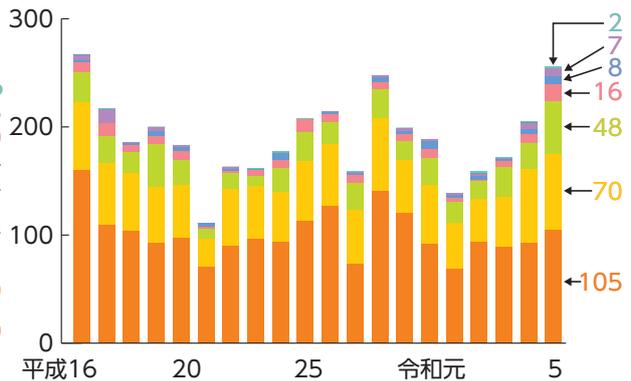


② 不同意わいせつ

ア 女性
(千人)



イ 男性
(人)



注 1 警察庁の統計による。
 2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 3 年齢不明のものを除く。
 4 男性を被害者とする「不同意性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月以降のものである。

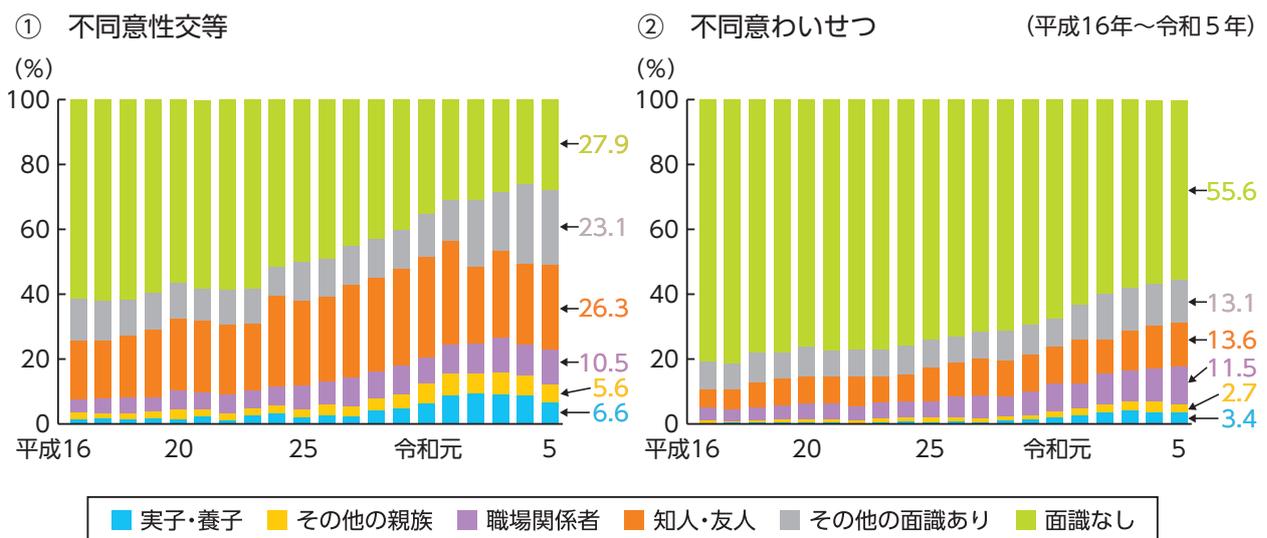
(3) 被害者と被疑者の関係

不同意性交等及び不同意わいせつの検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）について、被害者と被疑者の関係別の構成比の推移（最近20年間）を見ると、2-2-5図のとおりである。

このうち、不同意性交等については、被害者と被疑者に面識がある場合（「実子・養子」、「その他の親族」、「職場関係者」、「知人・友人」及び「その他の面識あり」の合計。以下この項において同じ。）の構成比は、平成16年から18年までは30%台、19年から29年までは40～50%台、30年以降は60～70%台と上昇傾向にあるところ、令和5年は72.1%（前年比1.6pt低下）であった。また、その内訳を見ると、いずれの関係別においても上昇傾向にあった。一方、「面識なし」の構成比は、平成16年から23年まで60%前後で推移していたところ、24年以降低下傾向にあり、令和5年は27.9%と平成16年の約2分の1であった。

次に、不同意わいせつについては、被害者と被疑者に面識がある場合の構成比は、平成16・17年は10%台、18年から28年までは20%台、29年から令和2年までは30%台、3年以降は40%台と上昇傾向にあるところ、令和5年は44.4%（前年比1.2pt上昇）であった。また、その内訳を見ると、いずれの関係別においても上昇傾向にあった。一方、「面識なし」の構成比は、平成16・17年には80%台だったところ、18年以降低下傾向にあり、令和5年は55.6%と平成16年の約7割であった。

2-2-5図 不同意性交等・不同意わいせつ 被害者と被疑者の関係別検挙件数構成比



注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。

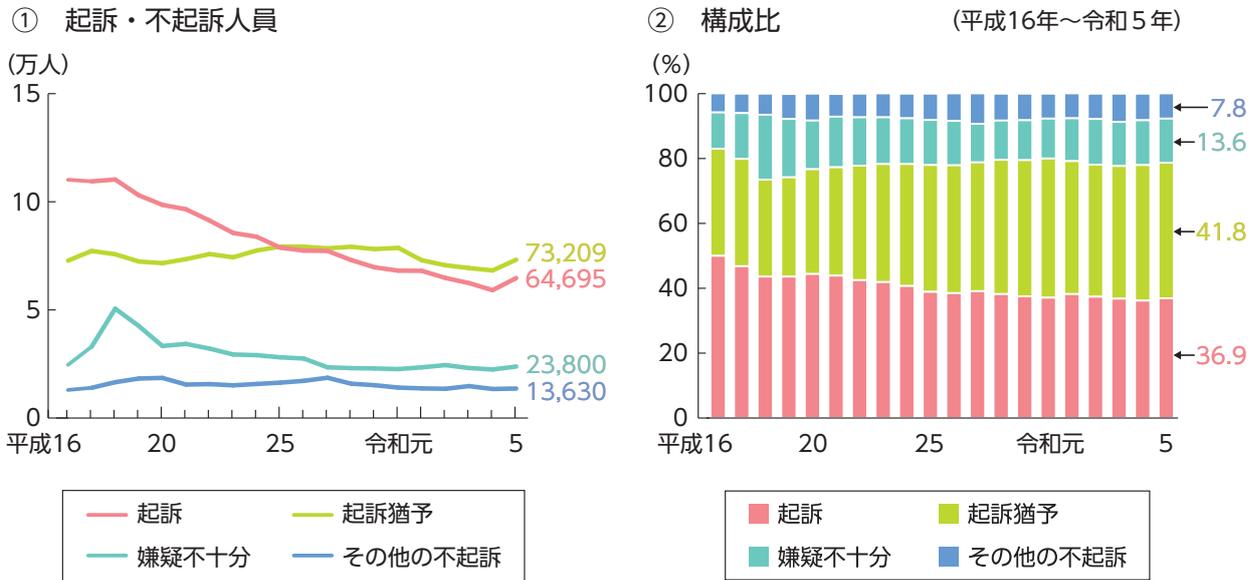
第3節 検察

1 刑法犯の起訴・不起訴人員等の推移

刑法犯（自動車等による業務上（重）過失致死傷を除く）の起訴・不起訴人員等の推移（最近20年間）は、**2-3-1 図①**のとおりである。検察官が行う不起訴処分には、①訴訟条件（親告罪の告訴等）を欠くことを理由とするもの、②事件が罪とならないことを理由とするもの（心身喪失を含む。）、③犯罪の嫌疑がないこと（嫌疑なし）を理由とするもの、④犯罪の嫌疑が十分でないこと（嫌疑不十分）を理由とするもののほか、⑤犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないこと（起訴猶予）を理由とするものなどがあるところ、本図においては、不起訴人員について、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴の別に計上している（以下この節において同じ。）。起訴人員は、平成16年から19年までは10万人を超えていたが、その後は減少が続き、25年以降は起訴猶予人員を下回る数で推移している。5年は前年より増加したものの、6万4,695人（前年比5,570人増）であった。起訴猶予人員は、平成16年以降令和5年（7万3,209人）まではおおむね横ばいであり、6万8,000人台から7万9,000人台で推移している。嫌疑不十分人員は、平成18年（5万557人）をピークに翌年から20年まで大きく減少し、その後、緩やかな減少傾向となり、27年以降は2万3,000人前後で推移している。その他の不起訴人員は、16年以降おおむね横ばいとなっており、1万2,000人台から1万8,000人台で推移している。

なお、起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴について、構成比の推移（最近20年間）で見ると、**2-3-1 図②**のとおりである。起訴の構成比は、平成16年には50.0%を占めていたが、17年から24年までは40%台で推移し、25年以降は令和5年まで30%台で推移している。起訴猶予の構成比は、平成16年には33.0%であったが、平成18年に一旦減少したものの、以降は上昇傾向にあり25年に起訴の構成比を上回って最も高い割合となり、28年以降は令和5年まで40%台で推移している。嫌疑不十分の構成比は、平成18年のピーク時には20.0%を占めていたが、その後は緩やかな減少傾向にあり、22年以降は令和5年まで15%を下回っている。その他の不起訴の構成比は、平成16年以降おおむね6～9%台で推移している。

2-3-1 図 刑法犯 起訴・不起訴人員等の推移



注 検察統計年報による。

2 不同意性交等の起訴・不起訴人員等の推移

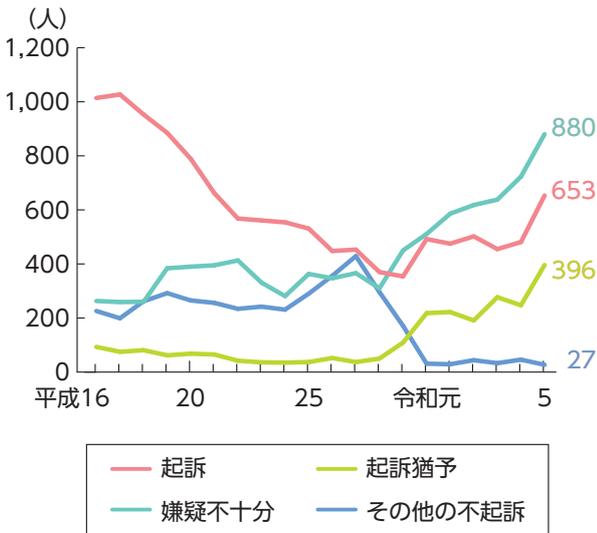
不同意性交等の起訴・不起訴人員等の推移（最近20年間）について、起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴の別に見ると、2-3-2図①のとおりである。起訴人員は、平成16年には1,000人を超えていたが、18年以降減少傾向が続き、29年には16年以降最も少ない354人となった。30年に増加に転じた後、400人台から500人台で推移していたが、令和5年には653人に達した（前年比172人増）。起訴猶予人員は、平成16年から28年まで100人未満で推移していたが、29年に100人を超えると、その後は増加傾向にあり、令和5年は400人弱まで増加した。嫌疑不十分人員は、平成16年から29年までは200人台から400人台で増減を繰り返した後、29年以降は増加を続け令和5年は880人に達した（前年比157人増）。その他の不起訴人員は、平成16年から25年まではおおむね200人台で推移していたものの、26年に300人を超え、翌27年に429人でピークとなった後は大幅に減少し、30年以降は令和5年まで50人未満で推移している。

なお、起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴について、構成比の推移（最近20年間）で見ると、2-3-2図②のとおりである。起訴の構成比は、平成16年から18年までは60%を超えていたが、その後減少傾向にあり、26年以降は令和5年まで30%台で推移している。起訴猶予の構成比は、平成16年から28年までは6%を下回っていたが、29年以降は10%を超え、令和5年は20%を超えた。嫌疑不十分の構成比は、平成16年から18年まではおおむね16%であったが、その後は上昇傾

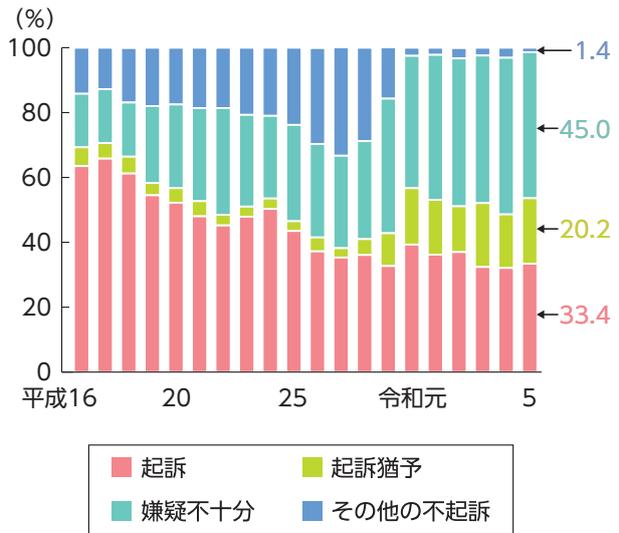
向にあり、29年以降は40%台で推移している。その他の不起訴の構成比は、16年から29年まではおおむね10%台から20%台で推移していたが、30年に2.5%まで低下して以降は横ばいで推移し、令和5年は1.4%であった。

2-3-2図 不同意性交等 起訴・不起訴人員等の推移

① 起訴・不起訴人員



② 構成比 (平成16年～令和5年)



注 検察統計年報による。

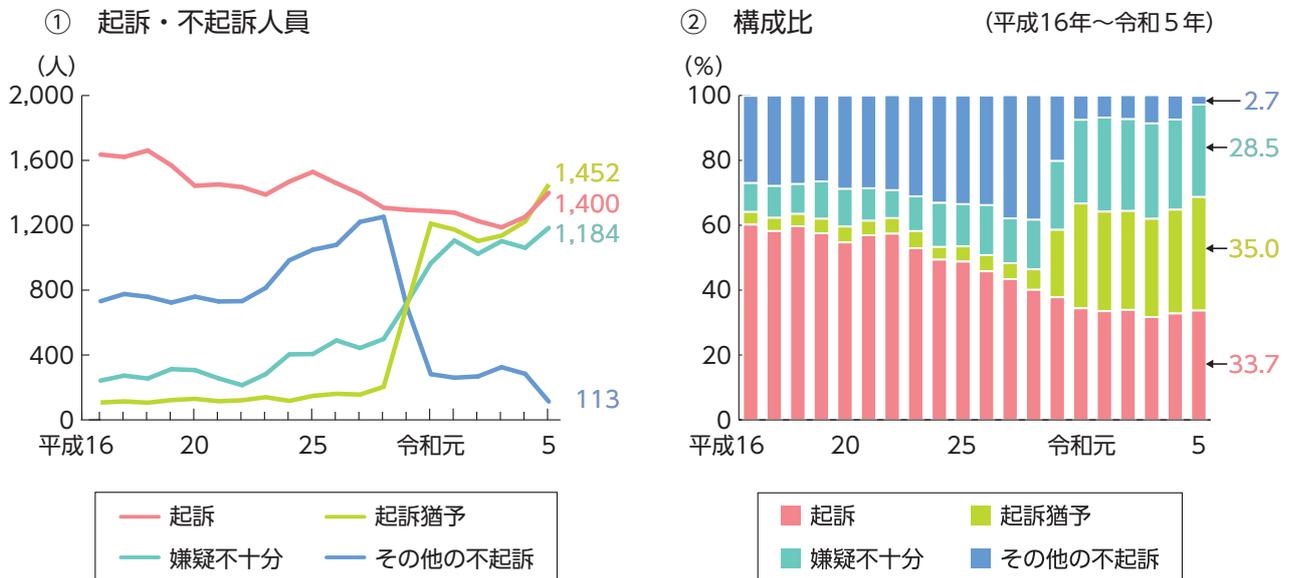
3 不同意わいせつの起訴・不起訴人員等の推移

不同意わいせつの起訴・不起訴人員等の推移（最近20年間）について、起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴の別に見ると、2-3-3図①のとおりである。起訴人員は、平成16年以降18年までは1,600人台で推移し、翌年以降増減を繰り返しながら減少傾向にあったが、令和5年は1,400人（前年比149人増）であった。起訴猶予人員は、平成16年以降27年まで100人台で推移した後、28年から30年にかけて、おおむね500人ずつ大幅に増加し、同年から令和4年までは、1,100人台から1,200人台で推移していたが、5年は更に増加し、1,400人台に達した。嫌疑不十分人員は、平成16年以降28年までは200人台から400人台で推移していたが、29年から顕著な上昇傾向にあり、令和5年は1,184人であった。その他の不起訴は、平成16年以降22年まで700人台で推移した後、翌年から増加傾向となったが、28年の1,252人をピークとして、翌年以降大幅に減少し、令和5年は113人であった。

なお、起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴について、構成比の推移（最近20年間）で

見ると、2-3-3図②のとおりである。起訴の構成比は、平成16年にはおおむね60%であったが、翌年以降減少傾向にあり、29年以降は令和5年まで30%台で推移している。起訴猶予の構成比は、平成16年から28年までは7%を下回っていたが、29年に大幅に上昇して20%を超え、その後は令和5年まで30%台で推移している。嫌疑不十分の構成比は、平成16年から23年までは増減を繰り返しながらおおむね横ばいであったが、29年に20%を超え、その後は令和5年まで20%台で推移している。その他の不起訴の構成比は、平成16年から29年まで20~30%台で推移していたが、30年以降は令和5年まで10%を下回って推移している。

2-3-3図 不同意わいせつ 起訴・不起訴人員等の推移



注 検察統計年報による。

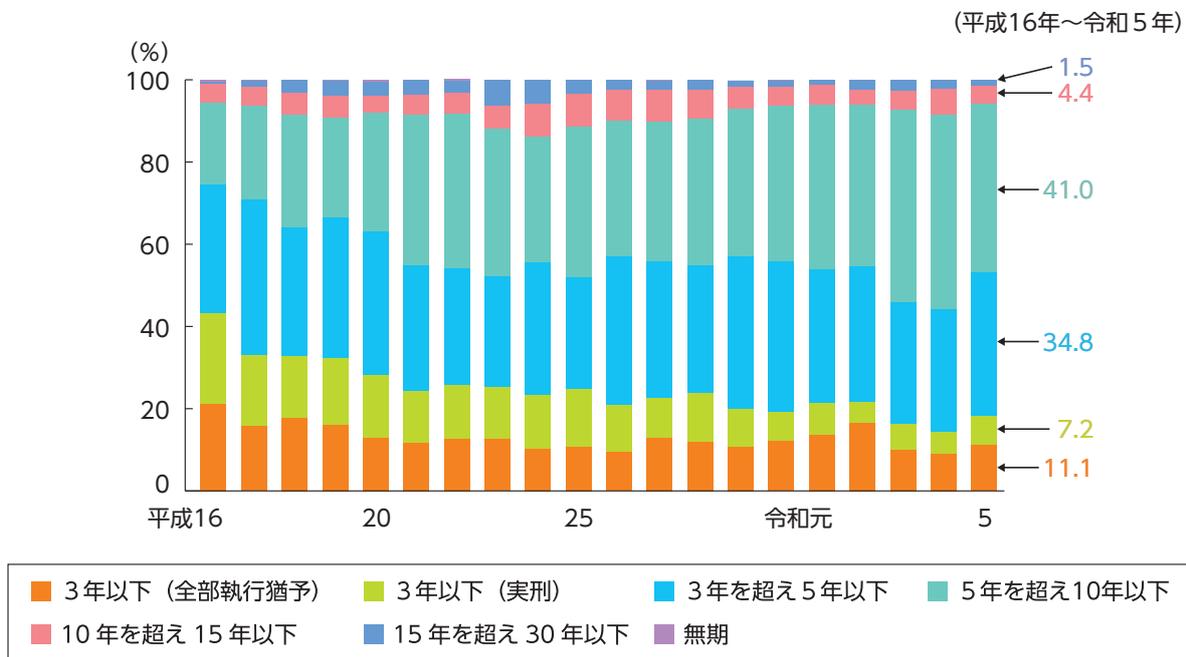
第4節 裁判

1 不同意性交等の通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移

不同意性交等の通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**2-4-1図**のとおりである。令和5年の通常第一審における有罪人員（懲役）は388人で、平成16年（709人）と比べて約2分の1であった。「5年を超え10年以下」の懲役を言い渡された者の割合は、16年以降上昇傾向にあり、21年以降30年まで30%台で推移した後、令和元年には40%を超え、5年は41.0%と、平成16年と比べて21.0pt上昇した。また、「3年以下（実刑）」の懲役を言い渡された者の割合は、16年以降低下傾向にあり、令和5年は7.2%と、平成16年と比べて14.8pt低下した。通常第一審における全部執行猶予率（「3年以下（全部執行猶予）」の懲役を言い渡された者の割合）を最近20年間で見ると、16年以降上昇・低下を繰り返しながら低下傾向にあり、令和5年は11.1%と、平成16年と比べて10.1pt低下した。

2-4-1 図

不同意性交等 通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移

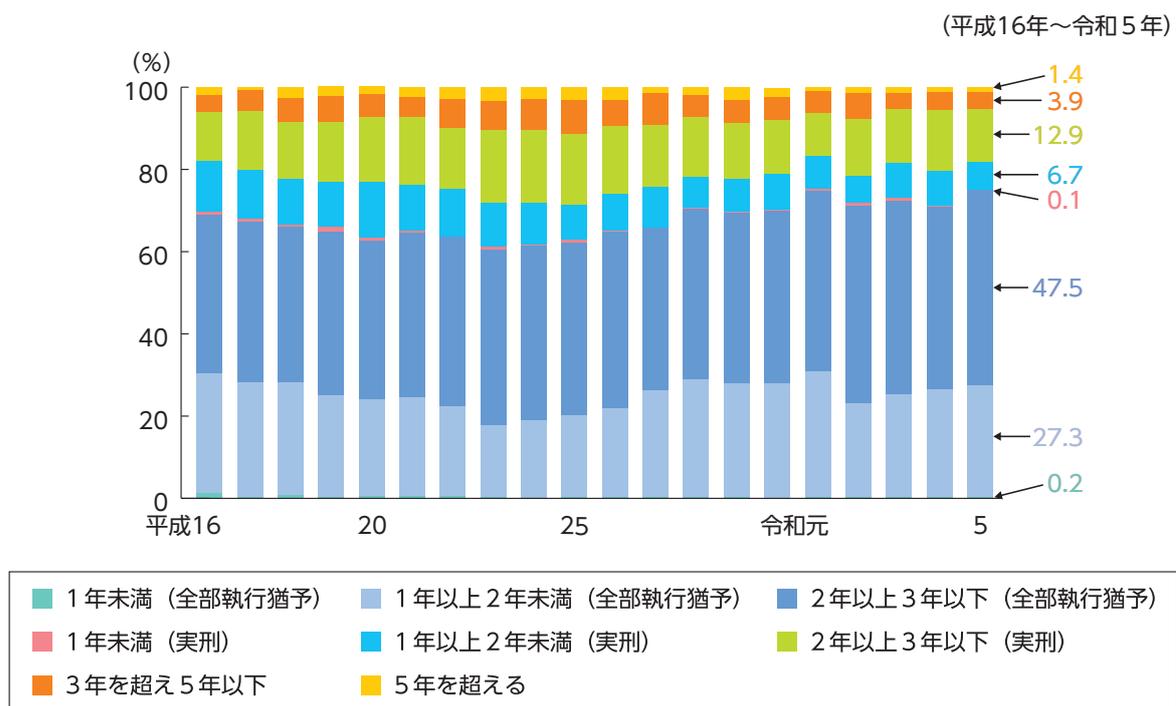


注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「実刑」は、平成28年以降、刑の一部執行猶予を含む。

2 不同意わいせつの通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移

不同意わいせつの通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**2-4-2図**のとおりである。令和5年の通常第一審における有罪人員（懲役）は929人で、平成16年（1,081人）の約9割であった。「2年以上3年以下（全部執行猶予）」の懲役を言い渡された者の割合は、16年以降上昇傾向にあり、令和5年は47.5%と、平成16年と比べて9.1pt上昇した。「1年以上2年未満（実刑）」の懲役を言い渡された者の割合は、16年以降おおむね低下傾向にあり、令和5年は6.7%と、平成16年と比べて5.6pt低下した。通常第一審における全部執行猶予率（「1年未満（全部執行猶予）」、「1年以上2年未満（全部執行猶予）」及び「2年以上3年以下（全部執行猶予）」の懲役を言い渡された者の割合）を最近20年間で見ると、16年以降30年までおおむね60%台で推移した後、令和元年に75.0%へと上昇し、その後は70%台で上昇・低下を繰り返し、5年は75.0%であった。

2-4-2図 不同意わいせつ 通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移



注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「実刑」は、平成28年以降、刑の一部執行猶予を含む。

第3章 特別調査

(主な調査結果)

1. 精神障害を有する性犯罪被害者のうち7割以上が知的障害に該当した。(3節1(2)参照)
2. 最初の被害の場所について、精神障害なし(16歳未満)群及び精神障害なし(16歳以上)群は「屋外」が最も多かったのに比して、精神障害あり群は「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」が最も多かった。(3節2(8)参照)
3. 精神障害なし(16歳未満)群及び精神障害なし(16歳以上)群に対する事件の加害者は、20～30歳台等の比較的若い年齢層が多く、精神障害あり群に対する事件の加害者は、65歳以上の高齢者層が多かった。(3節3(2)参照)
4. 精神障害なし(16歳未満)群及び精神障害なし(16歳以上)群に対する事件の加害者は、面識がない者が多い一方、精神障害あり群に対する事件の加害者は、支援関係者が最も多かった。(3節3(7)参照)
5. 精神障害あり群及び精神障害なし(16歳未満)群では、精神障害なし(16歳以上)群と比べ、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、同行為が犯罪行為の被害であると明確に認識できていなかったりする場合が多かった。(3節4(1)参照)
6. 最初に被害を伝えた相手について、精神障害あり群及び精神障害なし(16歳未満)群では親族が最も多く、精神障害なし(16歳以上)群では捜査機関が最も多かった。精神障害あり群では被害申告がない場合も多かった。(3節5(1)参照)
7. 精神障害あり群について、そもそも精神障害の影響により供述困難なため取調べが実施されていないケースも多数あることなどを踏まえれば、比較的高い割合で司法面接的手法による取調べが実施されている状況が明らかになった。(3節6(1)参照)
8. 精神障害の種類・程度別の分析では、発達障害及び軽度の知的障害において、加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できている場合が多い傾向が見られた。(4節1(2)参照)
9. 年齢との関連を見る分析では、精神障害なし群は、被害当時の被害認識に明確な年齢による差が見られた一方、精神障害あり群は、年齢との関係性は明確には見られなかった。(4節2(1)参照)
10. 加害者との関係別の分析では、日常的に接する身近な者が加害者である場合において、複数回の性被害に遭いやすい傾向が見られた。(4節3(4)参照)

第1節 調査の目的

犯罪被害者は、本人の意思とは無関係に、犯罪という理不尽な行為により、生命、身体、財産等の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調等の二次被害も受け、さらには、社会生活上の困難を抱えることになり得るところであり、全ての犯罪被害者に対しては、個人の尊厳が重んぜられ、その置かれている状況に応じた適切な施策が講ぜられなければならない。

法務総合研究所は、昭和61年版犯罪白書特集「犯罪被害の原因と対策」、平成11年版犯罪白書特集「犯罪被害者と刑事司法」、研究部報告7「犯罪被害の実態に関する調査」（平成12年）等において、犯罪被害者の実態等について調査してきた。また、警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法（受理統計）では把握できない「暗数」、すなわち、認知件数と実際に発生している事件数との間の差を、一般国民を対象としたアンケートにより定期的に調査し、その結果を公表してきた。

現下、第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、「性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査」が求められているところ、知的障害その他の精神障害を有する者はその特性故に性犯罪被害に遭う危険性があり、現実としても、精神障害による影響に乗じた性犯罪事件は少なからず発生している。

また、第2章で明らかになったとおり、近年、不同意性交等や不同意わいせつ等の認知件数は増加傾向にある一方、これらの事件の嫌疑不十分率も上昇傾向にあり、この種事犯の捜査や起訴の局面では、様々な困難が存在している状況がうかがわれるほか、暗数調査の結果としても、性被害は窃盗・強盗等の犯罪被害よりも潜在化の危険性が高いことが確認されている（窃盗及び強盗・恐喝・ひったくりについては、被害者の約45%が捜査機関に被害を届け出たのに対し、性被害は約25%にとどまっている（研究部報告67「第6回犯罪被害実態（暗数）調査」第2編第2章「個人犯罪被害」）。加えて、精神障害を有する者がこの種の被害に遭った場合、性被害について適切に認識できていないことなどに起因し、適切な被害申告がなされない可能性があるなど、その特性も相まって潜在化の危険性はより高まると考えられる。

そこで、本調査では、被害が潜在化しやすい精神障害者である性犯罪被害者を主たる調査対象とし、その被害を防止し、支援策を検討するための基礎資料を提供することを目的として、その特性に着目して被害の実態（被害者の属性、事件の概要、被害を受けたことによる影響、事件後の加害者からの感謝等、加害者に対する感情、被害後に利用した社会資源等）について調査・分析を行うこととした。

また、年少者も、精神障害者である性犯罪被害者と同様に、性被害について適切に認識できないこ

となどから被害の潜在化が懸念されるため、本調査においては、年少者についても調査・分析を行うこととした。

第2節 調査の概要

1 調査方法

調査対象事件については、以下の2つの方法で対象事件を抽出した。

まず、性被害事件のうち、精神障害を有する者に対する事件を抽出するため、全国の地方裁判所本庁及び支部において、平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に有罪判決が下された事件の中から、強制性交等、準強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれかを判決言渡し罪名に含む事件で、かつ、検察官において、被害者が精神障害を有する者であることが犯罪の成立や情状において重要な要素と判断している事件を抽出した。

次に、精神障害を有する者の被害の潜在化に関する事項を含む被害の実情を探るためには、性被害事件のうち、精神障害を有しない者に対する事件との比較が必要となることから、精神障害を有しない者に対する性被害事件を以下の方針で抽出することとした。まず、精神障害を有しない者に対する性被害事件は、精神障害を有する者のそれと異なり、事件数自体が著しく多いことから、有罪判決が下された期間を令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間とし、期間を絞りつつも季節的な事件の発生動向が比較分析に影響を与えないよう配慮した。また、判決言渡し裁判所についても、範囲を絞りつつも地域的な偏りを少なくするため、東京、大阪、名古屋、福岡、広島、仙台、札幌、高松の8地方裁判所本庁において有罪判決が下された事件を対象とすることとした。さらに、罪名に関し、精神障害を有する者に対する性被害事件については、被害者の精神障害による影響に乗じた犯行を調査するため、前記のとおり、準強制性交等及び準強制わいせつも対象としたが、精神障害を有しない者においてこれらの罪名が適用された事案の多くは、被害者が酩酊あるいは薬物等の影響による意識混濁・喪失状態や睡眠状態で敢行されたものであり、精神障害を有する者において前記罪名が適用された事案とは明らかに状況を異にしている事案が多く、比較対象として適切とは言い難いものであったことから、精神障害を有しない者に対する性被害事件においては、準強制性交等及び準強制わいせつを対象から除外し、強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれかを判決言渡し罪名に含む事件を抽出した。

なお、本調査を行うにあたり、強制性交等致傷や強制わいせつ致傷等の結果的加重犯については、

それら罪名のみで判決が言い渡された事件を除外した。その理由は、これらの件数の偏りが比較分析に大きな影響を与える可能性が高いためである。すなわち、本調査では、精神障害を有する者に対する性被害事件を抽出する段階で、精神障害を有する者は、性被害について適切に認識できていないことなどに起因し、抵抗能力自体が精神障害を有しない者よりも低い場合が多く、それ故、精神障害を有する者に対する性被害事件では、加害者が被害者の抵抗を排する手段として、強度の暴行を必要としていない事案が多いことなどから、致傷結果を伴う結果的加重犯の件数が非常に少ないことが確認された。一方、精神障害を有しない者に対する性被害事件では、特に成人が被害者となっている事件において、加害者が被害者の抵抗を排する手段として、強度の暴行を伴っている事案が少なからずあることが確認された。そのため、強姦性交等致傷や強制わいせつ致傷等の罪名のみで判決が言い渡された事件を調査対象に含めた場合、精神障害を有する者に対する性被害事件にはこれらがほとんど含まれない一方、精神障害を有しない者に対する性被害事件にはこれらが相当数含まれる結果になることが予想された。致傷結果を伴う性被害事件では、被害者の受傷を見た家族・知人等が被害に気づき、これらの者や医療機関から捜査機関への通報がされるケースも多く、被害の潜在化の可能性は、致傷結果の有無によって大きな影響を受けることになる。また、法定刑も致傷結果の有無によって大幅に異なっていることから、性被害事件が立件された場合の科刑状況等にも格段の違いが生じる。そのため、結果的加重犯がほとんど含まれていない精神障害を有する者に対する性被害事件と、これらが相当数含まれる精神障害を有しない者に対する性被害事件を比較した場合、結果的加重犯の件数の偏りが様々な調査項目の分析結果に大きな影響を与えることが考えられた。そのため、本調査においては、前記偏りによる影響を排除するため、基本罪名を判決言渡し罪名に含む事件のみを調査対象とし、結果的加重犯については、それら罪名のみで判決が言い渡された事件を調査対象から除外することとした。

前記方針による確定記録調査は、令和5年6月の調査開始時点において判決が確定し、かつ同年11月の調査終了までに刑事確定記録の閲覧が可能であったものを対象として実施し、調査対象被害者のうち精神障害を有する者176人、調査対象被害者のうち精神障害を有しない者349人について調査を実施した。なお、精神障害を有しない者349人のうち、被害当時16歳未満であった者は117人、被害当時16歳以上であった者は232人であった。

2 分析方法

調査結果は、主にクロス集計表により構成比又は該当率を算出した上で、これらの分布に統計的に有意な差が見られるかを χ^2 検定により分析した。度数が少ない場合など、 χ^2 検定に適さない場合に

は、Fisherの正確確率検定（自由度が多いものなど一部の分析はモンテカルロシミュレーションによる。）を実施した。さらに、残差分析を行い、統計的に有意な差が見られたカテゴリーについて明らかにした。また、必要に応じて、各項においてその他の分析方法を用いた。分析には、IBM SPSS Statistics 26を使用し、有意水準は5%に設定した。

3 倫理的配慮

法務総合研究所では、研究計画及び研究結果を検証するために、外部の学識経験者等から構成される法務総合研究所研究評価検討委員会を設置しており、本調査については、「犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究（特定犯罪被害者調査）」として当該委員会の事前評価を経て実施された。また、本調査に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守して実施した。

第3節 調査の結果（被害者の属性別）

本節では、調査の結果について被害者の属性別に比較・分析し、明らかとなった傾向・特徴を紹介する。

なお、本調査は、前節で記載のとおり、特定の条件下で事件を抽出して行ったものであり、以降の結果は、今回の調査対象事件において示された傾向であることに留意されたい。

1 基本的属性

(1) 調査対象被害者の属性

調査対象被害者の性別、年齢（加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時点の年齢をいう。以下この章において同じ。）、職業及び居住環境を被害者の属性別に見ると、**3-3-1-1表**のとおりである。

なお、ここでは、調査対象被害者の属性別の有意な違いを確認するため、精神障害を有する者のうち16歳未満・16歳以上、精神障害を有しない者のうち16歳未満・16歳以上の四つの属性に分けた上で、 χ^2 検定又はモンテカルロ法による検定を行った。その結果、性別、職業及び居住環境について有意な差が見られた。それぞれ調整済み残差を見ると、性別では、精神障害を有する者・有しない者共に、16歳未満は「男性」の構成比が高く、16歳以上は「女性」の構成比が高い傾向が見られた。職業では、精神障害を有する者（16歳未満）及び精神障害を有しない者（16歳未満）の「学生」、精神障害を有する者（16歳以上）の「無職」、精神障害を有しない者（16歳以上）の「有職」の構成比が高く、精神障害を有する者（16歳未満）の「有職」及び「無職」、精神障害を有する者（16歳以上）の「学生」、精神障害を有しない者（16歳未満）の「有職」、精神障害を有しない者（16歳以上）の「無職」及び「学生」の構成比が低い傾向が見られた。居住環境では、精神障害を有する者（16歳未満）及び精神障害を有しない者（16歳未満）の「家族・親族と同居」、精神障害を有する者（16歳以上）の「施設等に居住」、精神障害を有しない者（16歳以上）の「単身居住」及び「家族・親族以外と同居」の構成比が高く、精神障害を有する者（16歳未満）の「単身居住」、精神障害を有する者（16歳以上）の「単身居住」及び「家族・親族以外と同居」、精神障害を有しない者（16歳未満）の「単身居住」、「家族・親族以外と同居」及び「施設等に居住」、精神障害を有しない者（16歳以上）の「家族・親族と同居」及び「施設等に居住」の構成比が低い傾向が見られた。

また、年齢層について、精神障害を有する者と精神障害を有しない者とを比較するためモンテカル

ロ法による検定を行った結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害を有する者では、「13～15歳」、「40～49歳」、「50～59歳」、「65歳以上」の構成比が高く、精神障害を有しない者では、「20～29歳」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-1-1表 調査対象被害者の属性

属性	総数	精神障害を有する者		精神障害を有しない者		統計値
		16歳未満	16歳以上	16歳未満	16歳以上	
総数	525 (100.0)	63 (100.0)	113 (100.0)	117 (100.0)	232 (100.0)	
性別						$\chi^2(3)=56.015$ $p<.001$
男	51 (9.7)	△ 20 (31.7)	▽ 5 (4.4)	△ 19 (16.2)	▽ 7 (3.0)	
女	474 (90.3)	▽ 43 (68.3)	△108 (95.6)	▽ 98 (83.8)	△225 (97.0)	
年齢						$\chi^2(9)=176.122$ $p<.001$
13歳未満	127 (24.2)	35 (55.6)	—	92 (78.6)	—	
13～15歳	53 (10.1)	28 (44.4)	—	25 (21.4)	—	
16～19歳	100 (19.0)	—	33 (29.2)	—	67 (28.9)	
20～29歳	163 (31.0)	—	37 (32.7)	—	126 (54.3)	
30～39歳	43 (8.2)	—	14 (12.4)	—	29 (12.5)	
40～49歳	11 (2.1)	—	8 (7.1)	—	3 (1.3)	
50～59歳	15 (2.9)	—	9 (8.0)	—	6 (2.6)	
60～64歳	2 (0.4)	—	1 (0.9)	—	1 (0.4)	
65歳以上	11 (2.1)	—	11 (9.7)	—	—	
職業						$\chi^2(6)=291.472$ $p<.001$
有職	192 (37.0)	▽ —	49 (43.4)	▽ —	△143 (63.3)	
無職	63 (12.1)	▽ 2 (3.2)	△ 43 (38.1)	11 (9.4)	▽ 7 (3.1)	
学生	264 (50.9)	△ 61 (96.8)	▽ 21 (18.6)	△106 (90.6)	▽ 76 (33.6)	
居住環境						$\chi^2(9)=176.122$ $p<.001$
単身居住	63 (14.1)	▽ —	▽ 7 (6.3)	▽ —	△ 56 (36.4)	
家族・親族と同居	334 (74.9)	△ 61 (96.8)	79 (70.5)	△115 (98.3)	▽ 79 (51.3)	
家族・親族以外と同居	13 (2.9)	—	▽ —	▽ —	△ 13 (8.4)	
施設等に居住	36 (8.1)	2 (3.2)	△ 26 (23.2)	▽ 2 (1.7)	▽ 6 (3.9)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性が不詳の者を除く。
 3 「年齢」は、加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時時点の年齢による。
 4 「有職」は、就労支援事業所、その他（自営業）を含む。
 5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 ()内は、各属性の総数における構成比である。

(2) 精神障害を有する者の精神障害の種類等及び事件当時受けていた支援の状況

調査対象被害者のうち精神障害を有する者について、精神障害の種類等及び事件当時受けていた支援の状況を見ると、3-3-1-2表のとおりである。

精神障害の種類等について、該当率（重複計上による。）を見ると、知的障害（中程度）（25.0%）が最も高く、知的障害（重度）及び知的障害（軽度）も20%を上回った。なお、「その他」には、うつ病、統合失調症、不安障害、摂食障害等があった。

事件当時受けていた支援について、該当率（重複計上による。）を見ると、施設通所（支援学校等の通学を含む）（63.6%）が最も高く、次いで、医療機関等での通院治療等（25.6%）、施設入所

(15.9%) の順であった。

以上のとおり、調査対象被害者のうち精神障害を有する者については、知的障害を有する者が多数含まれており、障害の程度もばらつきが大きく、年齢による影響と障害の程度による影響とを判別することが困難であるため、比較・分析に当たっては、年齢による区分を置かないこととする。本節次項以降においては、調査対象被害者について、精神障害を有する者（以下「精神障害あり群」という。）、精神障害を有しない者のうち被害当時16歳未満であった者（以下「精神障害なし（16歳未満）群」という。）及び精神障害を有しない者のうち被害当時16歳以上であった者（以下「精神障害なし（16歳以上）群」という。）の3群で、比較・分析を行うこととした。なお、精神障害を有する被害者についての詳細な分析は、第4節において、精神障害の種類・程度別に被害の潜在化リスクに関する分析を行うこととした。

3-3-1-2表

精神障害を有する者の精神障害の種類等及び事件当時受けていた支援の状況

状況	該当者	
総数	176	(100.0)
精神障害の種類等		
知的障害	131	(74.4)
知的障害（軽度）	36	(20.5)
知的障害（中等度）	44	(25.0)
知的障害（重度）	43	(24.4)
知的障害（最重度）	8	(4.5)
認知症	12	(6.8)
発達障害	35	(19.9)
その他	37	(21.0)
事件当時受けていた支援		
施設入所	28	(15.9)
施設通所（支援学校等の通学を含む）	112	(63.6)
訪問支援	8	(4.5)
医療機関等での通院治療等	45	(25.6)
なし	17	(9.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各項目に該当した者（重複計上による。）の実人員である。

3 精神障害の種類等の「その他」は、うつ病、統合失調症、不安障害、摂食障害等である。

4 () 内は、総数に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

2 調査対象事件の特徴等

(1) 科刑状況

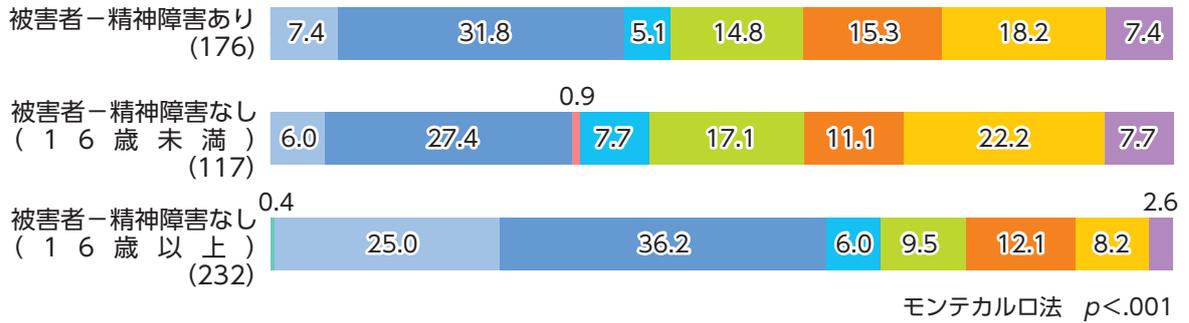
調査対象事件について、加害者の科刑状況の構成比を、被害者の属性別に見ると、**3-3-2-1 図**のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者は、「2年以上3年以下（全部執行猶予）」(31.8%) が最も高く、次いで、「5年を超え10年以下（実刑）」(18.2%)、「3年を超え5年以下（実刑）」(15.3%) の順であった。精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者は、「2年以上3年以下（全部執行猶予）」が最も高く（27.4%）、次いで、「5年を超え10年以下（実刑）」(22.2%)、「2年以上3年以下（実刑）」(17.1%) の順であった。精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者は、「2年以上3年以下（全部執行猶予）」(36.2%) が最も高く、次いで、「1年以上2年未満（全部執行猶予）」(25.0%)、「3年を超え5年以下（実刑）」(12.1%) の順であった。

モンテカルロ法による検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「5年を超え10年以下（実刑）」及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「1年以上2年未満（全部執行猶予）」の構成比が高く、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「1年以上2年未満（全部執行猶予）」並びに精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「2年以上3年以下（実刑）」、「5年を超え10年以下（実刑）」及び「10年を超え30年以下（実刑）」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、科刑状況を見るに当たっては、本調査の対象事件について、強制性交等致傷や強制わいせつ致傷等の結果的加重犯は、それら罪名のみで判決が言い渡された事件は除外していること、精神障害なし群の場合、更に準強制性交等又は準強制わいせつが判決言渡し罪名である事件も、対象外としていることに加え、加害者の同種前科の有無等、個々の事情が異なる点にも留意が必要である（本項（3）においても同じ。）。

3-3-2-1 図

科刑状況



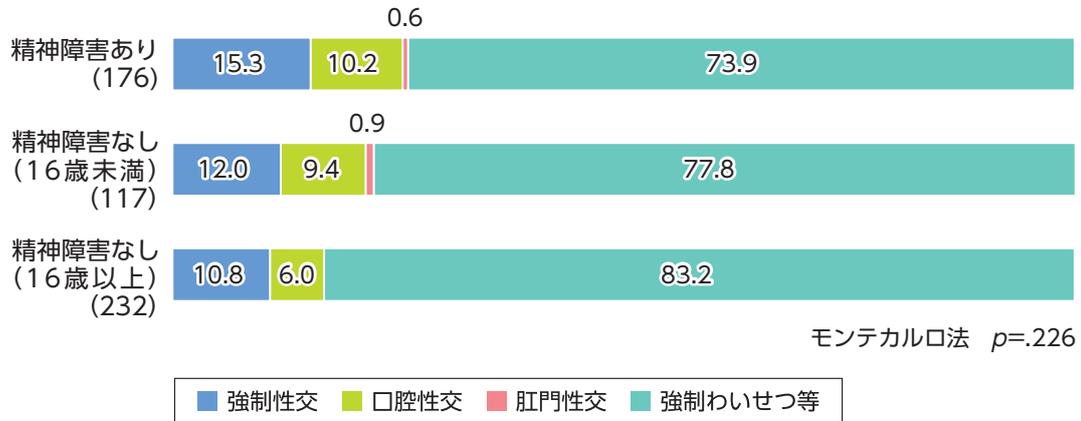
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「実刑」は、一部執行猶予を含む。
 3 ()内は、実人員である。

(2) 最初の被害の態様

調査対象事件について、被害者が最初に受けた被害の態様の構成比を、被害者の属性別に見ると、3-3-2-2図のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし(16歳未満)群及び精神障害なし(16歳以上)群のいずれにおいても、「強制わいせつ等」が最も高く、それぞれ73.9%、77.8%、83.2%であった。なお、精神障害あり群においては、強姦性交、口腔性交及び肛門性交を合わせた構成比が26%を超えていた。

モンテカルロ法による検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-2-2図 最初の被害の態様



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 複数の態様に該当する場合は、凡例において左に掲げられているものに計上している。
 3 ()内は、実人員である。

(3) 科刑状況 (被害の態様別)

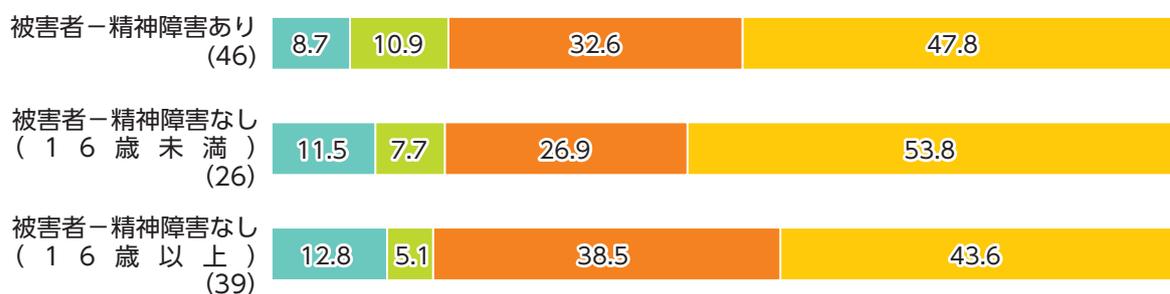
加害者の科刑状況については、被害者が受けた被害の態様による影響が考えられることから、ここでは、被害の態様について、「強制性交等」(「強制性交」、「口腔性交」、「肛門性交」の合計。以下(3)において同じ。)及び「強制わいせつ等」の二つに区分した上で、それぞれについて、加害者の科刑状況を見る。科刑状況について、①「全部執行猶予」(1年未満(全部執行猶予)、1年以上2年未満(全部執行猶予)、2年以上3年以下(全部執行猶予)の合計)、②「実刑(3年以下)」(1年未満(実刑)、1年以上2年未満(実刑)、2年以上3年以下(実刑)の合計)、③「実刑(3年を超え5年以下)」、④「実刑(5年を超える)」(「5年を超え10年以下(実刑)」及び「10年を超え30年以下(実刑)」の合計)の4カテゴリーに統合した上で、科刑状況の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-2-3図のとおりである。強制性交等では、いずれの属性の被害者も「実刑(5年を超える)」の構成比が最も高く(それぞれ47.8%、53.8%、43.6%)、次いで、「実刑(3年を超え5年以下)」であり(それぞれ32.6%、26.9%、38.5%)、強制わいせつ等では、いずれの属性の被害者も「全部執行猶予」の構成比が最も高く(それぞれ50.0%、39.6%、71.5%)、次いで、「実刑(3年以下)」(それぞれ23.1%、30.8%、17.6%)であった。

χ^2 検定の結果、強制性交等では、被害者の属性による科刑状況に有意な差は見られなかったが、強制わいせつ等では、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群に対する事件の加害者の「実刑(5年を超える)」、精神障害なし(16歳未満)群に対する事件の加害者の「実刑(3

年以下)」及び「実刑（5年を超える）」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「全部執行猶予」の構成比が高く、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「全部執行猶予」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「実刑（3年以下）」及び「実刑（5年を超える）」の構成比が低い傾向が見られた。

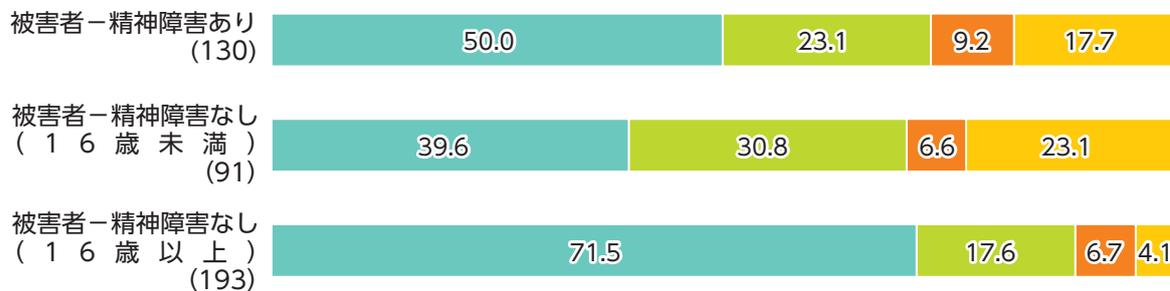
3-3-2-3 科刑状況（被害の態様別）

① 強制性交等



モンテカルロ法 $p=0.911$

② 強制わいせつ等



$\chi^2(6)=40.158$ $p<0.001$

■ 全部執行猶予 ■ 実刑（3年以下） ■ 実刑（3年を超え5年以下） ■ 実刑（5年を超える）

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「強制性交等」は、口腔性交及び肛門性交を含む。
 3 「実刑」は、一部執行猶予を含む。
 4 複数の態様に該当する場合は、①に計上している。
 5 ()内は、実人員である。

(4) 余罪関係

ここでは、調査対象事件について、加害者の余罪関係を見る。本調査項目は、調査者において、加害者の余罪関係を判決書の「罪となるべき事実」の認定事実によって分類したものであり、「被害者1名に対する調査対象罪名のみ」は、判決書の「罪となるべき事実」で被害者1名に対する調査対象罪名（強制性交等、準強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつ及びこれらの結果的加重犯をいう。以下この節において同じ。）のみが認定されている場合を指し、「被害者複数名に対する調査対象罪名のみ」は、判決書の「罪となるべき事実」で被害者2名以上（調査対象事件以外の被害者について、精神障害の有無は不詳。）に対する調査対象罪名のみが認定されている場合を指し、「その他余罪あり」は、判決書の「罪となるべき事実」で調査対象罪名以外の罪が認定されている場合を指すところ、前記分類による加害者の余罪関係の件数及び構成比を、被害者の属性別に見ると、3-3-2-4表のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者では、「被害者1名に対する調査対象罪名のみ」の構成比が最も高く、それぞれ59.7%、57.8%であり、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者では、「その他余罪あり」の構成比が最も高く、51.3%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群に対する事件の加害者の「被害者1名に対する調査対象罪名のみ」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「その他余罪あり」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「被害者1名に対する調査対象罪名のみ」及び「被害者複数名に対する調査対象罪名のみ」の構成比が高く、精神障害あり群に対する事件の加害者の「被害者複数名に対する調査対象罪名のみ」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「被害者1名に対する調査対象罪名のみ」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「その他余罪あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、「その他余罪あり」では、同一被害者に対する児童ポルノ処罰法違反や別の被害者に対する条例違反（痴漢・盗撮事案）等が複数含まれていた。

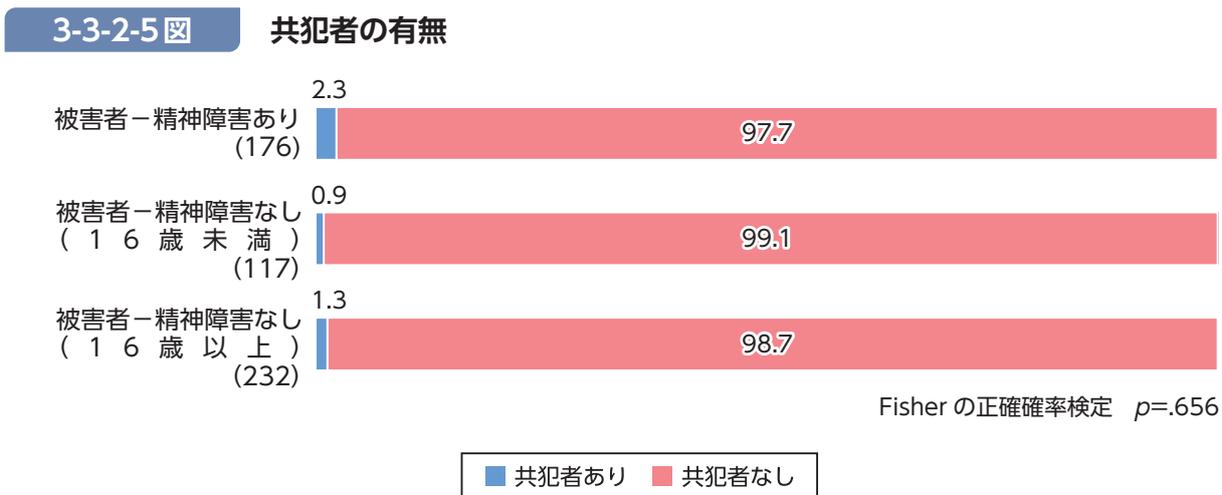
3-3-2-4表 余罪関係

余罪関係	総数	被害者－精神障害あり	被害者－精神障害なし		統計値
			16歳未満	16歳以上	
総数	525 (100.0)	176 (100.0)	117 (100.0)	232 (100.0)	$\chi^2(4)=54.608$ $p<.001$
被害者1名に対する調査対象罪名のみ	276 (52.6)	105 (59.7)	37 (31.6)	134 (57.8)	
被害者複数名に対する調査対象罪名のみ	87 (16.6)	13 (7.4)	20 (17.1)	54 (23.3)	
その他余罪あり	162 (30.9)	58 (33.0)	60 (51.3)	44 (19.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「調査対象罪名」は、(準)強制わいせつ、(準)強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等である。
 3 ()内は、構成比である。

(5) 共犯者の有無

ここでは、調査対象事件について、加害者の共犯者の有無を見る。「共犯者あり」及び「共犯者なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-2-5図のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者いずれについても、「共犯者なし」が90%台後半であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

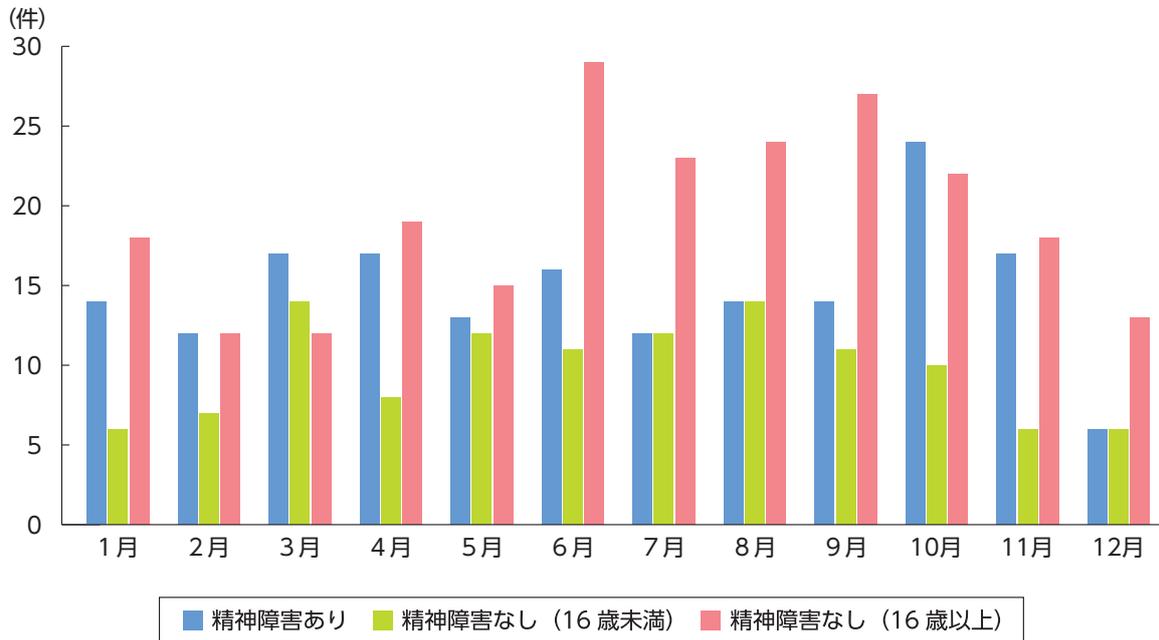


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 複数回にわたって犯行がなされたうち一部でも共犯者がいる場合は、「共犯者あり」に計上している。
 3 ()内は、実人員である。

(6) 犯行月

調査対象事件について、犯行が行われた月ごとの件数を、被害者の属性別に見ると、3-3-2-6図のとおりである。精神障害あり群では、10月が24件と最も多く、次いで、3、4、11月の17件であった。精神障害なし（16歳未満）群では、3、8月が14件と最も多く、次いで、5、7月の12件であった。精神障害なし（16歳以上）群では、6月が29件と最も多く、次いで9月の27件、8月の24件の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-2-6図 犯行月



$\chi^2(22)=19.105$ $p=.639$

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 同一の被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行がなされた月に計上している。

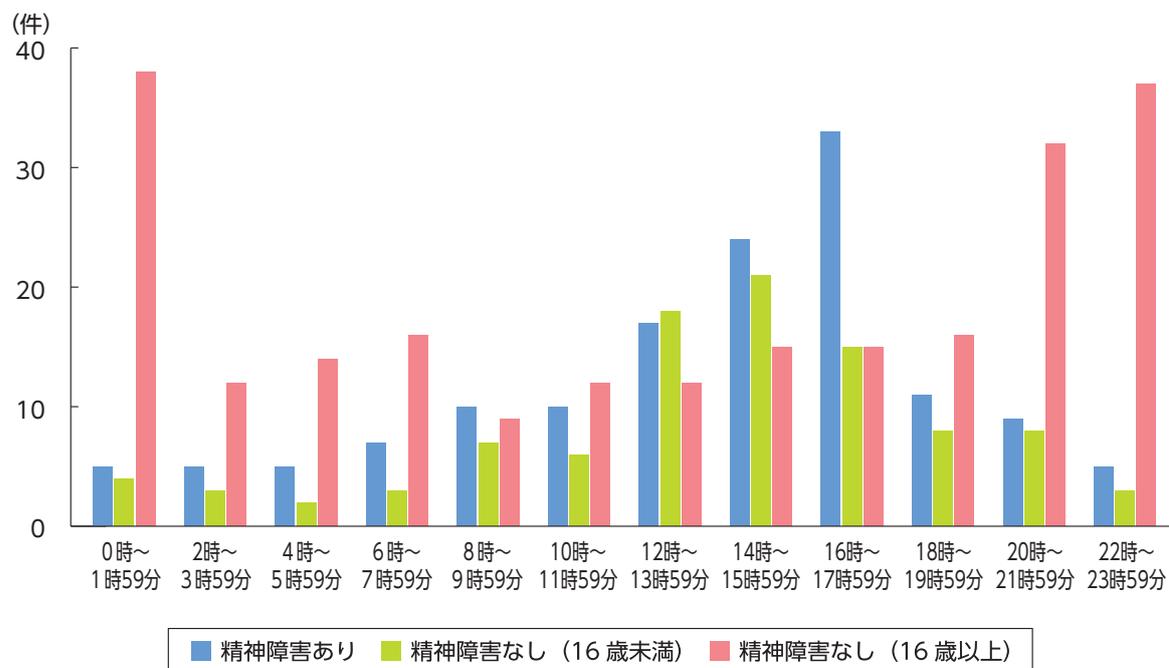
(7) 犯行時間帯

調査対象事件の犯行時間帯を、被害者の属性別に見ると、3-3-2-7図のとおりである。精神障害あり群では、「16時～17時59分」が33件と最も多く、次いで、「14時～15時59分」の24件、「12時～13時59分」の17件の順であった。精神障害なし（16歳未満）群では、「14時～15時59分」が21件と最も多く、次いで、「12時～13時59分」の18件、「16時～17時59分」の15件の順であった。精神障害なし（16歳以上）群では、「0時～1時59分」が38件と最も多く、次いで、「22時～23時59分」の37件、「20時～21時59分」の32件の順であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「0時～1時59分」は、精神障害なし（16歳以上）群（16.7%）の構成比が高く、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群（それぞれ3.5%、4.1%）の構成比が低い傾向が見られ、「12時～13時59分」及び「14時～15時59分」は、精神障害なし（16歳未満）群（それぞれ21.4%、15.3%）の構成比が高く、精神障害なし（16歳以上）群（それぞれ5.3%、6.6%）の構成比が低い傾向が見られた。「16時～17時59分」は、精神障害あり群（23.4%）の構成比が高く、精神障害なし（16歳以上）群（6.6%）の構成比が低い傾向が見られ、「20時～21時59分」は、精神障害なし（16歳以上）群（14.0%）の構成比が高い傾向が

見られた。「22時～23時59分」は、精神障害なし（16歳以上）群（16.2%）の構成比が高く、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群（それぞれ3.5%、3.1%）の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-2-7図 犯行時間帯



$\chi^2(22)=99.293$ $p<.001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行の時間帯が不詳のものを除く。
 3 複数の時間帯にまたがって犯行がなされた場合は、犯行の始期の時間帯に計上している。
 4 同一の被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行を計上している。

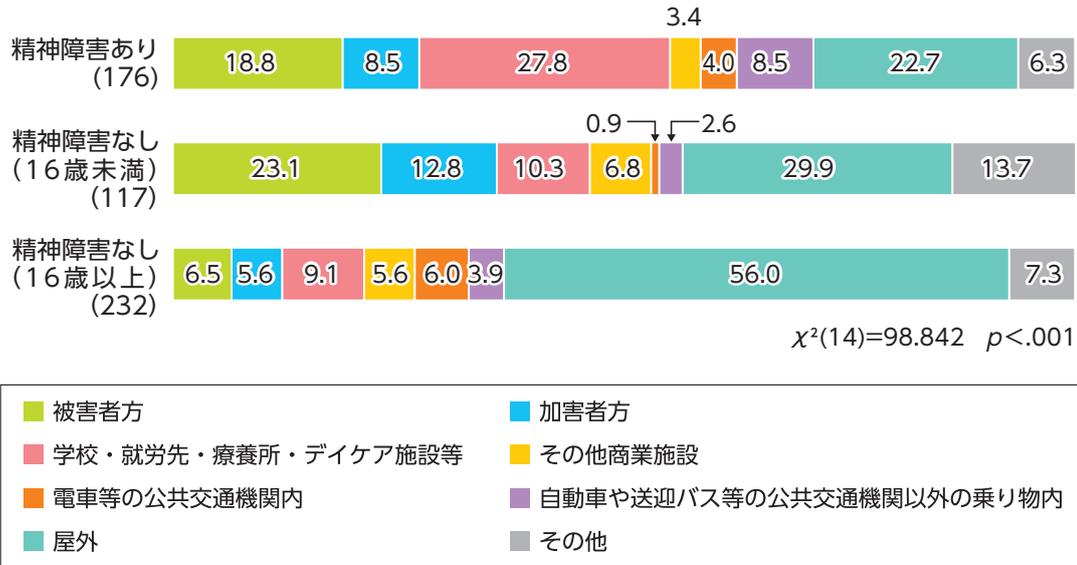
(8) 最初の被害の場所

調査対象事件について、被害者が最初に被害を受けた場所の構成比を、被害者の属性別に見ると、3-3-2-8図のとおりである。精神障害あり群は、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」の構成比（27.8%）が最も高く、次いで、「屋外」（22.7%）、「被害者方」（18.8%）の順であった。精神障害なし（16歳未満）群は、「屋外」の構成比（29.9%）が最も高く、次いで、「被害者方」（23.1%）、「その他」（13.7%）の順であった。精神障害なし（16歳以上）群は、「屋外」の構成比（56.0%）が最も高く、次いで、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」（9.1%）、「その他」（7.3%）の順であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「被害者方」、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」及び「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」、精神障害なし（16歳未満）群の「被害者方」、「加害者方」及び「その他」、精神障害なし（16歳以上）

群の「屋外」の構成比が高い傾向が見られた。一方、精神障害あり群の「屋外」、精神障害なし（16歳未満）群の「電車等の公共交通機関内」及び「屋外」、精神障害なし（16歳以上）群の「被害者方」及び「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-2-8図 最初の被害の場所



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行が複数の場所にまたがる場合の「最初の被害の場所」は、実質的な被害開始場所である。
 3 「被害者方」と「加害者方」が同一の場合は、「被害者方」に計上している。
 4 「被害者方」は、1階住居の庭、ベランダ及びバルコニー等の被害者家族の専有部分に隣接する共有部分を含む。
 5 「電車等の公共交通機関内」は、駅構内や駅内のトイレを含む。
 6 「その他」は、建物内の共有スペースやホテル等である。
 7 ()内は、実人員である。

(9) 犯行時間帯（最初の被害の場所別）

犯行時間帯については、被害の場所の影響を受けると考えられることから、ここでは、最初の被害の場所別に犯行時間帯を見る。精神障害あり群について、調査対象事件の各犯行時間帯における件数を最初の被害の場所別に見ると、3-3-2-9図①のとおりである。「被害者方」は、「10時～11時59分」及び「16時～17時59分」が最も多く、その構成比はいずれも20.0%であり、「加害者方」、「その他商業施設」、「電車等の公共交通機関内」及び「屋外」は、「16時～17時59分」が最も多く、その構成比は、それぞれ27.3%、60.0%、50.0%、36.1%であった。「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」は、「12時～13時59分」が最も多く、その構成比は14.3%であり、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」は、「18時～19時59分」が最も多く、その構成比は40.0%であった。「その他」は、「14時～15時59分」が最も多く、その構成比は27.3%であった。モンテカルロ

法による検定の結果、有意な差は見られなかった。

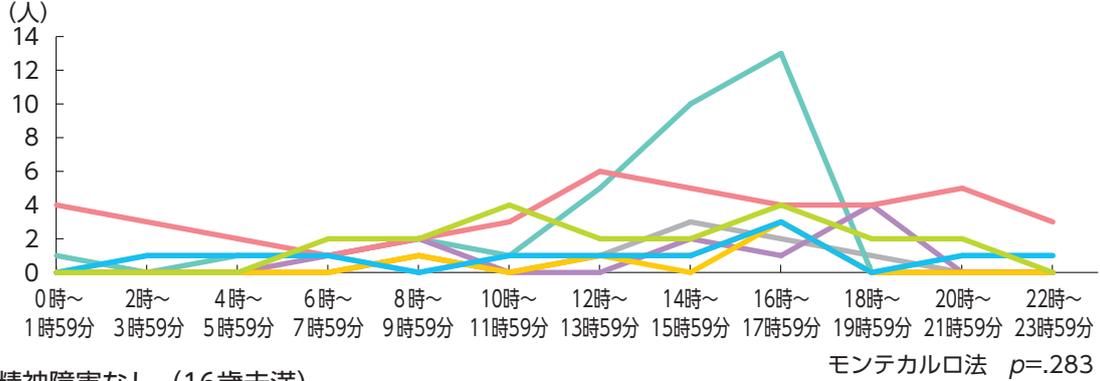
精神障害なし（16歳未満）群について見ると、**3-3-2-9図②**のとおりである。「被害者方」及び「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」は、「12時～13時59分」が最も多く、その構成比はそれぞれ28.6%、33.3%であった。「加害者方」は、「22時～23時59分」が最も多く、その構成比は23.1%であった。「その他商業施設」は、「12時～13時59分」、「16時～17時59分」及び「18時～19時59分」が最も多く、その構成比はいずれも25.0%であった。「電車等の公共交通機関内」は、合計1件のみであり、犯行時間帯は「6時～7時59分」であった。「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」は、合計2件のみであり、犯行時間帯は「4時～5時59分」及び「10時～11時59分」であった。「屋外」は、「14時～15時59分」及び「16時～17時59分」が最も多く、その構成比はいずれも25.7%であり、「その他」では、「14時～15時59分」が最も多く、その構成比は38.5%であった。モンテカルロ法による検定の結果、有意な差は見られなかった。

精神障害なし（16歳以上）群について見ると、**3-3-2-9図③**のとおりである。「被害者方」は、「2時～3時59分」、「8時～9時59分」、「14時～15時59分」、「18時～19時59分」及び「20時～21時59分」が最も多く、その構成比はいずれも15.4%であった。「加害者方」は、「10時～11時59分」が最も多く、その構成比は41.7%であり、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」は、「14時～15時59分」が最も多く、その構成比は33.3%であり、「その他商業施設」は、「12時～13時59分」が最も多く、その構成比は23.1%であった。「電車等の公共交通機関内」は、「6時～7時59分」が最も多く、その構成比は35.7%であり、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」は、「4時～5時59分」が最も多く、その構成比は33.3%であった。「屋外」及び「その他」は、「0時～1時59分」が最も多く、その構成比はそれぞれ21.5%、18.8%であった。

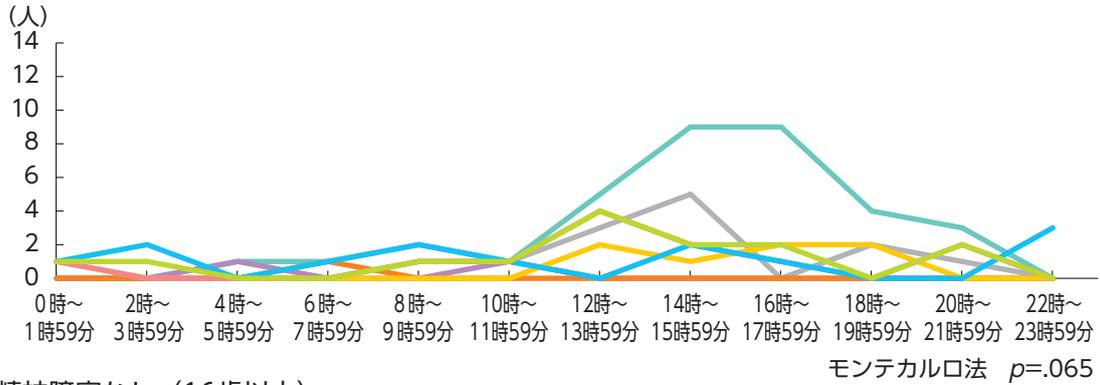
モンテカルロ法による検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「被害者方」の「8時～9時59分」、「加害者方」の「10時～11時59分」、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」の「14時～15時59分」及び「16時～17時59分」、「その他商業施設」の「8時～9時59分」及び「12時～13時59分」、「電車等の公共交通機関内」の「6時～7時59分」及び「8時～9時59分」、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」の「4時～5時59分」、「屋外」の「0時～1時59分」及び「20時～21時59分」の構成比が高く、「屋外」の「8時～9時59分」、「10時～11時59分」、「12時～13時59分」及び「14時～15時59分」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-2-9図 犯行時間帯（最初の被害の場所別）

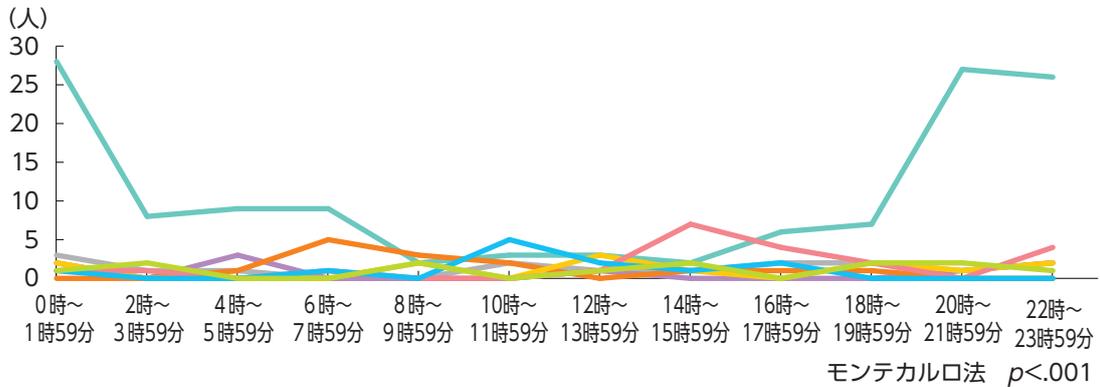
① 精神障害あり



② 精神障害なし（16歳未満）



③ 精神障害なし（16歳以上）



— 被害者方	— 加害者方
— 学校・就労先・療養所・デイケア施設等	— その他商業施設
— 電車等の公共交通機関内	— 自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内
— 屋外	— その他

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行の時間帯が不詳のものを除く。
 3 複数の時間帯にまたがって犯行がなされた場合は、犯行の始期の時間帯に計上している。
 4 同一の被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行を計上している。
 5 犯行が複数の場所にまたがる場合の「最初の被害の場所」は、実質的な被害開始場所である。
 6 「被害者方」と「加害者方」が同一の場合は、「被害者方」に計上している。
 7 「被害者方」は、1階住居の庭、ベランダ及びバルコニー等の被害者家族の専有部分に隣接する共有部分を含む。
 8 「電車等の公共交通機関内」は、駅構内や駅内のトイレを含む。
 9 「その他」は、建物内の共有スペースやホテル等である。

3 加害者の属性等

本項では、加害者の属性等について見る。なお、本調査においては、本章第2節1項に記載のとおり、調査対象被害者を基礎として計上しており、加害者の人員は、被害者数に対応した延べ人員であること、すなわち、一人の加害者について、複数の異なる調査対象被害者に対する事件がある場合は、被害者ごとに加害者の人員を計上していることに留意が必要である。

(1) 加害者の性別

ここでは、調査対象事件について、加害者の性別を見る。各性別の人員及び構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-3-1表のとおりである。精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者1人が女性であったことを除き、他の加害者は男性であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-1表 加害者の性別

区分	総数	被害者－精神障害あり	被害者－精神障害なし		統計値
			16歳未満	16歳以上	
総数	525 (100.0)	176 (100.0)	117 (100.0)	232 (100.0)	
男性	524 (99.8)	176 (100.0)	116 (99.1)	232 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.223$
女性	1 (0.2)	－	1 (0.9)	－	

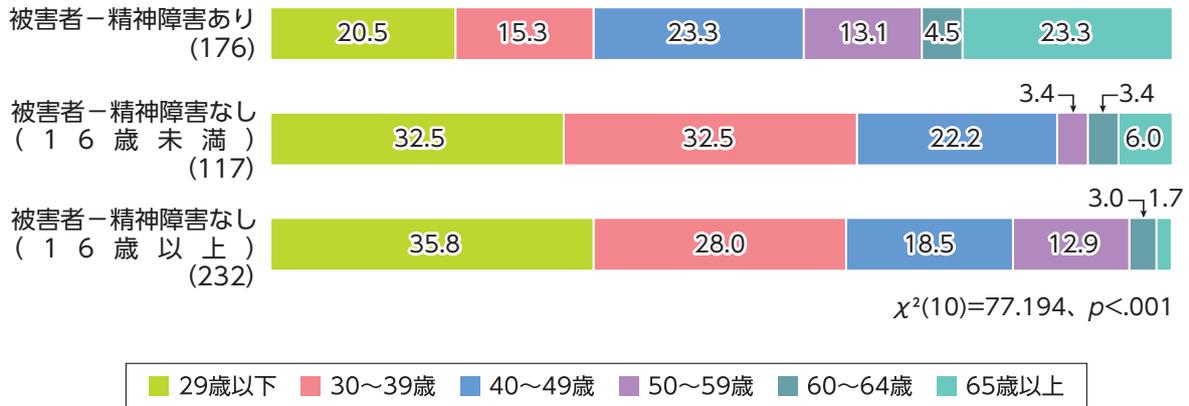
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、各属性の総数における構成比である。

(2) 加害者の犯行時の年齢層

ここでは、調査対象事件について、加害者の年齢層を見る。加害者の犯行時における年齢層の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-3-2図のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者は、「40～49歳」及び「65歳以上」がそれぞれ23.3%で最も高かったのに対し、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者は、「29歳以下」及び「30～39歳」がそれぞれ32.5%で最も高く、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者は、「29歳以下」が35.8%で最も高かった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群に対する事件の加害者の「65歳以上」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「30～39歳」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「29歳以下」の構成比が高く、精神障害あり群に対する事件の加害者の「29歳以下」及び「30～39歳」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「50～59歳」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「65歳以上」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-3-2図 加害者の犯行時の年齢層

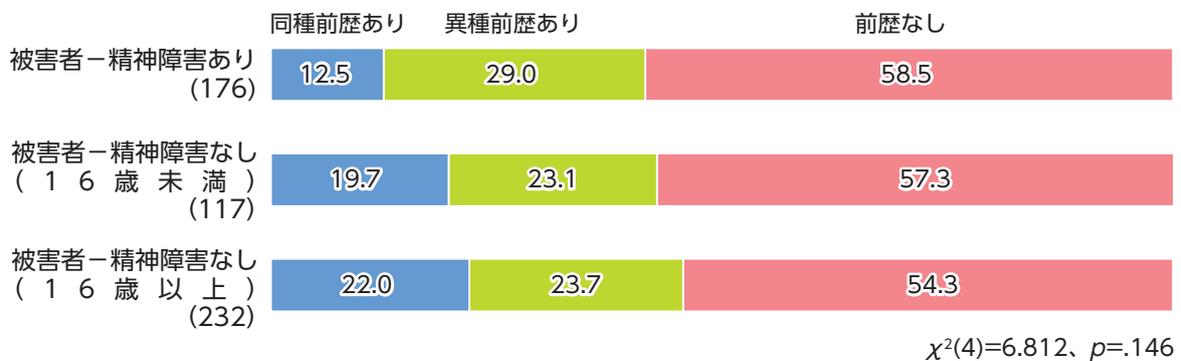


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 年齢は、加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時時点の年齢による。
 3 () 内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(3) 加害者の前歴

ここでは、調査対象事件について、加害者の前歴を見る。本調査項目は、調査者において、判決書等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、「同種前歴あり」は、調査対象罪名の前歴が認められた者を指し、「異種前歴あり」はそれ以外の前歴が認められた者を指すところ、加害者の前歴について、「同種前歴あり」、「異種前歴あり」、「前歴なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-3-3図のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群、精神障害なし（16歳以上）群いずれに対する事件の加害者においても、「同種前歴あり」は1～2割、「異種前歴あり」は2～3割であった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-3図 加害者の前歴



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「同種前歴あり」は、調査対象罪名の前歴が認められた者の構成比、「異種前歴あり」は、それ以外の前歴が認められた者の構成比、「前歴なし」は、前歴が認められない者の構成比である。
 3 () 内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(4) 加害者の前歴（年齢層別）

前記(3)について、加害者の前歴を年齢層別に見ると、**3-3-3-4表**のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者について見ると、「同種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「50～59歳」(43.5%)であり、「異種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「65歳以上」(46.3%)であった。

モンテカルロ法による検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「50～59歳」の「同種前歴あり」、「65歳以上」の「異種前歴あり」、「30～39歳」の「前歴なし」の構成比が高く、「29歳以下」の「同種前歴あり」並びに「50～59歳」及び「65歳以上」の「前歴なし」の構成比が低い傾向が見られた。

精神障害なし(16歳未満)群に対する事件の加害者について見ると、「同種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「60～64歳」(75.0%)であり、「異種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「30～39歳」(36.8%)であった。

モンテカルロ法による検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「40～49歳」及び「60～64歳」の「同種前歴あり」並びに「30～39歳」の「異種前歴あり」の構成比が高い傾向が見られた。

また、精神障害なし(16歳以上)群に対する事件の加害者について見ると、「同種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「50～59歳」(40.0%)であり、「異種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「60～64歳」(42.9%)であった。モンテカルロ法による検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-4表 加害者の前歴（年齢層別）

① 被害者－精神障害あり

区分	総数	同種前歴あり	異種前歴あり	前歴なし	統計値
29歳以下	36 (100.0)	▽ 1 (2.8)	10 (27.8)	25 (69.4)	モンテカルロ法 p=.001
30～39歳	27 (100.0)	1 (3.7)	4 (14.8)	△ 22 (81.5)	
40～49歳	41 (100.0)	5 (12.2)	11 (26.8)	25 (61.0)	
50～59歳	23 (100.0)	△ 10 (43.5)	4 (17.4)	▽ 9 (39.1)	
60～64歳	8 (100.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	4 (50.0)	
65歳以上	41 (100.0)	4 (9.8)	△ 19 (46.3)	▽ 18 (43.9)	

② 被害者－精神障害なし（16歳未満）

区分	総数	同種前歴あり	異種前歴あり	前歴なし	統計値
29歳以下	38 (100.0)	5 (13.2)	7 (18.4)	26 (68.4)	モンテカルロ法 p=.044
30～39歳	38 (100.0)	5 (13.2)	△ 14 (36.8)	19 (50.0)	
40～49歳	26 (100.0)	△ 9 (34.6)	4 (15.4)	13 (50.0)	
50～59歳	4 (100.0)	－	－	4 (100.0)	
60～64歳	4 (100.0)	△ 3 (75.0)	－	1 (25.0)	
65歳以上	7 (100.0)	1 (14.3)	2 (28.6)	4 (57.1)	

③ 被害者－精神障害なし（16歳以上）

区分	総数	同種前歴あり	異種前歴あり	前歴なし	統計値
29歳以下	83 (100.0)	12 (14.5)	20 (24.1)	51 (61.4)	モンテカルロ法 p=.121
30～39歳	65 (100.0)	18 (27.7)	13 (20.0)	34 (52.3)	
40～49歳	43 (100.0)	8 (18.6)	10 (23.3)	25 (58.1)	
50～59歳	30 (100.0)	12 (40.0)	8 (26.7)	10 (33.3)	
60～64歳	7 (100.0)	－	3 (42.9)	4 (57.1)	
65歳以上	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 年齢は、加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時点の年齢による。
 3 「同種前歴あり」は、調査対象罪名の前歴が認められた者の構成比、「異種前歴あり」は、それ以外の前歴が認められた者の構成比、「前歴なし」は、前歴が認められない者の構成比である。
 4 () 内は、各区分の総数における構成比である。
 5 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

(5) 加害者の精神障害の有無

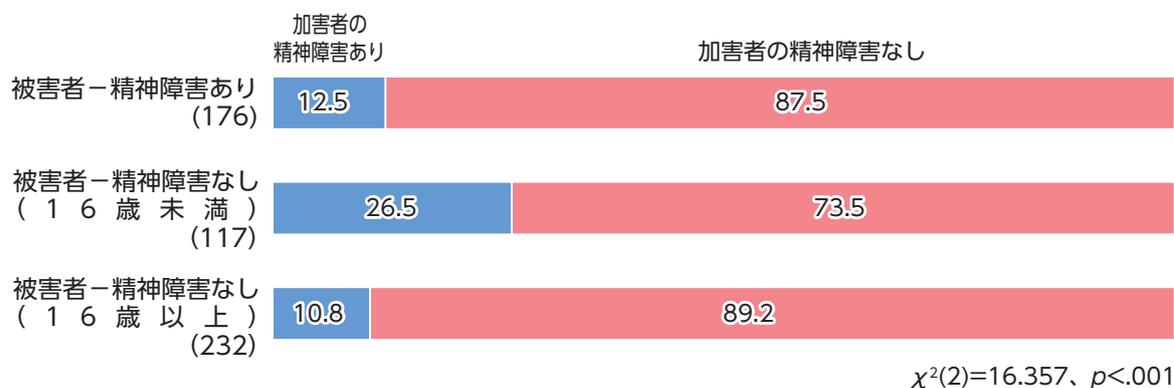
ここでは、調査対象事件について、加害者の精神障害の有無を見る。精神障害の有無の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-3-5図のとおりである。「加害者の精神障害あり」の構成比は、精神障害あり群では12.5%、精神障害なし（16歳未満）群では26.5%、精神障害なし（16歳以上）群では10.8%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の「加害者の精神障害あり」及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の「加害者の精神障害なし」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、加害者の精神障害については、知的障害やうつ病が散見された。また、加害者に知的障害が

あるケースでは、加害者と被害者との間に面識がない場合のほか、加害者について被害者が利用又は勤務している施設内の関係者あるいは被害者の親族や知人である場合も複数見られた。

3-3-3-5 図 加害者の精神障害の有無

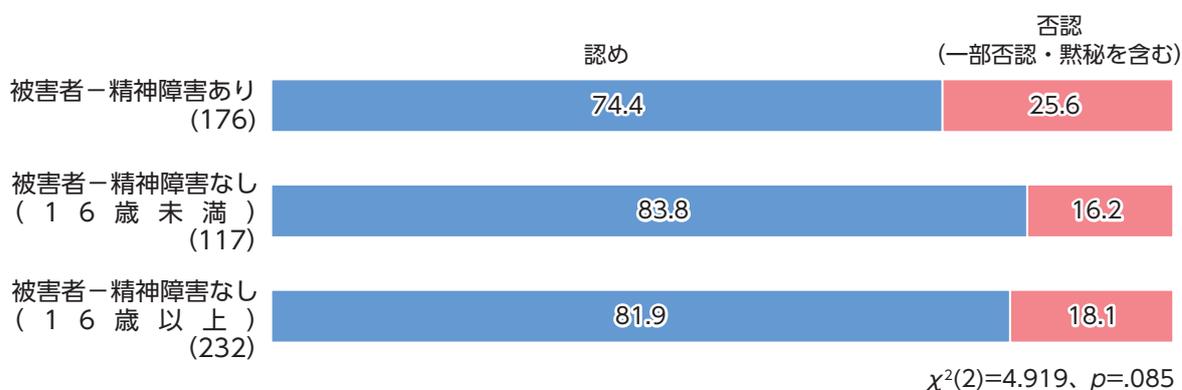


注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(6) 加害者の裁判時の認否

ここでは、調査対象事件について、加害者の裁判時の認否を見る。裁判時の認否の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-3-6図のとおりである。加害者の「否認（一部否認・黙秘を含む）」の構成比は、精神障害あり群では25.6%、精神障害なし（16歳未満）群では16.2%、精神障害なし（16歳以上）群では18.1%であった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-6 図 加害者の裁判時の認否



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(7) 被害者から見た加害者の立場

ここでは、調査対象事件について、被害者から見た加害者の立場を見る。本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を計9項目に分類したものであり、加害者の立場の構成比を被害者の属性ごとに見ると、**3-3-3-7図**のとおりである。精神障害あり群について、加害者の立場の構成比を見ると、「支援関係者」(33.0%)が最も高く、次いで、「面識なし」(29.5%)、「知人」(21.0%)の順であった。

精神障害なし(16歳未満)群について、加害者の立場の構成比を見ると、「面識なし」(40.2%)が最も高く、次いで、「知人」(28.8%)、「継(養)父」(10.3%)の順であった。

また、精神障害なし(16歳以上)群について、加害者の立場の構成比を見ると、「面識なし」(70.3%)が最も高く、次いで、「知人」(16.8%)、「教師等の教育関係者」(3.4%)の順であった。

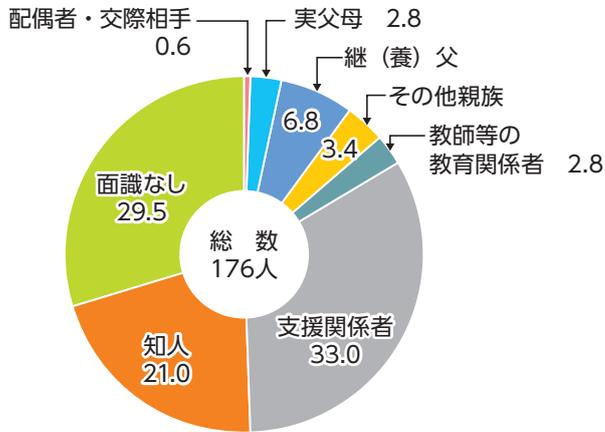
被害者から見た加害者の立場のうち、精神障害あり群における「面識なし」では、支援学校付近や通勤・通学路において、精神障害を有する被害者を待ち伏せ、声を掛けて他の場所に連れて行き、犯行に及ぶ事案が複数あり、被害者の動静や行動範囲から被害者が精神障害を有する者であることを覚知した上で、あえてこうした状況を狙って犯行に及んでいるケースが散見された。このようなケースでは、「被害者が被害について理解せず、被害申告をしないだろうと思った。」旨の動機を述べる者が複数おり、これらの事案では、同一人が複数の被害者に対し、同種犯行を累行しているものもあった。また、精神障害あり群における「支援関係者」では送迎担当者が散見されたほか、「知人」では近隣住民が散見された。

精神障害なし(16歳未満)群における「知人」では、ネット・SNS上のみの知人が精神障害なし(16歳未満)群全体の15.4%を占めたほか、買い物先の店主、近隣住民等のケースがあった。

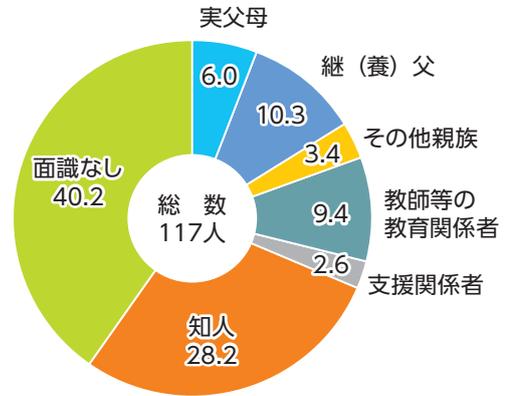
精神障害なし(16歳以上)群における「知人」では、福祉サービス従事者が利用者から被害に遭うケースがあった。

3-3-3-7図 被害者から見た加害者の立場

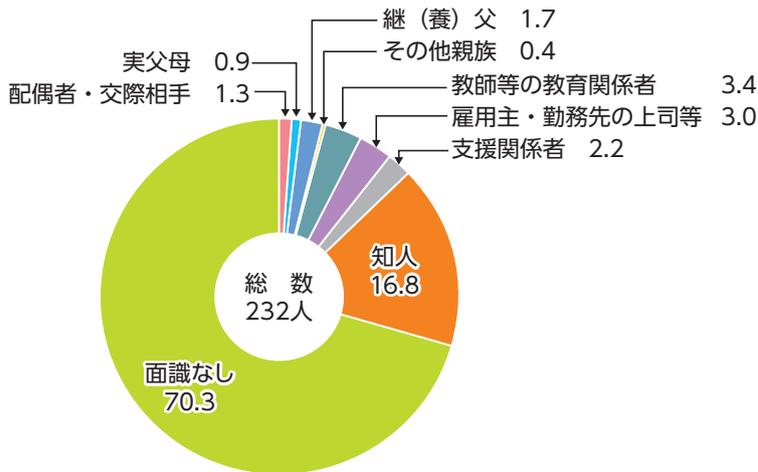
① 被害者－精神障害あり



② 被害者－精神障害なし(16歳未満)



③ 被害者－精神障害なし(16歳以上)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(8) 加害者の犯行時の年齢層（被害者から見た加害者の立場別）

ここでは、調査対象事件について、加害者の犯行時の年齢層を被害者から見た加害者の立場別に見る。各区分の人員及び構成比を被害者の属性別に見ると、**3-3-3-8表**のとおりである。

モンテカルロ法による検定を行った結果、「継（養）父」、「教師等の教育関係者」、「支援関係者」、「知人」及び「面識なし」について有意な差が見られた。それぞれ調整済み残差を見ると、「継（養）父」では、精神障害あり群に対する事件の加害者の年齢層「40～49歳」の構成比が高く、「30～39歳」の構成比が低い傾向が見られた。「教師等の教育関係者」では、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の年齢層「29歳以下」及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「30～39歳」の構成比が高い傾向が見られ、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「29歳以下」は該当がなかった。「支援関係者」では、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「50～59歳」の構成比が高く、精神障害あり群に対する事件の加害者の年齢層「50～59歳」の構成比が低い傾向が見られた。「知人」では、精神障害あり群に対する事件の加害者の年齢層「65歳以上」及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「40～49歳」の構成比が高く、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「65歳以上」の構成比が低い傾向が見られた。「面識なし」では、精神障害あり群に対する事件の加害者の年齢層「65歳以上」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の年齢層「60～64歳」及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「29歳以下」の構成比が高く、精神障害あり群に対する事件の加害者の年齢層「29歳以下」及び「30～39歳」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の年齢層「50～59歳」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「40～49歳」及び「65歳以上」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-3-8表

加害者の犯行時の年齢層（被害者から見た加害者の立場別）

項目	区分	総数	被害者－精神障害あり	被害者－精神障害なし		統計値
				16歳未満	16歳以上	
総数		525 (100.0)	176 (100.0)	117 (100.0)	232 (100.0)	
配偶者・交際相手	29歳以下	2 (50.0)	－	－	2 (66.7)	モンテカルロ法 p=.499
	30～39歳	1 (25.0)	1 (100.0)	－	－	
	40～49歳	－	－	－	－	
	50～59歳	－	－	－	－	
	60～64歳	1 (25.0)	－	－	1 (33.3)	
	65歳以上	－	－	－	－	
実父母	29歳以下	－	－	－	－	モンテカルロ法 p=.194
	30～39歳	3 (21.4)	－	3 (42.9)	－	
	40～49歳	8 (57.1)	2 (40.0)	4 (57.1)	2 (100.0)	
	50～59歳	2 (14.3)	2 (40.0)	－	－	
	60～64歳	－	－	－	－	
	65歳以上	1 (7.1)	1 (20.0)	－	－	
継（養）父	29歳以下	4 (14.3)	1 (8.3)	3 (25.0)	－	モンテカルロ法 p=.024
	30～39歳	10 (35.7)	▽ 1 (8.3)	6 (50.0)	3 (75.0)	
	40～49歳	10 (35.7)	△ 7 (58.3)	3 (25.0)	－	
	50～59歳	3 (10.7)	2 (16.7)	－	1 (25.0)	
	60～64歳	1 (3.6)	1 (8.3)	－	－	
	65歳以上	－	－	－	－	
その他親族	29歳以下	1 (9.1)	－	1 (25.0)	－	モンテカルロ法 p=.752
	30～39歳	2 (18.2)	2 (33.3)	－	－	
	40～49歳	3 (27.3)	2 (33.3)	1 (25.0)	－	
	50～59歳	2 (18.2)	1 (16.7)	1 (25.0)	－	
	60～64歳	2 (18.2)	1 (16.7)	－	1 (100.0)	
	65歳以上	1 (9.1)	－	1 (25.0)	－	
教師等の教育関係者	29歳以下	7 (29.2)	1 (20.0)	△ 6 (54.5)	▽ 1 (8.3)	モンテカルロ法 p=.021
	30～39歳	11 (45.8)	1 (20.0)	3 (27.3)	△ 7 (87.5)	
	40～49歳	2 (8.3)	1 (20.0)	1 (9.1)	－	
	50～59歳	4 (16.7)	2 (40.0)	1 (9.1)	1 (12.5)	
	60～64歳	－	－	－	－	
	65歳以上	－	－	－	－	
雇用主・勤務先の上司等	29歳以下	1 (14.3)	－	－	1 (14.3)	
	30～39歳	－	－	－	－	
	40～49歳	2 (28.6)	－	－	2 (28.6)	
	50～59歳	3 (42.9)	－	－	3 (42.9)	
	60～64歳	－	－	－	－	
	65歳以上	1 (14.3)	－	－	1 (14.3)	
支援関係者	29歳以下	16 (24.2)	15 (25.9)	－	1 (20.0)	モンテカルロ法 p=.002
	30～39歳	15 (22.7)	13 (22.4)	2 (66.7)	－	
	40～49歳	12 (18.2)	11 (19.0)	1 (33.3)	－	
	50～59歳	7 (10.6)	▽ 3 (5.2)	－	△ 4 (80.0)	
	60～64歳	5 (7.6)	5 (8.6)	－	－	
	65歳以上	11 (16.7)	11 (19.0)	－	－	
知人	29歳以下	32 (29.4)	9 (24.3)	13 (39.4)	10 (25.6)	モンテカルロ法 p=.001
	30～39歳	23 (21.1)	4 (10.8)	10 (30.3)	9 (23.1)	
	40～49歳	19 (17.4)	3 (8.1)	4 (12.1)	△ 12 (30.8)	
	50～59歳	9 (8.3)	5 (13.5)	1 (3.0)	3 (7.7)	
	60～64歳	4 (3.7)	－	1 (3.0)	3 (7.7)	
	65歳以上	22 (20.2)	△ 16 (43.2)	4 (12.1)	▽ 2 (5.1)	
面識なし	29歳以下	94 (35.9)	▽ 10 (19.2)	15 (31.9)	△ 69 (42.3)	モンテカルロ法 p<.001
	30～39歳	65 (24.8)	▽ 5 (9.6)	14 (29.8)	46 (28.2)	
	40～49歳	54 (20.6)	15 (28.8)	12 (25.5)	▽ 27 (16.6)	
	50～59歳	27 (10.3)	8 (15.4)	▽ 1 (2.1)	18 (11.0)	
	60～64歳	6 (2.3)	1 (1.9)	△ 3 (6.4)	2 (1.2)	
	65歳以上	16 (6.1)	△ 13 (25.0)	2 (4.3)	▽ 1 (0.6)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 年齢は、加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時時点の年齢による。
 3 「総数」は、加害者の延べ人員である。
 4 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、－1.96以下を▽で示す。
 5 ()内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

(9) 加害者と被害者の年齢差

ここでは、調査対象事件について、加害者と被害者の年齢差（加害者の犯行時の年齢から被害者の年齢を減じた差をいう。以下本項において「年齢差」という。）を見る。年齢差の平均値を被害者の属性別に見ると、**3-3-3-9表**のとおりである。t検定の結果、精神障害あり群は、精神障害なし群（精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群の合計。以下同じ。）よりも年齢差の平均値が有意に大きかった。

3-3-3-9表 加害者と被害者の年齢差

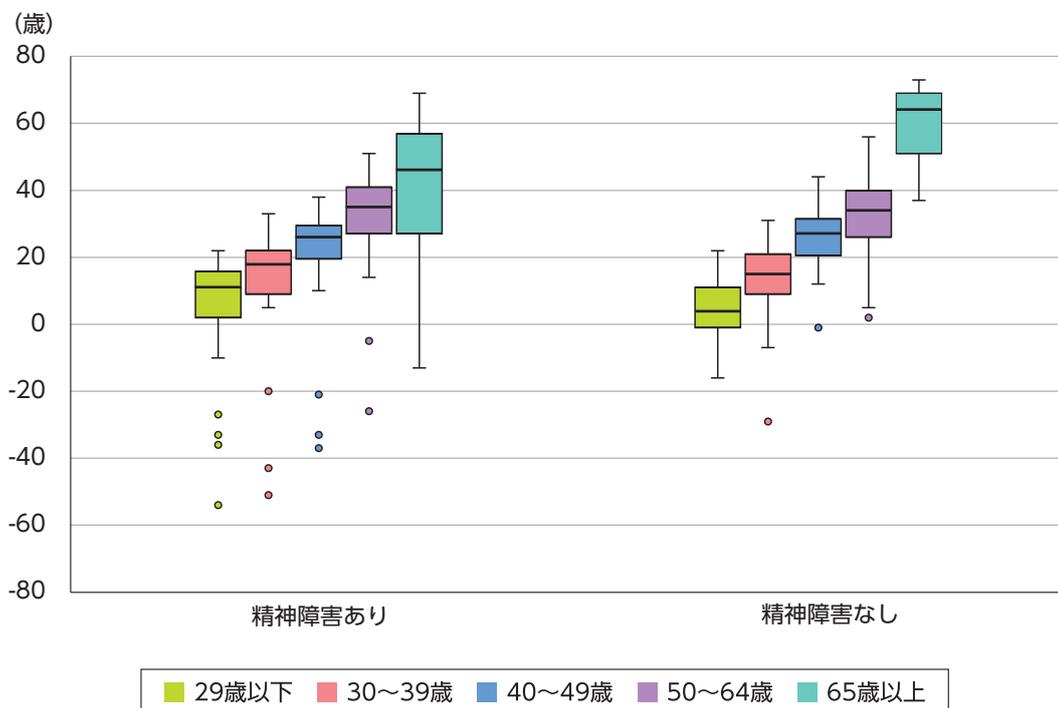
区分	平均	標準偏差	統計値
精神障害あり(176)	22.52	22.42	t(263.809)=2.779、p=.006
精神障害なし(349)	17.28	15.67	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 年齢差は、加害者の犯行時の年齢から被害者の年齢を減じた差である。
 3 ()内は、実人員である。

また、年齢差の分布を被害者の属性及び加害者の年齢層別にみると、**3-3-3-10図**のとおりである。各属性における年齢差のデータを小さい順に並べた際の、全体の4分の1番目に当たる者の年齢差が箱の下部の線、真ん中に当たる者の年齢差（中央値）が箱の中の太線、4分の3番目に当たる者の年齢差が箱の上部の線で示されており、箱の中には全体の約半数の者が含まれている。箱の上下に伸びる垂直線は、外れ値を除外した場合の最大値及び最小値を示している。

精神障害あり群、精神障害なし群共に、加害者の年齢層が上がるにつれて年齢差が大きくなる傾向が見られた。また、精神障害あり群では、64歳以下の各年齢層における年齢差のばらつきと比べ、「65歳以上」における年齢差のばらつきが大きさが顕著であった。さらに、「65歳以上」の年齢差について、精神障害あり群及び精神障害なし群それぞれの中央値を見ると、精神障害あり群が46歳差であったのに対し、精神障害なし群は64歳差で明らかな違いが見られた。また、四分位範囲は、精神障害あり群が30であったのに対し、精神障害なし群は18であり、精神障害あり群の方が年齢差のばらつきが大きい傾向が見られた。

3-3-3-10図 加害者と被害者の年齢差分布（加害者の年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 年齢差は、加害者の犯行時の年齢から被害者の年齢を減じた差である。
 3 図中の箱形領域は、各属性における年齢差のデータを小さい順に並べた際に、4分の1番目の者から4分の3番目の者までの全体の約半数の者の年齢差が含まれる領域を示す。

4 被害の認識及び潜在化に関する事情等

(1) 被害当時の被害認識

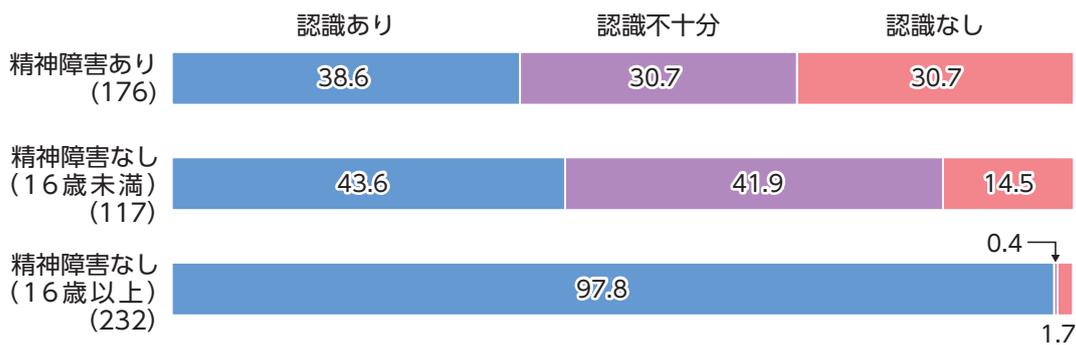
ここでは、調査対象被害者の被害当時の被害認識について見る。本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、①「認識あり」は、被害者において、加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できている場合等を指し、②「認識不十分」は、被害者において、加害者から何らかの違和感・不快感等を伴う行為をされたことは認識しているものの、それが犯罪行為の被害であることまで明確に認識できていないような場合等を指し、③「認識なし」は、被害者において、加害者から行われた行為自体を認識できていない場合や、その行為の意味内容をほとんど理解できていない場合等を指すところ、調査対象被害者の被害当時の被害認識について、「認識あり」、「認識不十分」及び「認識なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-4-1図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群は、「認識あり」がそれぞれ38.6%、43.6%であり、「認識不十分」及び「認識なし」の合計が過半数を超えたのに対し、精神障害な

し（16歳以上）群は、「認識あり」が97.8%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「認識不十分」及び「認識なし」、精神障害なし（16歳未満）群の「認識不十分」、精神障害なし（16歳以上）群の「認識あり」の構成比が高く、精神障害あり群の「認識あり」、精神障害なし（16歳未満）群の「認識あり」、精神障害なし（16歳以上）群の「認識不十分」及び「認識なし」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、性犯罪においては、日頃から加害者が被害者を巧みにコントロールし、犯行が容易な状況に持ち込むなどの手口^{*}を使うことがあるという指摘がされており、本調査結果を見るに当たっては、こうした加害者側のコントロールにより、被害を認識できないように仕向けられている可能性についても留意する必要がある。

3-3-4-1 図 被害当時の被害認識



$\chi^2(4)=206.613, p<.001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、実人員である。

(2) 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数

ここでは、調査対象事件について、同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数を見る。本調査項目は、判決書の「罪となるべき事実」で認定された事実について、当該加害者によって、同一被害者に対し、異なる日時・場所において敢行された調査対象罪名の件数を調査したものであり、その

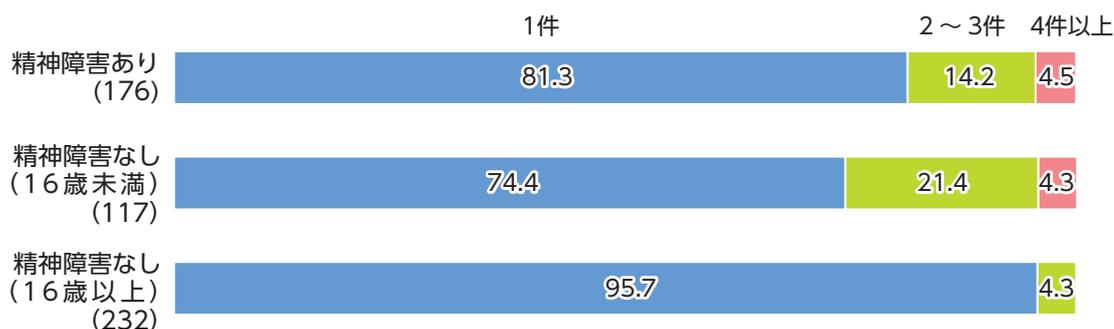
^{*} 性犯罪において、巧妙な手段によって被害者の抵抗を封じる手段としてグルーミングが挙げられる。性犯罪においてグルーミングとは、性的行為を目的とした大人が子どもに近づき、親しくなって信頼を得る行為のことを指す。こうしたグルーミングは、児童に対する性的虐待においても中心的な要素とされており、性的虐待のうち3～4割はグルーミングを行うという研究 (Winters et al., 2021) もある。また、グルーミングは、教育の場等様々な環境で行われると言われている。

件数の構成比を被害者の属性別に見ると、**3-3-4-2図**のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群は、「1件」がそれぞれ81.3%、74.4%であり、「2～3件」がそれぞれ14.2%、21.4%、「4件以上」がそれぞれ4.5%、4.3%であったのに対し、精神障害なし（16歳以上）群は、「1件」が95.7%、「2～3件」が4.3%であり、「4件以上」はなかった。また、同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数の最大値は、精神障害あり群が7件、精神障害なし（16歳未満）群が11件、精神障害なし（16歳以上）群が3件であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「4件以上」、精神障害なし（16歳未満）群の「2～3件」及び精神障害なし（16歳以上）群の「1件」の構成比が高く、精神障害あり群の「1件」、精神障害なし（16歳未満）群の「1件」、精神障害なし（16歳以上）群の「2～3件」及び「4件以上」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-4-2図

同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数



Fisherの正確確率検定 $p < .001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、実人員である。

(3) 判決書で認定されていない犯行に関する供述

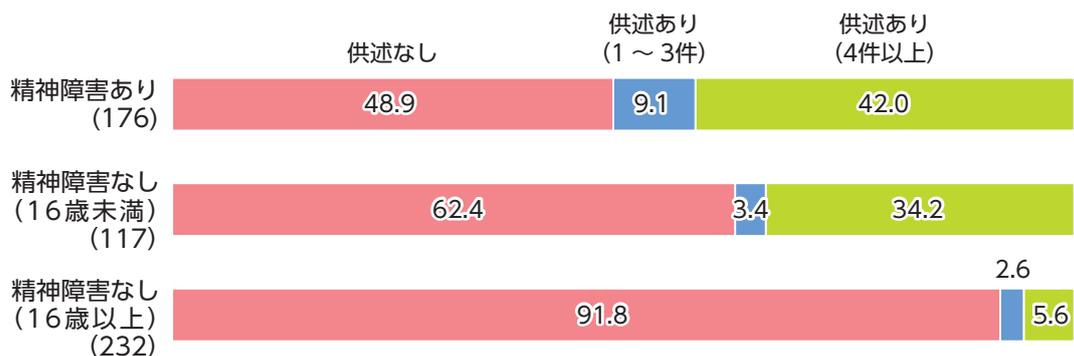
ここでは、調査対象事件において、当該加害者によるものとして判決書で認定されていない犯行に関する供述の有無とその件数を見る。本調査項目は、判決書の「罪となるべき事実」で認定された犯行以外で、当該加害者による同一被害者に対する同種余罪の有無やその件数を見るため、捜査・公判において、被害者又は加害者が当該被害者に対する同種余罪の存在を供述しているか否かを調査するとともに、同種余罪の存在を供述している場合はその件数を調査したものである。判決書で認定されていない犯行に関する供述の有無とその件数について、「供述なし」、「供述あり（1～3件）」、「供述あり（4件以上）」（「供述あり（4件以上）」は、被害者又は加害者において、「件数は分からないが、

たくさんある。」などと供述しており、確かな件数が不明である場合も含む。以下この章において同じ。)の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-4-3図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし(16歳未満)群については、「供述なし」の構成比は、それぞれ48.9%、62.4%であったが、精神障害あり群は、「供述あり(1~3件)」及び「供述あり(4件以上)」の構成比を合計すると5割を超え、精神障害なし(16歳未満)群も、「供述あり(1~3件)」及び「供述あり(4件以上)」の構成比を合計すると約4割であった。一方、精神障害なし(16歳以上)群は、「供述なし」の構成比が91.8%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「供述あり(1~3件)」及び「供述あり(4件以上)」、精神障害なし(16歳未満)群の「供述あり(4件以上)」、精神障害なし(16歳以上)群の「供述なし」の構成比が高く、精神障害あり群の「供述なし」、精神障害なし(16歳未満)群の「供述なし」、精神障害なし(16歳以上)群の「供述あり(1~3件)」及び「供述あり(4件以上)」の構成比が低い傾向が見られた。

判決書で認定されていない犯行に関する供述では、被害者・加害者の双方が同種余罪の存在を供述しているケースが複数あったものの、その中には、被害者・加害者供述が一致していないケースや、精神障害あり群や精神障害なし群のうち年齢が低い者の場合は、同種の犯行が始まった時期や頻度等が曖昧で特定できないケースも散見された。

3-3-4-3図 判決書で認定されていない犯行に関する供述



$\chi^2(4)=98.000, p<.001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「供述あり(4件以上)」は、「たくさんある」等と供述しており、確かな件数が不明である場合を含む。
 3 ()内は、実人員である。

(4) 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由

前記(3)において、判決書で認定されていない犯行に関する供述があり、当該供述が真実であると仮定した場合、当該事案においては、調査対象事件が捜査機関に発覚するまでの間、当該加害者による当該被害者に対する性加害行為が一定期間継続し、かつ、これが潜在化していたことを意味するところ、反復して被害を受けるまで当該被害者がそれらの被害の申告に時間を要した理由を調査することは、被害の潜在化を防ぐために有益と考えられる。そこで、本調査項目では、調査者において、前記(3)で、判決書で認定されていない犯行に関する供述があった事案について、被害者供述等の関係各証拠の精査を行い、反復して被害を受けるまで被害者が被害申告できなかった理由が確認できたものを分類したところ、各項目の該当率(重複計上による。)を被害者の属性別に見ると、**3-3-4-4図**のとおりである。

各項目の該当率について、精神障害あり群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」(54.4%)が最も高く、次いで、「加害者から口止めされていた」(32.2%)、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」(16.7%)の順、精神障害なし(16歳未満)群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」(54.5%)が最も高く、次いで、「被害に関する認識が欠如・不足していた」(36.4%)、「その他」(25.0%)の順、精神障害なし(16歳以上)群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」(52.6%)が最も高く、次いで、「加害者から口止めされていた」(47.4%)、「被害に遭ったことを知られなくなかった」及び「どうしたらよいのか分からなかった」(それぞれ26.3%)の順であった。

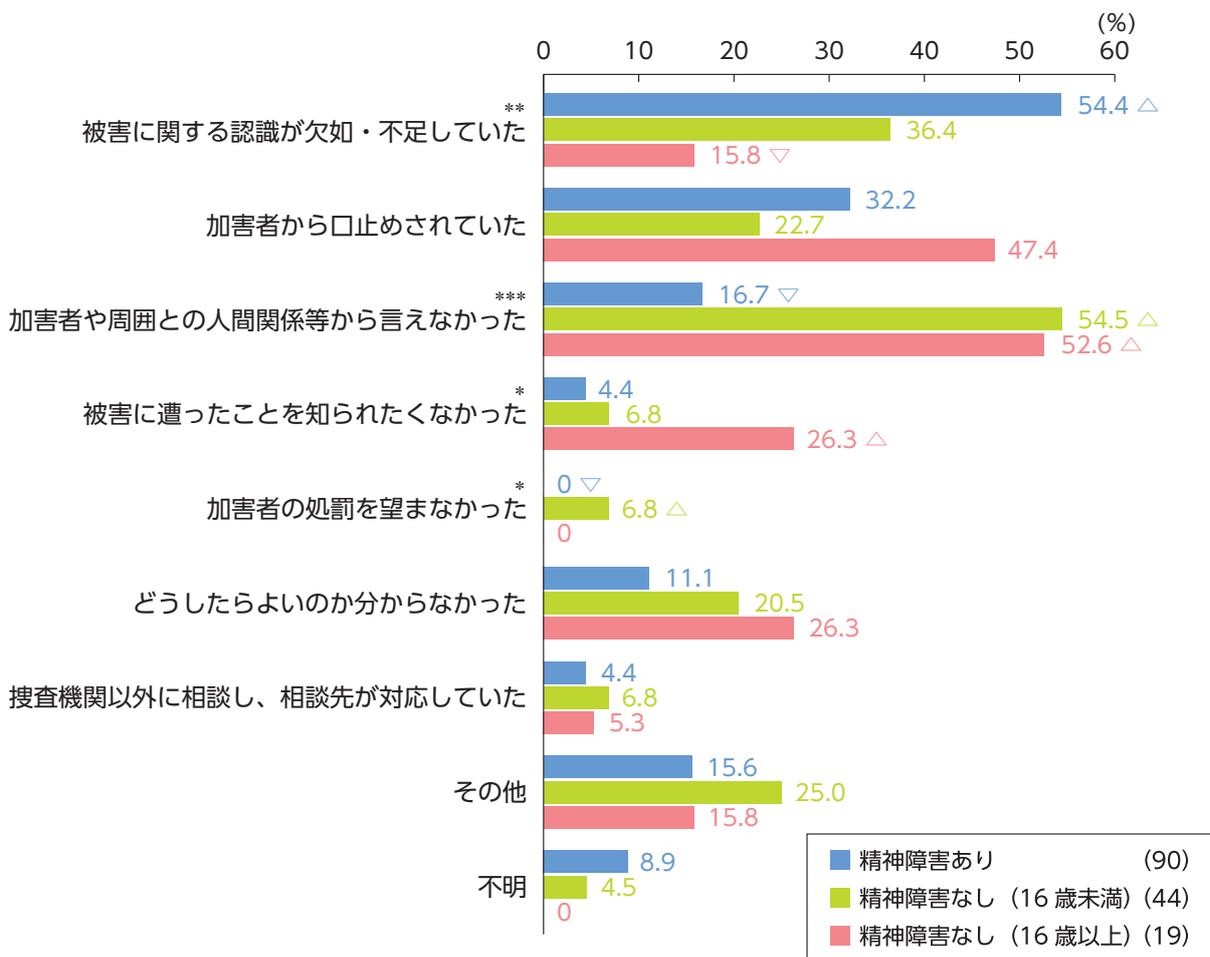
χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」、「被害に遭ったことを知られなくなかった」及び「加害者の処罰を望まなかった」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「被害に関する認識が欠如・不足していた」は、精神障害あり群の該当率が高く、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が低い傾向、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」は、精神障害あり群の該当率が低く、精神障害なし(16歳未満)群及び精神障害なし(16歳以上)群の該当率が高い傾向が見られた。「被害に遭ったことを知られなくなかった」は、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が高い傾向、「加害者の処罰を望まなかった」は、精神障害あり群の該当率が低く、精神障害なし(16歳未満)群の該当率が高い傾向が見られた。

反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由では、前記分類以外の「その他」の理由もあり、精神障害あり群や精神障害なし(16歳未満)群の中には、口止めまではいかないものの、加害者が被害者に対して金銭や物品を与えて被害者を懐柔していたケースや、被害者が自身に落ち度があ

ったと考えたため保護者からの叱責をおそれて被害申告できなかったケース等が複数あったほか、保護者等に被害を申告したものの適切な対処がされずに放置されていたケースもあった。

なお、本調査結果を見るに当たっても、前記(1)と同様、加害者側のコントロールにより、被害を認識できないように仕向けられていたり、被害者自身に落ち度があると思込まされていたりしたために、被害の申告に至らなかった可能性について留意する必要がある。

3-3-4-4 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由



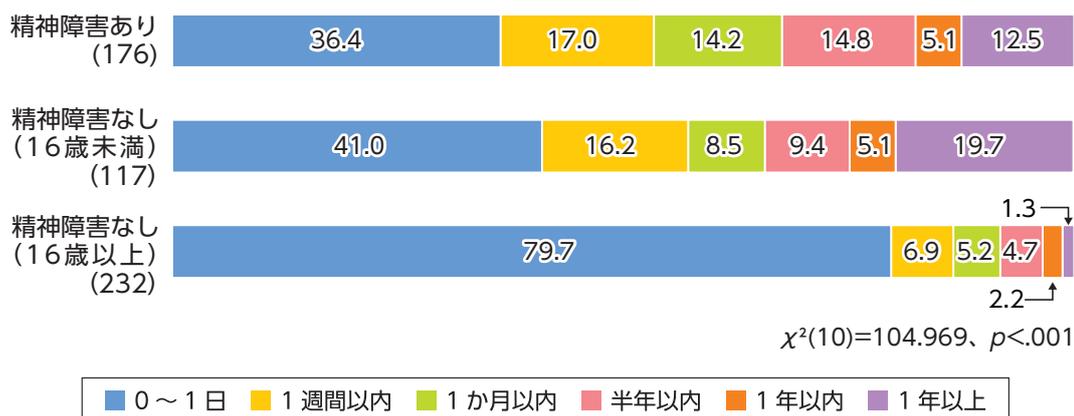
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 判決書で認定されていない犯行に関する供述について「あり」に該当した者に限る。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 ()内は、実人員である。

(5) 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間

ここでは、調査対象事件について、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間を見る。本調査項目は、判決書の「罪となるべき事実」で認定された犯行日（同一被害者に対する事実が2つ以上ある場合は、最初の事実の犯行日）から捜査機関に犯行が発覚するまでの期間（以下本章において、断りのない限り、犯行の発覚は、捜査機関に犯行が発覚することをいうものとする。）を調査したものであり、期間ごとの件数を被害者の属性別に見ると、3-3-4-5図のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれにおいても、「0～1日」が最も多いが、その構成比は、精神障害あり群が36.4%、精神障害なし（16歳未満）群が41.0%と半数以下であったのに対し、精神障害なし（16歳以上）群は79.7%であった。「1年以上」の構成比は、精神障害あり群が12.5%、精神障害なし（16歳未満）群が19.7%であったのに対し、精神障害なし（16歳以上）群は1.3%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「1週間以内」、「1か月以内」及び「半年以内」、精神障害なし（16歳未満）群の「1年以上」、精神障害なし（16歳以上）群の「0～1日」の構成比が高く、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群の「0～1日」、精神障害なし（16歳以上）群の「1週間以内」、「1か月以内」、「半年以内」及び「1年以上」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-4-5図 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 同一被害者に対する事実が2つ以上ある場合は、最初の事実の犯行日からの期間を指す。
 3 ()内は、実人員である。

(6) 捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由

前記(5)において、犯行日から捜査機関への犯行発覚までに長期間を要している事件は、被害後、速やかに捜査機関に被害申告ができなかった何らかの理由があったと考えられ、それらの理由を調査することは、被害の潜在化の要因を探る上で有益と考えられる。そこで、本調査項目では、調査者において、前記(5)で犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が1か月以上であった事案について、被害者供述等の関係各証拠の精査を進め、捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由が確認できたものを分類したところ、各項目の該当率(重複計上による。)を被害者の属性別に見ると、**3-3-4-6図**のとおりである。

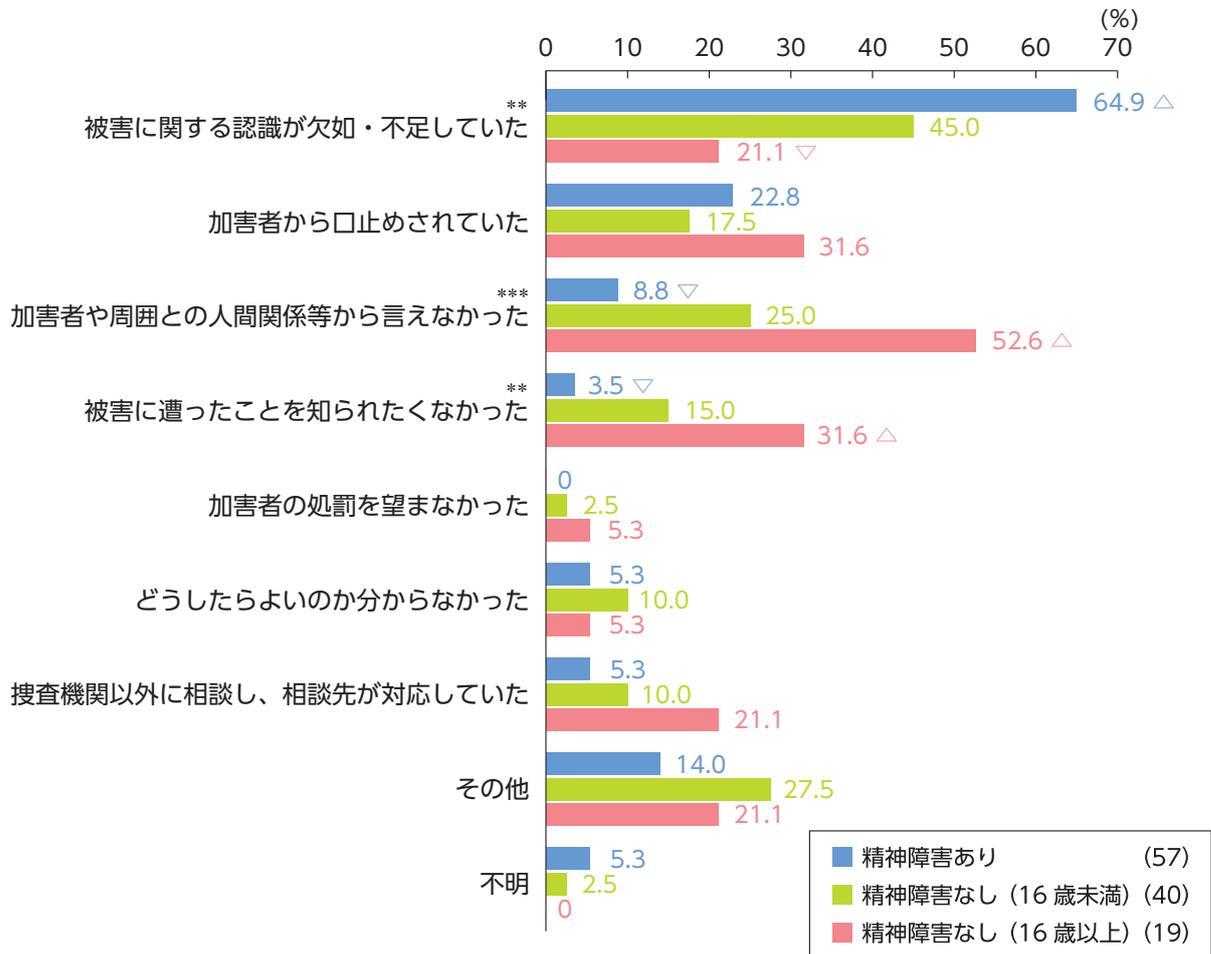
各項目の該当率について、精神障害あり群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」(64.9%)が最も高く、次いで、「加害者から口止めされていた」(22.8%)、「その他」(14.0%)の順、精神障害なし(16歳未満)群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」(45.0%)が最も高く、次いで、「その他」(27.5%)、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」(25.0%)の順、精神障害なし(16歳以上)群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」(52.6%)が最も高く、次いで、「加害者から口止めされていた」及び「被害に遭ったことを知られなくなかった」(それぞれ31.6%)の順であった。

χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」及び「被害に遭ったことを知られなくなかった」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「被害に関する認識が欠如・不足していた」は、精神障害あり群の該当率が高く、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が低い傾向、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」は、精神障害あり群の該当率が低く、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が高い傾向、「被害に遭ったことを知られなくなかった」は、精神障害あり群の該当率が低く、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が高い傾向が見られた。

捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由では、前記分類以外の「その他」の理由もあり、加害者からの報復をおそれたことから捜査機関への申告に時間を要したケースや、前記(4)と同様に、精神障害あり群や精神障害なし(16歳未満)群の中には、被害者が自身に落ち度があったと考えたため保護者からの叱責をおそれて被害申告できなかったケースや、保護者等に被害を申告したものの適切な対処がされずに放置されていたケース等があった。

なお、本調査結果を見るに当たっても、前記(1)及び(4)と同様、加害者側のコントロールにより、被害を認識できないように仕向けられていたり、被害者自身に落ち度があると思い込まされていたために、捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した可能性について留意する必要がある。

3-3-4-6 図 捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間について「半年以内」、「1年以内」又は「1年以上」の項目に該当した者に限る。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 ()内は、実人員である。

5 被害申告・捜査機関への犯行発覚の経緯及び状況等

(1) 最初に被害を伝えた相手

ここでは、調査対象被害者による被害申告の状況について見る。本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、調査対象者が最初に被害を伝えた相手の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-5-1 図のとおりである。精神障害あり群は、「被害申告なし」の構成比（34.7%）が最も高く、次いで、「親族」（31.3%）、「日常生活の支援等に関わっている関係者」（11.4%）の順であった。精神障害なし（16歳未満）群は、「親族」の構成比（53.8%）

が最も高く、次いで、「被害申告なし」(21.4%)、「友人・知人」(12.0%)の順であった。精神障害なし(16歳以上)群は、「捜査機関」の構成比(33.8%)が最も高く、次いで、「友人・知人」(28.1%)、「親族」(18.2%)の順であった。

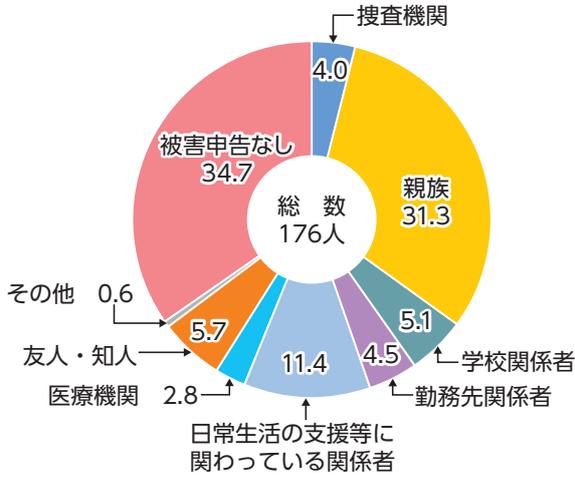
最初に被害を伝えた相手では、前記分類以外の「その他」として、通行人、コンビニ店員、駅員、警備員、タクシー運転手等、被害現場付近にいた者を挙げるケースがあった。

なお、精神障害なし(16歳未満)群のうち、「被害申告なし」に該当した者の中には、被害者の親族が被害者のSNS等の履歴の中から加害者とのやりとりを発見したことを端緒として発覚したケースがあったほか、「友人・知人」に該当した者の中には、SNS等で被害に遭った旨を相談したものの捜査機関への被害申告には至らなかったところ、その後、親族が同SNS等の履歴を見て被害を知ったことから捜査機関への被害申告につながったケースがあるなど、親族が被害者のSNS等の履歴を確認したことをきっかけに捜査機関への被害申告に至ったケースが散見された。他方、被害者が加害者と親族関係にある場合、被害者が他の親族に被害申告をしたものの捜査機関への被害申告はなされず、その後、被害者がさらに学校関係者に被害申告をしたことにより捜査機関への被害申告につながったケースが複数あった。

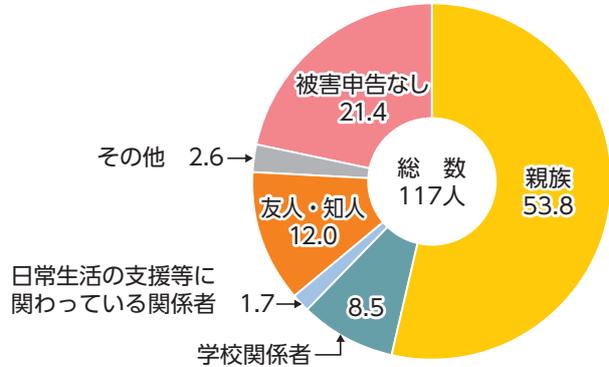
そのほかに、本節4項(1)「被害当時の被害認識」において「認識不十分」、「認識なし」に該当した者の中には、日常会話の中で被害者において発した些細な言葉に違和感を持った親族等が、詳細な状況を聞いていく過程で被害を把握したケースがあった。

3-3-5-1 図 最初に被害を伝えた相手

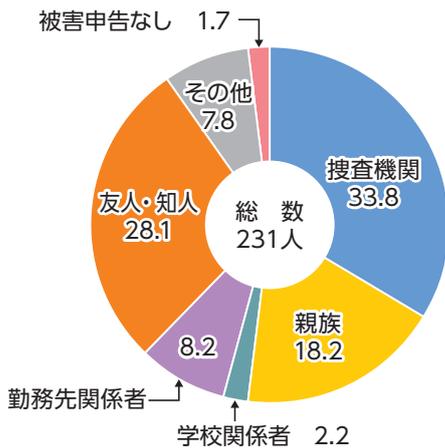
① 精神障害あり



② 精神障害なし (16歳未満)



③ 精神障害なし (16歳以上)



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 最初に被害を伝えた相手が不明の者は除く。

(2) 被害申告の契機

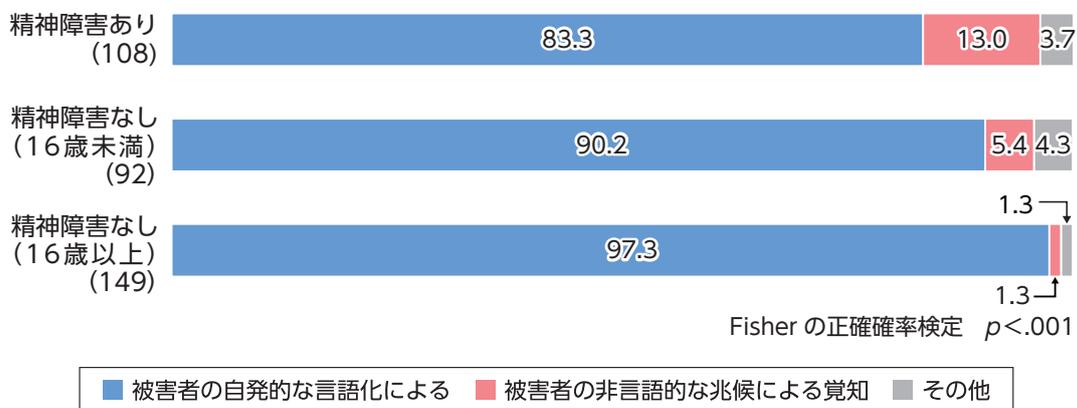
ここでは、調査対象事件について、被害申告の契機を見る。本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、最初に被害を伝えた相手が捜査機関であった者、被害申告がなかった者及び被害申告の契機について不明であった者を除き、①「被害者の自発的な言語化による」は、被害者自身が、たとえ内容としては不十分であったとしても、被害を言語化して相手に申告した場合を指し、②「被害者の非言語的な兆候による覚知」は、言語以外の被害者の通常と異なる挙動や心身の状況等から周囲が被害を覚知した場合を指し、③「その他」は、それ

以外の場合を指す。被害申告の契機について、「被害者の自発的な言語化による」、「被害者の非言語的な兆候による覚知」及び「その他」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-5-2図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群においては、「被害者の自発的な言語化による」の構成比（それぞれ83.3%、90.2%）が最も高く、次いで、「被害者の非言語的な兆候による覚知」（それぞれ13.0%、5.4%）、「その他」（それぞれ3.7%、4.3%）の順であった。精神障害なし（16歳以上）群においては、「被害者の自発的な言語化による」の構成比（97.3%）が最も高く、次いで、「被害者の非言語的な兆候による覚知」及び「その他」（いずれも1.3%）の順であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群は、「被害者の自発的な言語化による」の該当率が低く、「被害者の非言語的な兆候による覚知」の該当率が高い傾向が見られ、精神障害なし（16歳以上）群は、「被害者の自発的な言語化による」の該当率が高く、「被害者の非言語的な兆候による覚知」の該当率が低い傾向が見られた。

精神障害あり群のうち、「被害者の自発的な言語化による」に該当した者の中には、被害者が加害者に対する嫌悪の感情を述べたり、加害者の姿を見て泣き出すなどの心理的動揺を示したりしたことなどから、これを見聞きした者が被害者に対し、それら言動の理由を詳細に聴取した結果として、被害に遭っていたことが発覚したという事例が散見された。なお、被害者が軽度知的障害である場合には、被害者自身が被害内容等についてある程度説明できているケースが複数あったほか、説明まではできなくても、「触られた。」などと加害者の行為を単語で訴えることができているケースも複数あった。他方、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のうち、「被害者の非言語的な兆候による覚知」に該当した者の中には、被害者による自身の性的な部位を脈略なく指し示すなどの行為に違和感を抱いた者が、その身体を調べるなどしたため被害を把握した事例等があった。

3-3-5-2図 被害申告の契機



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害申告の契機について不明の者を除く。
 3 最初に被害を伝えた相手が「捜査機関」又は「被害申告なし」の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

(3) 被害を伝えられた側の直後の対応状況

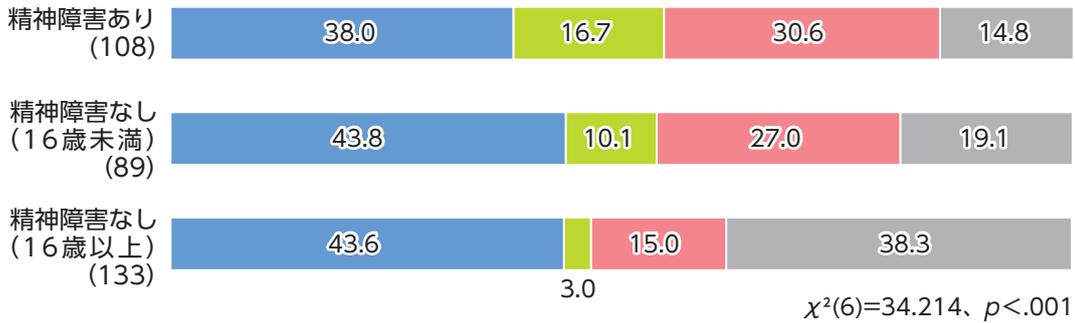
ここでは、調査対象事件について、被害を伝えられた側の直後の対応状況を見る。本調査項目は、調査者において、参考人供述等の関係各証拠を調査し、最初に被害を伝えた相手が捜査機関であった者、被害申告がなかった者及び被害を伝えられた側の直後の対応状況について不明であった者を除いた結果を分類したものであり、①「直ちに捜査機関へ連絡」は、被申告者自身が直ちに捜査機関へ連絡した場合を指し、②「捜査機関以外の医療機関・支援機関への連絡等」は、被申告者が医療機関のほか、学校や日頃利用している支援機関に加え、性被害者支援機関等に連絡をするなどした場合を指し、③「内部的な聞き取り等を実施」は、被申告者が被害者・加害者を含む関係者からの聞き取り等の調査を行った場合を指し、④「その他」は、それ以外の場合を指す。被害を伝えられた側の直後の対応状況について、「直ちに捜査機関へ連絡」、「捜査機関以外の医療機関・支援機関への連絡等」、「内部的な聞き取り等を実施」及び「その他」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-5-3図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する各事件においては、「直ちに捜査機関へ連絡」の構成比が最も高く、それぞれ38.0%、43.8%であり、次いで、「内部的な聞き取り等を実施」が高く、それぞれ30.6%、27.0%であったのに対し、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件においては、「直ちに捜査機関へ連絡」が43.6%と最も高く、次いで、「その他」が38.3%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群に対する事件においては、「捜査機関以外の医療機関・支援機関への連絡等」及び「内部的な聞き取り等を実施」の構成比が高く、「その他」が低い傾向が見られた。精神障害なし（16歳以上）群に対する事件においては、「その他」の構成比が高く、「捜査機関以外の医療機関・支援機関への連絡等」及び「内部的な聞き取り等を実施」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、精神障害あり群に対する事件のうち、「内部的な聞き取り等を実施」及び「その他」に該当した者の中には、被害を伝えられた側が、被害者の性的妄想の可能性を疑って最初のうちは聞き流したり、被害が真実であるとの確証が持てずに捜査機関等への相談をためらったり、自ら被害の証拠を集めようとしたなどのケースが複数見られた。

精神障害なし（16歳以上）群の「その他」は、警察への通報を勧めたが大半であり、他に「励ます」などの情緒的サポートを行うものがあった。

3-3-5-3図 被害を伝えられた側の直後の対応状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害を伝えられた側の直後対応について不明の者を除く。
 3 最初に被害を伝えた相手が「捜査機関」又は「被害申告なし」の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

さらに、被害を伝えられた側の直後の対応状況が、「直ちに捜査機関へ連絡」又は「内部的な聞き取り等を実施」であった場合の犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（本章第3節4項（5）参照）について、「0～1日」、「1か月以内」（「1週間以内」及び「1か月以内」の合計）、「1か月を超える」（「半年以内」、「1年以内」及び「1年以上」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群、精神障害なし（16歳以上）群の別に、その構成比を見る。被害を伝えられた側の直後の対応が「直ちに捜査機関へ連絡」では、精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群、精神障害なし（16歳以上）群のいずれにおいても、犯行日から発覚までの期間が「0～1日」の構成比が最も高かった（それぞれ73.2%、79.5%、89.7%）。一方、「内部的な聞き取り等を実施」では、精神障害なし（16歳以上）群は、「0～1日」の構成比が5割を超えたが、精神障害あり群では、「1か月以内」の構成比が最も高く（66.7%）、精神障害なし（16歳未満）群では、「0～1日」及び「1か月以内」の構成比が同程度であった（いずれも37.5%）。

(4) 捜査機関への犯行発覚の経緯

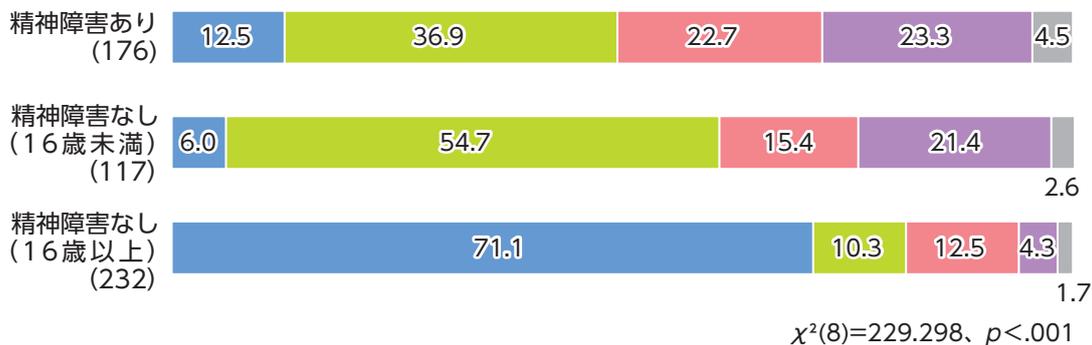
ここでは、調査対象事件について、捜査機関への犯行発覚の経緯を見る。本調査項目は、調査者において、被害届等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、①「被害者の捜査機関に対する申告」は、被害者自身が捜査機関へ被害申告した場合を指し、②「被害者の親族による捜査機関に対する申告」は、被害者の親族が捜査機関に連絡をするなどした場合を指し、③「その他被害者関係

者による捜査機関に対する申告」は、友人・知人や同僚、支援関係者等の被害者の関係者が捜査機関に連絡をするなどした場合を指し、④「他の事件捜査によって発覚」は、他の事件の捜査（証拠物の捜査や加害者の余罪自白等）に関連して被害者への犯行が発覚した場合を指し、⑤「その他」は、それ以外の場合を指す。捜査機関への犯行発覚の経緯について、「被害者の捜査機関に対する申告」、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」、「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」、「他の事件捜査によって発覚」及び「その他」の構成比を被害者の属性別に見ると、**3-3-5-4図**のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する各事件においては、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」の構成比（それぞれ36.9%、54.7%）が最も高く、次いで、「他の事件捜査によって発覚」（それぞれ23.3%、21.4%）、「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」（それぞれ22.7%、15.4%）の順であったのに対し、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件においては、「被害者の捜査機関に対する申告」の構成比が71.1%と圧倒的に高く、次いで、「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」（12.5%）、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」（10.3%）の順であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群に対する事件においては、「被害者の捜査機関に対する申告」の構成比が低く、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」、「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」及び「他の事件捜査によって発覚」が高い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群に対する事件においては、「被害者の捜査機関に対する申告」の構成比が低く、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」及び「他の事件捜査によって発覚」が高い傾向が見られた。精神障害なし（16歳以上）群に対する事件においては、「被害者の捜査機関に対する申告」の構成比が高く、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」、「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」及び「他の事件捜査によって発覚」が低い傾向が見られた。

なお、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する各事件の「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」では、学校、児童相談所又は教育委員会の職員、ケアマネージャー、被害者の職場関係者、市役所担当者等からの申告、精神障害なし（16歳以上）群に対する各事件の「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」では、交際相手からの申告等があった。「その他」は、目撃者による通報等のケースが多く、「他の事件捜査によって発覚」は、加害者の所持していた携帯電話等に残されていた被害者の被害状況を撮影したデータを捜査機関が発見したことによるものが多かった。

3-3-5-4図 捜査機関への犯行発覚の経緯



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「他の事件捜査によって発覚」は、証拠物の捜査や加害者の余罪自白等を含む。
 3 ()内は、実人員である。

6 被害者保護に関する措置及び被害後の状況等

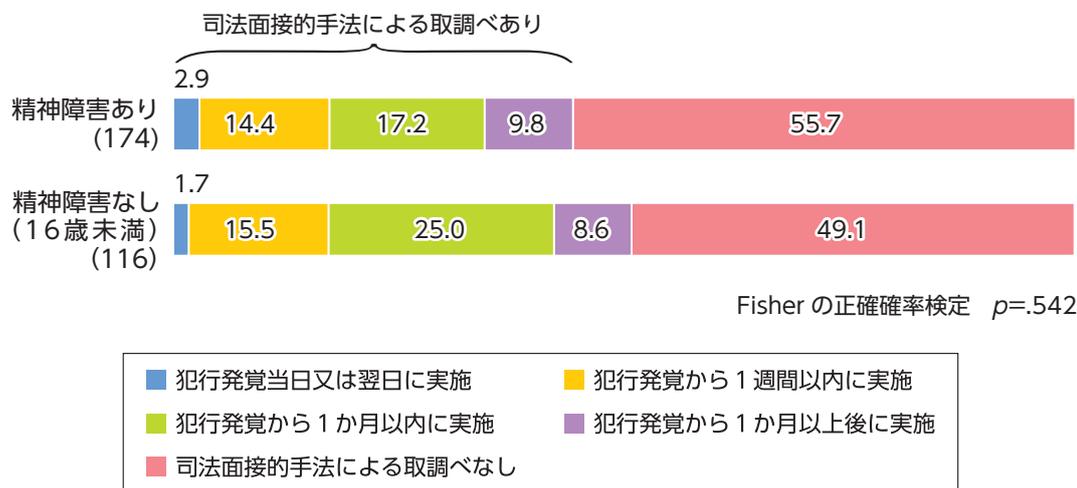
(1) 司法面接的手法による取調べ

ここでは、調査対象被害者に対する司法面接的手法による取調べの状況について見る。児童が被害者又は参考人である事件及び精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件においては、被聴取者の負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、必要に応じて、検察・警察・児童相談所で事前協議を行い、その代表者が聴取する取組（代表者聴取）を行っており、その聴取に当たっては、心理学的知見に基づき、被暗示性・被誘導性が高いという児童等の供述特性に着目し、供述の変遷を防ぎ、二次被害を防止するため、被害からできるだけ早い時期に、原則として一度だけ、録音・録画を行いながら、児童等からの自由報告を重視して行う、いわゆる司法面接的手法を取り入れた取調べが行われている（その取組の詳細については、第4章第2節2項（2）及び3項参照）。本調査項目は、このような司法面接的手法による取調べの実施の有無及び捜査機関に犯行が発覚した日から同取調べが最初の実施されるまでの期間を調査したものであり、実施の有無と実施されるまでの期間について、その構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-6-1図のとおりである。精神障害あり群の44.3%、精神障害なし（16歳未満）群の50.9%において、司法面接的手法による取調べが行われていた。実施までの期間別の構成比の中で最も多かったのは、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「犯行発覚から1か月以内に実施」であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見ら

れなかった。

なお、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べは、令和3年4月1日から東京、大阪等の一部の検察庁において試行が開始され、4年7月1日から全ての検察庁において試行が拡大されているところ、今回の調査対象被害者については、これら試行開始・拡大以前の事件による者が多数含まれていること、精神障害あり群のうち「司法面接的手法による取調べなし」に該当した者については、そもそも精神障害の影響により供述困難なため取調べが実施されていないケースも多数あり、「司法面接的手法による取調べなし」の構成比を見るに当たっては、これらの点に留意が必要である。

3-3-6-1 図 司法面接的手法による取調べ

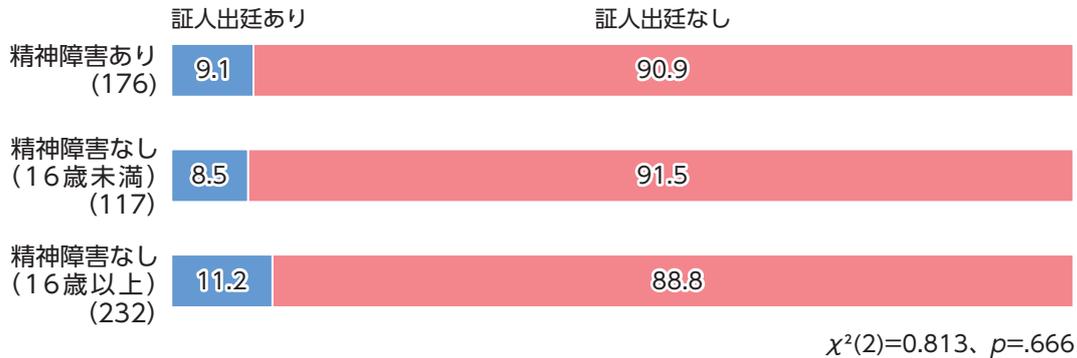


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 司法面接的手法による取調べの実施が不詳の者を除く。
 3 「司法面接的手法による取調べあり」は、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始（令和3年4月1日）及び試行拡大（4年7月1日）以前に同取調べが実施された場合を含む。
 4 ()内は、実人員である。

(2) 被害者の証人出廷の有無

ここでは、調査対象被害者本人の証人出廷の有無について見る。「証人出廷あり」及び「証人出廷なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-6-2図のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれにおいても、「証人出廷あり」は、10%前後に止まり、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-6-2図 被害者の証人出廷の有無



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

(3) 尋問に当たって採られた措置

ここでは、前記(2)において、「証人出廷あり」だった者について、証人尋問の際に採られた措置の状況について見る。公判廷における証人を保護するための制度としては、①証人尋問の際に証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、②証人を別室に在席させた上で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法(ビデオリンク方式)によって尋問する制度、③適当と認める者(被害者支援センター職員等)を証人に付き添わせる制度等がある。証人尋問の際に採られた措置の状況について、各措置の該当率(重複計上による。)を被害者の属性別に見ると、**3-3-6-3表**のとおりである。精神障害あり群は、「遮へい」及び「ビデオリンク」が80%を超え、「措置なし」はいなかった。精神障害なし(16歳未満)群は、「遮へい」及び「ビデオリンク」が70%を超え、「措置なし」はいなかった。精神障害なし(16歳以上)群は、「遮へい」(84.6%)が最も高く、次いで、「ビデオリンク」(46.2%)、付添人(15.4%)の順であった。なお、精神障害なし(16歳以上)群では、少数ながら「措置なし」があったが、これらは裁判所外における証人尋問が行われた事案等であった。

χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「ビデオリンク」及び「付添人」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「ビデオリンク」は、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が低い傾向、「付添人」は、精神障害あり群の該当率が高く、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が低い傾向が見られた。

3-3-6-3表 尋問に当たって採られた措置

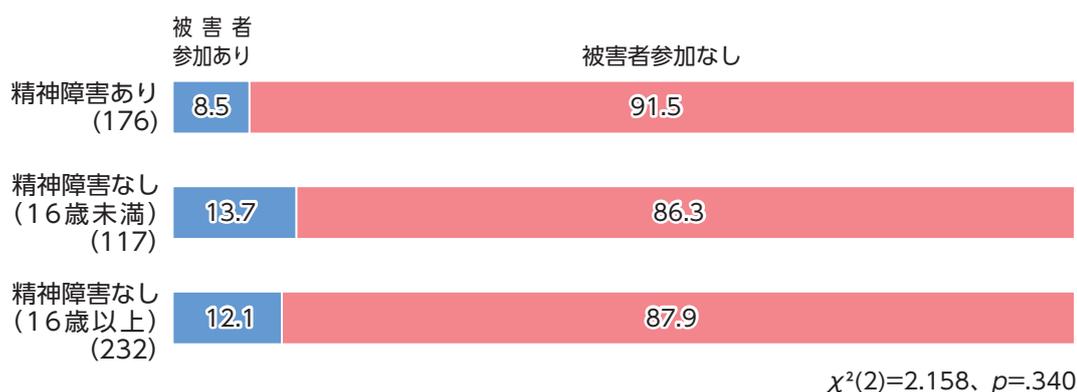
	精神障害あり	精神障害なし（16歳未満）	精神障害なし（16歳以上）	統計値
総数	16 (100.0)	10 (100.0)	26 (100.0)	
遮へい	15 (93.8)	7 (70.0)	22 (84.6)	Fisherの正確確率検定 $p=.316$
ビデオリンク	13 (81.3)	8 (80.0)	▽12 (46.2)	$\chi^2(2)=6.722, p=.035$
付添人	△10 (62.5)	5 (50.0)	▽4 (15.4)	$\chi^2(2)=10.450, p=.005$
措置なし	—	—	3 (11.5)	Fisherの正確確率検定 $p=.288$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の人員である。
 3 () 内は、各属性の総数に占める割合である。
 4 χ^2 検定又は Fisher の正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が 1.96 以上を△で示し、-1.96 以下を▽で示す。

(4) 被害者参加の有無

ここでは、調査対象被害者本人の被害者参加制度の利用の有無について見る。「被害者参加あり」及び「被害者参加なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、**3-3-6-4図**のとおりである。「被害者参加あり」は、精神障害あり群では10%を下回り、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群では10%台前半であった。ただし、本調査項目は、あくまでも調査対象者本人について、参加の有無を見たものであり、「被害者参加なし」の中には、被害者が障害者や未成年者である場合、親権者のみが参加しているケースが多数含まれていることに留意が必要である。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-6-4図 被害者参加の有無



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

(5) 被害後に利用した社会資源等

ここでは、調査対象被害者本人の被害後に利用した社会資源等について見る。本調査項目は、被害者供述等の関係各証拠に記載のあった被害後に利用した社会資源等に該当するものを分類したもので

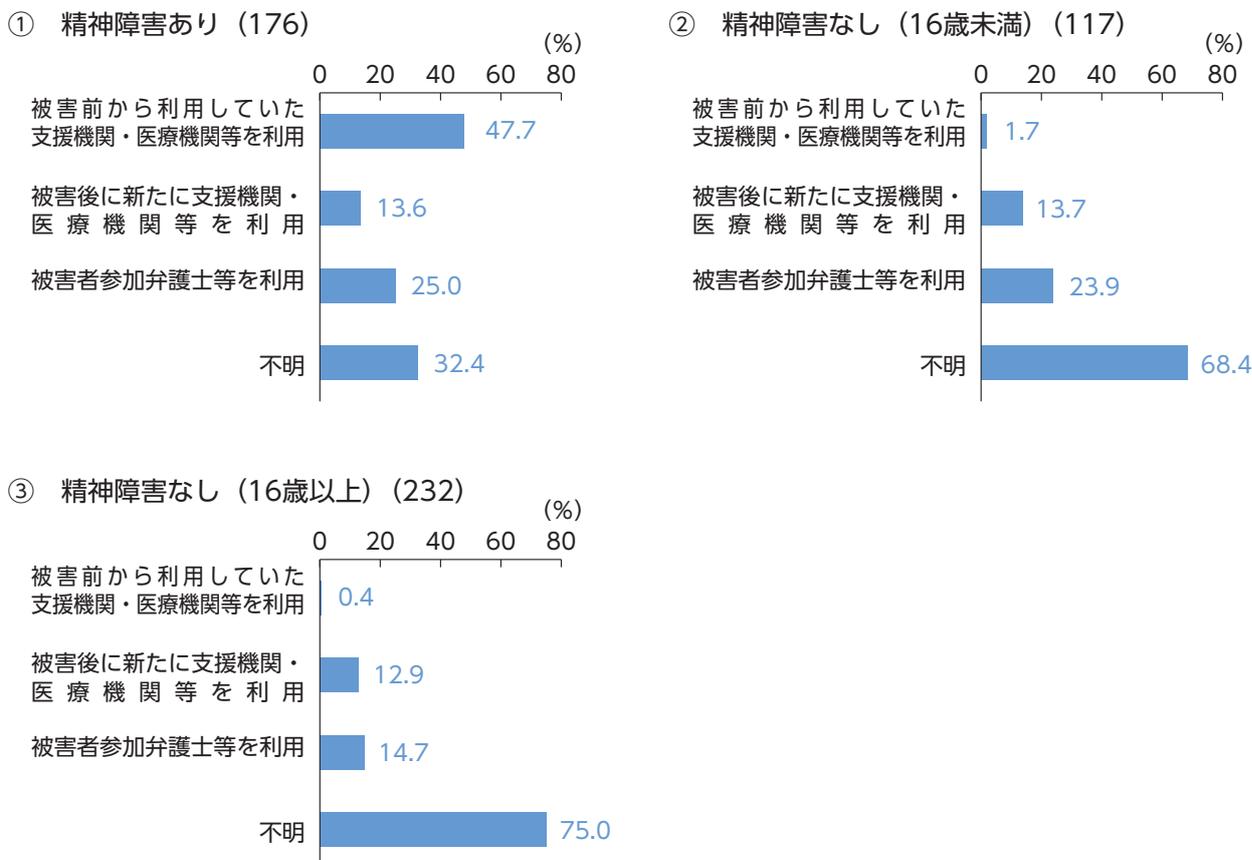
あり、被害者の属性ごとに、各項目の該当率（重複計上による。）を見ると、**3-3-6-5図**のとおりである。

利用した社会資源等が特定できたものについて、精神障害あり群は、「被害前から利用していた支援機関・医療機関等を利用」（47.7%）が最も高く、次いで、「被害者参加弁護士等を利用」（25.0%）、「被害後に新たに支援機関・医療機関等を利用」（13.6%）の順であった。精神障害なし（16歳未満）群は、「被害者参加弁護士等を利用」（23.9%）が最も高く、次いで、「被害後に新たに支援機関・医療機関等を利用」（13.7%）であった。精神障害なし（16歳以上）群は、総じて利用率は低く、最も高い「被害者参加弁護士等を利用」が14.7%、次いで高い「被害後に新たに支援機関・医療機関等を利用」が12.9%であった。

また、被害後に利用した社会資源等が不明であった者は、精神障害なし（16歳未満）群で68.4%、精神障害なし（16歳以上）群で75.0%といずれも高く、精神障害あり群においても32.4%に上った。今回調査した資料においては、刑事手続の中で判明している事情しか確認することができなかったため、不明が多くなっている可能性があることについて留意が必要である。

なお、精神障害あり群における「被害前から利用していた支援機関・医療機関等を利用」の中には、加害者が施設関係者である場合も含まれており、そのようなケースでは、被害者の親族が「被害後も同施設以外に受入先がないことから、同じ施設を利用し続けるしかない。」旨述べているケースが複数あった。

3-3-6-5 図 被害後に利用した社会資源等



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 () 内は、実人員である。

(6) 事件による精神的影響等

ここでは、調査対象被害者本人の事件による精神的影響等の状況について見る。本調査項目は、被害者供述等の関係各証拠に記載のあった事件による精神的影響等に該当するものについて、①事件時に診断を受けていた精神障害とは異なる精神障害（疑い含む）により医療機関へ通院していることが確認できたものを「新たな精神障害（疑い含む）の発症」、②事件時に診断を受けていた精神障害（疑い含む）が悪化したことにより医療機関へ通院していることが確認できたものを「既往の精神障害（疑い含む）の悪化」、③医療機関への通院はないが何らかの愁訴が確認できたものを「その他精神の不調や日常生活への支障の訴えあり」、④何も特定できなかったものを「不明」として分類したものであり、事件による精神的影響等の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-6-6 図のとおりである。

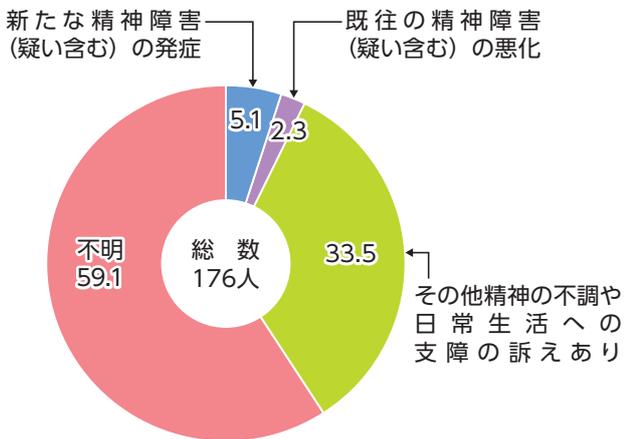
事件による精神的影響等が特定できたものの中では、精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）

群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれも、「その他精神の不調や日常生活への支障の訴えあり」の構成比が最も高かったが、精神障害なし（16歳以上）群では60%を上回ったことと比較すると、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では低く、30%台であった。また、事件による精神的影響等が「不明」であった者は、精神障害なし（16歳以上）群では、3割弱であったが、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、過半数を占めている。

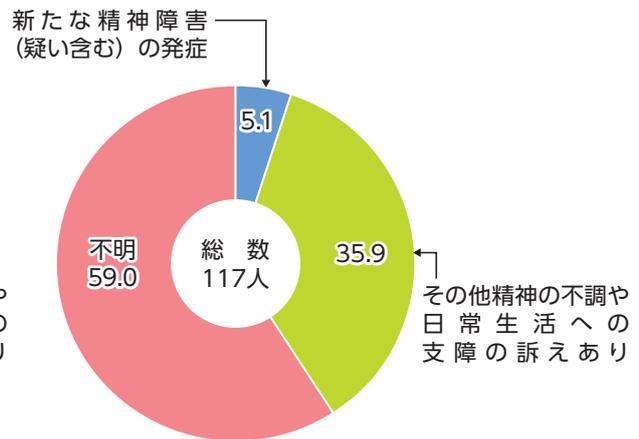
なお、今回調査した資料においては、刑事手続の中で判明している事情しか確認することができず、刑事手続後に発症又は悪化した精神障害や精神の不調等は含まれていないことについて留意が必要である。

3-3-6-6図 事件による精神的影響等

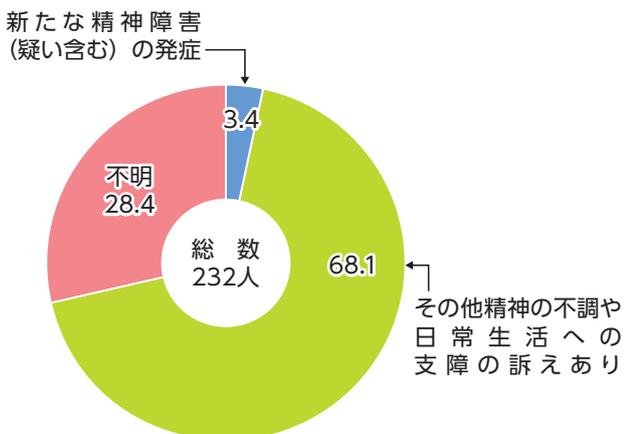
① 精神障害あり



② 精神障害なし（16歳未満）



③ 精神障害なし（16歳以上）

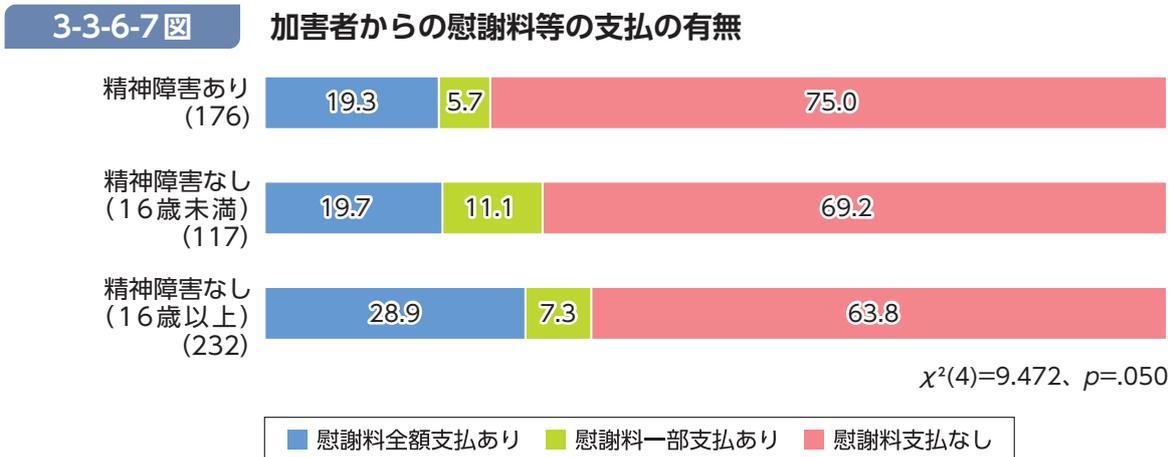


注 法務総合研究所の調査による。

(7) 加害者からの慰謝料等の支払の有無

ここでは、調査対象被害者本人に対する加害者からの慰謝料等（治療費等含む）の支払の状況について見る。「慰謝料全額支払あり」、「慰謝料一部支払あり」及び「慰謝料支払なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、**3-3-6-7図**のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群、精神障害なし（16歳以上）群のいずれにおいても、「慰謝料支払なし」が一番高く60～75%に上り、次いで、「慰謝料全額支払あり」、「慰謝料一部支払あり」の順であり、 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

なお、「なし」の中には、加害者が慰謝料支払の意思を示していたものの、被害者本人又はその親権者が受取を拒否するケースが多数含まれていた。



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、実人員である。

(8) 被害者本人の処罰感情

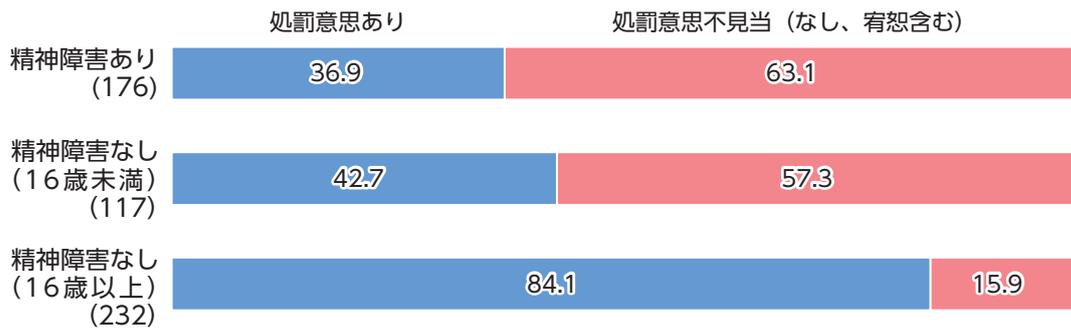
ここでは、調査対象被害者本人の処罰感情の有無について見る。本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、「処罰意思あり」は、被害者供述等において、加害者の処罰を望む旨を明確に意思表示している場合を指し、「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」は、加害者の処罰を望まない旨を意思表示している場合を指すことに加え、処罰についての意思表示が確認できない場合も含んでいる。調査対象被害者の処罰感情について、「処罰意思あり」及び「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」の構成比を被害者の属性別に見ると、**3-3-6-8図**のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」の比率が高く、60%前後に上った一方、精神障害なし（16歳以上）群では、「処罰意思あり」

の比率が高く、80%を超えた。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群の「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」並びに精神障害なし（16歳以上）群の「処罰意思あり」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、精神障害なし（16歳以上）群の「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」には、示談成立により宥恕となったケースが一定数含まれている一方、精神障害あり群や精神障害なし（16歳未満）群の「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」には、被害についての受け止めが「嫌い」、「嫌だった」、「怖かった」などの供述に止まっていて、明確な処罰意思表現には至っていないケースや、そもそも障害や年齢等の影響により、処罰意思を表明することができないと推察されるケースも散見され、同じ「処罰意思不見当」であっても、被害者の属性による質的な差が大きいことに留意が必要である。

3-3-6-8図 被害者本人の処罰感情



$\chi^2(2)=108.457, p<.001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

第4節 調査の結果（被害の潜在化リスクに関する分析）

本章第3節において、調査の結果を被害者の属性別に見たところ、被害当時の被害認識の調査項目（本章第3節4項（1）参照）では、精神障害あり群の「認識不十分」や「認識なし」、精神障害なし（16歳未満）群の「認識不十分」の構成比が高い傾向が見られたことから、被害認識の有無や程度は、被害者の精神障害の有無、被害者の年齢等によって影響を受けると考えられる。また、同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（同項（2）参照）及び判決書で認定されていない犯行に関する供述（同項（3）参照）の調査項目は、同一加害者からの複数回の性被害経験を調査するものであることから、これらの調査結果から被害の潜在化傾向の一端を考察することができると考えられる。結果として、前者の調査項目では、精神障害あり群の「4件以上」、精神障害なし（16歳未満）群の「2～3件」の構成比が高い傾向が見られ、後者の調査項目では、精神障害あり群の「供述あり（1～3件）」及び「供述あり（4件以上）」、精神障害なし（16歳未満）群の「供述あり（4件以上）」の構成比が高い傾向が見られた。このことは、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群は、同一加害者から複数回の性被害に遭っている割合が高い傾向が認められるものであり、被害の潜在化傾向の一端が確認された。

もっとも、精神障害あり群と一口にいても、被害の認識能力や被害に対する対応能力は、個々の精神障害の種類や程度によって大きな違いがあると考えられるほか、精神障害なし（16歳未満）群についても、未就学児と中学生では前記各能力に大きな違いがあると考えられることから、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群の枠内においても、被害の潜在化リスクには高低があると考えられる。

さらに、被害者から見た加害者の立場（本章第3節3項（7）参照）の調査項目では、精神障害あり群は、「支援関係者」が加害者となっているケース、精神障害なし（16歳未満）群は「実父母」、「継（養）父」又は「教師等の教育関係者」が加害者となっているケースがあるなど、被害者を庇護・監督すべき立場の者が加害者となっている事案が複数存在した。これら、被害者を庇護・監督すべき立場の者は、日常生活において被害者と緊密な関係を有しており、本来、被害者が何らかの犯罪被害に遭った場合、真っ先に頼るべき存在となるはずであるから、これらの者から性被害に遭った場合、被害者は救済の拠り所を失うことになり、被害申告がより困難になるであろうことは想像に難くない。そのため、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に認められた前記潜在化傾向の一端は、被害者と加害者の特殊な関係性が影響を与えている可能性も考えられる。

そこで、本節では、被害の潜在化リスクについて焦点を絞った分析をするべく、精神障害の種類・程度（本節1項）、年齢（本節2項）を各細分化して、被害の潜在化リスクに関する分析を行いつつ、加害者との関係（本節3項）に着目した潜在化リスクの分析も行うこととする。

1 精神障害の種類・程度別潜在化リスクに関する分析

本項では、精神障害の種類・程度（本章第3節1項（2）参照）による潜在化リスクの分析を行うところ、被害の認識能力や被害への対応能力は、知的機能や適応機能、認知機能等の状態によって異なると考えられることから、①精神障害あり群のうち複数の精神障害がある者を除いた上で、知的障害、発達障害及び認知症の3群について分析を行うとともに、②知的障害の程度別（この場合における「知的障害」には、それ以外の精神障害が重複してある者を含む。以下この節において同じ。）に関し、程度不明の者を除いた上で、軽度、中等度、重度及び最重度の4群について分析を行う。本項以外における「精神障害あり群」とは異なり、「知的障害」、「発達障害」及び「認知症」以外の精神障害がある者は、分析の対象から除かれていることに留意が必要である。

なお、本調査結果を見るに当たっては、基本的属性（後記（1））で示すとおり、まず、精神障害の種類別では、発達障害、認知症の調査対象被害者が極めて少ないことに留意する必要がある。また、発達障害においては、学生が大半であるほか、男性の構成比が高いこと、認知症では、他の障害と年齢層が異なるほか、施設等に居住している割合が他の障害と比較して高く、単身居住がないことから重症なケースが多いと考えられることなどに留意する必要がある。次に、知的障害の程度別では、最重度の調査対象被害者が極めて少ないこと、また、重度において、男性は低年齢が多い一方で、女性は18歳以上が多いことなどに留意する必要がある。

（1）基本的属性

ここでは、調査対象被害者の基本的属性について見る。調査対象被害者の性別、職業及び居住環境の該当数並びに構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-1表①**のとおりである。

Fisherの正確確率検定の結果、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、性別は、知的障害の「女性」及び発達障害の「男性」の構成比が高い傾向、職業は、知的障害の「有職」、発達障害の「学生」及び認知症の「無職」の構成比が高く、知的障害の「無職」、発達障害の「有職」並びに認知症の「有職」及び「学生」の構成比が低い傾向、居住環境は、認知症の「家族・親族と同居」が低く、「施設等に居住」の構成比が高い傾向が見られた。

調査対象被害者の基本的属性について、知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-1表②**のとおりである。

Fisherの正確確率検定の結果、性別及び職業について、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、性別は、重度の「男性」の構成比が高い傾向、職業は、軽度の「学生」の構成比が高く、重度の「学生」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、年齢層を「13歳未満」、「13～15歳」、「16歳以上」として、精神障害の種類別にその構成比を見ると、知的障害は「16歳以上」(69.8%)、発達障害は「13歳未満」(92.3%)、「認知症」は「16歳以上」(100%)が最も高かった。なお、認知症の最低年齢は55歳であった。また、知的障害の程度別に見ると、軽度は「16歳以上」(52.8%)、中等度は「16歳以上」(72.7%)、重度は「16歳以上」(69.8%)、最重度は「13～15歳」及び「16歳以上」(それぞれ50.0%)が最も高かった。

さらに、「男性」の年齢層を見ると、精神障害の種類別においては、計13人のうち11人が「13歳未満」であり、知的障害の程度別においては、計11人のうち7人が「13歳未満」であった。

3-4-1-1表 基本的属性（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別

属性等	区分	総数	知的障害	発達障害	認知症	統計値
総数		120 (100.0)	96 (100.0)	13 (100.0)	11 (100.0)	
性別	男 性	13 (10.8)	▽ 3 (3.1)	△ 9 (69.2)	1 (9.1)	Fisherの正確確率検定 $p < .001$
	女 性	107 (89.2)	△ 93 (96.9)	▽ 4 (30.8)	10 (90.9)	
職業	有 職 (就労支援事業所、その他(自営業)を含む)	36 (30.0)	△ 36 (37.5)	▽ -	▽ -	Fisherの正確確率検定 $p < .001$
	無 職	29 (24.2)	▽ 17 (17.7)	1 (7.7)	△ 11 (100.0)	
	学 生	55 (45.8)	43 (44.8)	△ 12 (92.3)	▽ -	
居住環境	単 身 居 住	3 (2.5)	3 (3.1)	-	-	Fisherの正確確率検定 $p = .040$
	家 族 ・ 親 族 と 同 居	99 (82.5)	80 (83.3)	13 (100.0)	▽ 6 (54.5)	
	施 設 等 に 居 住	18 (15.0)	13 (13.5)	-	△ 5 (45.5)	

② 知的障害の程度別

属性等	区分	総数	軽度	中等度	重度	最重度	統計値
総数		131 (100.0)	36 (100.0)	44 (100.0)	43 (100.0)	8 (100.0)	
性別	男 性	11 (8.4)	2 (5.6)	1 (2.3)	△ 8 (18.6)	-	Fisherの正確確率検定 $p = .048$
	女 性	120 (91.6)	34 (94.4)	43 (97.7)	▽ 35 (81.4)	8 (100.0)	
職業	有 職 (就労支援事業所、その他(自営業)を含む)	45 (34.4)	8 (22.2)	18 (40.9)	18 (41.9)	1 (12.5)	Fisherの正確確率検定 $p = .025$
	無 職	21 (16.0)	3 (8.3)	5 (11.4)	10 (23.3)	3 (37.5)	
	学 生	65 (49.6)	△ 25 (69.4)	21 (47.7)	▽ 15 (34.9)	4 (50.0)	
居住環境	単 身 居 住	4 (3.1)	2 (5.6)	2 (4.5)	-	-	Fisherの正確確率検定 $p = .779$
	家 族 ・ 親 族 と 同 居	109 (83.2)	28 (77.8)	36 (81.8)	38 (88.4)	7 (87.5)	
	施 設 等 に 居 住	18 (13.7)	6 (16.7)	6 (13.6)	5 (11.6)	1 (12.5)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 5 ()内は、各属性の総数における構成比である。

(2) 被害当時の被害認識

ここでは、調査対象被害者の被害当時の被害認識（本章第3節4項（1）参照）について見る。「認識あり」、「認識不十分」及び「認識なし」の構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-2図①**のとおりである。知的障害、発達障害、認知症の「認識あり」の構成比は、それぞれ36.5%、61.5%、9.1%であった。

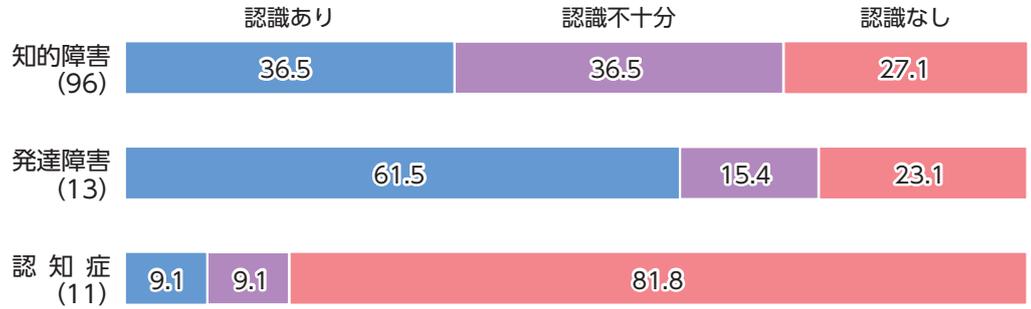
Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、知的障害の「認識不十分」、発達障害の「認識あり」、認知症の「認識なし」の構成比が高く、知的障害の「認識なし」、認知症の「認識あり」の構成比が低い傾向が見られた。

調査対象被害者の被害当時の被害認識について、知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-2図②**のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「認識あり」の構成比は、それぞれ63.9%、36.4%、14.0%、0%であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の「認識あり」、中等度の「認識不十分」、重度及び最重度の「認識なし」の構成比が高く、軽度及び中等度の「認識なし」、重度の「認識あり」、最重度の「認識あり」及び「認識不十分」の構成比が低い傾向が見られた。

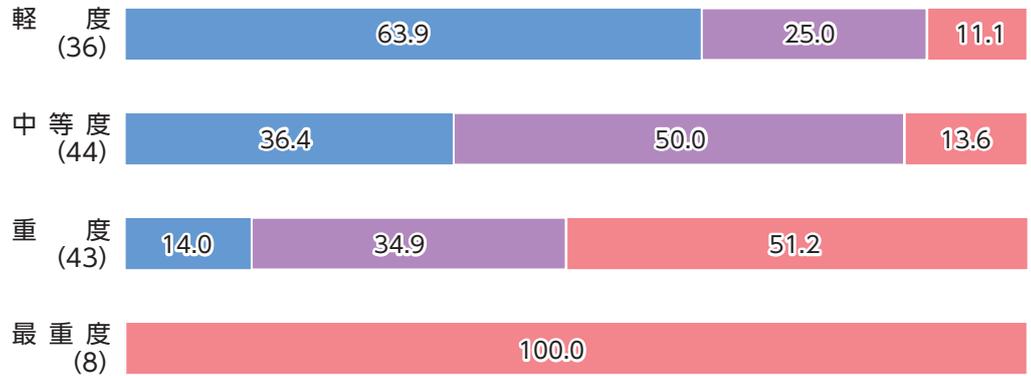
3-4-1-2 図 被害当時の被害認識（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



Fisher の正確確率検定 $p=.002$

② 知的障害の程度別



Fisher の正確確率検定 $p<.001$

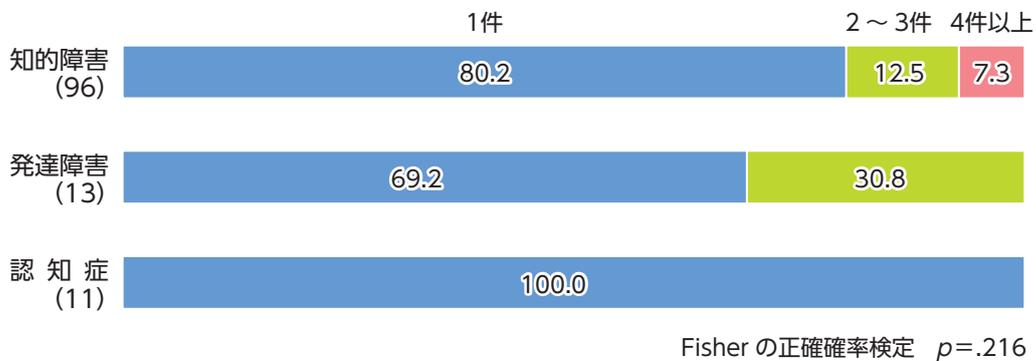
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 () 内は、実人員である。

(3) 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数

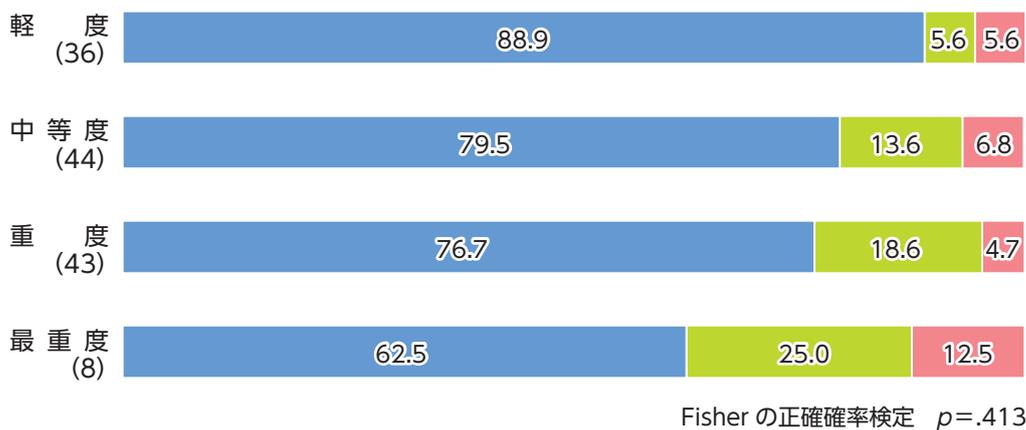
ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（本章第3節4項（2）参照）を見る。同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数の構成比を精神障害の種類・知的障害の程度別に見ると、3-4-1-3図のとおりである。いずれの区分においても、「1件」が最も高かった。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な差は見られなかった。

3-4-1-3図 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 ()内は、実人員である。

(4) 判決書で認定されていない犯行に関する供述

ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして判決書で認定されていない犯行に関する供述（本章第3節4項（3）参照）を見る。判決書で認定されていない犯行に関する供述の有無とその件数について、その構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-4図①**のとおりである。知的障害、発達障害、認知症の「供述あり（1～3件）」及び「供述あり（4件以上）」の合計の構成比は、それぞれ47.9%、92.3%、45.5%であった。

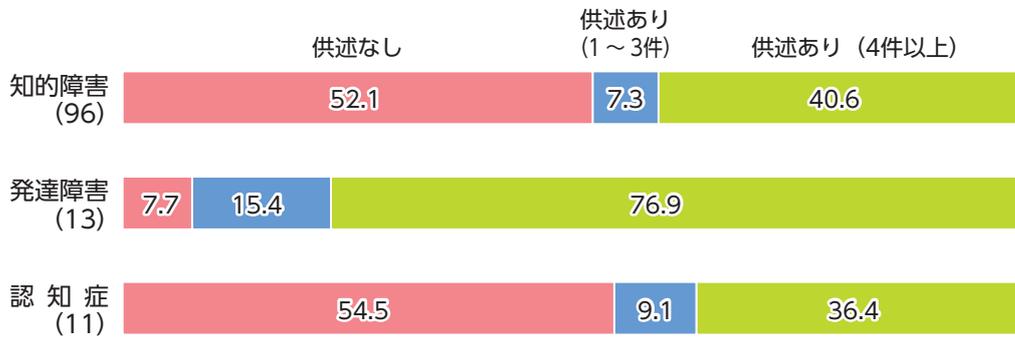
Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、知的障害の「供述なし」及び発達障害の「供述あり（4件以上）」の構成比が高く、発達障害の「供述なし」の構成比が低い傾向が見られた。

判決書で認定されていない犯行に関する供述の有無とその件数について、知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-4図②**のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「供述あり（1～3件）」及び「供述あり（4件以上）」の合計の構成比は、それぞれ63.9%、43.2%、46.5%、62.5%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

判決書で認定されていない犯行に関する供述が真実であったと仮定した場合、被害者が同一加害者から複数回の性被害に遭っている事案が一定数含まれている可能性がある。被害者から見た加害者の立場（本章第3節3項（7）参照）について、「親族等」（配偶者・交際相手、実父母、継（養）父、その他の親族の合計）、「教師・雇用主・支援関係者等」（教師等の教育関係者、雇用主・勤務先の上司等、支援関係者の合計）、「知人」、「面識なし」の4カテゴリーに統合した上で、精神障害の種類別に見ると、知的障害は「面識なし」（34人）、発達障害は「教師・雇用主・支援関係者等」（6人）、認知症は「教師・雇用主・支援関係者等」（8人）が最も多いが、判決書で認定されていない犯行について「供述なし」の者を除いた上で、調査対象事件の加害者について見ると、知的障害は「教師・雇用主・支援関係者等」（19人）が最も多く、次いで「親族等」及び「知人」（それぞれ12人）の順、発達障害は「教師・雇用主・支援関係者等」（6人）が最も多く、次いで、「知人」（5人）、「親族等」（1人）の順であった。認知症は「教師・雇用主・支援関係者等」（4人）が最も多く、次いで、「面識なし」（1人）の順であった（「親族等」及び「知人」はいなかった。）。

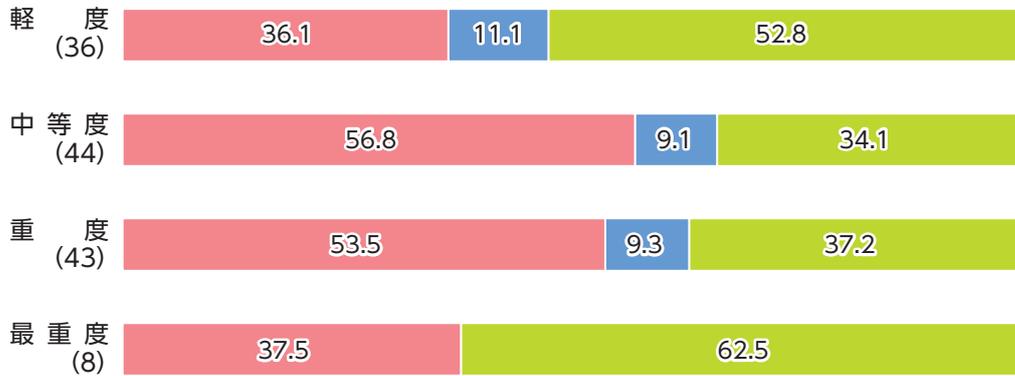
3-4-1-4図 判決書で認定されていない犯行に関する供述（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



Fisher の正確確率検定 $p=.019$

② 知的障害の程度別



Fisher の正確確率検定 $p=.486$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 「供述あり（4件以上）」は、「たくさんある」等と供述しており、確かな件数が不詳である場合を含む。
 5 ()内は、実人員である。

(5) 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由

ここでは、判決書で認定されていない犯行に関する供述があった事案について、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（本章第3節4項（4）参照）の中で、精神障害あり群において、該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当率（重複計上による。）を見る。前記3項目の該当率を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-5図①**のとおりである。知的障害及び認知症は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」（それぞれ52.2%、100%）が最も高く、発達障害は、「加害者から口止めされていた」（58.3%）が最も高かった。

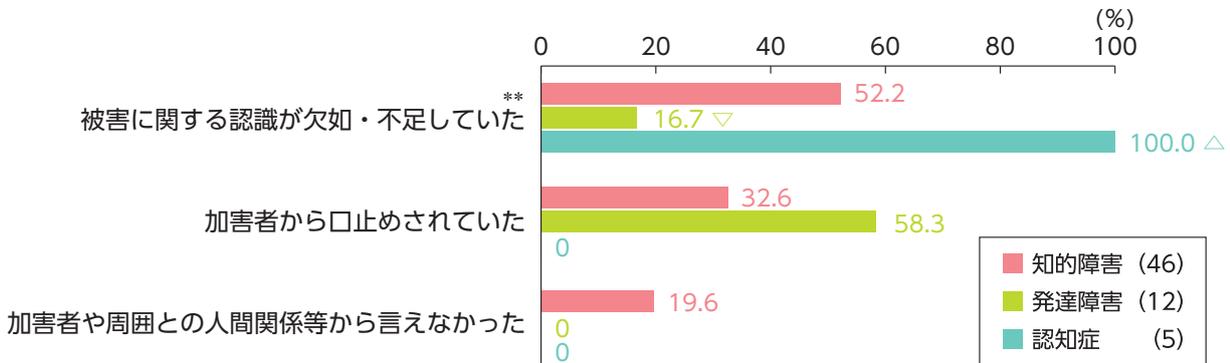
Fisherの正確確率検定の結果、「被害に関する認識が欠如・不足していた」について、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、発達障害の該当率が低く、認知症の該当率が高い傾向が見られた。

前記3項目の該当率を知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-5図②**のとおりである。軽度は、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」（43.5%）が最も高く、中等度、重度及び最重度は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」（それぞれ52.6%、80.0%、100%）が最も高かった。

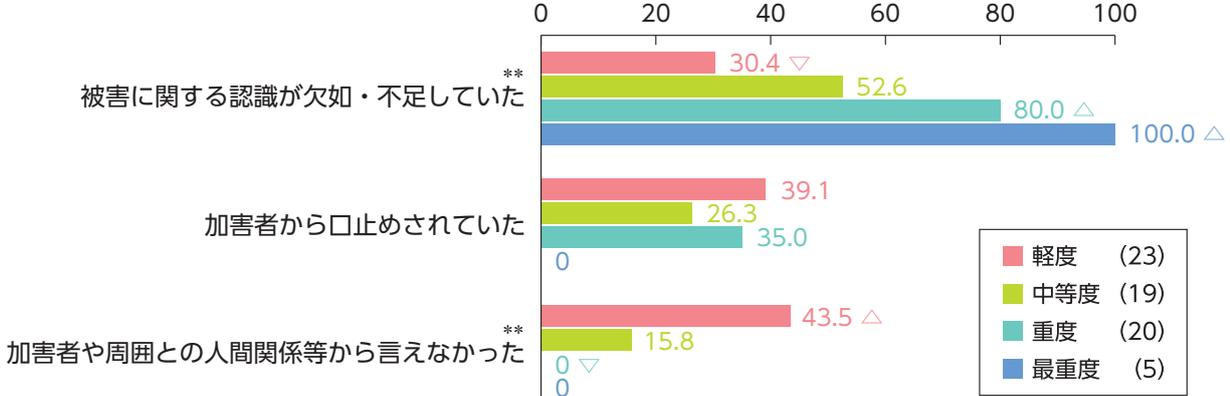
Fisherの正確確率検定の結果、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「被害に関する認識が欠如・不足していた」は、軽度の該当率が低く、重度及び最重度の該当率が高い傾向、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」は、軽度の該当率が高く、重度の該当率が低い傾向が見られた。

3-4-1-5 図 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 判決書で認定されていない犯行に関する供述について「あり」に該当した者に限る。
 3 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 4 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 5 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 6 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 7 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 8 ()内は、実人員である。

(6) 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間

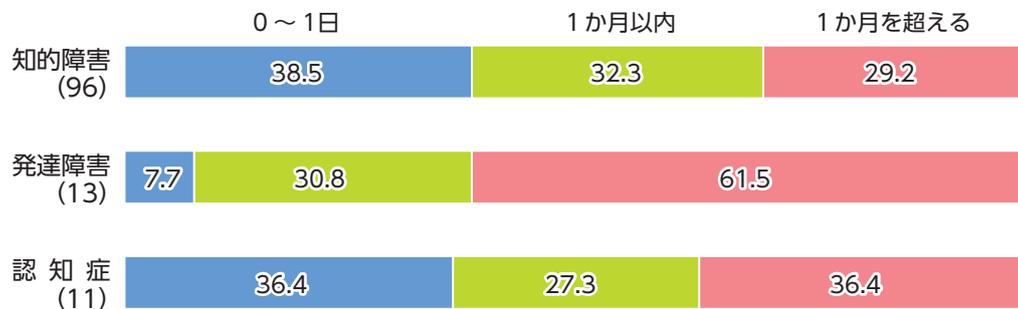
ここでは、調査対象事件について、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（本章第3節4項(5)）を見る。本調査項目について、「0～1日」、「1か月以内」（「1週間以内」及び「1か月以内」の合計）、「1か月を超える」（「半年以内」、「1年以内」及び「1年以上」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、その構成比を精神障害の種類別に見ると、3-4-1-6図①のとおりである。知的障害は「0～1日」（38.5%）、発達障害は「1か月を超える」（61.5%）、認知症は「0～1日」及び「1か月を超える」（いずれも36.4%）が最も高かった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間について、前記分類による構成比を知的障害の程度別に見ると、3-4-1-6図②のとおりである。軽度は「1か月以内」(58.3%)、中等度は「0~1日」(54.5%)、重度及び最重度は「1か月を超える」(それぞれ53.5%、50.0%)が最も高かった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の「0~1日」、中等度の「1か月を超える」、重度の「1か月以内」の構成比が低く、軽度の「1か月以内」、中等度の「0~1日」、重度の「1か月を超える」の構成比が高い傾向が見られた。

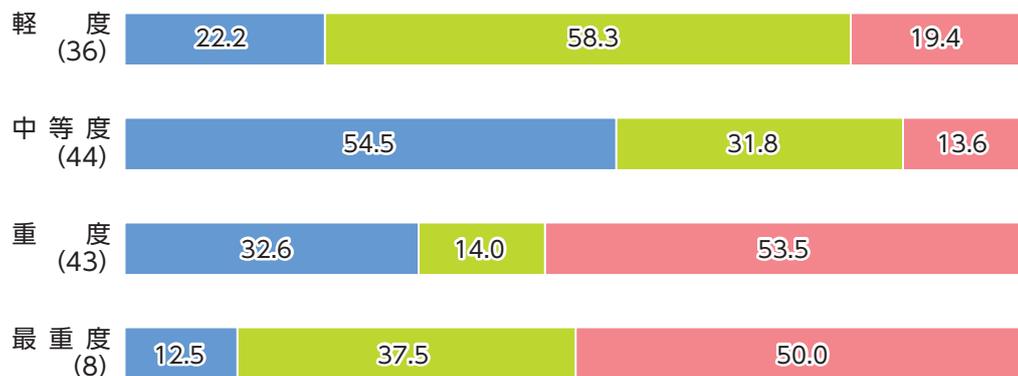
3-4-1-6図 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間 (精神障害の種類・程度別)

① 精神障害の種類別



Fisherの正確確率検定 $p=.129$

② 知的障害の程度別



Fisherの正確確率検定 $p<.001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 ()内は、実人員である。

(7) 捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由

ここでは、犯行から捜査機関への犯行発覚までの期間が1か月を超えた事案について、捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由（本章第3節4項（6）参照）の中で、精神障害あり群において、「その他」を除いて該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当率（重複計上による。）を見る。前記3項目の該当率を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-7図①**のとおりである。

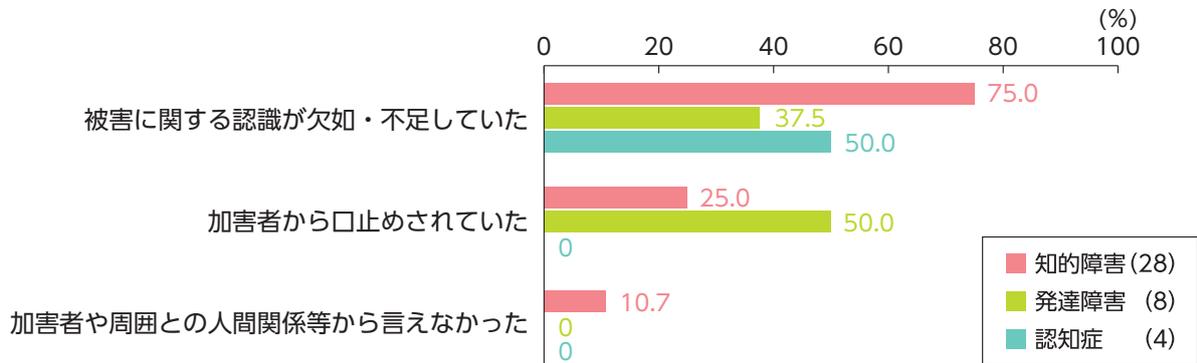
知的障害及び認知症は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」（それぞれ75.0%、50.0%）が最も高く、発達障害は、「加害者から口止めされていた」（50.0%）が最も高かった。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な差は見られなかった。

前記3項目の該当率を知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-7図②**のとおりである。軽度は、「加害者から口止めされていた」（57.1%）が最も高く、中等度、重度、最重度は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」（それぞれ66.7%、87.0%、100.0%）が最も高かった。

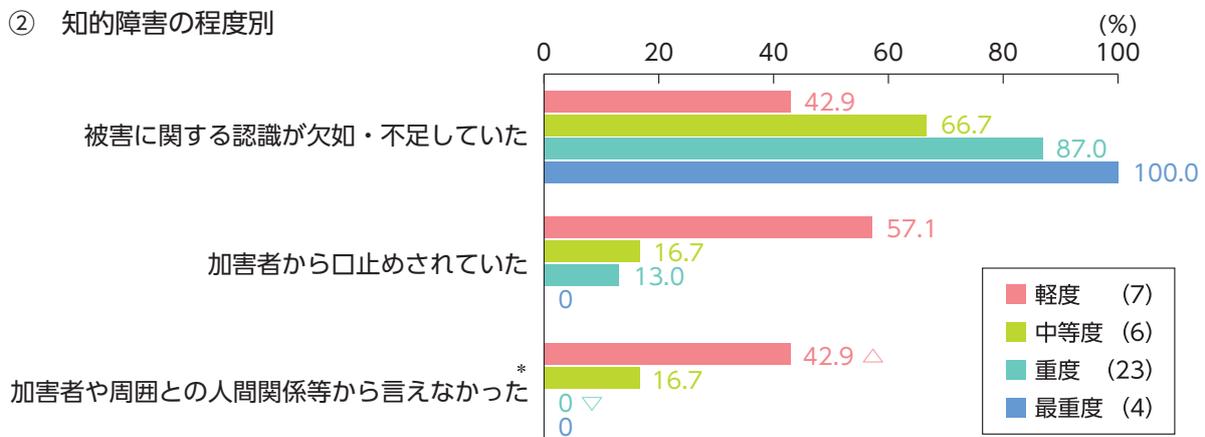
Fisherの正確確率検定の結果、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」について、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の該当率が高く、重度の該当率が低い傾向が見られた。

3-4-1-7 図 捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間について「半年以内」、「1年以内」又は「1年以上」の項目に該当した者に限る。
 3 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 4 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 5 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 6 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 7 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 8 ()内は、実人員である。

(8) 被害申告の有無

ここでは、調査対象被害者が最初に被害を伝えた相手（本章第3節5項（1）参照）の調査項目について、被害申告の有無を見る。同調査結果を「被害申告あり（捜査機関）」、「被害申告あり（捜査機関以外）」及び「被害申告なし」の3カテゴリーに分類した上で、その構成比を精神障害の種類別に見ると、3-4-1-8図①のとおりである。知的障害、発達障害、認知症の「被害申告あり（捜査機関）」及び「被害申告あり（捜査機関以外）」の合計の構成比は、それぞれ66.7%、69.2%、9.1%であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、知的障害の「被害申告なし」及び認知症の「被害申告あり（捜査機関以外）」の構成比が低く、認知症の「被害申告な

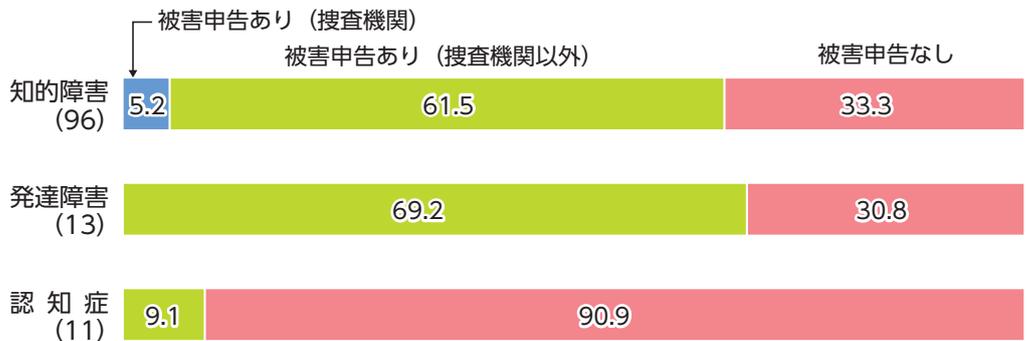
し」の構成比が高い傾向が見られた。

被害申告の有無について、前記分類による構成比を知的障害の程度別に見ると、3-4-1-8図②のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「被害申告あり（捜査機関）」及び「被害申告あり（捜査機関以外）」の合計の構成比は、それぞれ86.1%、79.5%、46.5%、25.0%であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度及び中等度の「被害申告あり（捜査機関以外）」並びに重度及び最重度の「被害申告なし」の構成比が高く、軽度及び中等度の「被害申告なし」並びに重度及び最重度の「被害申告あり（捜査機関以外）」の構成比が低い傾向が見られた。

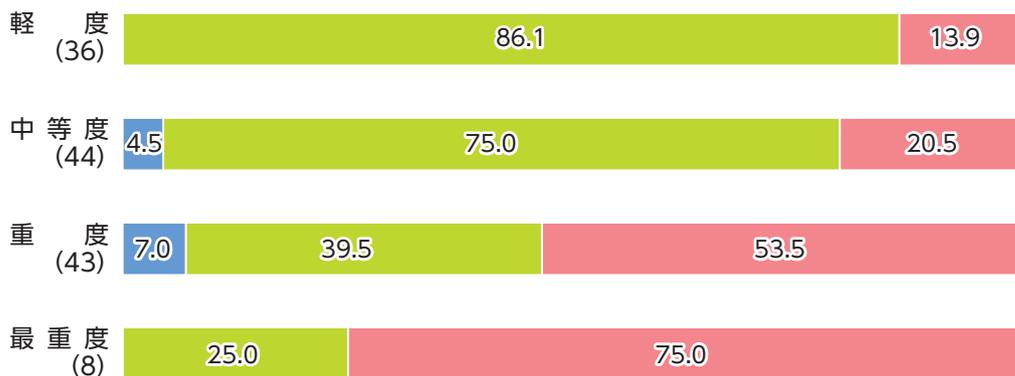
3-4-1-8図 被害申告の有無（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



Fisherの正確確率検定 $p = .006$

② 知的障害の程度別



Fisherの正確確率検定 $p < .001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 ()内は、実人員である。

(9) 被害申告の契機

ここでは、前記(8)のうち、被害申告ありとした者について、被害申告の契機(本章第3節5項(2)参照)を見る。各項目のうち、「被害者の自発的な言語化による」、「被害者の非言語的な兆候による覚知」について、精神障害の種類・知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-9表**のとおりである。知的障害の程度別における最重度を除き、いずれにおいても「被害者の自発的な言語化による」が8割以上であった。

Fisherの正確確率検定の結果、知的障害の程度別において、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、最重度の「被害者の自発的な言語化による」の構成比が低い傾向が見られた。

3-4-1-9表 被害申告の契機(精神障害の種類・程度別)

① 精神障害の種類別

区分	総数	被害者の自発的な言語化による	被害者の非言語的な兆候による覚知	統計値
知的障害	57 (100.0)	49 (86.0)	8 (14.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.635$
発達障害	9 (100.0)	9 (100.0)	—	
認知症	1 (100.0)	1 (100.0)	—	

② 知的障害の程度別

区分	総数	被害者の自発的な言語化による	被害者の非言語的な兆候による覚知	統計値
軽度	31 (100.0)	25 (80.6)	6 (19.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.036$
中等度	32 (100.0)	29 (90.6)	3 (9.4)	
重度	15 (100.0)	12 (80.0)	3 (20.0)	
最重度	2 (100.0)	▽ —	△ 2 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 被害申告の契機が「その他」又は「不明」の者を除く。
 5 最初に被害を伝えた相手が「捜査機関」又は「被害申告なし」の者を除く。
 6 ()内は、各区分の総数における構成比である。

(10) 事件による精神的影響等

前記(8)及び(9)から、被害者が自発的に被害を言語化できない場合には被害申告が難しく、事件による精神的影響が明らかでない場合、被害者の非言語的な兆候によって周囲の者が覚知することも難しいと考えられる。そのため、ここでは、調査対象事件について、事件による精神的影響等(本章第3節6項(6)参照)を見る。事件による精神的影響等を「精神的影響あり」(「新たな精神障害(疑い含む)の発症」、「既往の精神障害(疑い含む)の悪化」及び「その他精神の不調や日常生活への支障の訴えあり」の合計)、「精神的影響不明」の2カテゴリーに統合し、その構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-10図①**のとおりである。知的障害、発達障害、認知症の「精神的影響あり」

の構成比は、それぞれ37.5%、61.5%、9.1%であった。

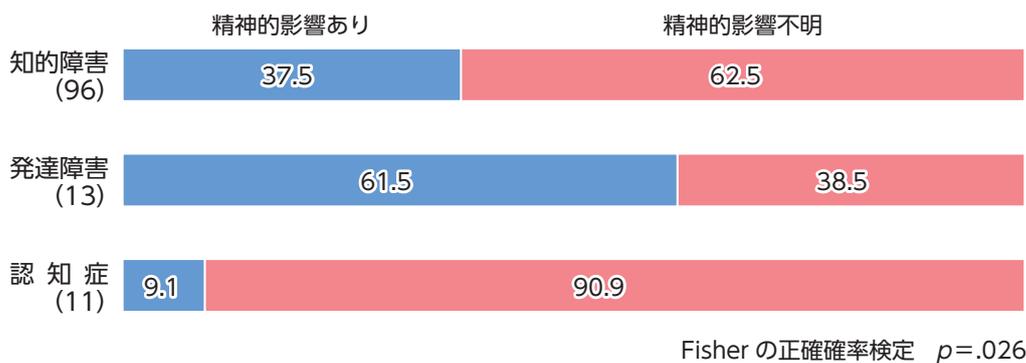
Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、認知症の「精神的影響不明」の構成比が高い傾向が見られた。

事件による精神的影響等について、知的障害の程度別に見ると、3-4-1-10図②のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「精神的影響あり」の構成比は、それぞれ52.8%、45.5%、23.3%、12.5%であった。

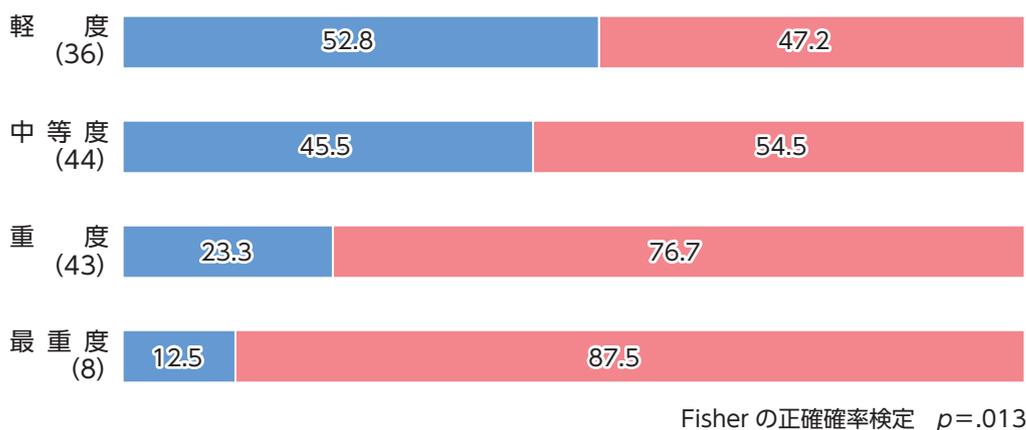
Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の「精神的影響あり」及び重度の「精神的影響不明」の構成比が高い傾向が見られた。

3-4-1-10図 事件による精神的影響等（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 「精神的影響あり」は「新たな精神障害（疑い含む）の発症」、「既存の精神障害（疑い含む）の悪化」及び「その他精神の不調や日常生活への支障の訴えあり」を合計した構成比である。
 5 ()内は、実人員である。

(11) 被害者本人の処罰感情

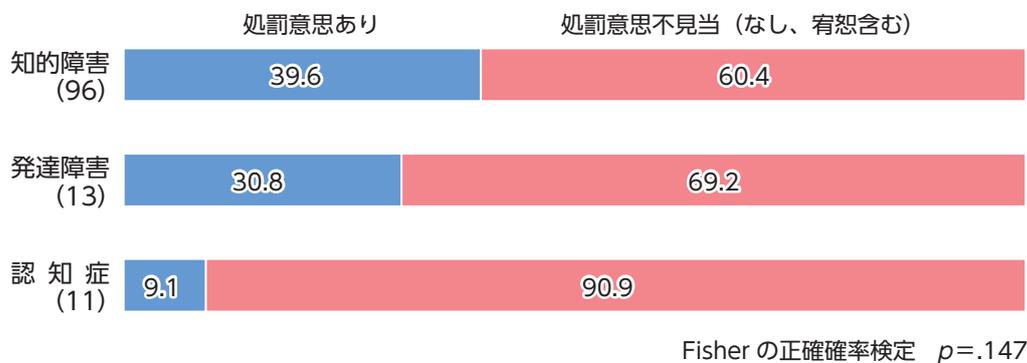
ここでは、調査対象被害者本人の処罰感情（本章第3節6項（8）参照）の調査項目を見る。本調査項目について、「処罰意思あり」、「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」の構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-11 図①**のとおりである。知的障害、発達障害、認知症の「処罰意思あり」の構成比は、それぞれ39.6%、30.8%、9.1%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

被害者本人の処罰感情について、知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-11 図②**のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「処罰意思あり」の構成比は、それぞれ61.1%、43.2%、18.6%、12.5%であった。

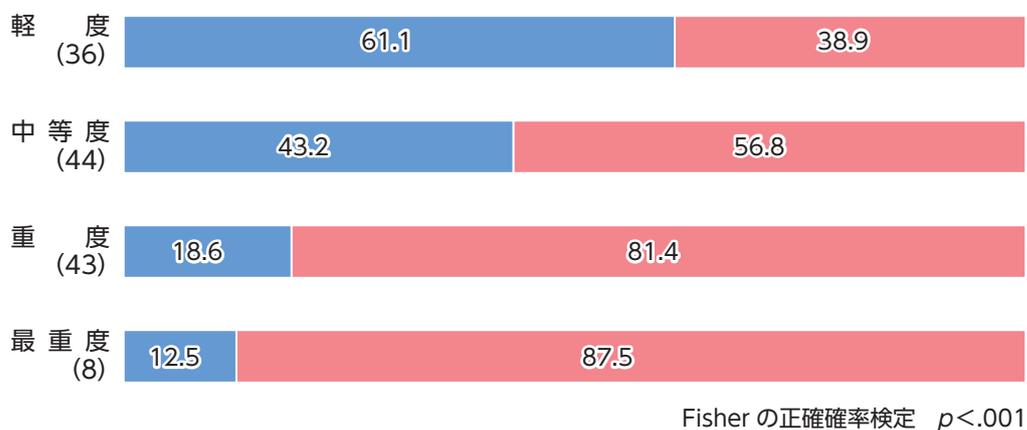
Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の「処罰意思あり」の構成比が高く、重度の「処罰意思あり」の構成比が低い傾向が見られた。

3-4-1-11 図 被害者本人の処罰感情（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 () 内は、実人員である。

(12) 司法面接的手法による取調べ

ここでは、調査対象被害者に対する司法面接的手法による取調べ（本章第3節6項（1）参照）の実施の有無を見る。本調査項目について、実施の有無が不詳の者を除いた上で、「司法面接的手法による取調べあり」（「犯行発覚当日又は翌日に実施」、「犯行発覚から1週間以内に実施」、「犯行発覚から1か月以内に実施」及び「犯行発覚から1か月以上後に実施」の合計）、「司法面接的手法による取調べなし」の2カテゴリーに統合し、その構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-12図①**のとおりである。知的障害及び発達障害の「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は、それぞれ48.4%、61.5%であり、認知症は実施されたケースがなかった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、認知症の「司法面接的手法による取調べなし」の構成比が高い傾向が見られた。

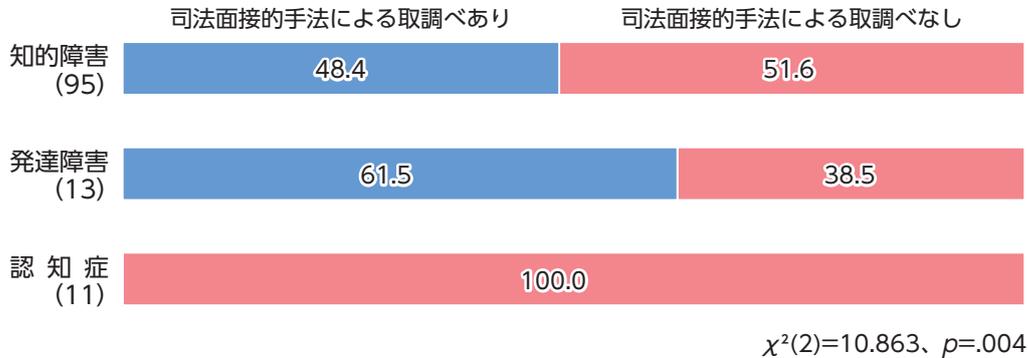
本調査項目について、知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-12図②**のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は、それぞれ66.7%、61.4%、31.0%、12.5%であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の「司法面接的手法による取調べあり」、重度及び最重度の「司法面接的手法による取調べなし」の構成比が高い傾向が見られた。

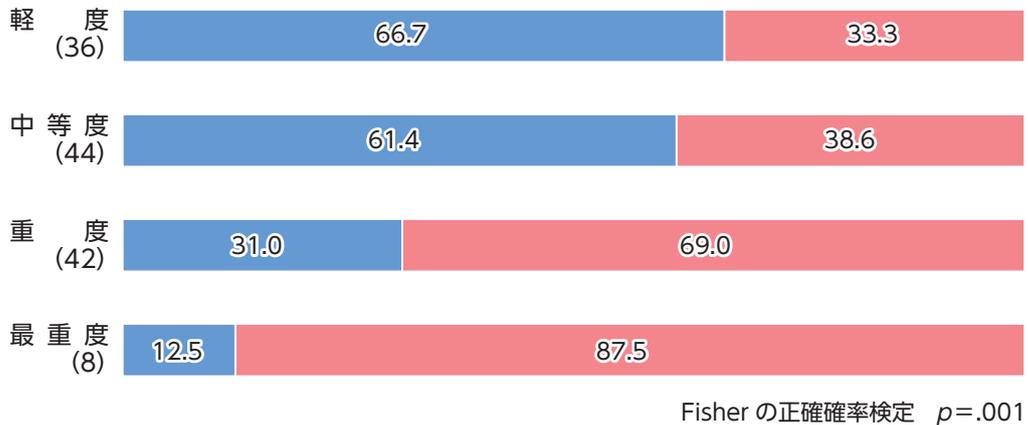
なお、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べは、令和3年4月1日から東京、大阪等の一部の検察庁において試行が開始され、4年7月1日から全ての検察庁において試行が拡大されているところ、今回の調査対象被害者については、これら試行開始・拡大以前の事件による者が多数含まれていること、精神障害を有している者については、そもそも精神障害の影響により供述困難なため取調べが実施されていないケースも多数あり、「司法面接的手法による取調べなし」の構成比を見るに当たっては、これらの点に留意が必要である（以下この節において同じ）。

3-4-1-12 図 司法面接的手法による取調べ（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 司法面接的手法による取調べの実施が不詳の者を除く。
 5 「司法面接的手法による取調べあり」は、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始（令和3年4月1日）及び試行拡大（4年7月1日）以前に同取調べが実施された場合を含む。
 6 「司法面接的手法による取調べあり」は、「犯行発覚当日又は翌日に実施」、「犯行発覚から1週間以内に実施」、「犯行発覚から1か月以内に実施」及び「犯行発覚から1か月以上後に実施」を合計した構成比である。
 7 ()内は、実人員である。

2 年齢別潜在化リスクに関する分析

本項では、年齢による潜在化リスクの分析を行うところ、被害の認識能力や被害への対応能力は、知識・社会経験が少ない年少者であるほど未発達であると考えられることから、精神障害あり群、精神障害なし群の20歳未満の者を細分化しつつ分析を行う。また、精神障害あり群及び精神障害なし群を合計した一群として年齢による潜在化リスクの分析を行った場合、精神障害の影響による潜在化リスクとの峻別ができないことから、精神障害あり群、精神障害なし群の二群について、それぞれ年

年齢別に潜在化リスクの分析を行う。

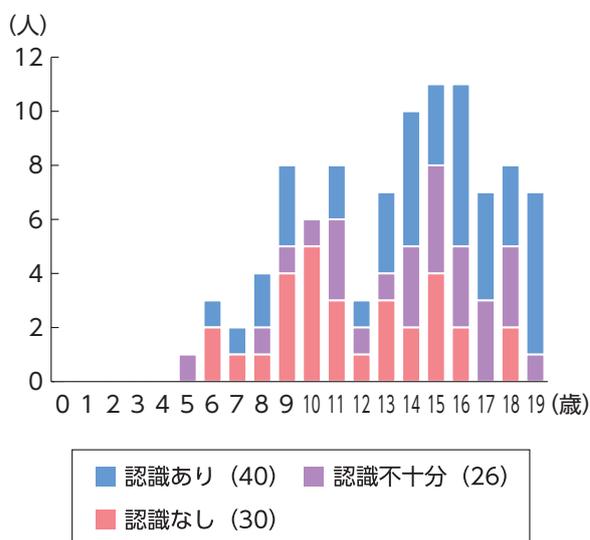
(1) 被害当時の被害認識

ここでは、調査対象者の被害当時の被害認識（本章第3節4項（1）参照）を年齢ごとに見る。精神障害あり群及び精神障害なし群における被害当時の被害認識について、「認識あり」、「認識不十分」及び「認識なし」の人数を年齢別（20歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）を見ると、**3-4-2-1 図**のとおりである。精神障害なし群では、「認識なし」の最年長は13歳であり、15歳以上は全員「認識あり」であった一方、精神障害あり群は「認識なし」の最年長は18歳であった。

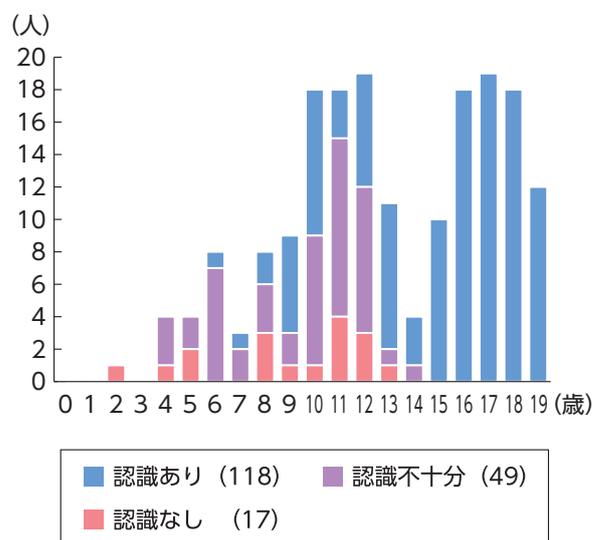
年齢と被害当時の被害認識との関連を見るため、被害認識の「認識なし」を0点、「認識あり」を1点として、被害者特性別に、年齢と被害認識とのPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群（ $r=.348, p=.003$ ）及び精神障害なし群（ $r=.519, p<.001$ ）のいずれも年齢と被害認識との間に正の有意な相関が見られた。したがって、精神障害あり群、精神障害なし群共に年齢が上がるほど被害認識が高まるが、精神障害なし群において特にその傾向が顕著であった。

3-4-2-1 図 被害当時の被害認識（年齢別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 20歳未満の者に限る。
 3 ()内は、実人員である。

(2) 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数

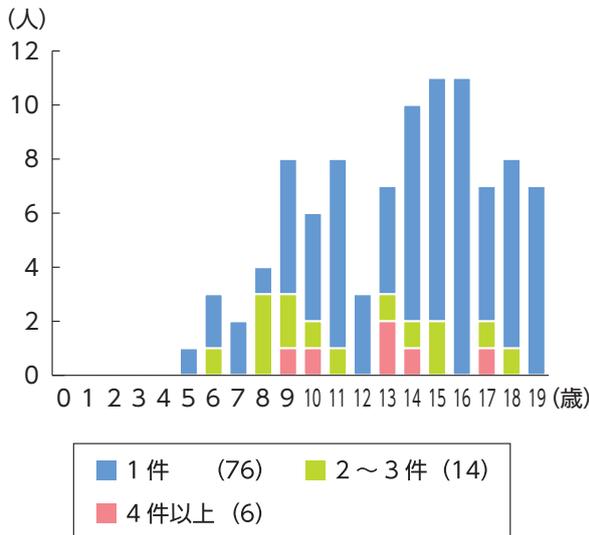
ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（本章第3節4項（2）参照）を年齢別に見る。精神障害あり群及び精神障害なし群に関して同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数について、その件数を年齢別に見ると、3-4-2-2図のとおりである。

年齢と同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数との関連を見るため、被害者特性別に Pearson の積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群（ $r=-.123$, $p=.232$ ）及び精神障害なし群（ $r=-.133$, $p=.072$ ）のいずれも年齢との有意な相関は見られなかった。

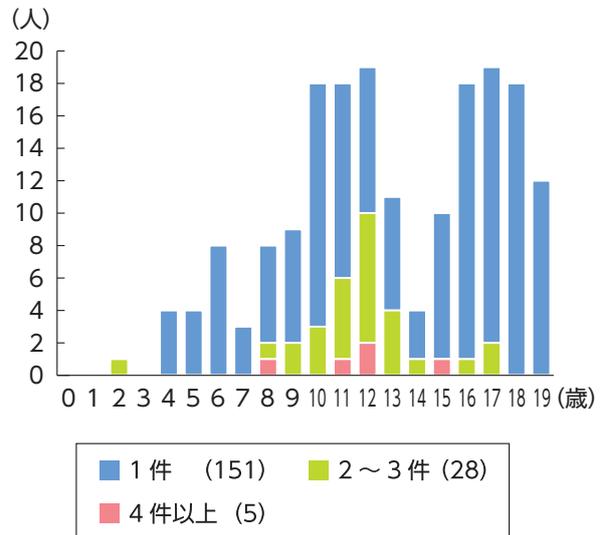
3-4-2-2図

同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（年齢別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 20歳未満の者に限る。
3 ()内は、実人員である。

(3) 判決書で認定されていない犯行に関する供述

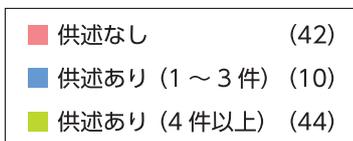
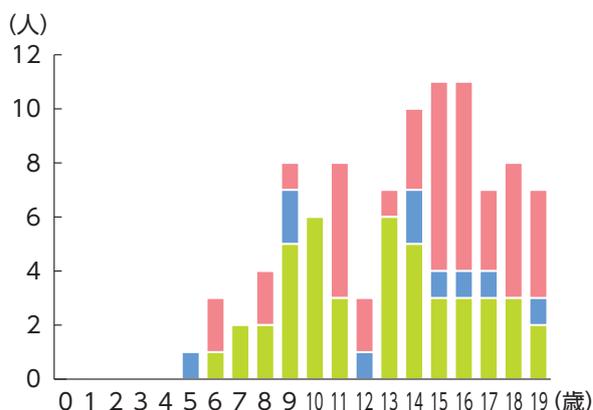
ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして判決書で認定されていない犯行に関する供述（本章第3節4項（3）参照）を年齢別に見る。判決書で認定されていない犯行に関する供述について、その件数を年齢別に見ると、3-4-2-3図のとおりである。精神障害なし群では、18歳以上において認定されていない犯行はなかったものの、精神障害あり群では、19歳においても7人中3人に認定されていない犯行があった。

年齢と判決書で認定されていない犯行の件数との関連を見るため、被害者特性別に、年齢と認定されていない犯行の件数とのSpearmanの順位相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群 ($r_s = -.240, p = .019$) 及び精神障害なし群 ($r_s = -.160, p = .030$) のいずれも年齢との有意な負の相関が見られた。したがって、精神障害あり群、精神障害なし群共に年齢が上がるほど、判決書で認定されていない犯行の件数が少なくなることが示された。

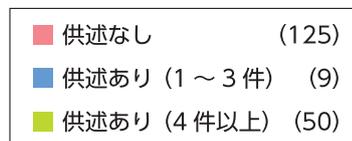
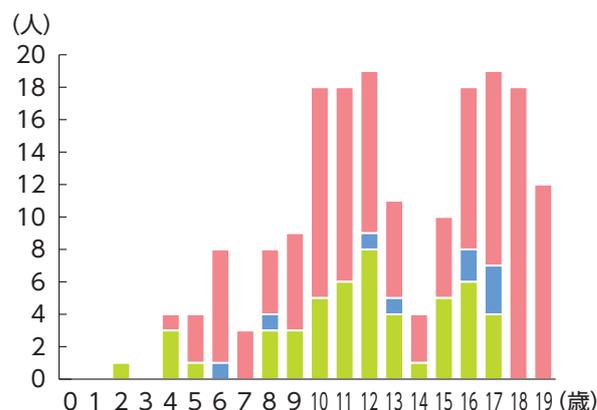
3-4-2-3図

判決書で認定されていない犯行に関する供述（年齢別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 20歳未満の者に限る。
 3 「供述あり (4件以上)」は、「たくさんある」等と供述しており、確かな件数が不詳の場合を含む。
 4 () 内は、実人員である。

(4) 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由

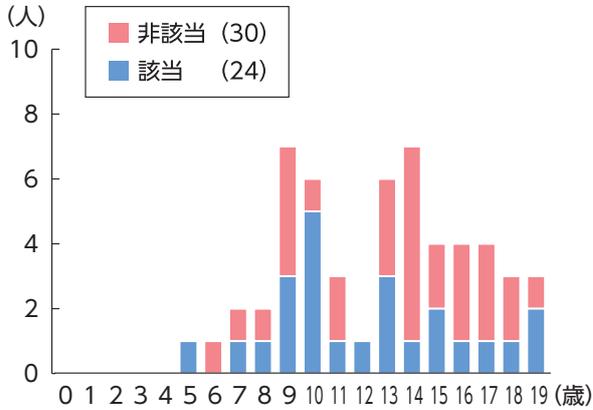
ここでは、判決書で認定されていない犯行に関する供述があった事案について、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（本章第3節4項（4）参照）の中で、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群において、「その他」を除いて該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当数（重複計上による。）を年齢別に見る。前記3項目の該当数を年齢別に見ると、**3-4-2-4図**のとおりである。「被害に関する認識が欠如・不足していた」について、精神障害なし群で該当したのは全員12歳以下である一方、精神障害あり群では19歳でも半数以上が該当していた。「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」に該当したのは、精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも最年少は8歳であった。

年齢と反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由との関連を見るため、被害者特性別に、年齢と「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」それぞれについて、該当する場合を1点、該当しない場合を0点としてPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群では、「加害者や周囲の人間関係等から言えなかった」につき、年齢との有意な正の相関が見られ ($r=.325, p=.016$)、また、精神障害なし群では、「加害者や周囲の人間関係等から言えなかった」につき、年齢との有意な正の相関が ($r=.328, p=.011$)、「被害に関する認識が欠如・不足していた」につき、年齢との有意な負の相関が見られた ($r=-.495, p<.001$)。したがって、精神障害あり群、精神障害なし群共に年齢が上がるほど「加害者や周囲の人間関係等から言えなかった」という理由に該当する割合が高くなり、精神障害なし群では「被害に関する認識が欠如・不足していた」という理由に該当する割合が低くなることが示された。

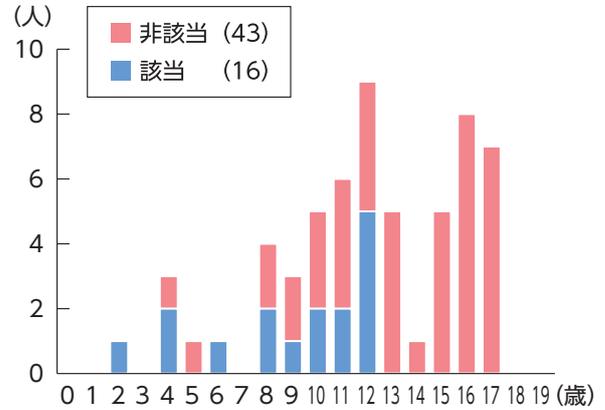
3-4-2-4 図 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（年齢別）

① 被害に関する認識が欠如・不足していた

ア 精神障害あり

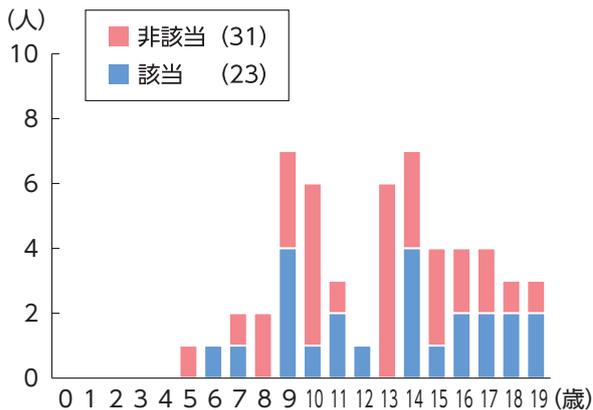


イ 精神障害なし

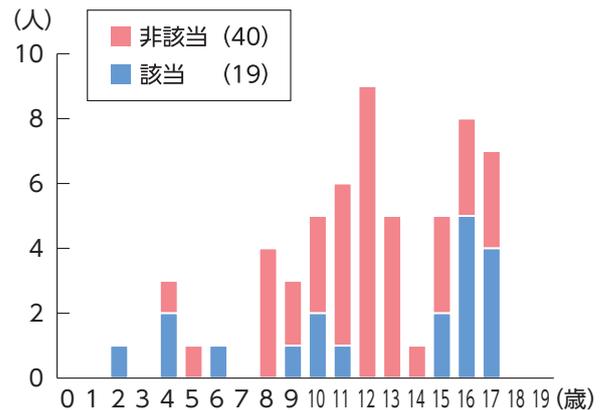


② 加害者から口止めされていた

ア 精神障害あり

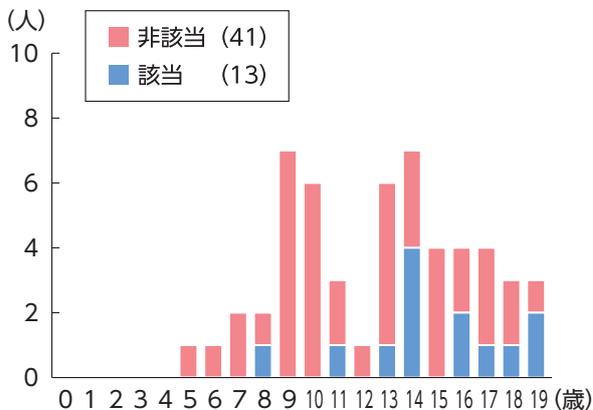


イ 精神障害なし

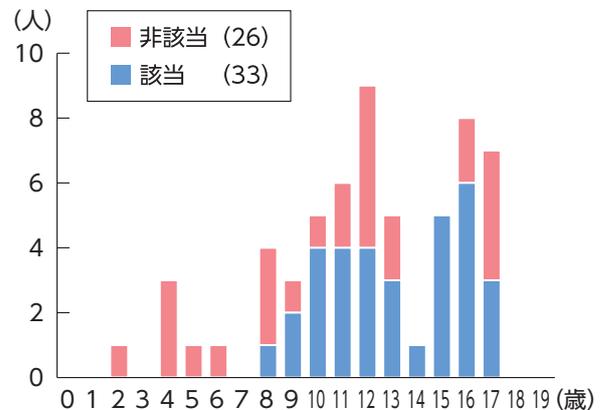


③ 加害者や周囲との人間関係等から言えなかった

ア 精神障害あり



イ 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 20歳未満の者及び認定されていない犯行に関する供述について「あり」に該当した者に限る。
 3 () 内は、実人員である。

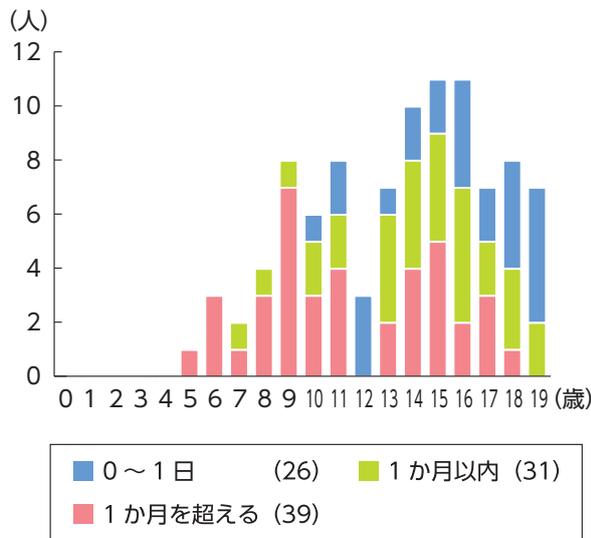
(5) 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間

ここでは、調査対象事件について、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（本章第3節4項(5)参照）を年齢別に見る。本調査項目について、「0～1日」、「1か月以内」（「1週間以内」及び「1か月以内」の合計）、「1か月を超える」（「半年以内」、「1年以内」及び「1年以上」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、その該当数を年齢別に見ると、3-4-2-5図のとおりである。

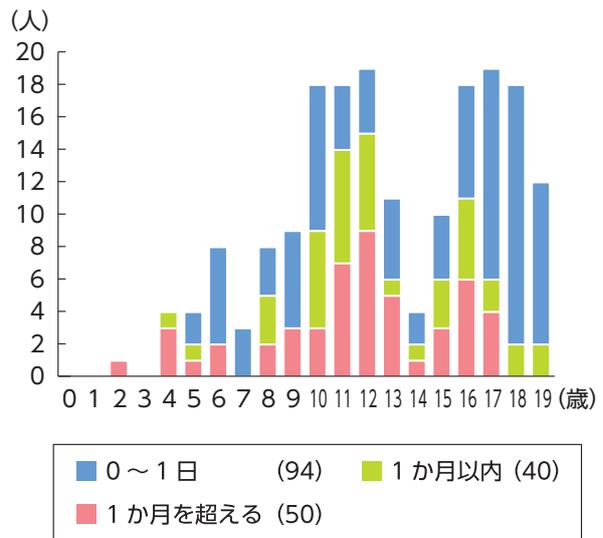
年齢と犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間との関連を見るため、被害者特性別にSpearmanの順位相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群 ($r_s = -.451, p < .001$) 及び精神障害なし群 ($r_s = -.228, p = .002$) いずれも年齢との有意な負の相関が見られた。したがって、精神障害あり群、精神障害なし群共に年齢が低いほど犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が長くなり、特に精神障害あり群においてその傾向が顕著であった。

3-4-2-5図 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（年齢別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 20歳未満の者に限る。
 3 () 内は、実人員である。

(6) 捜査機関への犯行発覚までに1か月以上を要した理由

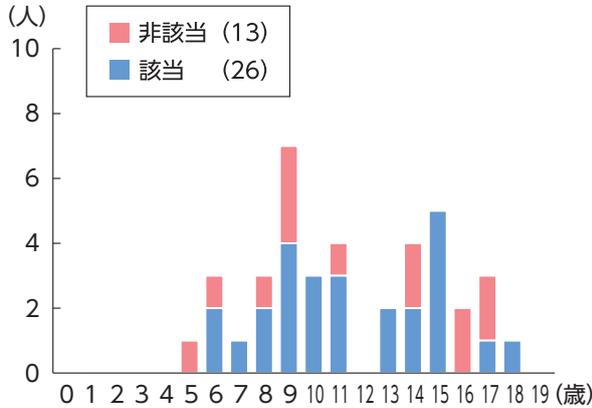
ここでは、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が1か月を超えた事案について、捜査機関への犯行発覚までに1か月以上を要した理由（本章第3節4項（6）参照）の中で、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群において、「その他」を除いて該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当数（重複計上による。）を年齢別に見る。前記3項目の該当数を年齢別に見ると、**3-4-2-6図**のとおりである。「被害に関する認識が欠如・不足していた」について、精神障害なし群で該当したのは全員13歳以下である一方、精神障害あり群では該当者の最年長は18歳であった。「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」について、精神障害なし群では該当者の最年少は10歳であった。

年齢と捜査機関への犯行発覚までに1か月以上を要した理由との関連を見るため、被害者特性別に、年齢と「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」それぞれについて、該当する場合を1点、該当しない場合を0点としてPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群では、有意な相関は見られず、精神障害なし群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」につき、年齢との有意な正の相関が ($r=.566, p<.001$)、「被害に関する認識が欠如・不足していた」につき、年齢との有意な負の相関が見られた ($r=-.405, p=.003$)。したがって、精神障害なし群では年齢が上がるほど「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」に該当する割合が高くなり、「被害に関する認識が欠如・不足していた」に該当する割合が低くなることが示された。

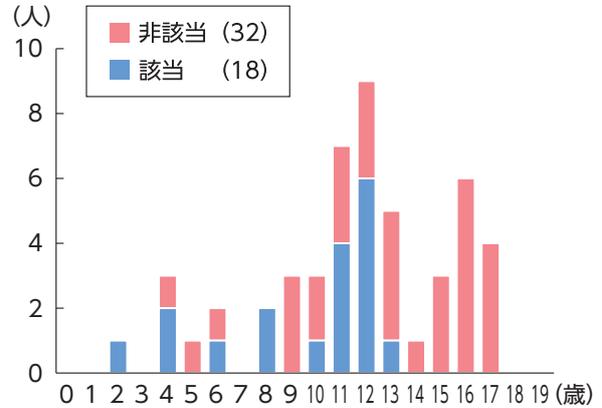
3-4-2-6図 捜査機関への犯行発覚までに1か月以上を要した理由（年齢別）

① 被害に関する認識が欠如・不足していた

ア 精神障害あり

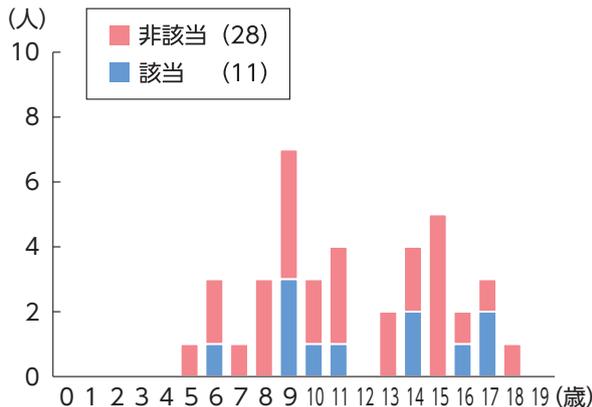


イ 精神障害なし

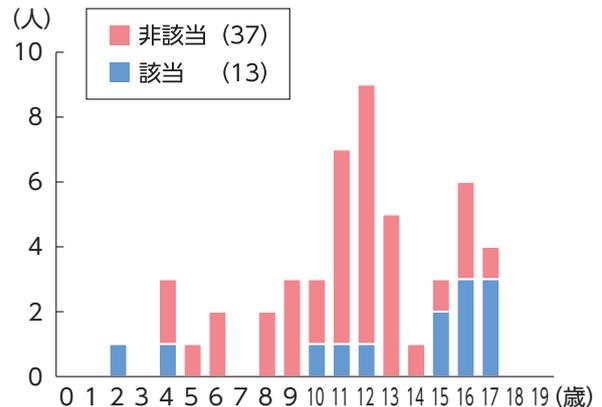


② 加害者から口止めされていた

ア 精神障害あり

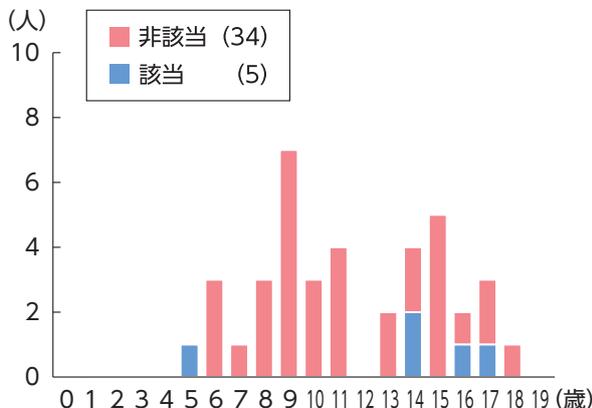


イ 精神障害なし

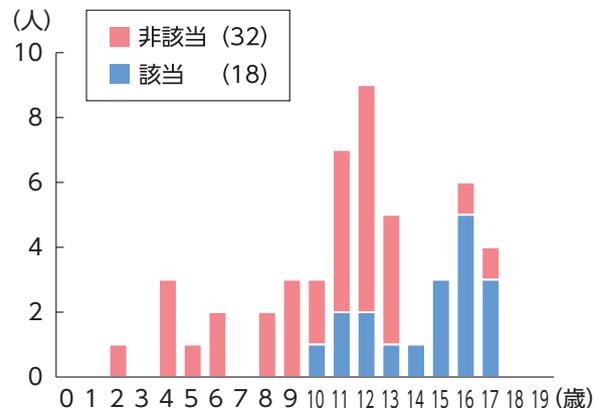


③ 加害者や周囲との人間関係等から言えなかった

ア 精神障害あり



イ 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 20歳未満の者及び犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間について「半年以内」、「1年以内」又は「1年以上」の項目に該当した者に限る。
 3 () 内は、実人員である。

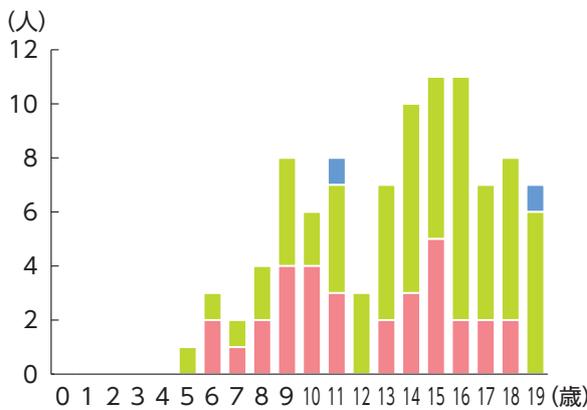
(7) 被害申告の有無

ここでは、調査対象被害者が最初に被害を伝えた相手（本章第3節5項（1）参照）の調査項目について、被害申告の有無を年齢別に見る。同調査結果を「被害申告あり（捜査機関）」、「被害申告あり（捜査機関以外）」及び「被害申告なし」の3カテゴリーに統合した上で、その該当数を年齢別に見ると、3-4-2-7図のとおりである。「被害申告なし」の最年長は、精神障害なし群では16歳、精神障害あり群では18歳であった。

年齢と被害申告の有無との関連を見るため、「被害申告なし」を0点、「被害申告あり（捜査機関以外）」及び「被害申告あり（捜査機関）」を1点として処理を行った上で、被害者特性別に、年齢と被害申告とのPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群（ $r=.253, p=.013$ ）及び精神障害なし群（ $r=.273, p<.001$ ）のいずれも、年齢との有意な正の相関が見られた。したがって、精神障害あり群、精神障害なし群共に年齢が上がるほど被害申告を行う割合が高くなり、特に精神障害なし群においてその傾向が顕著であった。

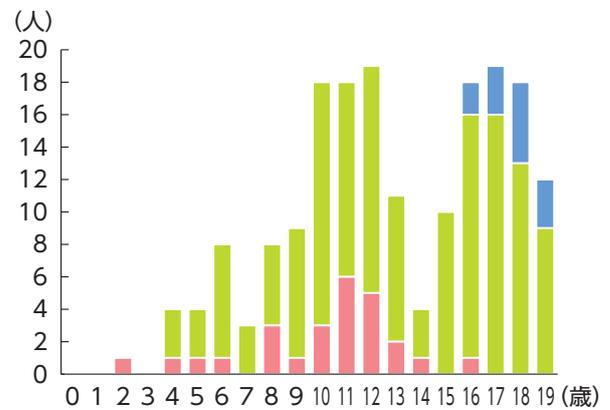
3-4-2-7図 被害申告の有無（年齢別）

① 精神障害あり



■ 被害申告あり（捜査機関）	(2)
■ 被害申告あり（捜査機関以外）	(62)
■ 被害申告なし	(32)

② 精神障害なし



■ 被害申告あり（捜査機関）	(13)
■ 被害申告あり（捜査機関以外）	(145)
■ 被害申告なし	(26)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、実人員である。

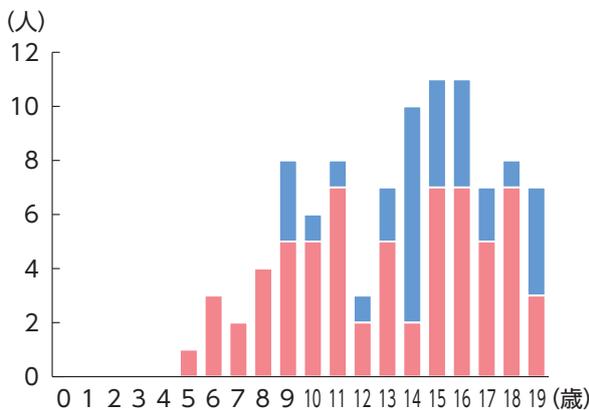
(8) 被害者本人の処罰感情

ここでは、調査対象被害者本人の処罰感情（本章第3節6項（8）参照）の調査項目を年齢別に見る。本調査項目について、「処罰意思あり」、「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」の該当数を年齢別に見ると、3-4-2-8図のとおりである。精神障害なし群では、13歳以上の全ての年齢で半数以上の者が「処罰意思あり」であった一方、精神障害あり群では「処罰意思あり」が半数を超えたのは、14歳においてのみであり、他の年齢では「処罰意思あり」が半数を下回った。

年齢と処罰感情との関連を見るため、被害者特性別に、「処罰意思あり」を1点、「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」を0点として、年齢と処罰感情とのPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群では、有意な相関は見られず（ $r=.197, p=.055$ ）、精神障害なし群では、有意な正の相関が見られた（ $r=.553, p<.001$ ）。したがって、精神障害なし群では年齢が上がるほど、加害者の処罰を望む旨を明確に意思表示している者の割合が増加することが示された。

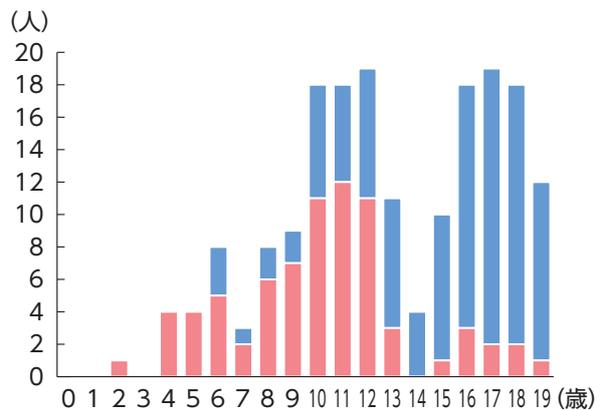
3-4-2-8図 被害者本人の処罰感情（年齢別）

① 精神障害あり



■ 処罰意思あり (31)
■ 処罰意思不見当（なし、宥恕含む） (65)

② 精神障害なし



■ 処罰意思あり (109)
■ 処罰意思不見当（なし、宥恕含む） (75)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 20歳未満の者に限る。
3 () 内は、実人員である。

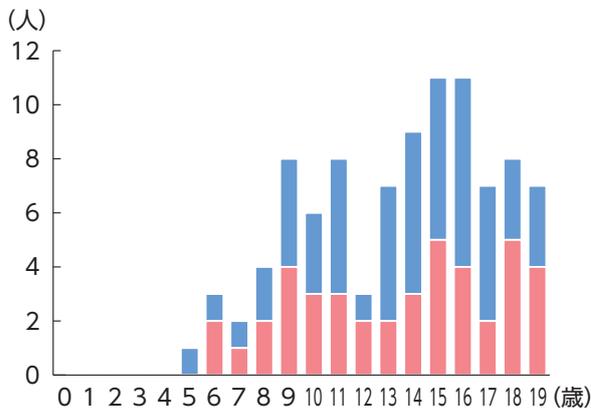
(9) 司法面接的手法による取調べ

ここでは、調査対象被害者に対する司法面接的手法による取調べ（本章第3節6項（1）参照）の実施の有無を年齢別に見る。本調査項目について、「司法面接的手法による取調べあり」及び「司法面接的手法による取調べなし」の該当数を年齢別に見ると、3-4-2-9図のとおりである。精神障害あり群では、いずれの年齢でも同手法による取調べが実施されており、「司法面接的手法による取調べあり」が全体の半数以上であった。また、精神障害なし群でも、4歳から16歳の取調べにおいて同手法による取調べが実施されており、「司法面接的手法による取調べあり」は全体の半数であった。

年齢と司法面接的手法による取調べの実施の有無との関連を見るため、被害者特性別に「司法面接的手法による取調べあり」を1点、「司法面接的手法による取調べなし」を0点として、年齢と同手法による取調べの実施の有無とのPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群では有意な相関は見られず（ $r=.003$, $p=.980$ ）、精神障害なし群では、有意な負の相関が見られた（ $r=-.508$, $p<.001$ ）。したがって、精神障害あり群では、年齢による司法面接的手法による取調べの実施の有無に関連はなかった一方、精神障害なし群では、年齢が低いほど司法面接的手法による取調べが実施される傾向が示された。

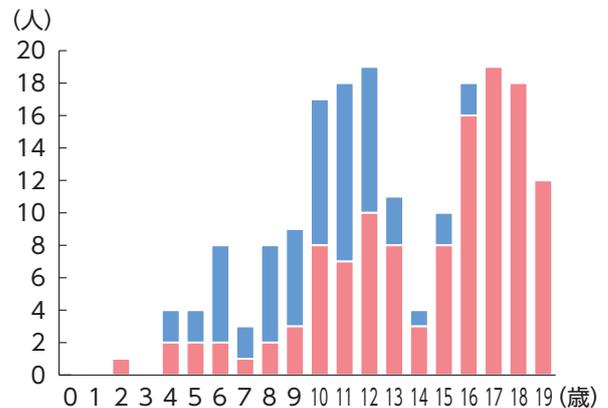
3-4-2-9図 司法面接的手法による取調べ（年齢別）

① 精神障害あり



■ 司法面接的手法による取調べあり (53)
■ 司法面接的手法による取調べなし (42)

② 精神障害なし



■ 司法面接的手法による取調べあり (61)
■ 司法面接的手法による取調べなし (122)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 司法面接的手法による取調べの実施が不詳の者を除く。
3 「司法面接的手法による取調べあり」は、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始（令和3年4月1日）及び試行拡大（4年7月1日）以前に同取調べが実施された場合を含む。
4 「司法面接的手法による取調べあり」は、「犯行発覚当日又は翌日に実施」、「犯行発覚から1週間以内に実施」、「犯行発覚から1か月以内に実施」及び「犯行発覚から1か月以上後に実施」を合計した構成比である。
5 ()内は、実人員である。

3 加害者との関係別潜在化リスクに関する分析

被害状況や被害申告に対する心理的負担は、加害者との関係によっても変化すると考えられる。そこで、本項では、被害者から見た加害者の立場（本章第3節3項（7）参照）による分類を「親族等」（「配偶者・交際相手」、「実父母」、「継（養）父」及び「その他親族」の合計）、「教師・雇用主・支援関係者等」（「教師等の教育関係者」、「雇用主・勤務先の上司等」及び「支援関係者」の合計）、「知人」及び「面識なし」の4カテゴリーに統合・再分類した上、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群について、加害者との関係別に潜在化リスクの分析を行う。

（1）基本的属性（加害者との関係別）

精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群について、性別、年齢、職業及び居住環境を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-1表**のとおりである。

χ^2 検定又はFisherの正確確率検定を行った結果、精神障害あり群は、性別、年齢及び居住環境について、精神障害なし（16歳未満）群は、性別、職業及び居住環境について、いずれも有意な差が見られた。精神障害あり群について、調整済み残差を見ると、性別は、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「男性」及び加害者が「面識なし」の場合の「女性」の構成比が高かった。年齢は、加害者が「親族等」の場合の「13歳以上16歳未満」、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「13歳未満」及び加害者が「面識なし」の場合の「16歳以上」の構成比が高く、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「16歳以上」及び加害者が「面識なし」の場合の「13歳未満」の構成比が低かった。居住環境は、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「施設等に居住」、加害者が「知人」の場合の「単身居住」及び加害者が「面識なし」の場合の「家族・親族と同居」の構成比が高く、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「単身居住」の構成比が低かった。精神障害なし（16歳未満）群について、調整済み残差を見ると、性別は、加害者が「親族等」の場合の「女性」及び加害者が「知人」の場合の「男性」の構成比が高かった。職業は、加害者が「知人」の場合の「学生」の構成比が高く、「無職」の構成比が低かった。居住環境は、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「施設等に居住」の構成比が高く、「家族・親族と同居」の構成比が低かった。

3-4-3-1表 基本的属性（加害者との関係別）

① 精神障害あり

属性等	区分	総数	親族等	教師・雇用主・ 支援関係者等	知人	面識なし	統計値
総数		176 (100.0)	24 (100.0)	63 (100.0)	37 (100.0)	52 (100.0)	
性別	男 性	25 (14.2)	1 (4.2)	△ 15 (23.8)	7 (18.9)	▽ 2 (3.8)	$\chi^2(3)=12.006$ 、 $p=.007$
	女 性	151 (85.8)	23 (95.8)	▽ 48 (76.2)	30 (81.1)	△ 50 (96.2)	
年齢	13 歳 未 満	35 (19.9)	4 (16.7)	△ 19 (30.2)	10 (27.0)	▽ 2 (3.8)	$\chi^2(6)=22.134$ 、 $p=.001$
	13 歳以上 16 歳未 満	28 (15.9)	△ 8 (33.3)	10 (15.9)	4 (10.8)	6 (11.5)	
	16 歳 以 上	113 (64.2)	12 (50.0)	▽ 34 (54.0)	23 (62.2)	△ 44 (84.6)	
職業	有職 (就労支援事業所、その他 (自営業) を含む)	49 (27.8)	4 (16.7)	12 (19.0)	14 (37.8)	19 (36.5)	$\chi^2(6)=11.360$ 、 $p=.078$
	無 職	45 (25.6)	4 (16.7)	21 (33.3)	7 (18.9)	13 (25.0)	
	学 生	82 (46.6)	16 (66.7)	30 (47.6)	16 (43.2)	20 (38.5)	
居住環境	単 身 居 住	7 (4.0)	1 (4.2)	▽ -	△ 5 (13.5)	1 (2.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.011$
	家 族 ・ 親 族 と 同 居	140 (80.0)	20 (83.3)	48 (76.2)	26 (70.3)	△ 46 (90.2)	
	施 設 等 に 居 住	28 (16.0)	3 (12.5)	△ 15 (23.8)	6 (16.2)	4 (7.8)	

② 精神障害なし (16 歳未満)

属性等	区分	総数	親族等	教師・雇用主・ 支援関係者等	知人	面識なし	統計値
総数		117 (100.0)	23 (100.0)	14 (100.0)	33 (100.0)	47 (100.0)	
性別	男 性	19 (16.2)	▽ -	4 (28.6)	△ 9 (27.3)	6 (12.8)	Fisher の正確確率検定 $p=.012$
	女 性	98 (83.8)	△ 23 (100.0)	10 (71.4)	▽ 24 (72.7)	41 (87.2)	
年齢	13 歳 未 満	92 (78.6)	14 (60.9)	11 (78.6)	28 (84.8)	39 (83.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.161$
	13 歳以上 16 歳未 満	25 (21.4)	9 (39.1)	3 (21.4)	5 (15.2)	8 (17.0)	
職業	有職 (就労支援事業所、その他 (自営業) を含む)	-	-	-	-	-	Fisher の正確確率検定 $p=.046$
	無 職	11 (9.4)	2 (8.7)	3 (21.4)	▽ -	6 (12.8)	
	学 生	106 (90.6)	21 (91.3)	11 (78.6)	△ 33 (100.0)	41 (87.2)	
居住環境	単 身 居 住	-	-	-	-	-	Fisher の正確確率検定 $p=.013$
	家 族 ・ 親 族 と 同 居	115 (98.3)	23 (100.0)	▽ 12 (85.7)	33 (100.0)	47 (100.0)	
	施 設 等 に 居 住	2 (1.7)	-	△ 2 (14.3)	-	-	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「加害者との関係」は、被害者から見た加害者の立場である。
 3 各属性が不詳の者を除く。
 4 χ^2 検定又は Fisher の正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が 1.96 以上を△で示し、- 1.96 以下を▽で示す。
 5 () 内は、各属性の総数における構成比である。

(2) 最初の被害の場所

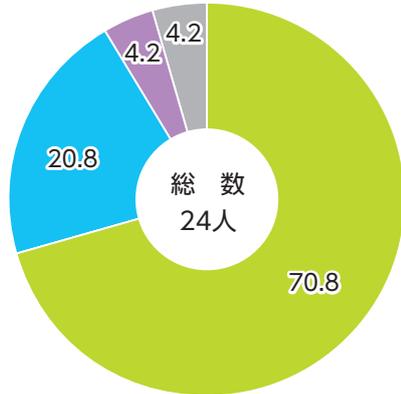
ここでは、調査対象事件について、最初の被害の場所（本章第3節2項（8）参照）を加害者との関係別に見る。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群それぞれについて、加害者ごとに、最初の被害の場所の構成比を見ると、**3-4-3-2図**のとおりである。

加害者が「親族等」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれも「被害者方」が7割を超えて最も高く（それぞれ70.8%、73.9%）、次いで、「加害者方」（それぞれ20.8%、17.4%）であった。加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、精神障害あり群については、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」が最も高く（65.1%）、次いで、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」（12.7%）であり、精神障害なし（16歳未満）群については、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」が最も高く（78.6%）、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」はいなかった。加害者が「知人」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれも「被害者方」及び「加害者方」が同程度に高く、合わせて約5割であった。加害者が「面識なし」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれも、「屋外」が最も高かったが（それぞれ55.8%、70.2%）、精神障害あり群では、次いで、「その他」（15.4%）、「電車等の公共交通機関内」（11.5%）の順、精神障害なし（16歳未満）群では、次いで、「その他商業施設」及び「その他」（いずれも12.8%）の順であった。

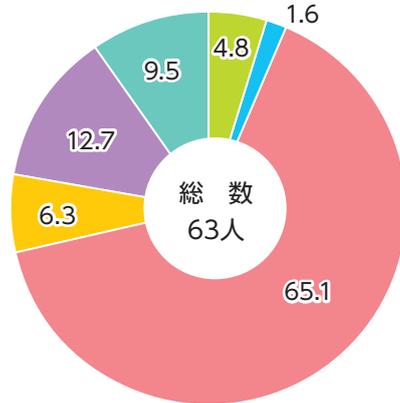
3-4-3-2 図 最初の被害の場所（加害者との関係別）

① 精神障害あり

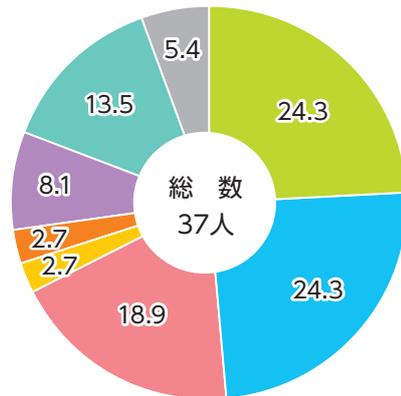
ア 親族等



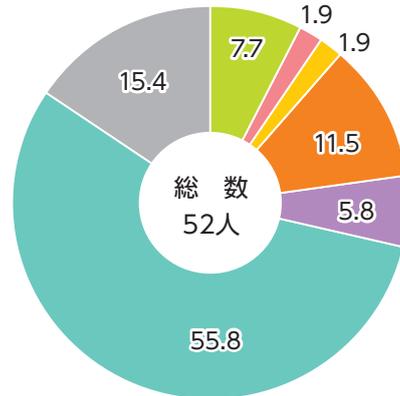
イ 教師・雇用主・支援関係者等



ウ 知人

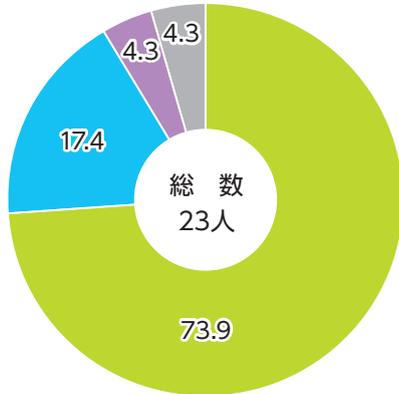


エ 面識なし

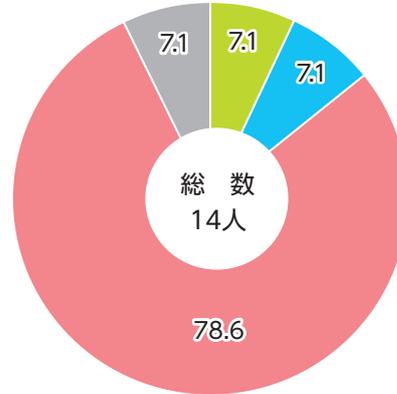


② 精神障害なし（16歳未満）

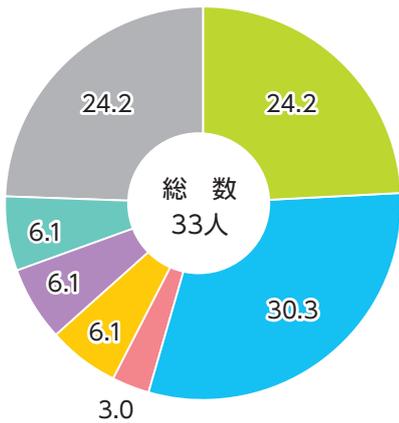
ア 親族等



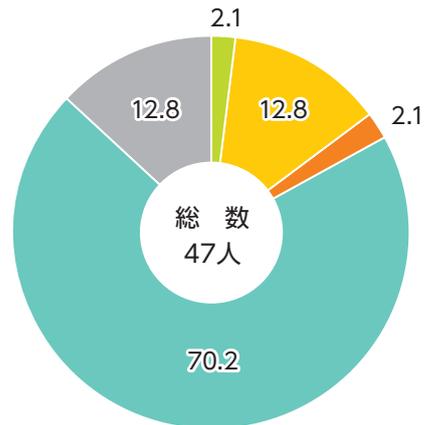
イ 教師・雇用主・支援関係者等



ウ 知人



エ 面識なし



■ 被害者方	■ 加害者方
■ 学校・就労先・療養所・デイケア施設等	■ その他商業施設
■ 電車等の公共交通機関内	■ 自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内
■ 屋外	■ その他

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行が複数の場所にまたがる場合の「最初の被害の場所」は、実質的な被害開始場所である。
 3 「被害者方」と「加害者方」が同一の場合は、「被害者方」に計上している。
 4 「被害者方」は、1階住居の庭、ベランダ及びバルコニー等の被害者家族の専有部分に隣接する共有部分を含む。
 5 「電車等の公共交通機関内」は、駅構内や駅内のトイレを含む。
 6 「その他」は、建物内の共有スペース等である。

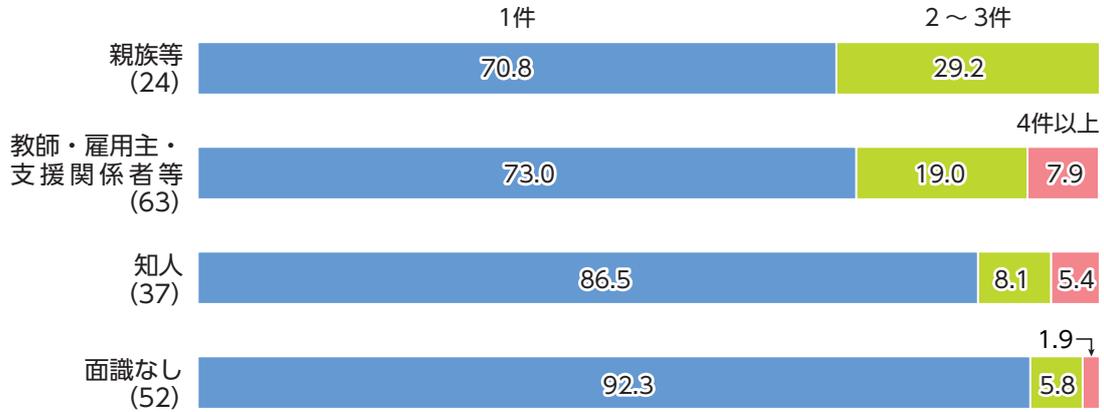
(3) 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数

ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（本章第3節4項（2）参照）を加害者との関係別に見る。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に関して同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数について、その構成比を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-3図**のとおりである。精神障害あり群について見ると、加害者が「親族等」、「教師・雇用主・支援関係者等」、「知人」、「面識なし」のいずれの場合においても、「1件」の構成比が最も高く、それぞれ70.8%、73.0%、86.5%、92.3%であった。精神障害なし（16歳未満）群について見ると、加害者が「親族等」、「教師・雇用主・支援関係者等」、「知人」、「面識なし」のいずれの場合においても、「1件」の構成比が最も高く、それぞれ73.9%、64.3%、48.5%、95.7%であった。

Fisherの正確確率検定の結果、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群それぞれにおいて、有意な差が見られた。精神障害あり群について、調整済み残差を見ると、「親族等」の「2～3件」及び「面識なし」の「1件」の構成比が高く、「教師・雇用主・支援関係者等」の「1件」及び「面識なし」の「2～3件」の構成比が低い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群について、調整済み残差を見ると、「知人」の「2～3件」及び「面識なし」の「1件」の構成比が高く、「知人」の「1件」及び「面識なし」の「2～3件」の構成比が低い傾向が見られた。

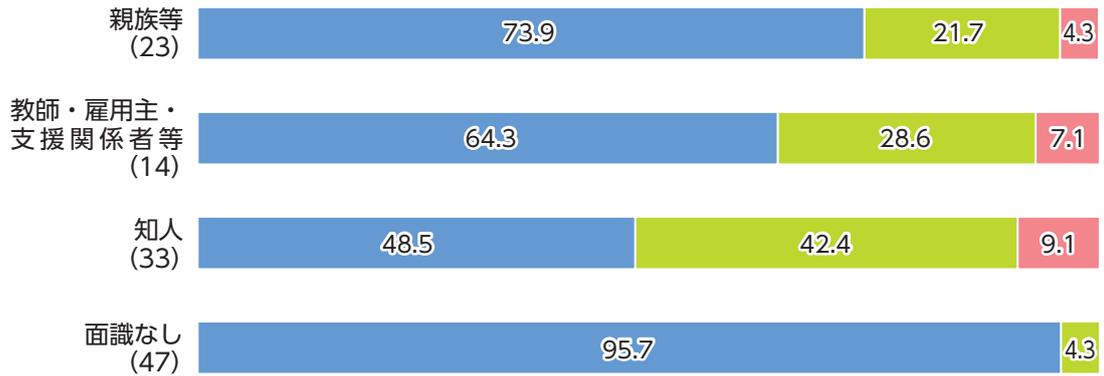
3-4-3-3図 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（加害者との関係別）

① 精神障害あり



Fisher の正確確率検定 $p = .031$

② 精神障害なし（16歳未満）



Fisher の正確確率検定 $p < .001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

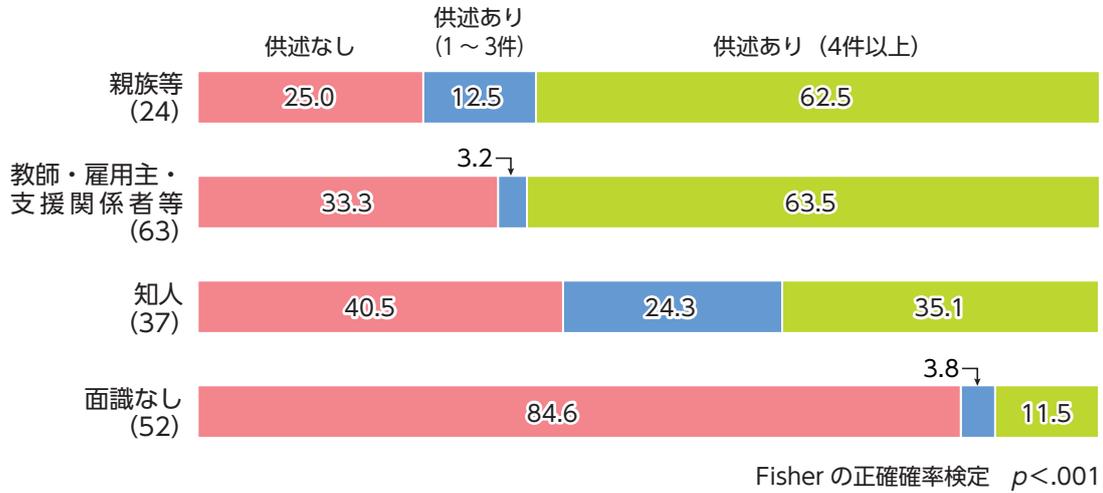
(4) 判決書で認定されていない犯行に関する供述

ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして判決書で認定されていない犯行に関する供述（本章第3節4項（3）参照）を加害者との関係別に見る。判決書で認定されていない犯行に関する供述の有無とその件数について、その構成比を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-4図**のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、加害者が「親族等」の場合、判決書で認定されていない犯行に関する供述をした者が7割を超え、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、判決書で認定されていない犯行に関する供述をした者が6割を超えていた。

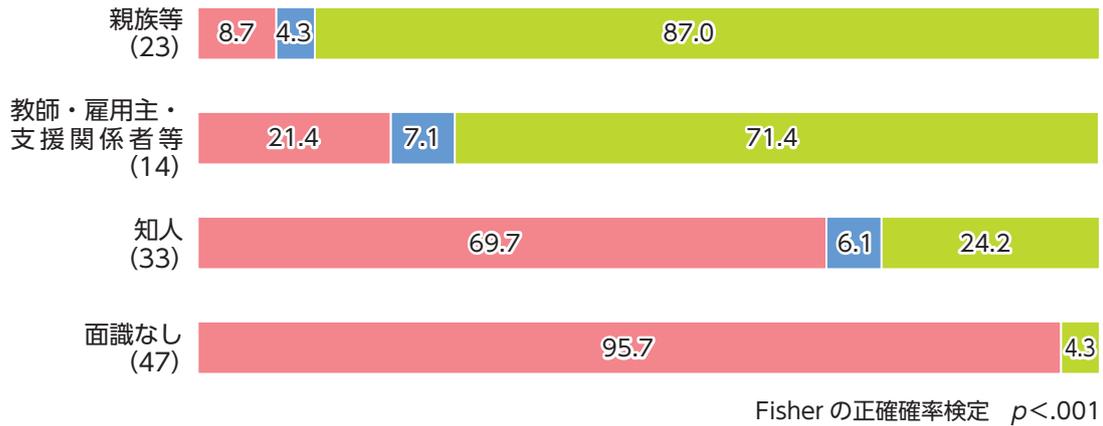
Fisherの正確確率検定を行った結果、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群それぞれにおいて、有意な差が見られた。精神障害あり群について、調整済み残差を見ると、「親族等」及び「教師・雇用主・支援関係者等」の「供述あり（4件以上）」、「知人」の「供述あり（1～3件）」、「面識なし」の「供述なし」の構成比が高く、「親族等」の「供述なし」、「教師・雇用主・支援関係者等」の「供述なし」及び「供述あり（1～3件）」、「面識なし」の「供述あり（4件以上）」の構成比が低い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群について、調整済み残差を見ると、「親族等」及び「教師・雇用主・支援関係者等」の「供述あり（4件以上）」、「面識なし」の「供述なし」の構成比が高く、「親族等」及び「教師・雇用主・支援関係者等」の「供述なし」、「面識なし」の「供述あり（4件以上）」の構成比が低い傾向が見られた。

3-4-3-4図 判決書で認定されていない犯行に関する供述（加害者との関係別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし（16歳未満）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「供述あり（4件以上）」は、「たくさんある」等と供述しており、確かな件数が不詳である場合を含む。
 3 () 内は、実人員である。

(5) 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由

ここでは、判決書で認定されていない犯行に関する供述があった事案について、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（本章第3節4項（4）参照）の中で、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群において、「その他」を除いて該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当率（重複計上による。）を加害者との関係別に見る。前記3項目の該当率を加害者との関係別に見ると、3-4-3-5図のとおりである。加害者が「親族等」の場合、精神障害あり群

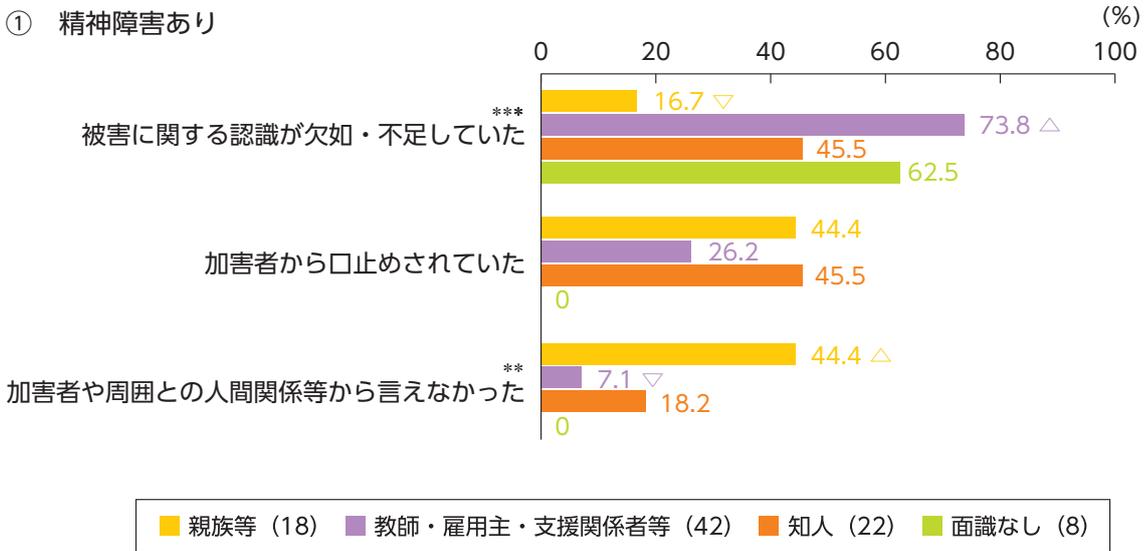
では、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が同程度に高く（いずれも44.4%）、精神障害なし（16歳未満）群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が最も高かった（76.2%）。加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれも、「被害に関する認識が欠如・不足していた」（それぞれ73.8%、72.7%）が最も高かった。加害者が「知人」の場合、精神障害あり群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者から口止めされていた」が、精神障害なし（16歳未満）群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が、それぞれ約5割であった。加害者が「面識なし」の場合、精神障害あり群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」が6割を超えていた一方、精神障害なし（16歳未満）群では、前記3項目に該当した者はいなかった。

χ^2 検定又はFisherの正確確率検定を行った結果、精神障害あり群は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」において、精神障害なし（16歳未満）群は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」において、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「被害に関する認識が欠如・不足していた」では、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が高く、「親族等」の該当率が低い傾向が見られ、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」では、加害者が「親族等」の該当率が高く、「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が低い傾向が見られた。また、精神障害なし（16歳未満）群の「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者から口止めされていた」では、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が高く、「親族等」の該当率が低い傾向が見られ、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」では、加害者が「親族等」の該当率が高く、「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が低い傾向が見られた。

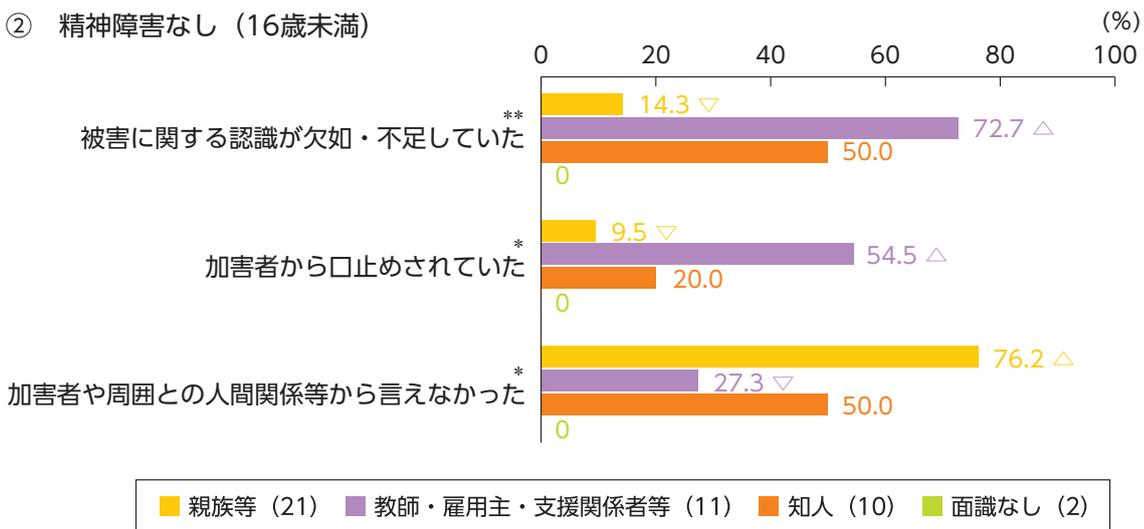
「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」について、加害者が実父や母親の内縁の夫等である場合、被害申告することで母親と加害者との関係が悪くなることを心配したり母親の気持ちを気遣ったりする事例や、母親と自分との関係が悪化することを懸念する事例が散見された。また、加害者が教師・雇用主・支援関係者等である場合、被害申告することで叱られたり、所属する組織を辞めさせられたりすることを懸念する事例があった。

3-4-3-5図 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由(加害者との関係別)

① 精神障害あり



② 精神障害なし(16歳未満)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 認定されていない犯行に関する供述について「あり」に該当した者に限る。
 3 各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率(度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率)である。
 5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 ()内は、実人員である。

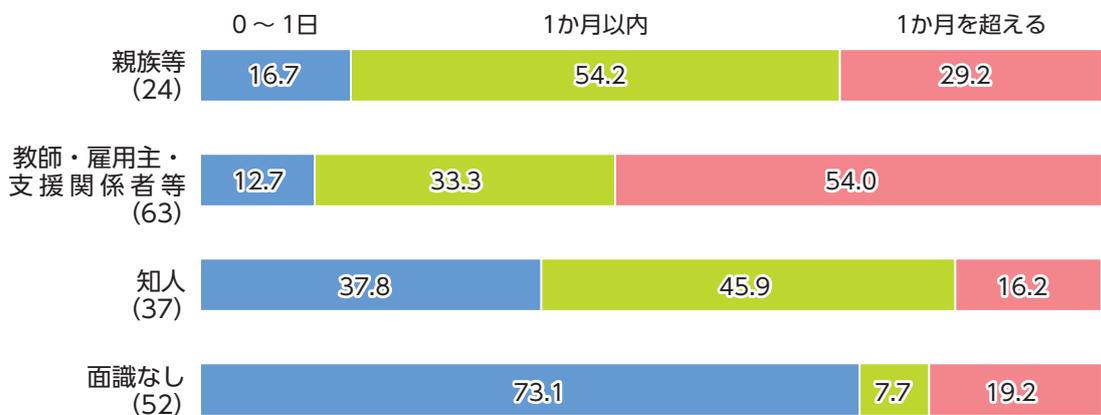
(6) 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間

ここでは、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（本章第3節4項（5）参照）を加害者との関係別に見る。本調査項目について、「0～1日」、「1か月以内」（「1週間以内」及び「1か月以内」の合計）、「1か月を超える」（「半年以内」、「1年以内」及び「1年以上」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、その構成比を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-6図**のとおりである。加害者が「親族等」の場合、精神障害あり群では「1か月以内」（54.2%）、精神障害なし（16歳未満）群では「1か月を超える」（52.2%）が最も高かった。加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「1か月を超える」が最も高く（それぞれ54.0%、50.0%）、加害者が「知人」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「1か月以内」が最も高かった（それぞれ45.9%、42.4%）。「面識なし」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「0～1日」が最も高かった（それぞれ73.1%、74.5%）。

χ^2 検定を行った結果、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、有意な差が見られた。精神障害あり群について、調整済み残差を見ると、「親族等」及び「知人」の「1か月以内」、「教師・雇用主・支援関係者等」の「1か月を超える」、「面識なし」の「0～1日」の構成比が高く、「親族等」及び「教師・雇用主・支援関係者等」の「0～1日」、「知人」の「1か月を超える」、「面識なし」の「1か月以内」及び「1か月を超える」の構成比が低い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群について、調整済み残差を見ると、「親族等」の「1か月以内」及び「1か月を超える」、「知人」の「1か月以内」、「面識なし」の「0～1日」の構成比が高く、「親族等」及び「知人」の「0～1日」、「面識なし」の「1か月以内」及び「1か月を超える」の構成比が低い傾向が見られた。

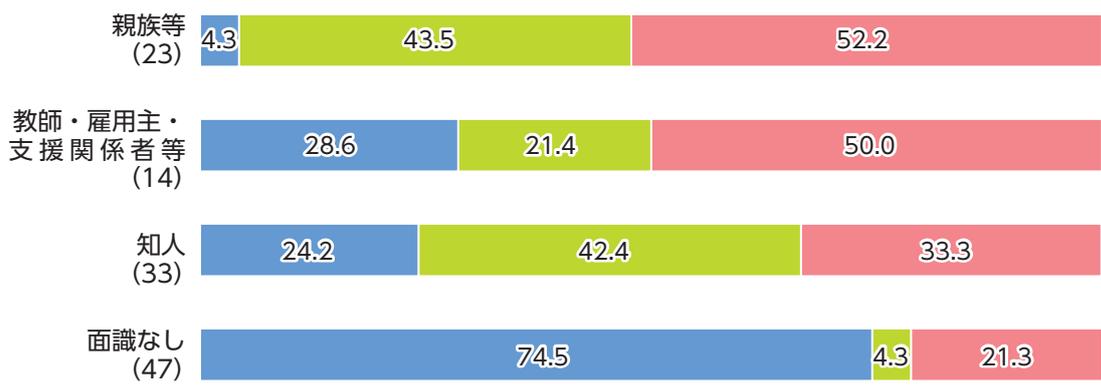
3-4-3-6図 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（加害者との関係別）

① 精神障害あり



$\chi^2(6)=62.376, p<.001$

② 精神障害なし（16歳未満）



$\chi^2(6)=44.089, p<.001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

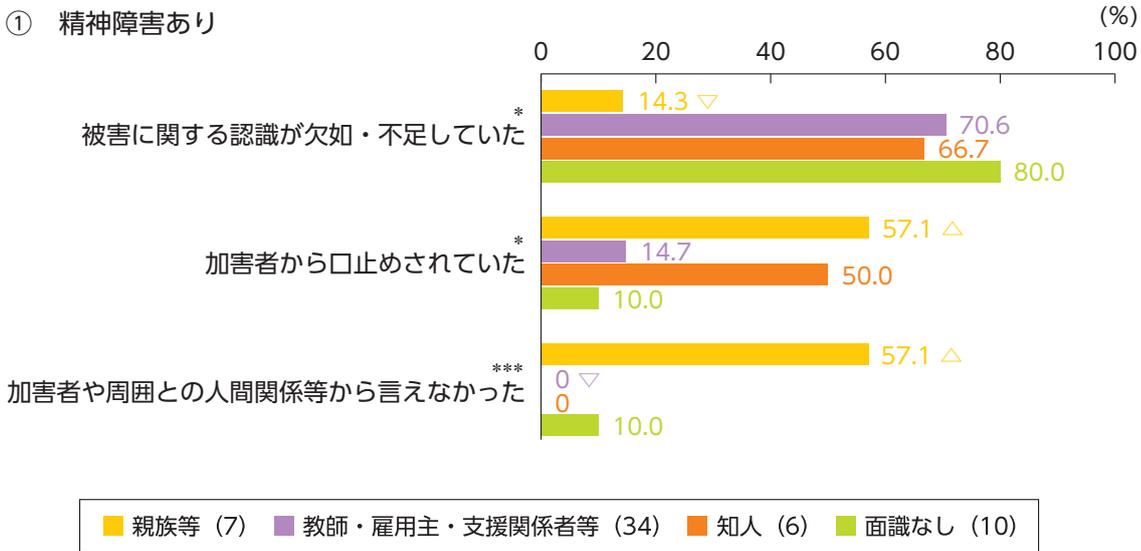
(7) 捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由

ここでは、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が1か月を超えた事案について、捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由（本章第3節4項（6）参照）の中で、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群において、「その他」を除いて該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当率（重複計上による。）を加害者との関係別に見る。前記3項目の該当率を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-7図**のとおりである。加害者が「親族」の場合、精神障害あり群では、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が同程度に高く（いずれも57.1%）、精神障害なし（16歳未満）群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が最も高かった（50.0%）。加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、精神障害あり群では、「被害に関する認識が欠如・不足していたが」が最も高く（70.6%）、精神障害なし（16歳未満）群では、「加害者から口止めされていた」が最も高かった（71.4%）。加害者が「知人」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「被害に関する認識が欠如・不足していた」が最も高かった（それぞれ66.7%、45.5%）。加害者が「面識なし」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「被害に関する認識が欠如・不足していた」が最も高かった（それぞれ80.0%、50.0%）。

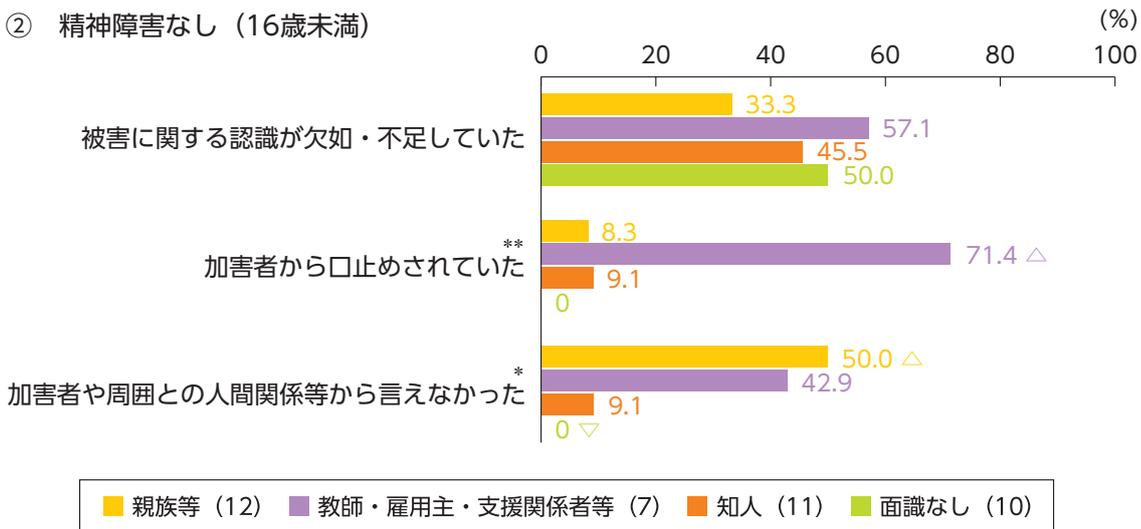
Fisherの正確確率検定を行った結果、精神障害あり群は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」において、精神障害なし（16歳未満）群は、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」において、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「被害に関する認識が欠如・不足していた」では、「親族等」の該当率が低い傾向、「加害者から口止めされていた」では、「親族等」の該当率が高い傾向、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」では、「親族等」の該当率が高く、「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が低い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群の「加害者から口止めされていた」では、「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が高い傾向、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」では、「親族等」の該当率が高く、「面識なし」の該当率が低い傾向が見られた。

3-4-3-7図 捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由（加害者との関係別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし（16歳未満）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が「半年以内」、「1年以内」又は「1年以上」の項目に該当した者に限る。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 () 内は、実人員である。

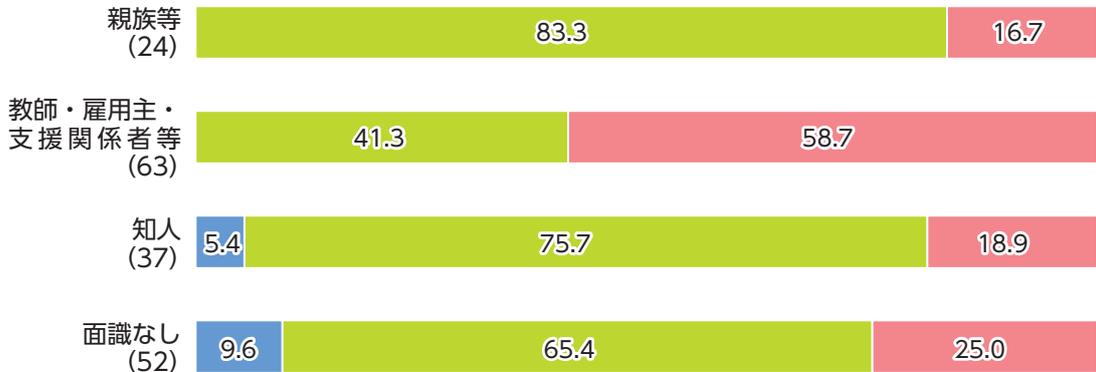
(8) 被害申告の有無

ここでは、調査対象被害者が最初に被害を伝えた相手（本章第3節5項（1）参照）の調査項目について、被害申告の有無を加害者との関係別に見る。同調査結果を「被害申告あり（捜査機関）」、「被害申告あり（捜査機関以外）」及び「被害申告なし」の3カテゴリーに統合した上で、その構成比を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-8図**のとおりである。精神障害あり群は、加害者が「親族等」又は「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、被害者が捜査機関に対し被害を申告したケースはなく、精神障害なし（16歳未満）群は、いずれの加害者との関係においても、被害者が捜査機関に対し被害を申告したケースはなかった。また、精神障害あり群は、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合のみ、「被害申告なし」（58.7%）が「被害申告あり（捜査機関以外）」（41.3%）を上回ったが、その他の加害者との関係では、「被害申告あり（捜査機関以外）」の構成比が最も高く、60~80%台に上った。精神障害なし（16歳未満）群は、全ての加害者との関係において、「被害申告あり（捜査機関以外）」の構成比が最も高く、約7~8割に上った。

Fisherの正確確率検定を行った結果、精神障害あり群において有意な差が見られたが、精神障害なし（16歳未満）群は、有意な差は見られなかった。精神障害あり群について、調整済み残差を見ると、「親族等」及び「知人」の「被害申告あり（捜査機関以外）」、「教師・雇用主・支援関係者等」の「被害申告なし」、「面識なし」の「被害申告あり（捜査機関）」の構成比が高く、「親族等」及び「知人」の「被害申告なし」、「教師・雇用主・支援関係者等」の「被害申告あり（捜査機関）」及び「被害申告あり（捜査機関以外）」の構成比が低い傾向が見られた。

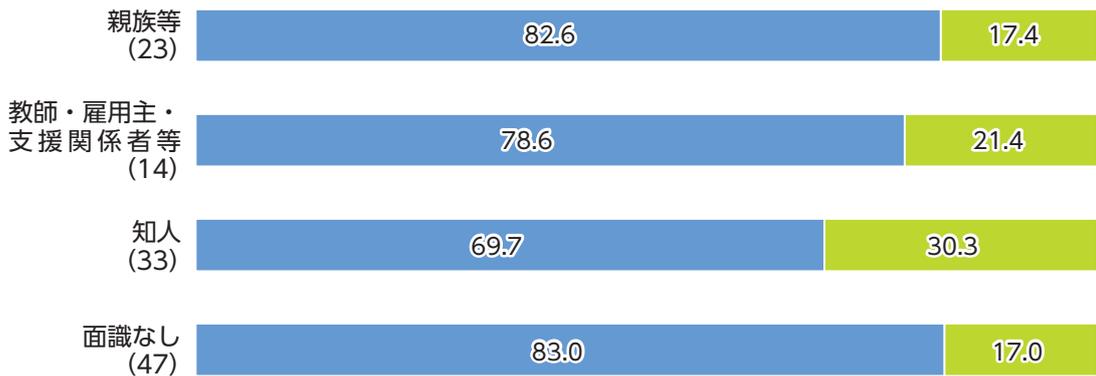
3-4-3-8図 被害申告の有無（加害者との関係別）

① 精神障害あり



Fisher の正確確率検定 $p < .001$

② 精神障害なし（16歳未満）



Fisher の正確確率検定 $p = .527$



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

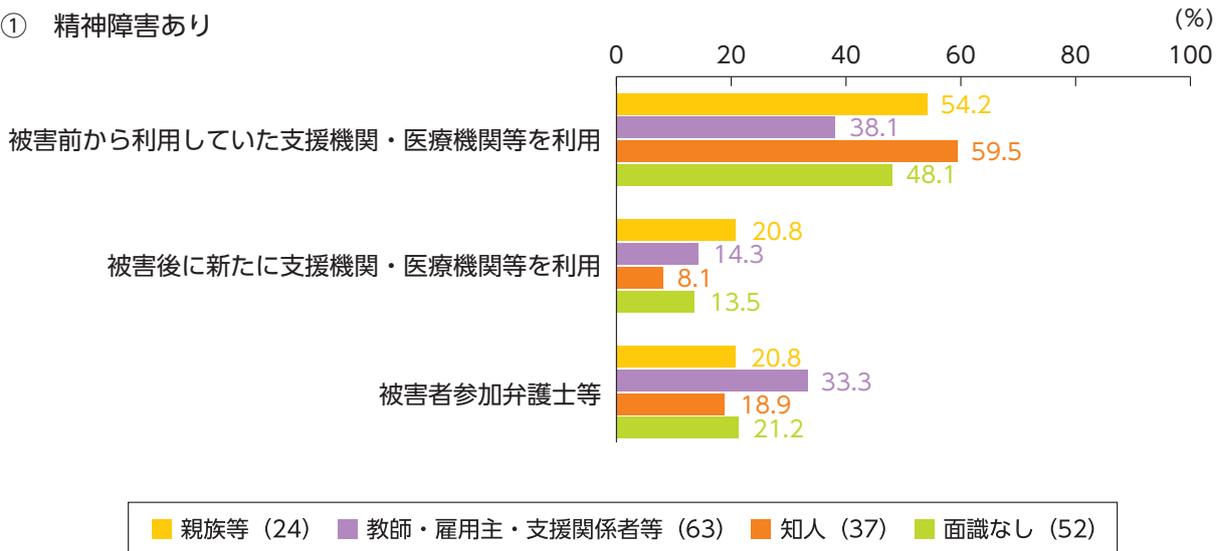
(9) 被害後に利用した社会資源等

ここでは、調査対象事件について、被害後に利用した社会資源等（本章第3節6項（5）参照）を加害者との関係別に見る。加害者との関係別に、各項目の該当率（重複計上による。）を見ると、**3-4-3-9図**のとおりである。精神障害あり群は、いずれの加害者との関係においても、「被害前から利用していた支援機関・医療機関等を利用」が最も高く、加害者が「親族等」及び「知人」の場合では、5割を超えた。精神障害なし（16歳未満）群は、加害者が「親族等」の場合、「被害後に新たに

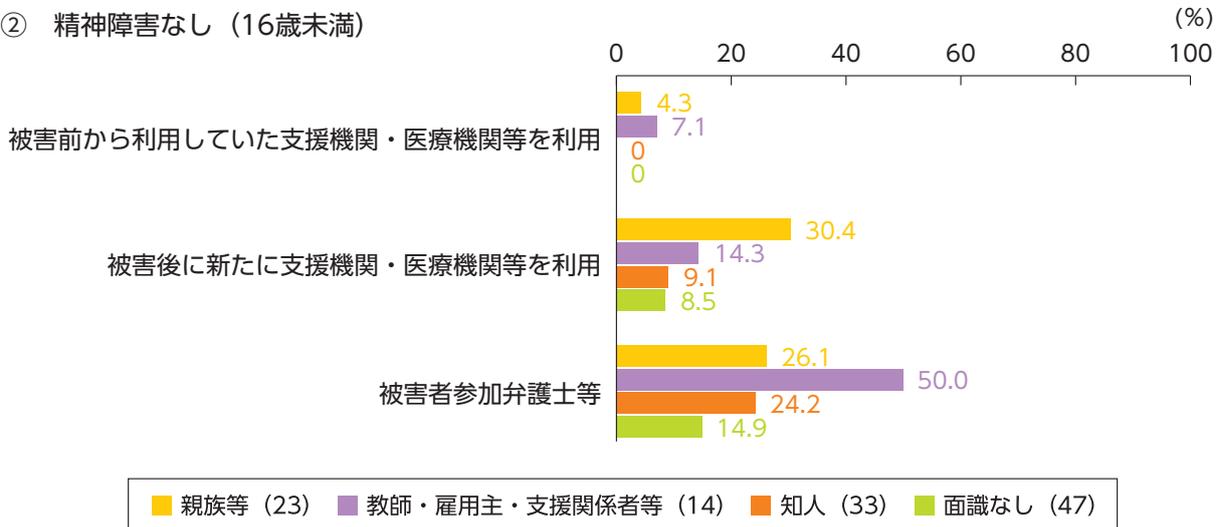
支援機関・医療機関等を利用」が最も高く（30.4%）、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」、「知人」、「面識なし」の場合、「被害者参加弁護士等」が最も高かった（それぞれ、50.0%、24.2%、14.9%）。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定を行った結果、有意な差は見られなかった。

3-4-3-9 被害後に利用した社会資源等（加害者との関係別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし（16歳未満）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 4 ()内は、実人員である。

(10) 司法面接的手法による取調べ（加害者との関係別）

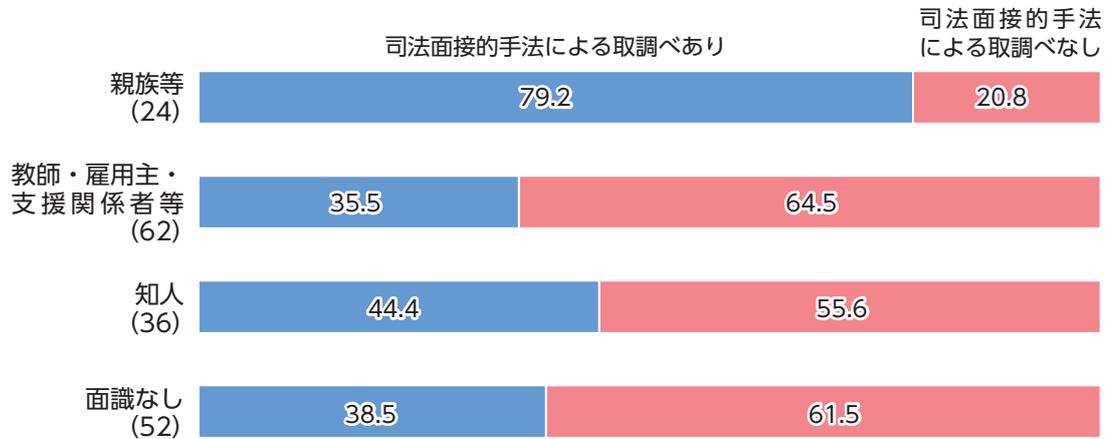
ここでは、調査対象被害者に対する司法面接的手法による取調べ（本章第3節6項（1）参照）の実施の有無を加害者との関係別に見る。本調査項目について、実施の有無が不詳の者を除いた上で、「司法面接的手法による取調べあり」（「捜査機関への犯行発覚当日又は翌日に実施」、「捜査機関への犯行発覚から1週間以内に実施」、「捜査機関への犯行発覚から1か月以内に実施」及び「捜査機関への犯行発覚から1か月以上後に実施」の合計）、「司法面接的手法による取調べなし」の2カテゴリーに統合し、その構成比を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-10図**のとおりである。精神障害あり群では、加害者が「親族等」の場合、「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は約8割であり、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」、「知人」及び「面識なし」である場合、「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は約4割であった。精神障害なし（16歳未満）群では、加害者が「親族等」の場合、「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は約7割であり、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」及び「知人」の場合、「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は約4割であり、加害者が「面識なし」の場合、「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は5割程度であった。

χ^2 検定を行った結果、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群では、「親族等」の「司法面接的手法による取調べあり」の構成比が高い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群では、「親族等」の「司法面接的手法による取調べあり」及び「知人」の「司法面接的手法による取調べなし」の構成比が高い傾向が見られた。

3-4-3-10 図

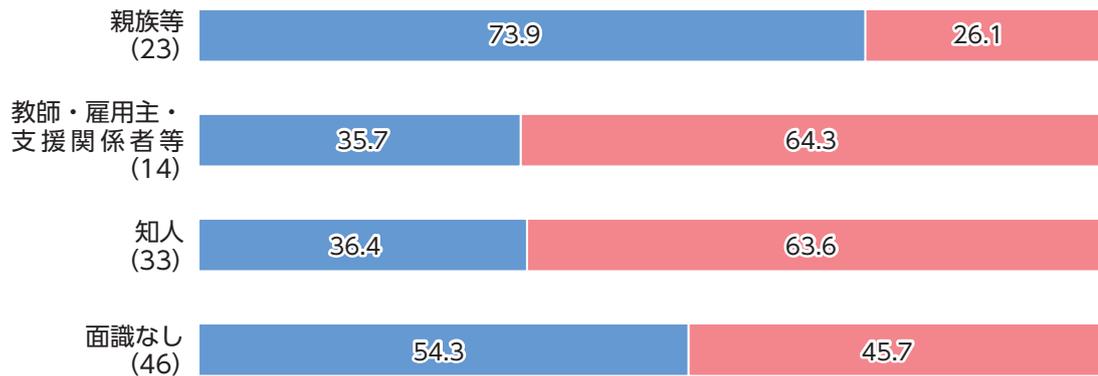
司法面接的手法による取調べ（加害者との関係別）

① 精神障害あり



$\chi^2(3)=14.499$ 、 $p=.002$

② 精神障害なし（16歳未満）



$\chi^2(3)=9.174$ 、 $p=.027$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 司法面接的手法による取調べの実施が不詳の者を除く。
 3 「司法面接的手法による取調べあり」は、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始（令和3年4月1日）及び試行拡大（4年7月1日）以前に同取調べが実施された場合を含む。
 4 「司法面接的手法による取調べあり」は、「捜査機関への犯行発覚当日又は翌日に実施」、「捜査機関への犯行発覚から1週間以内に実施」、「捜査機関への犯行発覚から1か月以内に実施」及び「捜査機関への犯行発覚から1か月以上後に実施」を合計した構成比である。
 5 ()内は、実人員である。

第5節 総合考察

本節では、前節までの特別調査の結果から明らかとなった精神障害を有する者等の性犯罪被害の傾向・特徴について概観し、それらを踏まえて考察を行う。

なお、考察に当たっては、精神障害あり群と精神障害なし群とで調査対象期間や調査対象罪名が異なること、精神障害の種類によっては調査対象者の数が少ないことなど、研究手法上の制約があることに留意する必要がある。

1 被害者の属性別に見た性犯罪被害の傾向・特徴

(1) 基本的属性

被害者の四つの属性すべてにおいて、女性の割合が高かったが、精神障害を有する者・有しない者のいずれも、16歳以上と比べて16歳未満の方が、男性の割合が高い傾向が見られた。また、精神障害を有する者（16歳以上）では、他の属性と比べて、無職者や、施設等に居住している者の割合が高いなどの特徴が見られた。

精神障害を有する者について、精神障害の種類等を調査した結果では、7割以上が知的障害に該当していたほか、6割以上が施設又は支援学校等へ通所・通学し、日常的に家族や住居から離れる時間がある状況がうかがえた。

(2) 調査対象事件の特徴等

精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれも、最初に受けた被害の態様としては、「強制わいせつ等」が7割を超えていた。態様が「強制わいせつ等」であるものについて、科刑状況を見ると、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者は、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者と比べて、5年を超える実刑の割合が高く、全部執行猶予の割合が低いなど、重い科刑になる傾向がうかがえた。

次に、余罪関係では、精神障害なし群に対する事件の加害者は、他の被害者に対する強制性交等や強制わいせつ等の余罪がある場合が2割前後あった一方、精神障害あり群に対する事件の加害者については、同余罪がある場合は1割未満で少ないという特徴が見られた。発覚に至っていない余罪がある可能性は念頭に置いておく必要はあるが、精神障害あり群に対する事件の加害者の場合、犯行機会や被害者の特性に係る特定の条件に該当する被害者だけに狙いを定めて犯行に及んでいる可能性も考えられる。

最初の被害の場所については、精神障害なし群では、屋外が最も多かったのに対して、精神障害あり群では、学校・就労先・療養所・デイケア施設等が最も多かったほか、他の被害者群と比べて、自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内が被害場所となる割合が高いなどの特徴が見られた。

また、最初の被害の場所が屋外である場合について、その犯行時間帯を見ると、精神障害あり群では夕方の時間帯、精神障害なし（16歳未満）群では日中から夕方にかけての時間帯、精神障害なし（16歳以上）群では深夜の時間帯に多い傾向が見られた。自宅に居住している者が大半であることを考慮すると、各々の通所・通学・通勤等の時間帯との関連が考えられる。なお、精神障害なし（16歳以上）群で、屋外での被害が深夜の時間帯に多いことについては、人通りが少なく、暗くて加害者の顔が判別しづらい状況等が狙われている可能性が推察される一方で、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、屋外での被害が日中等でも比較的多く生じていることから、加害者は、被害者から抵抗されたり、顔を覚えて通報されたりするリスクを過小評価して犯行に及んでいる可能性が示唆された。

（3）加害者の属性等

精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者のいずれも、ほぼ全員が男性であり、同種前歴を有している者は1～2割程度にとどまるという傾向において一致していた。一方、加害者の年齢層には顕著な差が認められ、精神障害なしに対する事件の加害者には、20～30歳台等の比較的若い年齢層が多い一方、精神障害あり群に対する事件の加害者は、65歳以上の高齢者層が多いという傾向がうかがえた。

また、被害者から見た加害者の立場について、精神障害なし群に対する事件では、面識がない者が加害者であることが多い一方、精神障害あり群に対する事件の加害者は、面識がない者を上回って支援関係者が最も多いという特徴が見られた。なお、精神障害あり群に対する事件の加害者が面識なしであるケースについては、支援学校付近や通勤・通学路において、被害者の動静や行動範囲から被害者が精神障害を有する者であることを覚知した上で、待ち伏せして犯行に及ぶ事案が散見されたところであり、通勤・通学路が狙われやすい可能性が示唆された。

（4）被害の認識及び潜在化に関する事情等

被害当時の被害認識について、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群は、精神障害なし（16歳以上）群と比べ、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、同行為が犯罪行為の被害であると明確に認識できていなかったりする傾向があり、このように被害認識が十

分でないことは、被害申告までに時間を要した理由や犯行発覚までに長期間を要した理由とも関連していることが示唆された。なお、これらの調査結果を見るに当たっては、加害者側のコントロールにより、被害を認識できないように仕向けられている可能性についても留意する必要がある、今回の調査において、被害者自身に落ち度があった旨の被害者供述が複数見られたことも、加害者側のコントロールがあったことをうかがわせるものである。

また、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、精神障害なし（16歳以上）群と比べて、犯行発覚までの期間が長期間に及ぶ傾向が見られ、中には1年を超える場合も約1～2割見られたことに加え、同一被害者に対する判決書で認定された犯行が複数件に及ぶケースや、認定に至らなかったものの、複数件の判決書で認定されていない犯行に関する供述があるケースも比較的多く見られ、被害が発覚するまでの間に複数回犯行が重ねられている状況もうかがえた。

(5) 被害申告・犯行発覚の経緯及び状況等

前記(4)のとおり、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、精神障害なし（16歳以上）群と比べて、犯行発覚までの期間が長期間に及ぶ傾向が見られたところ、これは、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群については、被害申告がそもそもなかったり、最初に被害を伝える相手が親族や支援者・学校関係者等の身近な者であることが多く、最初から捜査機関へ被害を伝える者が少ないことが関連していると考えられる。また、精神障害あり群においては、被害を伝えられた親族等が、まずは内部的な聞き取り等を実施したり、捜査機関以外の医療機関・支援機関への連絡等を優先したりしがちである傾向が見られること、関係者の話や証拠を収集しないと被害者の訴えが真実であるとの確証が持ち得ないと捉えられやすいことなども、被害の発覚の遅れにつながっている可能性が示唆された。実際、犯行発覚までの期間について被害を伝えられた側の直後の対応状況との関連で見た分析では、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群において、内部的な聞き取り等を実施している場合に犯行発覚までの期間が長くなる傾向が見られた。

他方、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群については、はっきりとした被害認識に基づかないまでも、被害者が口にした単語や不快感、またはその身振り手振りに周囲が違和感を覚え、話を聞いていくうちに被害が発覚しているケースも多く見られ、被害者の言動の異変を周囲が察知することの重要性が示唆された。

(6) 被害者保護に関する措置及び被害後の状況等

精神障害あり群については、障害等によりそもそも供述困難である場合も多数あることを踏まえる

と、比較的高い割合で司法面接的手法による取調べが実施されている状況が明らかになったほか、精神障害あり群、精神障害なし群のいずれにおいても、証人出廷した際には、遮へい及びビデオリンク等を中心とした措置が大半のケースで採られている状況等が明らかになった。

一方、被害者が被害を受けた後に利用した社会資源や、事件による精神的影響及び被害者に対する慰謝の状況等については、刑事手続きの中で判明している限りにおいては、不明であったり、慰謝料等の支払がなしとなっていたりするケースが多い傾向が見受けられ、刑事手続後も含めた長いスパンで、被害者への支援や慰謝の在り方等を考えていく必要性があることが示唆された。

2 被害の潜在化リスクに関する分析結果から見た性犯罪被害の傾向・特徴

(1) 精神障害の種類・程度別潜在化リスクに関する分析

精神障害の種類・程度別に、それぞれ被害の潜在化リスクに差が見られるかを検討したところ、被害当時の被害認識において、特徴的な傾向が見られた。発達障害又は軽度の知的障害を有する被害者においては、加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できている場合が多く、認知症、重度又は最重度の知的障害を有する被害者においては、加害者から行われた行為自体を認識できていない場合や、その行為の意味内容をほとんど理解できていない場合（加害者側のコントロールにより、認識できないように仕向けられている場合も含まれている可能性がある。）が多い傾向がうかがえた。加えて、認知症並びに重度及び最重度の知的障害については、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由においても、被害に関する認識がないことや不十分であることが理由となっているケースが多く、さらに、被害申告がないケースも多い傾向が見られた。これらの調査結果から、認知症、重度又は最重度の知的障害を有する被害者は、特に被害が潜在化しやすい可能性が示唆された。

また、同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数は1件が多いものの、判決書で認定されていない犯行に関する供述では、知的障害及び認知症でそれぞれ5割弱（46人、5人）、発達障害では約9割（12人）において、判決書で認定されていない犯行に関する供述があった。さらに、そのうちの多くが面識のある加害者から被害を受けていたことから、身近なところで同一加害者から複数回の性被害に遭っている可能性が示唆された。

(2) 年齢別潜在化リスクに関する分析

年齢別に、被害の潜在化リスクに差が見られるかを検討したところ、精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれにおいても、年齢との間に相関が見られた。被害当時の被害認識において、精神障害なし群は、15歳以上になると全員が加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できており、明

確な年齢による差が見られた。一方、精神障害あり群は、いずれの年齢でも、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、同行為が不快感を伴うものと認識しつつも犯罪行為による被害であるとは明確に認識できていなかったりする者が一定数おり、特定の年齢との関係性は必ずしも明確ではないという特徴が見られた。

また、精神障害あり群においては、認識が十分でないことが、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由や犯行発覚まで1か月以上を要した理由となっている者が18歳、19歳においても一定数いたほか、判決書で認定されていない犯行に関する供述についても、19歳の7人中3人が供述があったことなどの傾向も見られた。

これらのことから、精神障害なし群は、一定の年齢以下で被害の潜在化リスクが高くなると考えられる一方、精神障害あり群は、年齢による差はある程度あるものの、一定の年齢を超えても被害の潜在化リスクが高い者がいることがうかがわれた。

(3) 加害者との関係別潜在化リスクに関する分析

加害者との関係別に、被害の潜在化リスクに関する分析を行ったところ、加害者との関係が影響していると思われる被害の特徴が明らかとなった。判決書で認定されていない犯行に関する供述では、加害者が親族や教師・雇用主・支援関係者等である場合において、精神障害あり群及び精神障害なし(16歳未満)群のいずれにおいても、件数が多い傾向が見られ、日常的に接する身近な者が加害者である場合において、複数回の性被害に遭う傾向が高く、被害が潜在化しやすい可能性が示唆された。

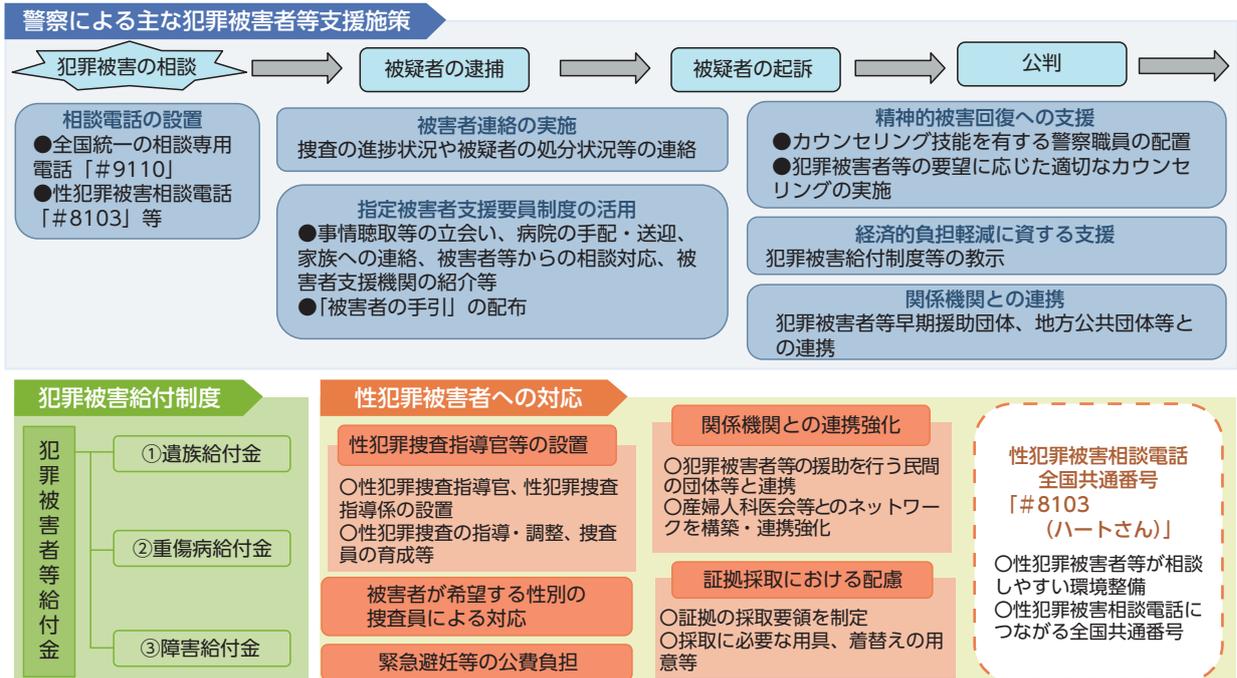
また、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由では、精神障害あり群及び精神障害なし(16歳未満)群のいずれも、加害者が親族等である場合には、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」を理由とする割合が、他の加害者との関係の場合よりも高く、加害者が教師・雇用主・支援関係者等である場合には、「被害に関する認識が欠如・不足していた」を理由とする割合が、他の加害者との関係の場合及び他の理由よりも高い傾向が見られるなどの特徴的な違いがうかがえた。親族等が加害者である場合には、自らの被害申告によって加害者や周囲との人間関係等が変化・崩壊することを恐れて被害申告をためらう傾向にあること、また、加害者が教師・雇用主・支援関係者等である場合には、加害者側が被害者の認識能力や対応能力が十分ではないこと(加害者側のコントロールにより、そうした状況に仕向けられている場合も含まれている可能性がある。)を認識した上で、そこに付けこんで犯行に及ぶ傾向があることが、それぞれ主として被害の潜在化につながっている可能性が示唆された。

第4章 施策調査及び被害者支援の実情

第1節 警察

本節では、警察における被害者等に配慮した各種施策等について紹介する。なお、この章において「被害者等」とは、特に断りがない限り、犯罪被害者等基本法2条2項の規定する「犯罪被害者等」、すなわち犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

本節の内容は、令和6年版警察白書、令和5年版犯罪被害者白書、警察庁作成「警察による犯罪被害者等支援 令和6年版」及び「犯罪被害給付制度のご案内 令和6年8月版」によるほか、警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課からの聞き取り調査によるものである。



1 警察における被害者等に配慮した制度

(1) 指定被害者支援要員制度

都道府県警察は、各種被害者等支援活動を推進する指定被害者支援要員制度を導入している。指定被害者支援要員は、専門的な被害者等支援が必要とされる事案が発生したときに、その発生直後から

被害者等に対する支援活動を行うために、あらかじめ指定された警察職員であり、事情聴取等の立会い、病院の手配・送迎、家族への連絡、被害者等からの相談対応、被害者支援機関の紹介、刑事手続の概要や被害者等が利用できる制度等について分かりやすく記載したパンフレットである「被害者の手引」の配布等の各種被害者等支援活動を行っている。

(2) カウンセリング体制

犯罪により大きな精神的被害を受けた被害者等に対しては、心理学的立場から専門的なカウンセリングが必要となることがある。都道府県警察は、被害者等の精神的被害を軽減させるため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携、被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度等により、被害者等のための相談・カウンセリング体制を整備している。

(3) 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給する制度である（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）1条）。同給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給される。性犯罪被害により、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度のPTSD等の精神疾患を負った場合には、重傷病給付金が支給され得る。

犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等は、その住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し支給裁定申請書を提出することができる。これに対し、都道府県公安委員会は、支給に係る法定要件及び傷病・障害等に関する医師の診断や休業日数、被害者の収入等の犯罪被害に関する事実関係等を調査し、犯罪被害者等給付金を支給するか否か、また、支給する場合にはその額について裁定を行っている。

2 警察における被害者等施策推進のための取組

警察における被害者等支援のうち、性犯罪被害者への対応に係るものについて取り上げる。

(1) 性犯罪捜査指導官

都道府県警察では、警察本部に性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を設置し、性犯罪捜査の指導・調整、発生状況の集約、性犯罪捜査に関する知見を有する捜査員の育成等を行っている。

(2) 証拠採取における配慮

性犯罪被害を受けた場合、その証拠となるものが被害者の身体や衣服に残されていることが多く、その痕跡が失われないよう、被害直後に証拠の採取や衣類の提出が必要となることがある。

しかし、被害直後のショックや羞恥心から、これを負担に感じる被害者も少なくないことから、各都道府県警察では、そのような負担を掛けずに採取を行えるよう、採取要領を定めているほか、採取に必要な用具、被害者の衣類を預かる際の着替え等を整備している。

(3) 緊急避妊等の公費負担制度

都道府県警察は、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用を含む。）に係る公費負担制度を運用し、犯罪被害の潜在化防止を図るとともに、性犯罪被害者の負担軽減を図っている。

(4) 性犯罪被害相談電話

性犯罪被害者の中には、自分から110番通報したり、警察署に被害届を提出しに行ったりすることをためらう人も多い。都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口を設置しており、平成29年8月には、性犯罪被害者がより相談しやすいよう、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用を開始した。令和元年度には、24時間対応化及び無料化を行うなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境の一層の整備に努めている。

(5) 関係機関との連携強化

警察における性犯罪捜査に当たっては、性犯罪被害者の負担軽減やその支援のため、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を含む被害者等の援助を行う民間の団体等とも連携している。

また、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療のほか、証拠採取等を行うため、警察では、産婦人科医会等とのネットワークを構築し、連携強化に努めている。

(6) 性犯罪被害者が希望する性別の捜査員による対応

性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者が希望する性別の捜査員が対応することが重要であるため、都道府県警察では、男性警察官、女性警察官の双方を性犯罪指定捜査員に指定している。性犯罪指定捜査員は、性犯罪被害者からの事情聴取をはじめ、証拠採取、被害者立会いの実況見分、被害者に対する刑事手続の説明等、性犯罪被害者に関わる様々な業務に従事している。

3 被害者等に対応する職員の育成

(1) 被害者等支援に関する研修

警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、被害者等支援や被害者カウンセリング技術等に関する教育及び研修を実施している。

また、被害者等の心情を理解するための教育として、被害者等による講演、被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記の配布等を実施している。

さらに、被害者等への対応の改善及び二次被害の防止を図るための教育として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課による、各管内の警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育等を実施している。

(2) 被害者等聴取に関する実践的研修

警察庁においては、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定した実践的なロールプレイング方式の訓練を行うなど、効果的な研修を実施している。

また、当該聴取方法の都道府県警察への更なる普及・浸透を図るため、その指導者向けの研修を実施するなど、指導者の養成にも努めている。

(3) 性犯罪被害者理解に関する研修

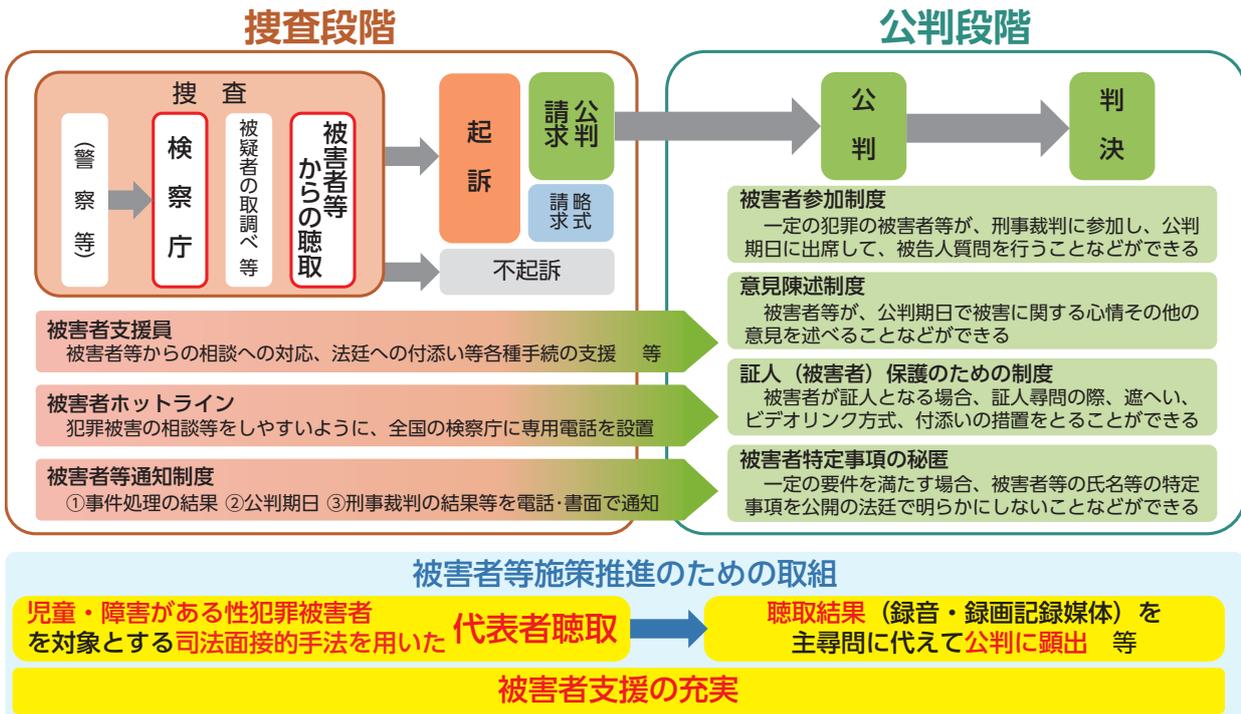
性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、警察学校等において性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、研修を実施している。

(4) 障害者理解に関する研修

障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、警察学校等において捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、研修を実施している。

第2節 検察・裁判

本節では、主に、検察庁による捜査段階や、公判段階における被害者等に配慮した各種施策等について、紹介する。



1 捜査公判段階における被害者等に配慮した制度

(1) 検察庁による捜査公判段階を通じての被害者等に配慮した制度

ア 被害者支援員等

被害者等は、犯罪の被害に遭い、様々な困難に直面しているため、早期の適切な支援が必要であることから、検察庁では、被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等への支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置している。被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、あるいは、被害者等に対する情報の提供、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧等の各種手続の支援をするほか、被害者等の状況に応じて、精神面・生活面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの活動を行っている。

また、被害者等が検察庁へ犯罪被害の相談や事件に関する問合せをしやすいように、「被害者ホッ

トライン」]として、全国の被害者支援員を配置している地方検察庁等に専用電話を設け、被害者支援員が電話やファックスで被害者等からの相談等に応じている（被害者ホットラインの連絡先は、法務省のホームページ及び犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」に記載されている。）。

イ 被害者等通知制度（捜査公判段階）

検察官は、刑事訴訟法の規定に従い、被害者らから告訴・告発があった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分（不起訴処分）をしたときは、速やかにその旨を告訴人・告発人に通知し、また、不起訴処分をした場合において、告訴人・告発人から請求があるときは、速やかにその理由を告げている。

さらに、被害者やその親族等が事件の処理結果等について関心を抱くのは当然であることから、被害者らに対し、できる限り、事件の処理結果、刑事裁判の結果等に関する情報を提供できるよう、平成11年4月から、全国の検察庁において、「被害者等通知制度」を実施している。通知の対象者は、被害者、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人及び目撃者その他の参考人等（以下イにおいて「被害者等」という。）である。同通知制度では、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大な事件や、検察官又は検察事務官が被害者や目撃者の取調べ等を実施した事件において、被害者等が希望する場合には、①事件の処理結果（公判請求、略式命令請求、不起訴等の別及び処理年月日）、②公判期日（係属裁判所及び公判日時）、③刑事裁判の結果（主文、裁判年月日、裁判の確定及び上訴）に関する事項について、被害者等に対し、電話、書面等の方法により通知を行っている。また、被害者等が特に希望し、相当と認めるときは、④当該事件に係る公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、勾留・保釈等の被疑者（被告人）の身柄の状況及び公判経過（①ないし③に準ずる事項）についても、被害者等に対し、通知を行っている。

（2）公判段階における被害者等に配慮した制度

ア 被害者参加制度

被害者やその親族等が被害を受けた事件の刑事裁判の推移や結果に関心を持つことは当然のことであって、刑事裁判の推移や結果を見守るとともに、これに適切に関与したいとの被害者らの心情は十分に尊重されるべきである上、同刑事裁判に適切に関与することは被害者らの名誉の回復や被害からの立ち直りにも資するものと考えられることから、一定の事件の被害者やその親族等が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加することができるよう、平成20年12月から、「被害者参加制度」が施行されている。同制度による参加の対象者は、殺人、傷害、危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を

死傷させた罪、不同意性交等・不同意わいせつの罪、過失運転致死傷の罪など、一定の犯罪に係る被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下（2）において同じ。）であり、被害者等は、裁判所の決定により、「被害者参加人」として刑事裁判に参加する。被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、①公判期日に法廷で検察官の隣等に着席し、公判期日に出席すること、②証拠調べの請求や論告・求刑等の検察官の訴訟活動に関して意見を述べたり、検察官に説明を求めたりすること、③情状に関する証人の供述の証明力を争うために必要な事項について証人を尋問すること、④（後記⑤の）意見を述べるために必要と認められる場合に、被告人に質問すること、⑤証拠調べの終了後に、事実又は法律の適用について、法廷で意見を述べることなどができる。また、裁判所は、被害者参加人が公判期日等に出席する場合に、被害者参加人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ったり、適当と認める者を被害者参加人に付き添わせたりすることができる。

イ 被害者等の意見陳述・保護等に関する制度

被害者等又は当該被害者の法定代理人は、被害者参加人とならない場合でも、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を述べたり、これに代えて、意見を記載した書面を裁判所に提出したりすることができる（被害者等の意見陳述制度）。この制度は、被害者等の気持ちや意見も踏まえた上で刑事裁判が行われることをより一層明確にする上、被告人に被害者等の気持ちを直接聞く機会を与えることで被告人の反省を深めることにも役立つものと考えられている。

被害者が証人となる場合、公判廷における証人を保護するための制度としては、証人尋問の際に、①証人（被害者）と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、②証人（被害者）を別室に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法（ビデオリンク方式）によって尋問する制度、③適当と認める者を証人（被害者）に付き添わせる制度があるところ、これらの制度については、被害者等が公判期日において前記の意見陳述を行う場合においても、いずれも適用される。

刑事手続において、被害者の氏名等の個人情報保護するための制度としては、①被害者特定事項秘匿決定、②証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請等がある。①について、不同意性交等・不同意わいせつ等の性犯罪であることなど、一定の要件を満たす場合、裁判所は、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。同決定があった場合、法廷においては、例えば、当該被害者に対して「Aさん」として仮名を用いたり、単に「被害者」と呼称したりすることとなるた

め、公開の法廷で被害者の氏名等の個人情報保護することができる。②について、証拠開示に当たり、被害者特定事項が明らかにされることで被害者等の名誉や社会生活の平穏が著しく害されるおそれがある場合など、一定の要件を満たす場合、検察官は、弁護人に対し、被害者特定事項を被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。さらに、令和5年5月、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）の成立により、新たに、③性犯罪等の被害者であることなど、一定の要件を満たす場合、被害者等個人の特定事項の記載がない起訴状の抄本等を被告人に送達する措置等により、刑事手続において当該個人特定事項を秘匿するための規定の整備が行われており、令和6年2月から施行されている。

ウ 被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する制度

(ア) 被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加人は、公判期日への出席及び被告人質問の実施等の刑事裁判への参加行為を弁護士に委託しようとする場合、その資力に応じて、法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を求めることができる。

(イ) 公判手続の傍聴への配慮

刑事裁判は公開の法廷で行われ、誰でも傍聴することができる。裁判所は、被害者等又は当該被害者の法定代理人からの申出がある場合、傍聴席の確保について、可能な限り配慮することとしている。

(ウ) 公判記録の閲覧・謄写

被害者等又は当該被害者の法定代理人は、正当でない理由による場合や相当と認められない場合を除き、刑事事件が裁判所で審理されている間に、原則として、その裁判所の保管する公判記録を閲覧・謄写することができる。また、被害者等が被害に遭った事件と同種の犯罪行為に係る、その被告人の刑事事件についても、損害賠償請求の必要があって、相当と認められる場合は、公判中の記録を閲覧・謄写することができる。

2 捜査公判段階における被害者等施策推進のための取組

平成17年4月に施行された犯罪被害者等基本法の「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」などの基本理念にのっとり、犯罪被害者等基本計画（第1次基本計画）が同年12月に閣議決定され、その後の第2次基本計画・第3次基本計画を経て、令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されており、検察庁は、こ

これらの各計画に従って、一貫して被害者等施策推進のための取組の強化を図ってきている。平成23年9月に策定された検察官が職務を遂行する際に指針とすべき基本的な心構えを示した「検察の理念」の中に、「犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。」との一項が設けられていることも、この取組の強化を裏付けている。以下、検察庁における具体的な取組について紹介する。

(1) 被害者支援の充実

検察庁では、被害者等の権利利益の尊重を最大限実現するため、前記1で紹介した被害者等に配慮した各制度の運用について、最高検察庁から全検察官に向けて被害者等に対応する際の留意点を示している。その主な内容は、①被害者等（前記1(2)アに記載の「被害者等」をいう。以下この(1)において同じ。）から事情を聴取するに当たっては、被害者等が受けた身体的・精神的被害等に十分配慮しつつ、被害者等とのコミュニケーションをより一層充実させ、その声に真摯に耳を傾けるよう努めること、②法と証拠に照らして相当と認められる範囲で、被害者等からの要望にも十分配慮した事件の処理に努めること、③被害者等に対し、必要かつ適切な範囲で事件の処理に関する説明を尽くすこと、④その権利利益の保護のための制度や取組に関する情報を適宜の時期に提供すること、⑤公判請求した場合に、公判における検察官の主張・立証の内容を分かりやすく説明するよう努め、適正・迅速な公判の進行を旨としつつ、相当な範囲で、被害者等からの要望にも十分配慮した主張・立証に努めること、⑥捜査・公判を通じ、被害者等から示された要望に沿う事件処理や主張・立証を行うことができない場合、関係者の名誉やプライバシー等にも配慮しつつ、必要に応じて、これらの理由について丁寧に説明し、被害者等の理解を得るよう努めることなどが挙げられる。

このように、検察庁においては、被害者やその親族等の声によく耳を傾け、被害者支援のための諸制度を実効的なものとするべく、被害者等の支援に遺漏ないよう取り組んでおり、同様の取組を行っている警察等の関係機関等とも連携して対応している。

(2) 司法面接的手法を用いた代表者聴取

検察官は、捜査等の過程において、事案の真相解明のため、被害者等から事情を十分聴取する必要があるところ、生命・身体に関わる犯罪の被害者を始めとして、犯罪により精神的被害を受ける被害者等は相当多く、このような被害者等が捜査等の過程で配慮に欠けた対応をされることにより、いわゆる二次被害を受けることがあり得る。そのため、検察庁では、被害者等から事情を聴取するに当たり、このことをよく理解した上で、被害者等の受けた被害の内容を的確に把握し、その心情等に十分配慮した対応をとるべく、事情聴取の際の被害者等への配慮に取り組んでいる。このような取組の一

環として、検察庁では、警察等と連携した上で、①児童が被害者又は参考人である事件、②精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件について、いわゆる司法面接的手法を用いた代表者聴取の取組を行っていることから、以下、詳しく紹介する。

ア 児童を対象とする代表者聴取の取組

検察・警察・児童相談所では、平成27年10月から、児童が被害者又は参考人である事件について、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、協議を行い、代表者が児童から聴取を実施する取組（代表者聴取）を行っている。代表者聴取に当たっては、いわゆる司法面接的手法を活用しており、心理学的知見に基づき、暗示・誘導の影響を受けやすい児童の供述特性に着目し、記憶の汚染を防ぐとともに、二次被害を防止するため、録音・録画下において、被害からできるだけ早い時期に、できるだけ少ない回数で、児童からの自由報告を基本とした聴取を行っている。

司法面接的手法を用いた代表者聴取は、主に事案を認知した警察等から各検察庁へ連絡することを契機とし、検察・警察・児童相談所が、協議の上、当該事案の概要、児童や被疑者の属性、児童の現状や精神状況等の必要な情報を収集・把握して共有し、代表者聴取を要すると判断した場合、可能な限り早期に代表者聴取を行うため、聴取の手順・内容等を調整しつつ、聴取の場所・機材の設営等の準備を行っている。また、実際に児童に対する聴取を行う検察官等の代表者は、司法面接的手法のプロトコル（様々なプロトコルが存在するが、誘導質問の原則禁止、早期・短時間の面接、ラポール（児童がリラックスして話しやすい関係性）形成の重要性、ピア・レビュー（相互評価）と継続訓練の重要性等が各プロトコルの共通点）を踏まえ、短時間の面接により各機関が聴取すべきと考える事項をまとめて聴取し、その際、代表者以外の者は、別室で聴取状況をモニターで見ながら、必要に応じて代表者に対し、電話等により、あるいは休憩時に直接、補充して質問すべき事項を伝えるなどして実施している。

事件の被害者である児童に対し、事情聴取を繰り返したり、長時間・長期間の面接を行ったりすることは、児童に精神的な二次被害をもたらしかねないものであることから、司法面接的手法を用いた代表者聴取により、最小限の回数で、被害者の負担をできるだけ減らしながら聞き取りを行い、過去の出来事を、できる限り多く正確に思い出して語ってもらいつつ、客観的な記録を行う意義は極めて大きい。

イ 障害がある性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の試行

前記アで紹介した司法面接的手法を用いた代表者聴取の取組は、児童が被害者又は参考人である事

件において行われてきたものであるが、検察・警察では、政府による性犯罪・性暴力対策の強化の方針を踏まえ、性犯罪被害者に対する事情聴取の在り方をその供述の特性や心情等により配慮したものとするため、令和3年4月から、知的障害等の精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件においても、司法面接的手法を用いた代表者聴取を試行している。この試行の対象となる精神に障害を有する性犯罪被害者については、18歳未満の者と18歳以上の者の双方を含み、当該事件の内容、証拠関係、被害者の障害の程度等を考慮し、その負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、代表者聴取を行うことが相当であると認められる事件について司法面接的手法を用いた代表者聴取を行っている。令和3年4月当時は、東京地方検察庁等の一部の試行庁（13庁）でこの試行を実施してきたところ、4年7月からは、試行庁が全ての地方検察庁に拡大されている。

知的障害等の精神に障害を有する被害者については、児童と同様に、暗示や誘導の影響を受けたり、迎合したりしやすいことがあり、また、コミュニケーションが困難であったりすることがあるため、事件に関する事情聴取を行うに当たっては、誘導や暗示を避けつつ、精神的な負担も少ない司法面接的手法が適しており、児童に対する場合と同様に、司法面接的手法を用いた代表者聴取が取り入れられることとなった。

ウ 聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について

司法面接的手法のプロトコルには様々なものがあるが、いずれにおいても、その中核的な要素は、児童又は精神に障害を有する性犯罪被害者等の供述者に対し、不安や緊張を緩和することなどにより供述者が十分な供述をすることができるようにするとともに、誘導をできる限り避けることなどにより供述内容に不当な影響を与えないようにすることであるとされている。

司法面接的手法を用いた代表者聴取においては、児童又は精神に障害を有する性犯罪被害者のいずれに対して行われる場合も、録音・録画を実施している。もっとも、これらの聴取結果を記録した録音・録画記録媒体については、従来、公判では、いわゆる伝聞証拠として扱われており、原則として証拠能力を認められず、それを証拠とすることについて被告人が同意しない場合、聴取結果を法廷に顕出するためには、供述不能等の厳格な要件を満たさない限り、証人尋問において被害者等に逐一詳細に証言させざるを得ず、児童等の心理的・精神的負担の軽減を図る上で必ずしも十分でなかった。しかしながら、今般、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）により、新たな伝聞例外の規定が創設され、一定の要件の下で、司法面接的手法を用いた聴取により得られた供述については、主尋問に代えて公判に顕出することが可能となった。

本法改正により、被害者等に配慮するための施策として、司法面接的手法による聴取が今後ますます

す広がり、児童や精神に障害を有する性犯罪被害者の負担が更に軽減されることが期待される。

3 被害者等に対応する職員の育成

従前より、検察官（検事・副検事）及び検察事務官に対し、それぞれ経験年数等に応じた各種研修を実施しており、また、勉強会等も適時に開催されているところであるが、その研修等の内容には、被害者に関連するテーマも多く含まれている。以下、その研修等の内容を紹介する。

(1) 被害者理解のための研修

検察官に対する研修については、法務総合研究所の研修部が検察官の経験年数に応じた各種研修を実施しているほか、各検察庁等において様々な勉強会等を実施している。このような検察官に対する各種研修の一環として、検察官は、被害者保護、性犯罪被害者の心理及び知的障害や供述弱者に関する基礎知識等について、外部から招いた専門家の講師による講義を受けるなどしている。

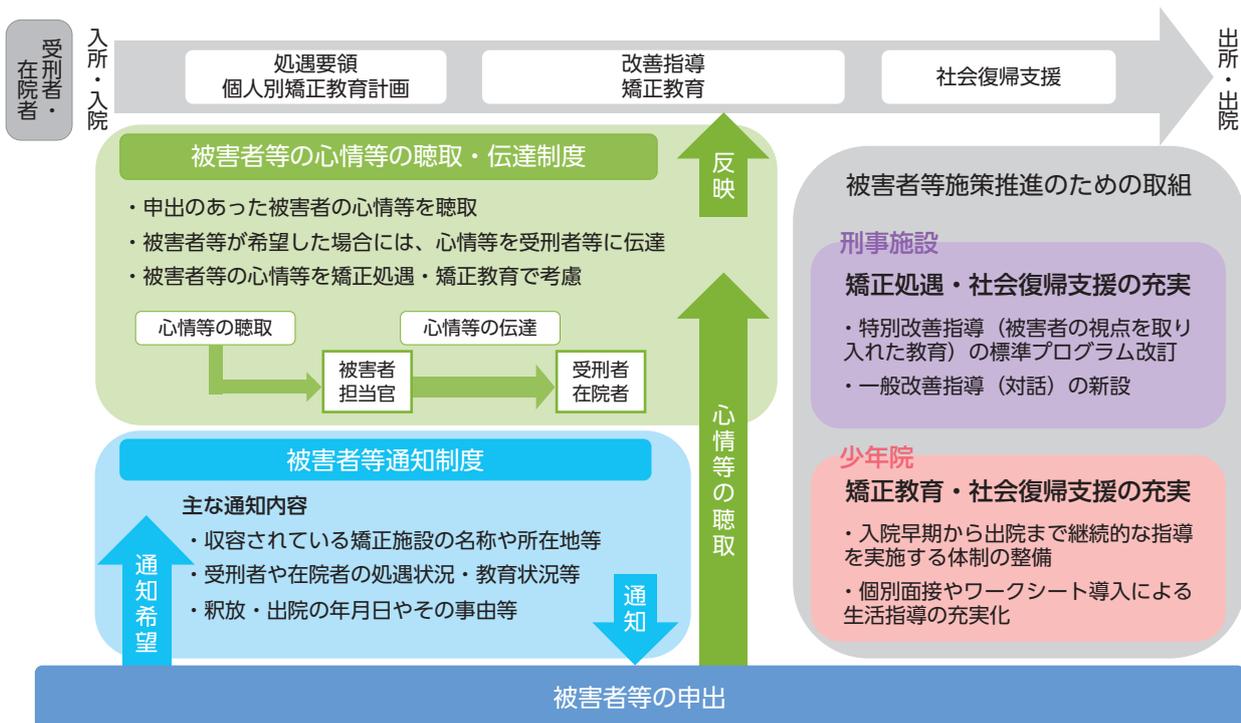
また、検察事務官に対する研修についても、法務総合研究所の研修部等による各種研修や、各検察庁が適時行う様々な内容の勉強会等が実施されている。そして、検察事務官も、被害者保護や被害者支援に関する講義を受けるなどしている。

(2) 司法面接的手法に関する研修

司法面接や司法面接的手法を用いた代表者聴取に関する研修については、これまでも実際に聴取を担当する検事や副検事、これら検察官に立ち会って聴取をサポートする検察事務官に対し、それぞれの経験年数や立場等に応じて、必要な知識・技能の習得に向けた専門家による講義を実施してきた。そして、前記2（2）ウの法改正を含め、近年における司法面接の重要性・必要性の高まり等から、司法面接的手法に関する研修は、各種研修における割当て時間が増加傾向にあるとともに、講義のみならず、司法面接的手法を用いた代表者聴取を模擬的に行うロールプレイや、これに対するピアレビュー等のより実践的で高度な研修にも力を入れている。また、検察官が民間団体による各種研修を受講するなど、司法面接的手法を用いた代表者聴取に関する研修を受講する機会が格段に増えている。検察官は、このような各種研修等により、司法面接的手法のプロトコルを理解した上で、事案や被害者の特性に応じて、これを活用している。また、各地方検察庁においては、可能な限り、司法面接的手法を用いた代表者聴取の技術を習得した検察官を中心に当該事件を担当させるなどの考慮をしている。

第3節 矯正

本節では、矯正段階における被害者等に配慮した各種施策等について、紹介する。



1 矯正段階における被害者等に配慮した制度

(1) 被害者等通知制度（矯正段階）

法務省における被害者支援のための制度の一つとして、被害者等通知制度がある。被害者等通知制度は、検察庁において、平成11年から実施されており、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大な事件や検察官等が被害者等の取調べ等を実施した事件において、被害者等（この範囲については、以下ア及びイにおいて後述する。）が希望する場合に、事件の処理結果、公判期日及び裁判結果に関する事項等について通知を行っていた。平成19年12月に、同制度が拡充され、検察庁、刑事施設、保護観察所等が連携し、有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等に関する事項についても、被害者等から希望があった場合には、原則として通知を行うこととなった。同制度は、刑事司法について、被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、その適正かつ円滑な運営に資することを目的としている。

ア 刑事施設における運用

通知の対象者は、被害者、その親族若しくはそれに準ずる者又は弁護士であるその代理人（以下この段落において「被害者等」という。）である。被害者等が加害者たる受刑者の処遇状況等の通知を希望し、これが相当と認められる場合には、検察官は、刑事施設の長からの通知に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知することとされている。

加害者の処分が懲役又は禁錮の刑であり、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなく（刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された場合も含む。）場合、通知事項は、収容されている刑事施設の名称・所在地、刑事施設から釈放される予定（刑の執行終了予定時期）の年月、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（懲役刑の作業名、改善指導名、制限区分、優遇区分、褒賞の状況、懲罰の状況）であり、処遇状況等については、おおむね6か月ごとに通知される。加害者が刑事施設から釈放（満期釈放又は仮釈放）された際には、釈放された年月日及びその事由等が通知される。なお、刑事施設から釈放される予定（刑の執行終了予定時期）の年月や刑事施設から釈放（満期釈放又は仮釈放）された年月日等については、事件の目撃者等参考人も通知を受けることができる。

また、拘留の刑に付された加害者の場合、通知事項は、刑事施設から釈放（満期釈放又は仮出場）された年月日等である。

イ 少年院における運用

通知の対象者は、被害者、その法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士（以下この段落において「被害者等」という。）である。保護処分を受けた加害者のうち、少年院送致となった者については、被害者等が通知を希望し、これが相当と認められる場合、少年院の長は、加害少年の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知することとされている。

少年院送致となった加害者の場合、通知事項は、入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地、少年院における教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇の段階、個人別矯正教育目標、賞の状況、懲戒の状況、問題行動指導及び被害者心情理解指導の状況等）であり、教育状況等については、おおむね6か月ごとに通知される。少年院を出院した際には、出院年月日及び出院事由等が通知される。

(2) 被害者等の心情等の聴取・伝達制度（矯正施設）

矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度は、令和4年6月13日に成立した刑法等の

一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下この項において「刑事収容施設法」という。）及び少年院法が改正されたことにより、新たに導入された。

同制度が導入された背景としては、①平成29年2月、法務大臣が法制審議会に対して、非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方等について諮問（諮問第103号）を行い、同諮問に対する答申（令和2年10月）において、「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」が、犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備その他の講ずるべき措置の一つとして掲げられたこと、②平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が成立し、「犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意」することが明記されたことなどが挙げられる。

同制度は、刑事施設及び少年院の長が、①申出のあった被害者等の心情等を聴取すること、②被害者等が希望した場合には、心情等を受刑者及び在院者（以下この項において「受刑者等」という。）に伝達すること、③被害者等の心情等を矯正処遇・矯正教育で考慮することなどを内容とするものである。従前から、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育等により、受刑者又は在院者に対し、被害者等の心情等を理解させるための指導を実施していたところであるが、被害者等の立場や心情等への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者又は在院者の改善更生を効果的に図る観点から、被害者等の心情等により直接的な形で触れさせることが重要であることから、矯正処遇及び矯正教育の充実化を図るために、新たに同制度が設けられたものである。

ア 被害者等の範囲

刑事収容施設法及び少年院法で定める、被害者等の心情等の聴取・伝達制度における被害者等の範囲は、①被害者本人、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹である。

イ 心情等の聴取・伝達の流れ

被害者等からの申出の受付は、全国の矯正管区又は矯正施設で行っており、所定の申出書を提出することにより、申出を行うこととされている。被害者等からの申出があったときは、心情等の聴取・伝達をすることが原則であるものの、一定の場合には例外的に、聴取・伝達を実施しない判断がなされることがある。聴取・伝達を実施しない例としては、聴取については、暴力団同士の抗争事件等被

害者等の側に顕著な犯罪性が認められるような場合や、受刑者等に対する報復の意思を繰り返し明らかにしている場合などが想定され、伝達については、受刑者等が被害者を強く逆恨みしており、その時点で被害者等の心情等を伝達することがその処遇上又は教育上の効果を減じさせる可能性が高い場合や、施設内で発生した受刑者等同士を当事者とする事件において、伝達することにより施設内の規律及び秩序を維持する上で問題が生じるおそれがある場合などが想定されている。このように、例外的に、聴取又は伝達を不相当とする判断に当たっては、個別具体的な検討を行い、画一的な運用とならないよう配慮しているほか、伝達を不相当とするに当たっては、加害者に対して被害者等の心情等を受け止めるための指導を実施したり、全部を伝達するのが相当ではない場合は一部でも伝達することを検討したり、心情等を伝達する時期に配慮するなどにより、心情等を伝達するための措置を尽くしている。

心情等の聴取の実施は、加害者収容施設の職員が行うこととされており、聴取日時・場所等について、被害者等と調整した上で、加害者収容施設や被害者等の居住地の近隣施設等において実施される。聴取は、原則口頭で行われ、加害者を収容する施設の担当者による対面での聴取のほか、オンラインシステムを活用する方法等が用意されている。ただし、①被害者等が心情等の加害者に対する伝達を希望していない場合、②被害者等の心身の状況等を考慮して相当と認められる場合においては、書面による聴取も可能とするなど、被害者等の意向に沿った選択肢を幅広く提示し、意向を確認しながら、できる限り配慮して実施する体制を整えている。

聴取した心情等を加害者に伝達するに当たっては、被害者等から聴取した内容を正確に伝達するとともに、聴取した内容のうちどの部分を伝達相当としたのかを明確に記録して残す観点から、聴取の際に作成する書面とは別に、「心情等伝達書」を別途作成した上で、これを読み聞かせることとしている。なお、少年院において在院者に心情等の伝達をするときは、あらかじめ被害者等の承諾を得た上で、その保護者等に同席を求める場合があり、例えば、被害弁償等、在院者のみでは判断及び対応することが困難な内容について、保護者等の協力を得ることなどに配慮している。

また、加害者に被害者等の心情等を伝達した際は、その旨及び伝達した日等を、書面により、被害者等へ通知することとされており、伝達結果（伝達内容等）のほか、被害者等の希望に応じて、伝達時の加害者の反応（心情等に対して述べたこと）も併せて通知される。

2 矯正段階における被害者等施策推進のための取組

矯正施設における被害者等に関する施策については、「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）において、「法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者

の視点を取り入れた教育」について、被害者等や被害者支援団体の意向等に配慮し、被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討を行う。(略)ことが求められ、さらに、「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月17日閣議決定)において、「犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らが犯した罪等の責任を自覚し、被害者等の置かれた状況や心情等を把握することが不可欠であることを踏まえ、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか(中略)被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育の充実に図る。」ことが求められており、これらを受けて、矯正施設においては、被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育の実施及び充実が図られてきている。以下、刑事施設及び少年院それぞれにおける矯正処遇・矯正教育上の取組について紹介する。

(1) 刑事施設における矯正処遇・社会復帰支援の充実

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の成立により刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が改正され、罪を言い渡される理由となった犯罪において被害者がある受刑者に対し、矯正処遇を行うに当たっては、その被害者等の心情等を考慮することが法定化された(5年12月1日施行)。

これらを踏まえ、関連する規程の改正、内容の充実化が図られ、具体的には、①矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める「処遇要領」の策定や変更の際し、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者等の心情等の聴取・伝達制度において被害者等から聴取した心情等が考慮されることとなったこと、②受刑者に対して行う「改善指導」において、自らが犯した罪やそれによって生じた被害の実情等を直視し、反省及び悔悟の情を深めること、及び謝罪や被害弁償等の具体的な行動や出所後の生活の在り方等について考えることができるようになることをねらいとして、指導プログラムの改訂等がなされたこと、③刑事施設の長の責務として、受刑者に対する「社会復帰支援」を実施することが明文化されたところ、支援先の調整等に当たって被害者等の心情等が考慮されることとなった。

改善指導について、被害者に関連する内容等をまとめると次表のとおりである。特別改善指導は、特定の事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善を図るために行うものであり、被害者関連では「被害者の視点を取り入れた教育」、性犯罪の関連では「性犯罪再犯防止指導」が該当する。特別改善指導以外の改善指導である一般改善指導としては、被害者関連では「被害者心情理解指導」が該当し、矯正処遇の目標に被害者等の心情

等の理解等に関する事項が定められた者を対象に実施することとしている。なお、一般改善指導（対話）は、令和5年10月に新設され、改善更生・社会復帰支援への動機付け等を図るために実施しており、本指導を特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）又は一般改善指導（被害者心情理解指導）と組み合わせて実施することにより、被害者等の心情等の理解を図るために不可欠な受刑者自身の更生への動機付けを高めることによる効果が期待される。

○特別改善指導 ※被害者に関するもの及び性犯罪に関するものについて抜粋

名称	指導目標	対象	指導内容（被害者等に関する指導）
被害者の視点を取り入れた教育	<ul style="list-style-type: none"> 被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに被害者等から聴取した心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせること 被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせること 	被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者	<ul style="list-style-type: none"> 被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに被害者等から聴取した心情等の理解（精神的側面、身体的側面、生活全般、個々の被害者等の心情等、様々な観点から多角的に理解する） 謝罪及び被害弁償についての責任の自覚 具体的な謝罪及び被害弁償の方法
性犯罪再犯防止指導	不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させること	性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者	<ul style="list-style-type: none"> 被害者等理解（様々な視点から事件を振り返らせ、被害の影響を学ばせる。行動選択の責任について考えさせる。）

○一般改善指導 ※被害者に関するものについて抜粋

名称	指導目標	指導方法
被害者心情理解指導	被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに被害者等から聴取した心情等を理解させ、罪障感を養うための指導	<ul style="list-style-type: none"> 被害者又はその遺族等による講話 視聴覚教材視聴、課題読書 被害者等の心情等を踏まえた個別面接
対話	自己の過去の生活及び犯した罪並びに自己を取り巻く環境を振り返らせ、矯正処遇等の意義及び将来の展望を考えさせるための対話	<ul style="list-style-type: none"> 対話実践 個別面接 グループワーク

以下、特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）の標準プログラムの改訂と一般改善指導（対話）の新設について、その経緯や詳細について取り上げる。

ア 特別改善指導における「被害者の視点を取り入れた教育」の標準プログラムの改訂

矯正局においては、令和2年度に計3回、被害者遺族や被害者支援団体、法学や心理学の専門家を構成員とした、「刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会」を開催し、同検討会において議論された「出所までの継続的な指導の在り方」、「謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導の在り方」等を踏まえ、特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）の標準プログラ

ムの改訂を行った（令和5年12月施行）。改訂された同指導の標準プログラムは、その構成においても大幅な改訂がなされ、既存のプログラム（本科プログラム）に新たに導入プログラム、準備プログラム及び継続プログラムの三つのプログラムを加え、四つのプログラムから構成されることとなった。導入プログラムは、刑執行開始時の指導後、おおむね一年以内に実施することとされており、継続プログラムは、本科プログラム終了後から釈放までの間、対象者ごとに少なくとも年一回以上、釈放前おおむね一年間のうちに二回以上実施することが標準とされている。同指導の標準プログラムの改訂により、入所後、できるだけ早期に被害者等について考える機会を設けるとともに、本科プログラムを終了した後、釈放に至るまでの間、被害者等への謝罪及び被害弁償についての自覚を深め、その方法を具体化させる指導を継続的に実施する体制が構築された。

イ 一般改善指導における「対話」の新設

矯正局においては、拘禁刑下における受刑生活への動機付けを図るため、処遇体制を充実する必要があることに加え、名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会による「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～（5年6月21日法務大臣に提出）」において、再発防止策の一つとして挙げられた「処遇体制の充実」の中で、刑務官と受刑者の対等な人間関係を基礎に対話を重視した処遇を展開すべきと指摘されたことなどを踏まえ、5年10月、刑事施設における一般改善指導の種類に「対話」が新設された。同指導は、受刑者にとって安心・安全な環境を構築した上で、受刑者が自身のことを語ることにより、自身の状況を認識するとともに、様々な課題を克服するための援助が得られることを実感し、更生への動機付けが高まるほか、刑務官等の刑務所職員が受刑者のことを深く理解することを目的としている。一般改善指導（対話）は、対話実践、個別面接、グループワーク等の内容で行われるが、このうち、対話実践においては、オープンダイアログ（フィンランドの精神医療発祥の「対話的アプローチ」）の手法や考え方を取り入れることとするほか、個別面接においては、必要に応じて動機付け面接の手法を取り入れている。

被害者等の心情等を考慮した矯正処遇としてこれまで実施されてきた特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）又は一般改善指導（被害者心情理解指導）において、一般改善指導（対話）を組み合わせ、受刑者自身の更生への動機付けを高めるための働き掛けを並行して実施することを通じて、これまで以上に、受刑者が被害者等の心情等を直視し、反省や悔悟の情を深め、謝罪や被害弁償の方策を具体化させるなど、改善指導の効果が高まることが期待される。

(2) 少年院における矯正教育・社会復帰支援の充実

令和4年6月の刑法等の一部を改正する法律の成立により、少年院法についても改正が行われ、少年院の長は、矯正教育及び社会復帰支援の実施に当たって、被害者等の被害に対する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者等から聴取した心情等を考慮するものとされた（5年12月1日施行）。

具体的には、①個々の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、方法、期間等を定めた「個人別矯正教育計画」の策定や変更に際し、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者等の心情等の聴取・伝達制度において被害者等から聴取した心情等が考慮されるものとなったこと、②在院者に対して行う「生活指導」において、被害者等の心情等を考慮するとされたこと、③在院者に対する「社会復帰支援」について、支援方針の決定や支援の実施に当たって、被害者等の心情等が考慮されるものとなったことが挙げられる。

生活指導について、被害者に関連する内容等をまとめると次表のとおりである。特定生活指導は、特定の事情を有する対象者に対し、その事情の改善を図る指導であり、被害者関連では「被害者の視点を取り入れた教育」、性非行関連では「性非行防止指導」が該当する。その他に、被害者関連では「被害者心情理解指導」が生活指導の一環として実施されている。これらの指導については、従前から少年院において、個別かつ体系的に実施されていたものであるが、被害者等の心情等を考慮した上で円滑に進めていくために、改めて、入院早期から出院まで継続的な指導を実施する体制が整えられた。また、これらの指導において、個別担任等の法務教官が、被害者の心情等の伝達前後に、在院者に対し、個別面接を実施し、被害者等の心情等を受け止め、謝罪や被害弁償等について具体的に考えるようにさせるほか、「被害者心情理解指導」にワークシートを導入し、少年院からの出院直前の段階に、在院者に被害者等に対する謝罪や被害弁償等について考えさせたりするなどの充実化が図られている。

また、在院者に、被害者等への謝罪や被害弁償等についてより具体的に考えさせるためには、保護者等の協力等が重要であることから、少年院における保護者等との面接や保護者講習会においても被害者等の心情等に関連する内容を取り入れることや、被害者等の心情等を在院者に伝達するに当たって保護者等にも同席を求めるなど、保護者等に対する働き掛けの面でも所要の体制が整えられている。

○特定生活指導 ※被害者に関するもの及び性非行に関するものについて抜粋

名称	指導目標	対象	指導内容（被害者等に関する指導）
被害者の視点を取り入れた教育	自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者及びその家族に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考えることを目的とする。	被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある者	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の現状の理解（被害の深刻さや二次被害を理解する） 責任の自覚（加害者の責任や間接的な被害を考える） 謝罪意識のかん養（被害や加害者の責任を考察し、謝罪・償いの意識を持つ） 誠意ある対応（具体的な謝罪方法等を考える）
性非行防止指導	性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けさせることを目的とする。	本件の非行名が性非行に該当する者又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行をじゃっ起した者のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 被害者に対する誠意の心の整理（自分を責め単に落ち込むことと、被害者に与えた自分の行動を受け入れ、誠実な意欲を持って地道に対処することは異なる。罪を犯してしまった自分と向き合うことができれば、被害者に対して心からの深い謝罪の気持ちを持ち続けることができることを学ぶ）

○生活指導 ※被害者に関するものについて抜粋

名称	指導目標	指導方法
被害者心情理解指導	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の心情を理解させるための指導 自らの責任を自覚し、罪障感及び感謝の気持ちを深めさせるための指導 	<ul style="list-style-type: none"> ゲストスピーカーによる講話等 課題図書、被害者の手記の閲覧 グループワーク ロールレタリング 課題作文 個別面接

3 被害者等に対応する職員の育成

矯正職員を対象とした各種研修においては、被害者に関連する研修が複数実施されているところ、本項においては、今般新たに新設された被害者等の心情等の聴取・伝達制度に係る業務を担当する被害者担当官（以下「被害者担当官」という。）の育成状況について取り上げる。

被害者担当官は、令和5年12月、刑事施設及び少年院において、被害者等の心情等の聴取・伝達制度に併せて新設されたものであり、加害者処遇を担当する部門の刑務官又は法務教官から指名される。これは、刑事施設及び少年院の職員の大半を占める刑務官と法務教官が主体的に関わることが重要であること、また、被害者等と接するに当たり、処遇一般はもちろん、当該加害者の処遇状況等について把握していることが考慮されたものである。なお、被害者担当官は、各矯正施設において、原則として男女各1名以上を指定することとされている。

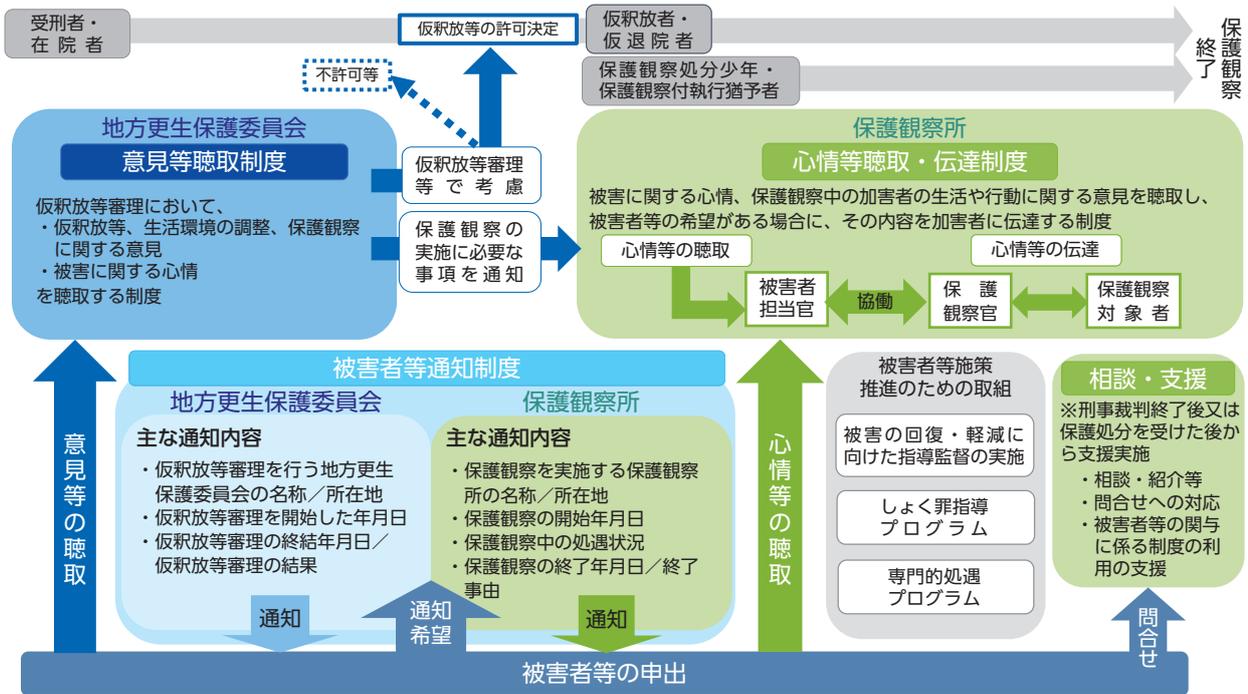
被害者担当官は、法令上規定されている心情等の聴取及び伝達に関する事項のほか、各刑事施設及び少年院の実情に応じ、矯正処遇及び矯正教育において、被害者等の心情等を考慮するために必要な資料を提出し又は意見を述べるなどの業務を担当する。

被害者担当官の指名を受けた職員は、矯正研修所において実施される専門研修を受講し、必要な知識及び技能を習得する。同研修において、被害者担当官に対し、被害者等の心身の状況、その置かれ

ている環境等に対する理解を深めさせるとともに、被害者等への対応に当たってできる限り被害者等に身体的及び精神的負担を与えることのないようにするため、必要な研修及び訓練を行う。同研修の初回は、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の円滑な導入に向けて、令和5年7月に実施されたところ、全国の矯正施設において被害者担当官となる職員約170名が矯正研修所に参集した大規模な研修であった。同研修のカリキュラムは、有識者等からの意見を踏まえた内容となっており、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の概要や他の機関が実施する被害者等施策に関する講義、被害者等の心情・置かれた状況への理解を深めるための講義、職員ケアの視点からの講義、実際の聴取場面を想定したロールプレイ演習等が盛り込まれており、各被害者担当官が実務上必要となる幅広い知見やスキルを習得できるよう配意したものとなっている。また、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の導入後においても、同制度を円滑に運用するため、矯正研修所において、矯正管区の担当者や刑事施設、少年院における被害者担当官を対象とした研修を実施している。同研修において、同制度を所管する矯正局担当者の講義を受講することに加え、連携先である地方更生保護委員会や保護観察所における被害者等施策に関しても学習するほか、被害者支援団体職員や被害当事者を招いて講義や講話を受けたり、被害者等の心情等の聴取や電話対応の仕方について演習形式で習得するなどのカリキュラムが組み込まれており、必要な知見やスキルの習得のみならず被害者の実情について理解を深める研修内容となっている。

第4節 更生保護

本節では、更生保護段階における被害者等に配慮した各種施策等について、紹介する。



1 更生保護段階における被害者等に配慮した制度

平成16年12月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が成立し、被害者等のための施策に関して基本理念が定められた。また、同法に基づき、政府は、総合的かつ長期的に講ずべき被害者等のための施策の大綱等を定めることとされ、これを受け、17年12月に犯罪被害者等基本計画が策定された上、同計画において検討・実施することとされた事項について法令等が整備され、その結果、19年12月1日、更生保護における被害者等施策が導入された。

更生保護における被害者等施策は、(1) 被害者等通知制度、(2) 意見等聴取制度、(3) 心情等聴取・伝達制度、(4) 相談・支援という四つの制度から成り立っている。以下ではこの四つの制度について紹介する。

(1) 被害者等通知制度（更生保護段階）

本章3節に記載したとおり、検察官等が行っていた被害者等通知制度が、平成19年12月から拡充

されたところ、地方更生保護委員会及び保護観察所においても、被害者等に対し、通知を行っている。

通知の対象となる被害者等の範囲は、加害者が刑事処分を受けた場合の通知は、本章3節1(1)アの刑事施設における運用と同様、被害者、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人である。また、加害者が保護処分を受けた場合の通知は、本章3節1(1)イの少年院における運用と同様、被害者、その法定代理人又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士である。

地方更生保護委員会が行う通知は、刑事施設からの仮釈放、少年院からの仮退院又は収容中の特定保護観察処分少年の退院（以下本節において「仮釈放等」という。）を許すか否かに関する審理（以下本節において「仮釈放等審理」という。）の開始・結果に関する事項であり、主な通知内容は、仮釈放等審理を行う地方更生保護委員会の名称・所在地、仮釈放等審理の開始・終結年月日、仮釈放等審理の結果等である。通知は、仮釈放等審理の開始又は終結があった後、遅滞なく行われる。

保護観察所が行う通知は、保護観察の開始・処遇状況・保護観察の終了に関する事項であり、主な通知内容は、保護観察を実施する保護観察所の名称・所在地、保護観察の開始・再開・終了年月日、終了事由等のほか、保護観察中の処遇状況に関する事項として、保護観察官及び保護司との接触状況、特別遵守事項ⁱや生活行動指針ⁱⁱの内容、特別遵守事項に定める専門的処遇プログラムⁱⁱⁱの実施状況等である。通知は、保護観察の開始又は終了した後、遅滞なく行われるほか、保護観察中の処遇状況に関する事項についてはおおむね6か月ごとに通知される。令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画において、被害者等への情報提供の在り方について、被害者等通知制度の運用状況や加害者の改善更生への影響、個人のプライバシーの問題等を総合的に考慮しつつ検討を行い、必要な施策を実施することとされた。これを受けて通知事項が拡充され、5年12月から、特別遵守事項として設定される社会貢献活動^{iv}及び専門的援助^vの実施状況、生活行動指針として設定されるし

ⁱ 保護観察対象者が保護観察期間中に遵守しなければならないものであり、個々の保護観察対象者ごとに、一定の類型に当たる事項のうち、その者の改善更生のために特に必要と認められるものを、これが遵守されなかった場合に不良措置がとられることを踏まえて、具体的に定めている。

ⁱⁱ 改善更生に資する生活又は行動の指針となるものであり、必要に応じて、個々の保護観察対象者ごとに定められる。保護観察対象者は、生活行動指針が定められたときは、これに即して生活及び行動するよう努めなければならない。

ⁱⁱⁱ 特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものであり、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムがある。

^{iv} 自己有用感の涵養、規範意識や社会性の向上を図るため、保護観察対象者に公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行わせるものである。

^v 更生保護施設その他の関係機関・団体等において実施される薬物依存からの回復を図るためのプログラム等、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助のことである。

よく罪指導プログラムの実施状況等についても新たに通知することとされた。

なお、更生保護における被害者等施策の被害者等通知制度とは別に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく処遇の一部を担っている保護観察所では、平成30年7月から、医療観察制度における被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報の提供も行っている。情報の提供を受けることができる被害者等の範囲は、同法に定める対象行為の被害者本人、被害者の法定代理人、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な病気やけががある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹、これらの者から委託を受けた弁護士である。情報提供の内容は、加害者の氏名、加害者の処遇段階及びその開始・終了年月日、加害者の生活環境調整又は精神保健観察を実施する保護観察所の名称・所在地、連絡先、地域社会における処遇中の事件係属庁による対象者との接触状況であったところ、第4次犯罪被害者等基本計画において、情報提供制度の運用状況、医療観察制度の対象となる加害者の社会復帰の促進や個人情報の保護等を総合的に考慮しつつ、被害者等への情報提供の在り方について検討を行うこととされたことなどを踏まえ、令和6年1月から、加害者の生活環境調整又は精神保健観察が終了した場合の終了事由についても情報提供することとされた。また、これまで申出ごとに情報提供を行っていたところ、被害者等から継続的な情報提供の希望がある場合は、初回の申出後、再度の申出を受けることなく、処遇段階の変更等の事情が生じた場合に情報提供を行うこととされた。

（2）意見等聴取制度（地方更生保護委員会）

意見等聴取制度は、被害者等の申出に基づき、地方更生保護委員会が、仮釈放等審理において、被害者等から、加害者の仮釈放等、収容中の者に対する生活環境の調整^{vi}（以下本節において「生活環境の調整」という。）、仮釈放等中の保護観察に関する意見や被害に関する心情（以下本節において「意見等」という。）を聴取する制度である。令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により更生保護法が改正され、5年12月から、加害者の仮釈放等及び被害に関する心情だけでなく、生活環境の調整及び仮釈放等中の保護観察に関する意見についても聴取事項に加えられた。

意見等聴取制度により被害者等から聴取した意見等については、①地方更生保護委員会が行う仮釈放等を許すか否かの判断や特別遵守事項の設定等において考慮されるほか、前記改正により、②生活

^{vi} 刑や保護処分の執行のために矯正施設に収容されている者の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するものである。

環境の調整に関する意見を聴取した場合において、必要があると認めるときは、生活環境の調整を行う保護観察所に対して必要な事項を通知し、また、③仮釈放等中の保護観察に関する意見を聴取した場合において、仮釈放等を許す処分をしたときは、仮釈放等中の保護観察を実施することとなる保護観察所に対して必要な事項を通知することとされた。被害者等から聴取した意見等は、前記通知を受けた保護観察所が、生活環境の調整の計画や見直し、保護観察の実施計画の作成、特別遵守事項及び生活行動指針の設定等を行うに当たって考慮されるほか、保護観察における指導監督の方法として被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示その他の措置をとる場合にも考慮される。さらに、地方更生保護委員会は、被害者等から意見等を聴取した場合に、被害者等の意向に配慮しつつ必要があると認めるときは、加害者を収容している刑事施設又は少年院に対し、当該刑事施設又は少年院における処遇を実施する上で必要な事項を通知する。

ア 被害者等の範囲

意見等聴取制度を利用できる被害者等の範囲は、仮釈放等審理の対象となっている犯罪等の被害者本人、被害者の法定代理人、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である。

イ 意見等聴取の流れ

仮釈放等審理を行う地方更生保護委員会は、被害者等からの意見等の陳述の申出を受けたときは、その意見等の聴取を行う。意見等の聴取は、地方更生保護委員会の委員が、被害者等の口頭の陳述を聴取するなどして行うほか、地方更生保護委員会が、被害者等から意見等を記載した書面の提出を受けることにより行われる。また、被害者等の負担を考慮し、被害者等の居住地を管轄する保護観察所に来所した被害者等から、オンラインにより口頭の陳述を聴取する場合もある。意見等の聴取の際には、原則、第三者の同席は認められないが、被害者等が親族、弁護士、被害者支援団体の職員等の同席を希望する場合、一定の条件の下でその同席が認められる場合がある。

被害者等が意見等聴取制度を利用できる期間は、仮釈放等審理が行われている期間に限られ、仮釈放等審理の開始前や終了後に行うことはできない。そのため、被害者等通知制度を利用している被害者等に対し、仮釈放等審理の開始に係る事項の通知を行う際に、意見等聴取制度に関する説明文書を同封するなどして、当該制度の周知を図り、被害者等が制度利用の機会を逸しないようにしている。また、被害者等にとってより分かりやすい広報のため、意見等聴取制度に関する動画や制度を利用した被害者等の体験談が法務省ホームページに公開されている。

(3) 心情等聴取・伝達制度（保護観察所）

心情等聴取・伝達制度は、被害者等の申出に基づき、保護観察所において、被害者等から被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び加害者の生活又は行動に関する意見（以下本節において「心情等」という。）を聴取し、被害者等の希望がある場合は、その内容を保護観察中の加害者に伝達する制度である。心情等聴取・伝達制度により聴取した心情等は、保護観察の実施計画を作成するに当たって考慮されるなど、保護観察を実施する上での指導等において考慮され、心情等の伝達が行われたときには、加害者に対し、伝達を受けた心情等を適切に受容し、反省・悔悟の情を深めるよう指導等が行われる。前記更生保護法の改正により、令和5年12月から、保護観察対象者に伝達する場合に限らず被害者等の心情等を聴取することとされたが、被害者等の希望により、伝達を前提としない心情等の聴取を行った場合にも、聴取した心情等は、保護観察処遇を実施する上での指導等で考慮されている。

ア 被害者等の範囲

心情等聴取・伝達制度を利用できる被害者等の範囲は、保護観察に付される理由となった犯罪等の被害者本人、被害者の法定代理人、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である。

イ 心情等の聴取・伝達の流れ

保護観察所は、被害者等による心情等の聴取の申出を受けたときは、その心情等の聴取を行う。心情等の聴取は、加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地域を管轄する保護観察所において、被害者担当の保護観察官（以下本節において「被害者担当官」という。）が、原則として、被害者等の口頭の陳述を聴取することにより行われる。原則として口頭の陳述を聴取するのは、保護観察所が、被害者等の心情等の趣旨を正確に把握し、随時被害者等に確認しながら文言を確定させるためである。加害者の保護観察を実施している保護観察所が、被害者等の居住地域を管轄する保護観察所に来所した被害者等から、オンラインにより、口頭の陳述を聴取する場合もある。心情等の聴取の際には、原則、第三者の同席は認められないが、被害者等が親族、弁護士、被害者支援団体の職員等の同席を希望する場合、一定の条件の下でその同席が認められる場合がある。被害者担当官は、被害者等から聴取した心情等を記述した書面を作成し、加害者の保護観察処遇を行う保護観察官に交付した上で、保護観察処遇の内容や加害者に伝達するときの対応等について協議する。

保護観察所は、被害者等から、聴取した心情等について伝達の申出があったときは、加害者への伝

達を行う。被害者等から聴取した心情等の伝達は、加害者の保護観察処遇を行う保護観察官が、被害者等の心情等を記述した書面を、加害者の面前で朗読することにより行う。なお、心情等の伝達により加害者が被害者等を逆恨みするおそれがある場合等、保護観察の実施状況等を考慮して相当でないと認めるときは、例外的に聴取した心情等の全部又は一部を伝達しないこともあるが、その場合でも、伝達することが相当でない部分を除いて伝達するなどできる限りの措置を講ずる。

加害者に対し心情等の伝達が行われた後は、加害者に心情等を伝達した時期や伝達した内容のほか、被害者等の希望に応じ、伝達時に加害者が述べたことなどが被害者等に通知される。過去に保護観察中の加害者に心情等聴取・伝達制度を利用した被害者等が、前回とは異なる心情等の伝達を希望する場合や、過去に心情等を伝達した結果等を踏まえて再度加害者に対して心情等の伝達を希望する場合には、心情等聴取・伝達制度を再度利用することもできる。

被害者等が心情等聴取・伝達制度を利用できる期間は、加害者が保護観察を受けている期間に限られ、保護観察の開始前や終了後に行うことはできない。そのため、被害者等通知制度を利用している被害者等に対し、保護観察所が保護観察の開始又は再開に係る事項の通知を行う際に、心情等聴取・伝達制度の説明文書を同封するなどして、当該制度の利用の周知を図り、被害者等が制度利用の機会を逸しないようにしている。また、被害者等にとってより分かりやすい広報のため、心情等聴取・伝達制度に関する動画や制度を利用した被害者等の体験談が法務省ホームページに公開されている。

(4) 相談・支援

保護観察所では、被害者等に対して、①相談・紹介等、②問合せへの対応、③被害者等の関与に係る制度の利用の支援を行っている。①相談・紹介等は、電話又は保護観察所への来所により被害者等からの相談を聴き、相談内容に応じて、関係機関等への連絡や相談の補助をするなど、関係機関等が行っている制度やサービスを利用できるよう支援するものである。②問合せへの対応は、被害者等からの問合せに応じて、更生保護における被害者等施策の内容のほか、その他の被害者等支援に関する諸制度の内容等について、説明や情報提供を行うものである。③被害者等の関与に係る制度の利用の支援は、意見等聴取制度又は心情等聴取・伝達制度において、助言・同席・オンラインでの意見等又は心情等の陳述に関する援助等を行うものである。対象となる被害者等の範囲は、被害者本人、被害者の親族、被害者の親族に準ずる者であり、実施期間の終了時期は特に定められていない。

全国の地方更生保護委員会及び保護観察所には、被害者等の来所時の不安を軽減できるよう専用の相談室が設置されているほか、被害者等からの電話相談に迅速かつ適切に対応できるよう犯罪被害者専用電話番号が整備されており、被害者担当官等が対応している。被害者等が保護観察所に来所又は

電話する際の心理的負担に配慮し、令和6年5月からは、法務省ホームページからのメールによる相談受付も開始された。

2 更生保護段階における被害者等施策推進のための取組

令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により更生保護法が改正され、更生保護法上の措置をとるに当たって、被害者等の心情やその置かれている状況等を十分に考慮すべきことが明記されるなど、近年、被害者等の心情等を考慮した保護観察処遇等の実施に向けた所要の改正が行われている。以下では、更生保護における加害者処遇に係る取組について紹介する。

(1) 保護観察処遇の充実

ア 保護観察処遇における近年の改正等

保護観察の実施に当たっては、個々の事案に応じて、しよく罪指導プログラムを始め、被害者等の被害の回復又は軽減に努めることを生活行動指針に定めるなどして、保護観察中の加害者に対して指導を行ってきたところ、前記更生保護法の改正により、令和5年12月から、運用の基準として、同法の規定に基づくあらゆる措置において、被害者等の心情等を十分に考慮すべきことが定められた。この運用の基準は、実際の保護観察処遇等の様々な面において取り入れられている。

前記更生保護法の改正により、保護観察対象者に対する指導監督の方法として、「被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとること」が加えられ、また、保護観察対象者が遵守すべき一般遵守事項として、「被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況について申告等すること」が加えられた。これを受けて、保護観察所においては、被害者等のある犯罪又は非行をした全ての保護観察対象者について、原則として、被害者等の心情等の理解や、しよく罪の実行に向けた生活行動指針を設定することの可否を検討することとしている。さらに、前記更生保護法の改正により、仮釈放等審理における意見等聴取制度や保護観察における心情等聴取・伝達制度の利用によって被害者等から心情等を聴取しているときは、保護観察の実施計画の作成や特別遵守事項の設定等に際し、その心情等を考慮することとされた（本節1項(2)・(3)参照）。なお、被害者等が矯正段階における心情等聴取・伝達制度を利用している場合、その心情等は保護観察所にも通知されるため、保護観察の実施に当たっては、その心情等も考慮されることとなる。

イ しよく罪指導プログラムの改訂

令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画において、保護観察所が今後講じてい

くべき施策の一つとして、「保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しよく罪指導を適切に実施する」ことが盛り込まれたほか、2年10月の法制審議会による犯罪者に対する処遇の一層の充実に係る答申においても、被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実に関する事項が盛り込まれた。これらを踏まえ、4年10月から、しよく罪指導プログラムの実施対象を拡大するとともにその内容を充実させた新たなしよく罪指導プログラムを活用した保護観察を実施している。

新たなしよく罪指導プログラムの実施は、保護観察対象者に犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的としている。実施対象者について、改訂前は、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件による保護観察対象者のみであったところ、新たなしよく罪プログラムにおいては、被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者及びその他被害の状況や被害者感情等も踏まえ、しよく罪指導プログラムを実施することが必要と判断された者が加えられた。これらの実施対象者については、しよく罪指導プログラムの受講が生活行動指針として設定される。

しよく罪指導プログラムは、保護観察対象者の保護観察を担当する保護観察官及び保護司によるワークブックを用いた個別指導であり、導入課程と指導の柱である4課程（①自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させるとともに、加害者が負うべき責任について考えさせること、②被害者等の心情や置かれている状況等を理解させること、③被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考えについて整理させること、④具体的なしよく罪計画を作成させること）で構成されている。

（2）専門的処遇プログラムの改訂

保護観察所においては、ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、指導監督の一環として、その傾向の改善を図るために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法（自己の認知のクセを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法）を理論的基盤とし、体系化された手順による処遇を行う専門的処遇プログラムが実施されている。専門的処遇プログラムについて、被害者に関連する内容等をまとめると次表のとおりである。

○専門的処遇プログラム ※被害者に関するものについて抜粋

名称	指導目標	対象	指導内容（被害者等に関する指導）
性犯罪再犯防止プログラム	性犯罪に当たる行為に結び付くおそれのある認知の偏り及び自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないための具体的な方法を習得させること	性犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者	Dセッション：被害者の実情を理解する（事件により被害者が受けた影響を正しく理解させ、事件につながる認知のクセについて改めて考えさせる。）
暴力防止プログラム	怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促し、再び暴力犯罪をしないための具体的な方法を習得させること	暴力犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者	第1課程：暴力をふるうということ（暴力が被害者にもたらした影響や暴力の責任を理解させる。）
飲酒運転防止プログラム	アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響を理解させるとともに、再び飲酒運転をしないための具体的な方法を習得させること	飲酒運転を反復する傾向を有する者	第1課程：飲酒運転の影響について考える（被害者にもたらした影響について考えさせ、飲酒運転の危険性を理解させる。）

以下、専門的処遇プログラムのうち、性犯罪再犯防止プログラムについて取り上げる。

保護観察所では、平成18年9月から、性犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、「性犯罪者処遇プログラム」を実施してきたところ、法務省矯正局及び保護局は、性犯罪者等に対する専門的処遇の一層の充実を図ることを目的として、法律、医学及び心理学の有識者を構成員とする検討会を開催し、令和2年10月にその結果を「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」として取りまとめた。同検討会においては、矯正施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導等について議論されたところ、同検討会における議論を踏まえ、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムが見直された。具体的には、矯正施設において行われている同様のプログラムである「性犯罪再犯防止指導」との一貫性を重視し、矯正施設内及び社会内において、効果的に性犯罪者の再犯防止を期することが重要であることを明示するなどの観点から、その名称が「性犯罪再犯防止プログラム」に改められるとともに、受講者が矯正施設及び保護観察所のプログラムの中で作成する再発防止計画の様式が統一され、コアプログラム終了後のリスク管理と効果的な介入のためのメンテナンスプログラムが新たに導入されるなどその内容等が改められた。性犯罪再犯防止プログラムは、4年4月から運用が開始されている。

性犯罪再犯防止プログラムは、①プログラムの中核となる「コアプログラム」、②コアプログラムの開始前に実施する「導入プログラム」、③アセスメントに基づく定期的な接触等を行いコアプログラムの定着等を図る「メンテナンスプログラム」、④家族に対し家族として必要な知識等を付与する「家族プログラム」から構成される。全5課程からなるコアプログラムでは、保護観察対象者に対して、性犯罪につながりやすい要因について理解させるとともにその対処方法について学ばせ、最後に再発防止計画を作成する。コアプログラムのうち、被害者等に関する指導（Dセッション「被害者の実情を理解する」）では、保護観察対象者に被害者が受けた影響を正しく理解させることにより、事件に

つながる認知のクセを考えさせる機会を与えるとともに、再犯防止に向けた動機付けを高めることを目的として、被害者を題材とした視聴覚教材の視聴や被害者の手記等を読ませて被害者が受けた影響を具体的に考えさせるなどの指導を行っている。コアプログラム終了後も、保護観察対象者と定期的に接触してメンテナンスプログラムを実施し、保護観察対象者の生活実態を把握するとともに、コアプログラムで履修した内容の定着を図り、再犯の兆候を速やかに把握して的確な対応をとる体制が整えられている。

(3) 生活環境の調整等における配慮

生活環境の調整や仮釈放等審理に当たっては、被害者等からの要望の有無にかかわらず、生活環境の調整の対象となる加害者の矯正施設釈放後の帰住予定地が被害者等の居住地と近接していないかどうか、生活圏が重なっていないかどうかなどについて留意することとされている。矯正施設釈放後の帰住予定地は生活環境の調整の対象者の希望によるものの、その帰住予定地が被害者等の居住地と近接している場合などは、必要に応じ、地方更生保護委員会の保護観察官等が当該対象者に対し、面接等による働き掛けを行うなどし、他の帰住予定地の設定を促すなどの配慮を行っている。

3 被害者等に対応する職員の育成

職員を対象とした各種研修においては、被害者に関連する研修が複数実施されているところ、本項においては、更生保護における被害者等施策を担う職員の育成として、被害者担当官、被害者担当保護司等の育成状況について取り上げる。

平成19年12月から、更生保護における被害者等施策の適正な運用を目的として、全国の保護観察所に被害者担当官を配置し、さらに、被害者担当官の事務を補助するため、男女各1名以上の被害者担当の保護司（以下、「被害者担当保護司」という。）を指名することとされている。被害者等の心情等に配慮し、被害者等への対応に当たる職員等は、少なくともその対応に当たる期間中は、保護観察、生活環境の調整等の事件を担当しないこととされている。保護局では、被害者担当官に対して、被害者等が置かれている実情を認識させるとともに、被害者等施策を適切かつ効果的に遂行するために必要な知識、技能等を習得させることを目的とした研修を、また、被害者担当保護司に対して、被害者等への対応や支援の実施に当たり必要な実践的知識の習得及び技能の向上を図ることを目的とした研修を、それぞれ年1回以上実施している。被害者担当官や被害者担当保護司に対する研修では、被害当事者の講話や犯罪被害者支援団体による講義等が行われ、被害者等の心情に十分配慮した施策の運用が実現されるよう配慮されている。

地方更生保護委員会には、被害者担当官や被害者担当保護司は配置されていないが、保護局は、被害者等通知制度及び意見等聴取制度に係る事務を行う保護観察官に対し、前記被害者担当官に対するものと同様の研修を実施している。

第5節 関係機関における取組

1 法テラス（日本司法支援センター）

本項では、日本司法支援センター（通称「法テラス」。以下本項において「法テラス」という。）における被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹）に配慮した各種施策等について、紹介する。

法テラスは、平成16年に成立した総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき18年に設立され、国からの運営費交付金と国選弁護士確保業務等委託費等によって運営されている法人であり、法制度や関係機関・団体の相談窓口等に関する情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、司法過疎対策、被害者支援及び被災者支援等の業務を行っている。

法テラスの本部は東京に置かれ、地方裁判所本庁所在地に地方事務所（50か所）があるほか、支部（11か所）、出張所（5か所）、地域事務所（37か所）がある。また、法テラスは全国からの問合せに応じるコールセンター（通称「法テラスサポートダイヤル」）を設けており、電話やメールによる情報提供を行っている。法テラス地方事務所等では、常勤の弁護士であるスタッフ弁護士と弁護士ではない職員（以下この項において「一般職員」という。）が勤務しており、前記の業務に従事している。

（1）法テラスにおける被害者等に配慮した制度

ア 情報提供・弁護士紹介

法テラスは、コールセンター及び各地方事務所等を通じて、被害者等が、その被害に関する刑事手続への適切な関与、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報提供を行うほか、被害者等の支援を行っている機関・団体の支援内容や相談窓口を案内し、また、被害者等の支援について経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介等を行っている。

具体的には、被害者等がコールセンターに設置された法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルに電話すると、オペレーターが相談窓口を案内したり、利用できる法制度等被害者支援に関する情報を提供するなどし、さらに、状況に応じ、精通弁護士を紹介する。被害者等が法テラスで利用できる制度には、DV等被害者法律相談援助制度、国選被害者参加弁護士制度、被害者参加旅費等支給制度、民事法律扶助制度等がある。

イ DV等被害者法律相談援助制度

法テラスにおいては、特定侵害行為（①ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）2条1項に規定するつきまとい等、②児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）2条に規定する児童虐待、③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）1条1項に規定する配偶者からの暴力）については、同行為を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、同行為による被害の防止に関して必要な法律相談を実施している。この業務は、事案の特殊性から、速やかに弁護士へつないで法律相談を実施することを目指し、相談者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（ただし、相談者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は相談者の負担となる。）。

こうしたDV等被害者法律相談援助制度の利用を求める者が、電話等により法テラスに問合せを行うと、法テラスは、法律相談を実施する弁護士を選任し、利用者に紹介する。その後、当該弁護士は、利用者との間で法律相談を実施し、法テラスにその結果を報告する。

ウ 国選被害者参加弁護士制度・被害者参加旅費等支給制度

一定の被害者等は、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができ、このように参加を許可された被害者等は、被害者参加人と呼ばれる。また、裁判所は、被害者参加人が経済的に余裕のない場合であっても弁護士による援助を受けられるようにするため、国選被害者参加弁護士を選定することができる。

法テラスは、こうした国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士と契約を締結した上、被害者参加人が法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定請求をするに当たり、被害者参加人から同弁護士選定請求を受け付け、その意見を聴取し、さらに、被害者参加人の意見を踏まえ、法テラスと契約している弁護士を国選被害者参加弁護士の候補に指名して裁判所に通知する業務を行っている。また、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務も行っている。

被害者参加旅費等支給制度は、国が、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、その旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度であり、法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務等を行っている。

(2) 法テラスにおける被害者等施策推進のための取組

令和6年4月に総合法律支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第19号）が成立し、犯罪被

害者等支援弁護士制度が創設された（8年4月までに施行）。

同制度は、被害者やその家族が、精神的・身体的被害等により、被害直後から必要となる様々な対応を自ら行えず、経済的困窮から、弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえ、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行うことを趣旨としている。同制度は、故意の犯罪行為により人を死亡させた罪、不同意わいせつの罪及び不同意性交等の罪（いずれも未遂を含む。）等について、被害者やその家族が、必要な費用の支払により、その生活の維持が困難となるおそれがある場合に（資力要件）、法テラスと契約した弁護士等が、刑事手続への適切な関与又は損害・苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談や法律事務・付随事務を行うものである。刑事手続への関与としては、弁護士による捜査機関に対する被害届の提出、裁判傍聴の付添い等が考えられ、損害・苦痛の回復・軽減としては、加害者との示談交渉や民事の損害賠償請求を行ったり、マスコミ対応を行ったりすることなどが想定される。

（3）被害者等に対応する職員の育成

ア 関係機関・団体との情報交換等

法テラスにおいては、関係機関・団体を通じて被害者等の意見・要望を聴取し、そのニーズを把握している。また、法テラスのスタッフ弁護士や一般職員は、警察のほか地方公共団体の担当部局、医師会、被害者等の援助を行う民間の団体等を構成員として全ての都道府県で設立されている被害者支援連絡協議会や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）9条の趣旨に基づき設置された被害者支援地域ネットワークの中で開催される協議会に参加し、さらに、犯罪被害者週間のイベントへ協力することなどを通じ、被害者等のニーズの把握に努めている。これらに加え、法テラスにおいては、業務改善の参考とするため、被害者等からの意見や被害者支援に関する法制度等について、弁護士会等の関係機関との間で、情報交換を行い、スタッフ弁護士及び一般職員が被害者等に適切に対応できるようにしている。

イ 二次被害防止に関する配慮

法テラスでは、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、スタッフ弁護士や一般職員を対象とし、外部講師を招き、被虐待児への初期対応技術に関する研修（リフカー研修）を実施している。

また、一般職員は、性犯罪・性暴力被害者及びDV被害者に対する支援を適切に行うため、内閣府主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」を受講している。

さらに、法テラスの本部・コールセンターへ寄せられた被害者等からの意見等を、本部関係課室、

コールセンター及び地方事務所等の間で共有し、被害者等の心情に配慮した対応を検討している。また、コールセンターと共同で、精通弁護士の紹介に至るケースを基に、地方事務所等勤務の一般職員を対象とした二次被害防止のためのロールプレイ研修を行っている。

これらのほか、法テラス本部は、研修を主催し、被害者支援業務に関する講義を行い、二次被害の防止を含めた被害者対応に関する資料を配布し、注意喚起を行っているほか、スタッフ弁護士や一般職員は、被害者支援関係機関が主催する研修等へ参加している。

2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

本項では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)における被害者に配慮した各種施策等について、紹介する。

なお、本項の内容は、令和6年版男女共同参画白書、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024(女性版骨太の方針 2024)」、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針(令和5年3月性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)」によるほか、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課からの聞き取り調査及び同課からの提供資料等によるものである。

ワンストップ支援センターは、被害直後から、法的支援、心理的支援、医療的支援等の総合的支援を可能な限り1か所で提供することで、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ること、また、それにより警察への届出の促進や被害の潜在化の防止を図ることなどを目的として都道府県等により設置・運営されている。被害者団体及び被害者支援団体等からの要望に基づき、第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月閣議決定)において、ワンストップ支援センターの設置を促進するための施策が複数盛り込まれ、平成30年10月までに、全国47都道府県に最低1か所のセンターの設置が完了している。現在は、第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月閣議決定)及び第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)を根拠として、内閣府が、都道府県等に対して「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付し、その運営を支援している。設置形態としては、①産婦人科をはじめとする医療を提供できる病院内に、支援コーディネート・相談の機能を担う相談センターを置く病院拠点型、②産婦人科医療等を提供できる病院から近い場所に支援コーディネート・相談の機能を担う相談センターを置き、この相談センターを拠点とする相談センター拠点型、③相談センターと産婦人科医療等を提供できる複数の協力病院が連携することにより、ワンストップ支援センターの核となる機能を担っていく相談センター中心連携型の三つの形態があり、現時点で最も多いのは、相談センター中心連携型のセンターである。いずれの設置形態においても、地域の実情を踏まえ、医療的支援が必要な被害者に対し医療機関等に速やかにつながられるような体制が整えられている。

(1) ワンストップ支援センターにおける被害者等に配慮した制度

以下、ワンストップ支援センターが担う三つの機能について、具体的な支援体制を取り上げる。

ア 法的支援

法的支援は、性犯罪・性暴力被害者（以下この項において「被害者」という。）が希望する場合に、弁護士相談や弁護士紹介等の支援を行うものである。希望する被害者を、ワンストップ支援センターや地域の弁護士会等と連携している弁護士又は法テラス等を通じて紹介された弁護士へつなぐ役割を担っている。法テラスにおいては、各種被害者支援業務を行っており（法テラスが行っている被害者支援業務の詳細については、本節1項参照。）、被害者が法テラスによる支援を希望した場合には、ワンストップ支援センターは、被害者を法テラスに紹介することができる。内閣府が令和4年度に実施した「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書によれば（以下この項において「支援状況等調査報告書」という。）、法的支援の実施件数は、弁護士への紹介・つなぎのケースが多く、弁護士へつないだ被害者のうち大半のケースで、弁護士による法律相談まで実施されており、被害者の状況や要望に応じてきめ細かな支援を行う体制が整えられている。なお、支援状況等調査報告書によれば、法的支援においては、女性弁護士の不足、被害者支援に精通した弁護士数の地域間格差、被害者による弁護士相談費用の負担の大きさ等が課題として挙げられている。

イ 心理的支援

心理的支援は、被害者が希望する場合に、精神科の医療やカウンセリングを受けることができるように支援するものである。希望する被害者について、ワンストップ支援センターに配置されている臨床心理士・公認心理師によるカウンセリングを実施したり、協力病院や連携先の精神科・カウンセリング、拠点病院の精神科等へつなぐ役割を担っている。支援状況等調査報告書によれば、ワンストップ支援センターに配置されている臨床心理士や公認心理師によるカウンセリングを実施するケースが多い。

また、内閣府から都道府県等へ交付する「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、ワンストップ支援センターを利用する被害者の精神科での医療費やカウンセリング費用等の一部助成を行う体制も整えられている。なお、支援状況等調査報告書によれば、トラウマケアに対応できる医療機関・医師の不足、被害者の費用負担等が課題として挙げられている。

ウ 産婦人科等の医療的支援

産婦人科等の医療的支援は、被害者が希望する場合に、産婦人科等の医療につなぎ、緊急避妊薬の

処方、証拠採取、継続的な医療等が適切に実施されるよう支援を行うものである。性犯罪や性暴力の被害者は身体に外傷を受けていることもあり、診察や治療が必要となる場合や、妊娠、性感染症の検査、緊急避妊薬・性感染症治療薬等の処方といった救急医療が行われる場合がある。さらに、性感染症の検査は複数回行われるものが多いこと、心身の負傷状況等によっては継続的な経過観察や治療が必要となること、中絶手術が必要となる場合もあることから、継続的な医療を行う体制も必要となる。また、産婦人科等の医師による証拠採取は被害者の負担軽減を図りつつ、適正な性犯罪捜査を行うという観点から実施されるものである。被害当初は、被害者が警察への届出を躊躇したとしても、後日警察への届出意思を示す場合もあるため、こうした場合に備え、警察やワンストップ支援センター、医療機関が連携し証拠の採取・保管を行うことができる体制の整備が重要とされている。

なお、支援状況等調査報告書によれば、被害者の費用負担や立替払いの問題、被害者が未成年者の場合の保護者の同意取得、急性期対応やトラウマケアも含めて円滑に連携できる医師・医療機関の不足、証拠採取・保管に関する問題等が課題として挙げられている。さらに、被害者が女性とは限らず、子どもや男性が被害者であるケースもあることから、小児科等も含め産婦人科以外の医療機関につなぐ需要が高まっており、医療的支援における新たな課題となっている。

(2) ワンストップ支援センターにおける被害者等施策推進のための取組

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）」及び「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（令和5年3月性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）」等に基づき、内閣府において、ワンストップ支援センターに係る各種施策の充実強化が図られているところ、以下、主な取組について紹介する。

ア 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組

被害者が速やかにワンストップ支援センターに相談できるよう、内閣府においては、関係機関への更なる周知、多様な被害者に寄り添う相談方法の展開、24時間・365日対応の推進、相談・支援へのアクセスの確保等の取組がなされている。

具体的には、ワンストップ支援センターの更なる周知として、被害者がワンストップ支援センターに速やかにつながることが重要であることについて、医療機関、学校、警察等を含む地域の多様な機関への周知徹底を図っている。

次に、多様な被害者に寄り添う相談方法の展開として、若年層、障害者、男性、外国人を含む多様な相談者が利用しやすいよう、ワンストップ支援センターにおけるメール相談、SNS相談、オンラ

イン面談、手話、外国語通訳の活用等の取組を推進している。また、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「# 8891 (はやくワンストップ)」を整備し、通話料を無料化している。なお、ワンストップ支援センターに加え、内閣府の事業として、SNS相談「Curetime (キュアタイム)」を実施し、多様な被害者が相談しやすい環境の整備を図っている。

さらに、24時間・365日対応の推進として、都道府県等によるワンストップ支援センターの24時間365日化の取組を進めるとともに、夜間休日の対応が困難なワンストップ支援センター等については、内閣府が設置する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」において対応する体制を整え、全国のどこでも夜間休日を含めて相談ができ、適切な支援が受けられるようにするために必要な施策等を推進している。また、相談・支援へのアクセスの確保として、多くの都道府県において1か所にとどまっているワンストップ支援センターの増設等に係る検討の促進のほか、連携拠点等の整備、関係機関の連携の強化、オンライン面談の活用等による対応等、地域の実情等に応じて、より相談・支援にアクセスしやすい環境を整備する取組を推進することとしている。

前記取組が推進される中、全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、集計を始めた令和元年度から令和5年度までの間、年々増加している状況にある。

イ ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実

(ア) 地域における関係機関とワンストップ支援センターの連携強化

ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、法的支援、心理的支援、医療的支援等の総合的支援を提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、内閣府等において、同センターを地域における被害者支援の中核的な組織と位置付け、各地域の関係機関との連携強化が図られている。主な関係機関として挙げられるのは、警察や医療機関である。警察や犯罪被害者等早期援助団体との連携においては、被害者の希望に応じて、警察への被害申告等に係る支援を実施し、機関同士で被害者支援に必要な情報の提供や意思疎通を図るなどの連携が進められている。また、医療機関との連携においては、中核的病院をはじめとした医療機関や医師との連携について、更なる推進を図っている。

これら機関に加え、子どもの性暴力被害・性的虐待に関しては、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等が、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請を行い、その専門的知見を活用できるような連携体制の構築が進められている。また、ワンストップ支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性相談支援センター・女性相談支援員等とも連携を強化し、機動的な被害者支援の展開を図っている。

さらに、法テラスや弁護士会とも、法的支援の提供に関して連携を図っている（法的支援に関しては、(1)ア参照。）。

(イ) ワンストップ支援センターの支援体制の整備と対応能力の向上等

内閣府においては、ワンストップ支援センターの運営の安定化と必要な人員の確保等を図るため、性犯罪・性暴力被害者のための交付金等により、都道府県等に対する必要な支援を進めているほか、全国のワンストップ支援センターにおける相談支援の水準の向上等に資するため、支援状況に関する調査等の継続的な実施や、支援員の役割や専門的知見への地域における評価の確立を図る取組等を進めている。令和4年度には、内閣府において、本項(1)ア記載の調査が行われ、調査結果を踏まえた支援体制強化のための新たな施策を検討しているほか、複数年度において、ワンストップ支援センターにおける支援事例についてのアンケート調査、ヒアリング調査等も実施している。これらの調査結果は、支援事例集の形で取りまとめられ、全国のワンストップ支援センターへ展開され、支援ノウハウを共有することによって相談支援の水準の向上が図られている。これまで、障害者や男性に対する支援事例集等が配布された。また、全国のワンストップ支援センター間のネットワークを構築し、関係機関との連携に関する好事例の横展開を行うことで相互の連携や学び合いを促進している。

(3) 被害者等に対応する職員の育成

被害者等が安心して相談し、必要な支援を受けられる環境を整備するため、内閣府においては、ワンストップ支援センターの相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者等に対する研修を充実化させ、支援能力の向上を図っている。研修のテーマは、性暴力被害者支援の基本的姿勢・留意点や、SNS相談、医療現場において必要な対応、多様な被害者支援等、必要に応じて設定している。令和5年度には、オンライン研修教材を作成し、支援に必要な基本的知識から子どもや男性の性被害への対応等の新たな課題まで包括的に学習できる内容としているほか、関係法令の改正がされた際には、同改正についての研修を実施し、ワンストップ支援センターの職員等が改正内容について十分把握した上で適切な対応ができる体制を整えている。令和6年度においても引き続きオンライン研修の機会を設けており、性暴力の予防啓発手法等を取得できるような研修等、被害の予防の観点からも職員の能力を育成する体制となっている。また、性的な暴力被害を受けた子どもに対する支援や、障害特性に配慮した支援等、個々の被害者の特性や被害内容等に即した支援の手法や留意点に関する専門家等による研修も取り入れられ、研修の充実化が図られている。

第5章 まとめ

本研究は、精神障害を有する者等の性犯罪被害の実態を明らかにすることで、その被害を防止し、性犯罪被害者に対する支援策を検討するための基礎資料を提供することを目的としたものであるところ、本章において、本研究から得られた知見をまとめて整理し、若干の考察及び提言を行う。

1 本研究により明らかとなった精神障害を有する者等の性犯罪被害の実態等に関する考察

本研究における特別調査において、性犯罪事件のうち、被害者が精神障害を有する事件の確定記録を調査したところ、これらの被害者のうち、7割以上が知的障害に該当し、2割程度が発達障害に該当していた（重複計上による。）。他方、これらの被害者のうち、統合失調症等のいわゆる狭義の精神障害に該当する者はごく一部であった。したがって、本章において、これらの被害者の精神障害は、主として知的障害及び発達障害を念頭に置いていることに留意が必要である。

(1) 精神障害を有する性犯罪被害者等が置かれた環境等について

ア 本研究における特別調査から明らかとなった傾向・特徴等

本研究における特別調査の結果では、精神障害を有する性犯罪被害者の6割以上が、被害当時、施設又は支援学校等へ通所・通学していたことから、精神障害を有する性犯罪被害者は、日常的に、日中家族や住居から離れる時間がある状況がうかがえた。そして、最初の被害の場所について見ると、精神障害あり群では、学校・就労先・療養所・デイケア施設等の屋内が最も多かったほか、他の群と比べると、自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内が被害場所となる割合が高いなどの特徴が認められた。また、最初の被害の場所が屋外である事例について、その犯行時間帯を見ると、精神障害あり群では、夕方時間帯に被害が多い傾向が見られ、施設等からの帰宅の時間帯との関連がうかがえた。さらに、精神障害あり群の事件の加害者を見ると、支援関係者が最も多く、面識がない者は支援関係者よりも少ないという特徴が認められた。また、事件の加害者の年齢について見ると、精神障害あり群では、65歳以上の高齢者層が多いという傾向がうかがえた。なお、精神障害あり群では、事件の加害者が、被害者と面識なしである場合にも、支援学校の付近等において、被害者が精神障害を有する者であることを認識した上で、犯行に及ぶケースも散見されており、被害者の通学経路等が狙われやすい可能性も示唆された。

他方、精神障害を有しない16歳未満の性犯罪被害者については、屋外における被害が最も多く、

かつ、日中から夕方にかけての時間帯における被害が多い傾向が見られたことから、通学等の時間帯との関連がうかがえた。また、事件の加害者は、被害者と面識がない者が多く、20～30歳代等の比較的若い年齢層が多かった。

さらに、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群について、共通して見られた特徴として、被害者の性別において、全体的に女性の割合が高く、加害者の性別において、ほぼ全員が男性であり、同種前歴を有している者は1～2割程度であった。なお、精神障害なし（16歳未満）群の被害者の性別は、精神障害あり群よりも、男性の割合が高かった。

イ 被害の防止に向けて

本研究における特別調査の結果を踏まえると、精神障害を有する性犯罪被害者については、日中から夕方の時間帯、通所・通学先の施設・支援学校等の施設内又は通所先等と自宅との往復経路等の屋外において、被害に遭うリスクが高いこと、支援関係者等の身近な存在から被害に遭うリスクもあること、加害者はほぼ男性で、同種前歴を有している者は1～2割にとどまることなどの事情が読み取れる。また、精神障害を有しない16歳未満の性犯罪被害者については、精神障害を有する性犯罪被害者と同様に、通学等の日中の時間帯に被害に遭うリスクがある。

これらのリスクを踏まえると、性犯罪被害の防止に向けた方策としては、目新しいものではないが、まずは、被害者を1人にしないことや、加害者になり得る立場の者と被害者を1対1にしないことを再確認することができる。そして、これを実現するためには、例えば、物理的な対策として、建物や室内等の構造上の工夫をすることで、できるだけ死角を排すること、施設等の運営上や配置上の工夫をすることで、被害者が支援関係者を含めた相手方と2人きりになるような状況を避けること、建物内・敷地内・街頭等の防犯カメラや送迎車等のドライブレコーダー等のデジタル機器等を最大限活用することで、被害者を見守ることなどが指摘できる。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、日中等でも屋外で被害が比較的多く生じていることからすると、加害者が、被害者と1対1でさえあれば、被害者から抵抗されたり、通報されたりするなどの可能性を過小に評価して犯行に及んでいる可能性がうかがわれることから、以上述べた物理的な対策は、被害の防止に向けた現実的な効果が十分に期待できると考える。

また、被害者は、その性別にかかわらず、被害者を支援・指導する立場の者を含めた被害者の身近な存在から、被害を受ける可能性がある。なお、特別調査の結果では、精神障害あり群の加害者は、支援関係者が最も多かったものの、これは、加害者が被害者の身近な存在であったからこそ、最も多く発覚したにすぎない可能性がある。したがって、被害者に携わる関係者は、被害者の身近にも性犯

罪の加害者がいる危険があることを念頭においておく必要がある。

(2) 精神障害を有する性犯罪被害者等の特性について

ア 本研究から明らかとなった傾向・特徴等

本研究における特別調査の結果から、被害者の被害当時の認識を見ると、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、精神障害なし（16歳以上）群と比べると、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、加害者から行われた行為が犯罪行為の被害であることを明確に認識できていなかったりする傾向が見られ、被害の認識が十分でなかった。なお、一般論としては、加害者側のコントロール等によって、被害を認識できないように仕向けられていた可能性についても、留意する必要がある。また、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、捜査機関への犯行発覚まで1か月以上の長期間を要する傾向が見られた上、中には、犯行の発覚まで1年を超えるケースも1～2割あった。判決書で同一被害者に対する犯行と認定された件数が複数に及ぶ事例や、判決書では認定されていないものの、加害者の同一被害者に対する複数回の犯行に関する供述がある事例も比較的多く見られたことも併せて考えると、被害が発覚するまでの間に複数回の犯行が繰り返されていることが多い状況がうかがえた。さらに、犯行発覚の経緯等を見ると、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、最初に被害を伝えた相手は、捜査機関ではなく、親族や支援関係者・学校関係者等の被害者の身近な者であることが多い上、その際、内部的な聞き取り等を実施している場合には、捜査機関への犯行発覚までの期間が長くなる傾向が認められた。他方、精神障害なし（16歳以上）群では、最初に被害を伝えた相手は捜査機関が最も多かった。また、精神障害あり群では、そもそも被害申告がないケースも多く見られた。被害者の親族や教師・雇用主・支援関係者等の被害者が日常的に接する身近な者が事件の加害者である場合には、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、被害者が複数回の性犯罪被害に遭う傾向が見られ、被害が潜在化しやすい類型の一つである可能性が示唆された。

イ 被害の防止に向けて

本研究における特別調査の結果を踏まえた前記アの分析によれば、精神障害を有する性犯罪被害者及び精神障害を有しない16歳未満の性犯罪被害者のいずれについても、性犯罪の被害に関する認識が十分でなく、加害者からこの点につけ込まれて被害に遭うリスクがあること、被害申告がなかったり、最初に被害を伝えた相手が捜査機関ではなく、被害者の身近な者であったりすることなどから、捜査機関への犯行発覚までの期間が長くなるリスクがあることに加え、その間に同一の加害者から複

数回の性犯罪被害を受ける可能性が高まるリスクがあることなどの事情が読み取れる。

これらのリスクを踏まえて、性犯罪被害の防止に向けた検討を行うと、被害者の親族や支援関係者等が加害者となるケースが一定数存在しているとはいえ、やはり被害者の異変等をいち早く察知して被害者を守ることができる者もまた、被害者の親族や被害者を支援・指導する立場の者を中心とした被害者の身近な存在であることを再確認することができる。この点、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、明確な被害認識に基づかないまでも、被害者が口にした単語や不快感、あるいは、被害者の身振り手振り等の動作に周囲が違和感を覚えるなどし、注目して話を聞いていくうちに性犯罪被害が発覚しているケースも多く見られた。このことからすると、被害者の親族や被害者を支援・指導する立場の者等、被害者の身近な存在が、被害者の異変や違和感等の兆候を早期に察知することが、被害を未然に食い止め、あるいは、被害の反復を阻止して最小限の被害に抑えることに直結しており、その重要性が裏付けられているといえる。

また、最初に被害を伝えられた被害者の親族や支援関係者等が、いかに早く捜査機関に被害申告をつなげることができるかが課題であるところ、今後、捜査機関と被害者の支援関係者等が、交流を深め、互いの立場への理解を醸成し、連携を一層強化する必要がある。その上で、性犯罪被害が生じていることが疑われる状況が生じれば、これを察知した被害者の支援関係者等において、捜査機関への通報を優先するよう心掛けてもらい、捜査機関への犯行発覚までの期間を少しでも短縮することが重要であると考えられる。

さらに、被害者の被害状況についての供述は、なるべく早い時期に、捜査機関が実施する司法面接的手法による代表者聴取によって聴取することが重要である。

2 精神障害を有する性犯罪被害者等に対する支援の更なる強化・充実に向けた提言

(1) これまでの施策の在り方の検討、各種制度の運用及び取組の実施を継続することの重要性について

前記1の考察では、性犯罪被害の防止策について検討したところであるが、実際に生じた性犯罪被害については、法務省や関係機関において、今後も、施策の在り方の検討、性犯罪被害者支援のための各種制度の運用及び取組の実施を着実に推し進めていくことが大変重要である。

この点、具体的な結果を挙げれば、不同意性交等・不同意わいせつを中心とした性犯罪については、近年、法改正が重ねられ、法定刑の下限が引き上げられ、犯罪の構成要件も改めて整理されており、また、被害が潜在化しやすい特徴を踏まえて、公訴時効期間も延長されている。そして、実際、不同意性交等・不同意わいせつの認知件数・検挙件数・検挙人員は、増加しており、これらの法改正は性

犯罪被害を顕在化させる方向で有意に機能していると思われる。また、不同意性交等の刑期別構成比の推移は、平成16年以降、懲役5年を超え懲役10年以下の割合が上昇傾向にあり、長期化の傾向がうかがえる。さらに、本研究における特別調査の結果から、性犯罪被害者が証人出廷した場合は、いずれの群でも、大半で遮へいやビデオリンク等の措置が採られていることなどが指摘できる。

(2) 司法面接的手法による代表者聴取について

司法面接的手法による代表者聴取は、出来事の記憶や自らの気持ちを言葉で伝えることが苦手な供述弱者と呼ばれることもある精神障害を有する者や児童から、聴取対象者の負担を最小限に抑えつつ、性犯罪の被害状況等に関する供述を正しく聴取し記録するための優れた技法であり、精神障害を有する性犯罪被害者等に対する支援の取組の1つである。司法面接的手法による代表者聴取は、捜査機関がその手法を適切に身に付けることにより、余罪も含めて性犯罪被害の事実解明を促進して被害者を保護し、ひいては、加害者に対する相応の処分、相応の科刑の実現にも資するものである。したがって、今後も司法面接的手法による代表者聴取が活用されるべきであり、その前提として、精神障害を有する者等への代表者聴取において代表者となり得る立場である検察官は、司法面接的手法を身に付けるため、今後も、専門家による講義やロールプレイ、ピアレビュー等の実践的な研修を重ねていくことが重要である。また、捜査機関においては、被害者の支援関係者等に対し、このような研修を受けて司法面接的手法を身に付けた者が、実際に性犯罪被害を受けた被害者の聴取に当たっていることを広く周知していくことにより、支援関係者等が、被害者から最初に被害を伝えられた場合に、早期に捜査機関へ通報してもらえるよう努める必要がある。

(3) 被害者等の心情等の聴取・伝達制度等について

矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度、保護観察所における心情等聴取・伝達制度及び地方更生保護委員会における意見等聴取制度（以下(3)においてまとめて「聴取・伝達制度」という。）は、いずれも被害者等の心情等を尊重した被害者支援の制度としての側面もある。もっとも、被害者等が被害に関する心情や被害者等が置かれている状況等を口頭又は書面で表現することは容易ではなく、現状、被害者等にとって聴取・伝達制度の利用のハードルは高いと考えられる。この点、精神障害を有する性犯罪被害者や精神障害を有しない16歳未満の性犯罪被害者は、性犯罪の被害に関して明確な認識を持っていなかったという特別調査の結果も踏まえれば、そのハードルは一層高く、被害者の心情等を明らかにしたいと考えた場合でも、一人でこれを実現することにはおのずから困難や限界がある。法務省においては、被害者や支援関係者に対して、更生保護における相談・支援制度

により保護観察所の被害者担当官等から付添いや書面作成の援助を受けることができたり、聴取・伝達制度全般において、被害者等の希望があれば、親族、弁護士又は被害者支援関係者等の同席を認めることができる運用となっているなど、精神障害を有する性犯罪被害者等においても、聴取・伝達制度をより利用しやすくなるための工夫に取り組んでいることから、制度利用促進のための情報提供を一層充実させる必要がある。なお、被害者等に対し、聴取・伝達制度の説明を行う際には、被害者等の心情等は時間の経過と共に変化するものであることに留意し、被害者等が必要とするタイミングで都度、制度の説明を行うよう心掛けることも重要である。また、今後、被害者に精神障害がある場合や被害者が16歳未満である場合の聴取・伝達制度の利用状況を調査し、精神障害等を有する被害者等にとって利用しやすい制度となっているのか検証することも考えられる。

引用・参考文献

- 男女共同参画推進本部 (2024). 女性活躍・男女共同参画の重点方針2024 (女性版骨太の方針2024) 内閣府 Retrieved November 1, 2024, from https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2024_honbun.pdf
- Desmarais, S. L., Van Dorn, R. A., Johnson, K. L., Grimm, K. J., Douglas, K. S., & Swartz, M. S. (2014). Community Violence Perpetration and Victimization Among Adults With Mental Illnesses. *American Journal of Public Health, 104* (12), 2342-2349. <https://doi.org/10.2105/AJPH.2013.301680>
- Georgia M. Winters, Leah E. Kaylor & Elizabeth L. Jeglic (2021). Toward a Universal Definition of Child Sexual Grooming. *Deviant Behavior*. <https://doi.org/10.1080/01639625.2021.1941427>
- 藤岡 淳子 (2020). 司法・犯罪心理学 有斐閣
- 法務総合研究所 (2008). 平成20年版 犯罪白書——高齢犯罪者の実態と処遇——太平印刷
- 法務総合研究所 (2016). 性犯罪に関する総合的研究 研究部報告55
- 法務総合研究所 (2023). 令和5年版 犯罪白書——非行少年と生育環境——日経印刷
- 法務総合研究所 (2024). 令和6年版 犯罪白書——女性犯罪者の実態と処遇——昭和情報プロセス
- 法務省矯正局成人矯正課処遇第二係 (2024). 一般改善指導 (対話) の新設について 刑政, 135(5), 54-64
- 法務省保護局観察課 (2024). 犯罪被害者等の思いに応える更生保護について 更生保護, 75(2), 6-10.
- 法務省保護局観察課 (2022). 性犯罪再犯防止プログラム——STEPS—— 更生保護, 73(8), 13-20.
- 法務省保護局観察課 (2022). 新たなしよく罪指導プログラムを活用した保護観察の実施について 更生保護, 73(8), 44-47.
- 法務省保護局総務課被害者等施策班 (2024). 更生保護における被害者等施策について 更生保護, 75(2), 11-17.
- Hughes, K., Bellis, M. A., Jones, L., Wood, S., Bates, G., Eckley, L., McCoy, E., Mikton, C., Shakespeare, T., & Officer, A. (2012) . Prevalence and risk of violence against adults with disabilities: a systematic review and meta-analysis of observational studies. *The Lancet, 379* (9826), 1621-1629. [https://doi.org/10.1016/s0140-6736\(11\)61851-5](https://doi.org/10.1016/s0140-6736(11)61851-5)

- 岩田 千亜紀 (2018). 障害者へのDV などの暴力についての国際的な動向と課題：文献レビュー 東洋大学社会学部紀要, 51(1), 43-55
- Jones, L., Bellis, M. A., Wood, S., Hughes, K., McCoy, E., Eckley, L., Bates, G., Mikton, C., Shakespeare, T., & Officer, A. (2012). Prevalence and risk of violence against children with disabilities: a systematic review and meta-analysis of observational studies. *The Lancet*, 380 (9845), 899-907. [https://doi.org/10.1016/s0140-6736\(12\)60692-8](https://doi.org/10.1016/s0140-6736(12)60692-8)
- 川本 悠一 (2024). 犯罪被害者等の思いに応える更生保護の実現に向けて 伊藤富士江 (編) 犯罪被害と「回復」——求められる支援——(pp.181-191) 現代人文社
- 警察庁 (2008). 平成20年版 犯罪被害者白書 佐伯印刷
- 警察庁 (2021). 第4次犯罪被害者等基本計画 警察庁 Retrieved November 5, 2024, from https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kihon_keikaku/4th_bp.pdf
- 警察庁 (2023). 令和5年版 警察白書 日経印刷
- 警察庁 (2023). 令和5年版 犯罪被害者白書 サンワ
- 警察庁 (2024). 警察による犯罪被害者等支援 警察庁 Retrieved December 20, 2024, from https://www.npa.go.jp/higaisya/shien/pdf/keisatuniyoruhanzaihigaisiyashien_R6.pdf
- 木本 亮 (2023). 被害者等の心情等を考慮した矯正処遇及び社会復帰支援について 刑政, 134 (12), 23-30.
- Mailhot Amborski, A., Bussi eres, E. L., Vaillancourt-Morel, M. P., & Joyal, C. C. (2022). Sexual Violence Against Persons With Disabilities: A Meta-Analysis. *Trauma, Violence, & Abuse*, 23 (4), 1330-1343. <https://doi.org/10.1177/1524838021995975>
- McNally, P., Taggart, L., & Shevlin, M. (2021). Trauma experiences of people with an intellectual disability and their implications: A scoping review. *Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities*, 34 (4), 927-949. <https://doi.org/10.1111/jar.12872>
- Milne, B. & Bull, R. (2006). Interviewing Victims of Crime, Including Children and People with Intellectual Disabilities. *Practical Psychology for Forensic Investigations and Prosecutions*, 7-23. <https://doi.org/10.1002/9780470713389.ch1>
- 内閣府 (2012). 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～ 警察庁 Retrieved November 5, 2024, from https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/shien_tebiki/index.html

- 内閣府 (2017). 犯罪被害者等施策に関する世論調査 (平成29年1月調査) 内閣府世論調査 Retrieved December 12, 2020, from <https://survey.gov-online.go.jp/hutai/h28/h28-hanzai.html>
- 内閣府男女共同参画局 (2018). 男女間における暴力に関する調査 (平成29年度調査) 内閣府男女共同参画局 Retrieved December 12, 2020, from https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html
- 内閣府男女共同参画局 (2018). 「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報告書 内閣府男女共同参画局 Retrieved July 9, 2024, from https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/jakunen_chousa_report.pdf
- 日本司法支援センター(2023). 令和4年度版 法テラス白書
- 日本司法支援センター(2024). 令和5年度業務実績等報告書 日本司法支援センター Retrieved September 27, 2024, from <https://www.houterasu.or.jp/uploaded/attachment/4252.pdf>
- Nixon, M., Thomas, S. D. M., Daffern, M., & Ogloff, J.R.P. (2017). Estimating the risk of crime and victimisation in people with intellectual disability: a data-linkage study. *Soc Psychiatry Psychiatr Epidemiol*, 52, 617-626. <https://doi.org/10.1007/s00127-017-1371-3>
- 越智 啓太 (2024). 眠れなくなるほど面白い図解犯罪心理学 図書印刷
- 性犯罪に関する刑事法検討会 (2021). 「性犯罪に関する刑事法検討会」取りまとめ報告書 法務省 Retrieved May 30, 2024, from <https://www.moj.go.jp/content/001348762.pdf>
- 鈴木 克征 (2023). 被害者等心情等聴取・伝達制度の運用開始に向けて 刑政, 134 (9), 16-30.
- 鈴木 克征・歳森 薫夫 (2023). 被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用開始に当たって 刑政, 134 (12), 14-22.
- Tomsa, R., Gutu, S., Cojocar, D., Gutiérrez-Bermejo, B., Flores, N., & Jenaro, C. (2021). Prevalence of Sexual Abuse in Adults with Intellectual Disability: Systematic Review and Meta-Analysis. *International Journal of Environmental Research and Public Health*, 18 (4). <https://doi.org/10.3390/ijerph18041980>
- 歳森 薫夫 (2023). 被害者等の心情等を考慮した矯正教育及び社会復帰支援について 刑政, 134 (12), 31-40.
- Winters, G. M., Jeglic, E. L & Kaylor, L.E. (2020). Validation of Sexual Grooming Model of Child Sexual Abusers. *Journal of Child Sexual Abuse*, 29 (7), 855-875. <https://doi.org/10.1080/10538712.2020.1801935>

Winters, G. M., & Jeglic, E. L. (2021). The Sexual Grooming Scale – Victim Version: The Development and Pilot Testing of a Measure to Assess the Nature and Extent of Child Sexual Grooming. *Victims & Offenders, 17* (6), 919-940. <https://doi.org/10.1080/15564886.2021.1974994>

Winters, G. M., Kaylor, L. E., & Jeglic, E. L. (2021). Toward a Universal Definition of Child Sexual Grooming. *Deviant Behavior, 43* (8), 926-938. <https://doi.org/10.1080/01639625.2021.1941427>

山口 厚 (2024). 刑法各論第3版 有斐閣

寄稿

精神障害を有する者の性犯罪被害の実態と課題

帝京平成大学 大塚 淳子

はじめに

日本では平成16年に制定された犯罪被害者等基本法（以下、基本法）により、犯罪被害者がさまざまな被害を被ったことに伴い生活や人生上の多様かつ深刻な困難を抱え、リカバリーのために多岐におよぶ途切れない支援を要する存在であると認められた。被害者の尊厳を護り権利保障を図るための基本法に基づく犯罪被害者等基本計画（以下、基本計画）は既に第4次まで見直しを重ねられ、犯罪被害者等支援策は充実強化に向け整備、推進途上である。

なかでも、犯罪類型としての性犯罪被害、潜在的被害者としてのこどもや多様な被害者への支援の充実が課題として掲げられている。その背景には、性犯罪被害者における精神障害の有病率の高さが明らかなことや、被害申告をしにくい性被害において、こどもを始めとする多様な被害者がより困難を抱える状況が認められている。

すでに第2次基本計画（平成23～27年度）において「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の設置促進が盛り込まれ、平成30年度に全都道府県において設置整備がなされた。ほぼ同時期に、犯罪被害者等総合的対策窓口も全市町村に整備された。

第3次基本計画（平成28～令和2年度）では、基本方針の一つに、個々の事情に応じて適切に支援を行うことが盛り込まれた。第4次基本計画（令和3～7年度）においては、性犯罪被害を含む潜在化しやすい被害者への施策が多数盛り込まれており、法務省の調査研究施策として、「性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施する」とある。

令和5年7月に改正された刑法において新設された「不同意わいせつ罪」では、まさに同意の有無が問われるため、同意意思の形成や表明などに一定の困難を有する障害児・者の被害実態の調査や支援策の検討が求められている。

本稿では、精神障害を有する被害者に焦点を当てて実施された法務総合研究所による特別調査（本書第3章）を概観する。また、先行研究等による知見を紹介し、併せて障害のある者の犯罪被害につ

いて若干の考察を行いたい。

本特別調査は、被害者に精神障害があると明らかな者の裁判資料から分析を行うもので、被害が潜在化しやすい障害児・者の被害防止や支援策の充実に資する貴重なものとする。

以下、第3章冒頭及び同章5節の記述と一部重複をするが、本論稿の分析対象となる調査データ及び結果を概観して得られる考察について述べる。

1. 対象被害者の属性

本特別調査は、被害が潜在化しやすい精神障害を有する性犯罪被害者^(※)を主たる対象とし、精神障害を有しない者との比較をすることで、障害特性に着目した被害実態を明らかにしようとするものである。比較調査の対象群を2つ設けている。一つは、精神障害を有しない者のうち、被害の潜在化しやすい年少者（法に規定する性交同意年齢である満16歳未満の者）であり、もう一つは16歳以上の者である。一方で、精神障害を有する者は非常に幅広い年代の分布が見られ、年齢区分を設けていない。

調査する被害実態としての項目は、被害者の属性、事件概要、被害を受けたことによる影響、事件後の加害者からの感謝等、加害者に対する感情、被害後に利用した社会資源等である。

具体的な対象の抽出は、以下のように行われている。

<精神障害を有する群>

平成30年1月1日から令和4年12月31日までの5年間の有罪判決事件から性犯罪（強姦性交等、準強姦性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれか）を罪名に含み、検察官において被害者が精神障害を有する者であることが犯罪の成立や情状において重要な要素と判断している事件の抽出により、精神障害を有する被害対象者117人。

<精神障害を有しない群>

令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間で、8地方裁判所における有罪判決事件から性犯罪（準強姦性交等及び準強制わいせつを除く）罪名を言い渡された事件の被害者349人。このうち、先述した年少者は117人、16歳以上の者が232人である。

対象者の属性を見ると、精神障害の種類別では、知的障害が全体で74%、そのうち中程度が25%、重度と軽度がともに20%を超え、また重複計上があるものの、発達障害が19%となっており、圧倒

^(※) 精神障害の種類等について、該当率（重複計上あり）を見ると、知的障害（中程度）（25.0%）が最も高く、知的障害（重度）及び知的障害（軽度）も20%を上回った。なお、「その他」には、うつ病、統合失調症、不安障害、摂食障害などがあつた。

的に知的障害を有する者の被害が多い。また、事件当時の支援状況では、通学を含む施設通所が63.6%と高く、医療機関等への通院治療等が25.6%、施設入所15.9%である。施設通所や通院治療等が多く見られることは、近年、共生社会に向けた福祉施策の推進も背景に、障害児・者が施設入所や入院から在宅等地域へ移行した生活基盤を築き始めていることと無縁ではないといえるが、地域生活における犯罪被害に遭うリスクの高まりにつながる可能性も生じているとすれば、実態解明により防止や支援の対策が求められる。

対象者抽出の段階で、精神障害を有しない者が被害者である場合には事件数が多いため調査対象期間を短くしている。加えて、準強制性交等及び準強制わいせつの犯罪時には被害者が薬物等の影響下で意識混濁・喪失状態や睡眠状態が多く、これらの状況の違いから比較対象に適さないため罪名から除外している。また、精神障害を有しない被害者の場合、被害遭遇時に抵抗することで暴行等を加えられやすく暴行傷害などの結果的加重犯が多いが、精神障害を有する被害者の場合はそうしたことが少なく、比較の観点から結果的加重犯は除外されている。このように、対象抽出段階ですでに調査設計上、障害特性への配慮が求められている。

Ⅱ. 障害特性に関連した被害状況

1. 対象事件の被害遭遇状況について

被害の場所に関して、精神障害あり群と精神障害なし（16歳以上）群に有意な差がみられる。精神障害あり群において構成比が高い順に、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」27.8%、「被害者方」18.8%、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」8.5%となっている。犯行時間帯は、「16時～17時59分」が33件、「14時～15時59分」が24件、「12時～13時59分」が17件である。比較対象の精神障害なし（16歳以上）群では、場所は「屋外」56%、時間帯は「22時～23時59分」16.2%、「20時～21時59分」14.0%と夜間の構成比が高くなっている。

精神障害なし群が被害に遭いやすいのは夜間帯であるが、その時間帯に精神障害あり群は屋外にいたることが少なく、特性として活動時間帯が日中に制約されやすいことが分かる。被害に遭う機会は、居住や活動の場及び送迎の場などの日常的に利用する圏域内であり、活動の終了及び終業時刻、送迎時間帯、昼休みなどに該当している。

2. 加害者の属性等について

加害者の属性では、年齢について対象群の間で有意な差が見られている。精神障害なし（16歳未満）群では「29歳以下」及び「30～39歳」が各32.5%、精神障害なし（16歳以上）群では「29歳以下」

が35.8%に対し、精神障害あり群では「40～49歳」及び「65歳以上」の構成比が各23.3%と高かった。

加害者の前歴においては「同種前歴あり」が約1～2割、「異種前歴あり」が約2～3割で、いずれも対象群の間で有意な差はなかったが、精神障害あり群に対する加害者のうち最も多かった「65歳以上」では「異種前歴あり」が46.3%、「50～59歳」では「同種前歴あり」が43.5%と構成比が高い。精神障害がある者に対し犯罪を重ねている加害者は年齢層が高い。

被害者から見た加害者の立場を見ると、精神障害あり群については「支援関係者」が33.0%、「面識なし」29.5%、「知人」21.0%であり、支援関係者と知人を合わせ54.0%になる。つまり、既知の者から被害を受けていることが多い。精神障害なし（16歳未満）群では、「面識なし」40.2%、「知人」28.2%、「継（養）父」10.3%であり、精神障害なし（16歳以上）群では「面識なし」70.3%、「知人」16.8%、「教師等の教育関係者」3.4%となっている。「面識なし」の構成比は精神障害あり群とだいぶ異なる。また、精神障害あり群における「面識なし」に関しては、通勤や通学路で待ち伏せして犯行に至っている事案が複数あることが判明している。加害者側は、被害者が精神障害を有するものであることを認識している状況が推察できる。「支援関係者」には送迎担当者が、「知人」では近隣住民が散見されている。

本来、障害による生活困難へのサポートや見守りを提供すべき立場の者が加害者になっており、地域が被害者にとって犯罪被害リスクが高く安心できない生活環境であると言える。

3. 被害認識等

被害が反復するまで被害申告できなかった理由を見ると、精神障害なし（16歳未満）群・（16歳以上）群のそれぞれにおいて、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が54.5%、52.6%と高いことに対し、精神障害あり群では「被害に関する認識が欠如・不足していた」が54.4%と高く、次いで「加害者から口止めされていた」32.2%、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」16.7%と続いている。また、「その他」の理由として、精神障害あり群や精神障害なし（16歳未満）群の中に、加害者からの懐柔や、被害者が自身に落ち度があると考え保護者からの叱責を恐れて申告できなかった、あるいは申告に対し保護者が適切な対応をせずに放置した、などがある。被害を認識できなくさせたり封印させてしまう状況は、深刻な課題であり、ここでは被害者が加害者の支配下に置かれていることが分かる。

精神障害なし（16歳以上）群では「被害に遭ったことを知られなくなかった」「どうしたらよいか分からなかった」が各26.3%となっており、改めて性被害は申告しにくい犯罪被害であることが

分かる。

捜査機関への犯行発覚までの期間を見ると、「1年以上」が精神障害あり群で12.5%、精神障害なし（16歳未満）群で19.7%に対し、精神障害なし（16歳以上）群は1.3%となっている。他方で、「0～1日」が精神障害あり群で36.4%、精神障害なし（16歳未満）群で41%に対し、精神障害なし（16歳以上）79.7%と、大きな差が見られており、被害認識との関連が大きいことが窺える。

4. 被害申告・犯行発覚の経緯及び状況等

被害申告の相手として、精神障害なし（16歳以上）群では「捜査機関」が33.8%と最も多かったのに対し、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）では「親族」が31.3%、53.8%となっている。また、精神障害あり群では「被害申告なし」が34.7%と高く、「日常生活の支援関係者」が11.4%となっている。先に見たように捜査機関への犯行発覚までに長期の時間を要することが多い精神障害あり群の申告相手が親族や支援関係者であることは注目し得る。すなわち、被害を聞いた者が、迅速に捜査機関に被害申告及び申告のサポートをしていないことを示している。

このことは、筆者自身の経験や支援関係者からの情報によっても想像しやすい。まずは内部的な聞き取りを行うことや、医療及び福祉関係機関内での連携を優先させる傾向にあると考えられる。背景にあるのは、被害者の話に確証を持たないこと、あるいは被害による障害の重篤化、症状の悪化などを案じて、刑事的手続きや司法へのアクセスより確認を得る作業を内部で行うことや、医療や福祉的対応などのケアを優先させることに意識が向く可能性であろう。また、医療・福祉関係者における刑事・司法領域の知識不足も否めない。このことは捜査機関への被害発覚の遅れを生み、被害を重ねる可能性も高い。また、支援関係者等による被害の場合、被害が行われた環境や加害者との接触が継続されることとなり、被害に伴う障害や反応（症状）が重くなることが想像に易い。結果的に、被害申告が一層遠のき、支援が困難となる可能性が高い。さらに、内部的な聞き取りを優先させる結果、刑事手続きや司法の場で求められる聴取における汚染を生むという課題もある。

一方で、精神障害あり群や精神障害なし（16歳未満）群では、自ら被害認識を持たず被害申告が難しい場合、親族や支援関係者が被害者の言動の変化に気づき、被害の発覚にいたる事案も多いことが判明している。被害発覚のためには、身近な者が異変に気付くアンテナの感度を上げる必要があり、潜在化防止につながる重要な要素である。

5. 障害のある者の性被害が潜在化するリスク要因

性被害に遭う状況として、既知の関係者から加害を受けていること、その場所や時間帯が日常生活

の圏域内であり、日常的な活動状況にあることが分かった。一般的には、障害を有する者が自らの力で環境を変える行動はとりにくいことが多い。被害防止のために被害者自らができることは限られてくる。被害者の年代も幅広いことが判明しており、どの年代においても性被害防止につながる性教育や対処方法についての学習や支援が求められる。例えば、幼児の送迎バスでの熱中症防止策のカメラ設置対応は、送迎バス等での性被害防止にも使えるが、それとの違いがあるとすれば機関内の風土や理念が考えられる。福祉や医療サービスは、利用者の主体的選択権が認められるものとして制度設計されているが、現実とは異なり、被害を受けた場所や機関を利用し続けなければいけない状況が少なくない。つまり、加害者個人からの被害だけではなく、政策や制度の被害に遭っているとまで言える。また、実際に認定されていない事件について他の事件の供述の中で語られる事案があることから、同一加害者による複数回の被害など顕在化していない被害がかなりの数ある可能性も高い。さらには、加害者が否認し、被害者は障害特性から供述が難しい場合など、嫌疑不十分で事件認定されない被害など、潜在化している被害は相当多いと推測される。

Ⅲ. 調査統計資料等から見る障害者の被害実態

犯罪被害は通常、被害の申告により捜査機関に覚知されることや障害の有無の判断の難しさも伴い、障害者の犯罪被害について実態把握は殆どなされていない。しかし、近年の犯罪被害に関する検討や刑法改正等の動きの中で、幾つかの調査結果が公表されており、確認できたものを挙げてみたい。

1. 性暴力の相談・支援にあたっている団体に行った実態調査から

「若年層における性的な暴力に係る相談・支援のあり方に関する調査研究事業」報告書（内閣府、平成30年）によれば、調査に回答した団体が選定した事例（構成事例を含む。）268件のうち障害の有無に関する回答があった127件において、手帳の有無にかかわらず障害「あり」と見受けられる事例が70件あったと報告されている。見受けられた障害として、発達障害、精神障害、知的障害等が挙げられ、障害者手帳の有無について確認できた事例34件については、「あり」が23件、「なし」が11件であったと報告されている。また、相談支援を受け始めてから手帳を申請し、取得した場合も含まれるとある。さらに、被害の前からの障害か、被害の影響による状態なのかについては、本調査票からは把握できなかつたとされる。調査で行われた支援団体へのヒアリングでは、性暴力被害の背景要因のひとつに「障害」が掲げられている。障害の影響により被害を認識する困難、その影響で繰り返し被害を受けることや経済的性的な搾取の可能性などが報告されている。また、医療や福祉事業所等につながっていても、被害者本人の認識と表出の難しさから被害が潜在化し、再被害防止のた

めの支援が困難な状況が報告されている。

2. 「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」から

令和2年3月に法務省が公表した報告書の「性犯罪に係る不起訴事件調査」によれば、令和元年度に検察が「嫌疑不十分」で不起訴とした性犯罪が548件あり、うち60件（10.9%）で被害者に何らかの障害があったとされる。内訳は身体障害2、精神障害26、知的障害25、発達障害7となっている。これは事件記録中に被害者の障害が判明するものがある数であり、捜査上では障害が判明せず、事件記録上に現れていないこともある。第一審判決が言い渡された事件における被害者のうち障害があるのは180件のうち9件（5%）と低い割合である。

不起訴事件で障害のある被害者60人と被疑者との関係を見ると、「面識なし」（3）、「出会ったばかりの者」（6）、「交際相手・元交際相手」（4）、「雇用主・勤務先上司」（2）、「配偶者」（1）、「実父母・養父母」（6）、「その他尊属」（2）、「母親の夫・交際相手」（6）、「その他の関係」（30）である。半数を占める「その他の関係」には以下が該当する。「被害者が日常的に利用していた送迎タクシーの運転手・障害者学校の同窓生」、「過去に入院していた精神病院の看護師、入院先病院の別の患者、入所施設の別の入所者、同僚、隣人等」、「入院先病院の別の患者、交際相手の友人、友人の交際相手、インターネットを通じて知り合った者等」、「教育実習生・発達障害者サークル内の知人・出会い系アプリで知り合った者」。

つまり、障害のある被害者に対する被疑者は既知の関係者が多いこと、被疑者は障害があることを知っていて行為に至っていること、障害特性から被害に遭うリスクが高いことが分かる。

3. 「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」調査結果（令和5年度分）から

令和6年12月に内閣府が公表した各都道府県から報告を受けた全国313か所の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等の集計結果を見ると、総数126,743件のうち障害があると判明した者からの相談件数は14,119件（約11%）、そのうち1,057（7%）が知的障害者で、12,307（87.2%）が精神障害者である。

4. 内閣府の調査から

令和4年度の内閣府調査（「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書）によると、全国のワンストップ支援センターが受理した電話相談において、被害からの時間では、「1年以上10年未満」が13.1%、「おおむね10年以上」が10.8%、と長

時間を要している者もいる状況が分かる。また、ワンストップ支援センターへの相談以前に警察への相談をした被害者は16.8%、相談以後でも5.7%であり、被害相談をしにくい状況にあることが窺える。

5. 性被害（性暴力）・性加害に絡む支援状況調査（緊急調査）結果報告から

本調査は、令和4年に公益社団法人日本精神保健福祉士協会が当該構成員の協力のもと、障害者の性犯罪（性暴力）被害の実態とワンストップ支援センターの活用状況を明らかにする目的で行った緊急オンライン調査の結果である。94人の回答者は精神科医療機関に勤務年数が20年以上の者が多数であった。相談事例状況から判明したのは、被害者の性別は女性90%、男性9%、精神障害64%、知的障害32%であることや、実親・友人・知人からの被害が多いことが判明している。また被害後の状況として、精神的不調が最多で、被害時より相談がだいぶ遅れた場合は鬱状態や依存、引きこもり等の課題が出現する傾向が見られた。行政窓口との連携が多い一方で、ワンストップ支援センターにつないだ事例が少ないことや、障害者の性犯罪・性暴力被害は支援に繋がらないことが多いという状況、障害や年齢層に合わせた性教育の必要性などが課題として認識されている。

6. 令和4年度「障害者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果報告から

ここでは性被害（性的虐待）以外についても記述している。虐待類型は区分されているが、性的虐待の被害者は心理的虐待や身体的虐待をも受けている可能性が高いと考えられる。本調査結果を見ても、施設従事者からの被虐待者に知的障害者が多いことが分かる。

1) 養護者による虐待の実態

事実確認調査を行った8,351件の27.3%にあたる2,283件が虐待判断事例とされている。被虐待者の主な障害種別（複数回答）では、「知的障害」が45.7%、「精神障害」が44.4%、「身体障害」が16.8%であった。虐待行為の類型では、「身体的虐待」が67.5%、次いで「心理的虐待」が32.0%、「経済的虐待」が16.5%、「放棄、放置」が11.2%、「性的虐待」が2.3%であった。被虐待者の性別は「男性」が36.1%、「女性」が63.9%である。

虐待者の性別は「男性」が62.2%、「女性」が37.7%である。また、年齢は「60歳以上」39.8%、「50～59歳」26.7%、「40～49歳」15.6%である。

通報者の52.6%は警察であり、本人通報は11.4%である。

2) 施設従事者等による虐待の実態

事実確認調査を行った事例4,880件のうち虐待判断事例は1,194件（被虐待者数は2,356人）であ

る。虐待行為の主な類型（複数回答）は、「身体的虐待」が51.9%、「心理的虐待」48.0%、「性的虐待」11.0%であった。被虐待者の性別は、「男性」66.6%、「女性」33.4%である。年齢は、「20～29歳」20.4%、「30～39歳」16.8%、「40～49歳」16.8%、「50～59歳」17.9%であった。被虐待者の主な障害種別は、「知的障害」が74.3%、「身体障害」18.8%、「精神障害」18.9%であった。

虐待者の性別は「男性」68.3%、「女性」31.7%、年齢は「60歳以上」が18.8%、「50～59歳」が17.4%、「30～39歳」が16.1%であった。職種は「生活支援員」が41.8%、「管理者」が10.9%、「世話人」が10.1%、「サービス管理責任者」が6.8%、「その他従事者」が6.1%であった。通報者で多いのは、当該施設・事業所その他職員の20.9%、次いで本人からが14.3%となっている。

IV. 民間団体、研究者等による先行研究から

1. 「障害のある女性の生活の困難—複合差別実態調査報告書」DPI女性障害ネットワーク

障害者への差別、性による差別という重複差別を受けると問題が錯綜し解決が容易ではない状況を「複合差別」と言い、複合的な不利益に結びつく深刻な問題であるとしている。平成12年に実施した調査では、回答した障害女性87人のうち35%が性的被害の経験を述べているとする。また深刻で広範囲な性的被害やDVを受けている障害のある女性にとって必要な情報と支援が、本人には普段から届いていないし、支援機関の窓口や避難施設の大半は、障害のある人の利用を想定していないため、相談や通報が困難で、日常的な不安、恐怖、さまざまな暴力にさらされながら支援を得られていないとしている。平成18年12月に国連で採択された障害者の権利条約第6条等には障害女性の権利が規定されており、DPI女性障害者ネットワークでは関連法の今後の改正に、障害女性の課題を書き入れるための働きかけを行っている。

2. 「障がい児者への性暴力調査」特定非営利活動法人しあわせなみだ

本調査は平成30年3月1日から3月31日までに発達障害当事者のフリースペース内で行われたもので、回答者は32名である。32人中23人が何らかの性暴力を経験しており、そのうち56%は自分の経験を誰かに話しているが、警察への相談者はわずか3人に留まる。また、発達障害と診断を受けたのは成人してからの人が多く、また障害に関する診断を受けた後も手帳を所持していない人が3割という結果が示されている。また重複障がいの者も多い。本調査では知的障害のない高機能群の「発達障害者においても性暴力被害が高い可能性がある」という新たな知見を導き出している。

3. 「軽度知的障害のある思春期女子の性的ハイリスク行動—特別支援学校高等部・定時制高校の教員へのインタビューをもとに—」竹鼻、馬場、朝倉、伊藤『学校保健研究』62：2021

本調査の結果からは、軽度知的障害のある女子生徒の性的ハイリスク行動には、「金銭がらみの交際・性風俗での労働」、「不適切な性行為」、「危険が伴う性的な行動」が見られ、その要因や背景には、「知的な遅れ」、「自尊感情の低さ」、「複雑な家庭環境」、「情報化社会の影響」があるとされる。支援内容としては「個別の丁寧な指導」、「現状に応じた性教育」、「自立に向けた指導」、「連携」が挙げられる一方で、課題としては「性教育の難しさ」、「卒業後の支援・指導の必要性」、「社会制度をめぐる難しさ」を挙げている。また、対策として個人や家庭状況、社会的背景が複雑に絡んでいるため、教員のみでは難しく社会福祉と学校教育との連携が重要、スクールソーシャルワーカー等専門職配置の重要性などを訴える。加えて日本の性教育の貧しさに言及し、米国の支援サービスを紹介している。

4. 研究者による調査研究

岩田千亜紀氏（法政大学助教）は、前職の東洋大学在職中より、障害者の性被害に関する研究を精力的に行っており、平成30年には「障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題：文献レビュー」をまとめている。令和3年には「性暴力被害者のニーズを踏まえた相談支援のあり方についての検討」を、令和5年には「障がいのある性暴力被害者の被害状況と相談支援の現状と課題」をまとめており、これら2つの論考は『社会福祉学』に掲載されている。前者は一般社団法人Springが実施した「性被害の実態調査アンケート」の質的調査の二次分析を行った研究で、後者はワンストップ支援センターに対するアンケート調査を実施した研究である。

前者では、性暴力被害者のニーズを踏まえた相談支援の課題として、相談機関のアクセシビリティ、相談機関のアクセプタビリティ、相談機関の相談の質との3点があるとし、ソーシャルワーク支援の充実の必要性を説く。後者では、ワンストップ支援センターの約8割で、障害の診断済み及び障害の疑いのある性暴力被害者への相談支援を行った経験があるが、約7割の支援員について研修経験がなく、障害のある対象者の相談支援のための工夫について「ある」が68%、「なし」が28%という結果とさらなる分析をまとめて報告している。

これらの先行研究では、海外の研究や施策動向の調査紹介などもあり、まだ数は少ないものの、障害のある性暴力被害者に関する研究の端緒は見られる。第4次基本計画の施策や今回の刑法改正を背景に、今後徐々に現状と課題が明らかにされ、取組が進むことが期待される。

V. むすびに

本特別調査及びいくつかの統計調査等から障害者の被害実態を見てきた。実態把握に伴い、対策の課題改善も徐々に進んでいると思われるが、把握件数は一部に留まり、対応は十分ではない。また、明らかに被害者の障害種別では知的障害や精神障害が多く、身体障害の特性への配慮の方法や手立ての分かりやすさと比べて、その把握と対応には大きな困難が伴うことが理解できる。

既に司法領域では、児童に続き、障害者に対しても代表者聴取が始まっている。今後はこうした知見の共有及び司法と福祉、医療の連携、本分野における共通言語を構築していくことが求められる。しかし、実態解明が何より重要であり、今回の特別調査の意義は大きいと考える。

児童虐待の防止等に関する法律は施行に伴い毎年の実態把握や対応報告を受けて、既に5度の単独改正が重ねられ、児童福祉法との同時改正を含むとさらに充実強化が図られている。性被害についても被害者の声が大きくなる中、刑法改正が行われた。児童の性被害の増加を背景に、令和3年には教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が成立し、こどもをわいせつ行為から守る仕組みである「日本版DBS」の導入に向けて準備が進められている。このように、こどもが対象の場合や性犯罪については、社会の関心が高く、法律改正を視野に入れた対策検討が繰り返されている。ところが、深刻な死亡事案や非人道的虐待事案などがどれほど明るみに出ても、障害者の犯罪被害に関する検討や法制化の進展及びドラステックな改革はみられない。早急な対応が求められる。

述べてきたように、障害者が被害に遭遇した際の支援と課題は多くある。何よりも障害を有する者の犯罪被害の実態を明らかにするための調査研究を進めることが肝要である。そのうえで、被害の発見ができるようにするためには、障害者への被害認識に関する教育及び支援者への研修、そして安心・安全な環境の整備や構築が求められる。そのためには、被害者等支援の体制の充実強化のための予算措置を講じることが欠かせない。

<参考文献>

1. 内閣府男女共同参画局「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報, https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/jakunen_chousa_report.pdf, 2018.9 (2023.9.27)
2. 法務省ウェブサイト「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」, 法務省, <https://www.moj.go.jp/content/001318153.pdf>, 2020.3, p32, (2023.9.27)
3. 法務省ウェブサイト「性犯罪に係る不起訴事件調査」<https://www.moj.go.jp/content/001318166.pdf> 2020.3, p1, p9, 別表3-3, (2023.9.27)

4. 内閣府ウェブサイト「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」2023年度分<配偶者からの暴力に関するデータ>, 内閣府, https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2023soudan.pdf.2023, (2024.12)
5. 厚生労働省ウェブサイト「令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」<https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/001364027.pdf> (2024.12)
6. 『障がい児者への性暴力が認められる社会へ』<障がい児者への性暴力に関するアドボカシー事業報告書>特定非営利活動法人しあわせなみだ, 2018年7月
7. 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと精神科医療機関等との連携」2022年4月武蔵野大学学術機関リポジトリ
8. 「特別支援学校における知的障害のある生徒への性に関する指導」糸岡・岡田, 愛媛大学教育学紀要第70巻 137-144, 2023
9. 「軽度知的障害のある思春期女子の性的ハイリスク行動—特別支援学校高等部・定時制高校の教員へのインタビューをもとに—」竹鼻・馬場・朝倉・伊藤, 学校保健研究62:2021:351-361
10. 『障害のある女性の複合差別（共通テキスト資料集）』DPI女性障害者ネットワーク、2019.1.31
11. 「障害のある性暴力被害者への相談支援に関わるソーシャルワーク支援の研究」岩田千亜紀, 科研20K13736
12. 「性暴力被害者のニーズを踏まえた相談支援のあり方についての検討～「性被害の実態調査アンケート」の質的調査の2次分析を通じて～」岩田千亜紀, 社会福祉学第62巻第3号 58-72, 2021
13. 「障害のある性暴力被害者の被害状況と相談支援の現状と課題—性犯罪・性暴力被害者のためにワンストップ支援センターに対する調査から」岩田千亜紀, 社会福祉学 第64巻第1号88-102, 2023
14. 「障害者の被害が潜在化している要因について」『被害者学研究』第33号, 2024.3, 108-121

法務総合研究所研究部報告 68

令和 7 年 3 月 印 刷

令和 7 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

編集兼 法務総合研究所
発行人

印刷所 日本印刷株式会社
